

平成17年第3回定例会会議録

平成17年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期16日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月30日	水	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
12月 1日	木	休 会	議案調査（質疑通告締切、正午まで）
12月 2日	金		議案調査
12月 3日	土		（市の休日）
12月 4日	日		（市の休日）
12月 5日	月	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
12月 6日	火		一般質問
12月 7日	水		一般質問
12月 8日	木		一般質問
12月 9日	金	常任委員会	（ 総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （ 経 済 第3委員会室） （ 建 設 第4委員会室）
12月10日	土	休 会	（市の休日）
12月11日	日		（市の休日）
12月12日	月	常任委員会	（ 総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （ 経 済 第3委員会室） （ 建 設 第4委員会室）
12月13日	火		常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （ 建 設 第4委員会室）
12月14日	水	休 会	議事整理
12月15日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成17年 第3回菊池市議会定例会会議録（目次）

11月30日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号.....	19
2. 本日の会議に付した事件.....	23
3. 出席議員氏名.....	27
4. 欠席議員氏名.....	27
5. 事務局職員出席者.....	29
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	29
7. 開 会.....	30
8. 諸般の報告.....	30
9. 発言の申し出.....	30
10. 開 議.....	31
11. 日程第1 会議録署名議員の指名.....	31
12. 日程第2 会期の決定.....	31
13. 日程第3 議案第113号上程・説明・質疑・討論・採決.....	31
14. 日程第4 議案第114号上程・説明・質疑・討論・採決.....	34
15. 日程第5 議案第115号から議案第129号まで及び議案第166号上程・ 説明.....	38
16. 日程第6 議案第130号から議案第165号まで上程・説明・代表監査委員 報告.....	46
17. 日程第7 議案第167号上程・説明・質疑・討論・採決.....	48
18. 日程第8 議案第168号から議案第169号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	49
19. 日程第9 議案第170号上程・説明・質疑・討論・採決.....	51
20. 日程第10 議案第171号から議案第172号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	52
21. 日程第11 議案第173号から議案第174号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	54
22. 日程第12 議案第175号上程・説明・質疑・討論・採決.....	55
23. 日程第13 議員提出議案第6号上程・説明・質疑・討論・採決.....	56
24. 日程第14 意見書案第6号 大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援 を求める意見書の提出について上程・説明・質疑・	

討論・採決.....	66
25. 日程第15 陳情第3号及び要望上程.....	68
26. 日程第16 報告第16号 報告.....	68
27. 日程第17 議員派遣について.....	68
28. 日程第18 休会の議決.....	69
29. 日程通告 散会.....	69
12月1日(木曜日) 休 会	
12月2日(金曜日) 休 会	
12月3日(土曜日) 休 会	
12月4日(日曜日) 休 会	
12月5日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	73
2. 本日の会議に付した事件.....	73
3. 出席議員氏名.....	73
4. 欠席議員氏名.....	75
5. 事務局職員出席者.....	75
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	75
7. 開 議.....	77
8. 日程第1 質疑.....	77
(1) 甲斐健彦君質疑.....	78
9. 日程第2 委員会付託.....	80
10. 日程第3 一般質問.....	86
(1) 外村國敏君質問.....	86
1 アスベスト対策について.....	86
2 資源ゴミ活用について.....	87
3 在宅医療廃棄物について.....	87
市民部長 木下儀郎君答弁.....	88
教育長 田中忠彦君答弁.....	89
(2) 外村國敏君再質問.....	90
市民部長 木下儀郎君答弁.....	92
教育長 田中忠彦君答弁.....	93
(3) 外村國敏君再々質問.....	93

市民部長 木下儀郎君答弁.....	94
市長 福村三男君答弁.....	95
休憩.....	96
開議.....	96
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	96
1 「次世代育成支援対策推進法」による「菊池市次世代育成支援行動計画」 について.....	96
市民部長 木下儀郎君答弁.....	98
(2) 怒留湯健蓉君再質問.....	99
市民部長 木下儀郎君答弁.....	101
(3) 怒留湯健蓉君再々質問.....	102
市民部長 木下儀郎君答弁.....	104
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	105
市長 福村三男君答弁.....	106
昼食休憩.....	107
開議.....	107
(1) 本田憲一君質問.....	107
1 庁舎建設計画について.....	107
2 総合支所の活性化について.....	107
3 道路行政について.....	107
企画部長 村山 隆君答弁.....	108
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	108
建設部長 石原公久君答弁.....	109
(2) 本田憲一君再質問.....	110
企画部長 村山 隆君答弁.....	111
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	111
建設部長 石原公久君答弁.....	111
(3) 本田憲一君再々質問.....	112
企画部長 村山 隆君答弁.....	112
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	112
市長 福村三男君答弁.....	113
(1) 松本 登君質問.....	113
1 地域審議会について.....	113
2 市の教育行政について.....	115

3	構造改革「特区」教育分野について.....	116
4	事務事業の外部委託について.....	116
	企画部長 村山 隆君答弁.....	116
	教育長 田中忠彦君答弁.....	117
(2)	松本 登君再質問.....	119
	企画部長 村山 隆君答弁.....	121
	教育長 田中忠彦君答弁.....	122
(3)	松本 登君再々質問.....	123
	休憩.....	124
	開議.....	124
(1)	樋口正博君質問.....	124
	1 入湯税について.....	124
	2 今後の温泉泉源の保護対策について.....	124
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	124
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	125
(2)	樋口正博君再質問.....	126
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	127
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	128
(3)	樋口正博君再々質問.....	129
	市長 福村三男君答弁.....	129
(1)	栗原康敏君質問.....	131
	1 新菊池市総合計画基本構想の中の1、菊池市のまちづくりについて.....	131
	2 新菊池市総合計画基本構想の中の2、本市の農林業の振興について.....	131
	3 新菊池市総合計画基本構想の中の3、庁舎移転について.....	131
	市民部長 木下儀郎君答弁.....	132
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	132
	企画部長 村山 隆君答弁.....	134
(2)	栗原康敏君再質問.....	134
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	136
	企画部長 村山 隆君答弁.....	136
(3)	栗原康敏君再々質問.....	136
	市民部長 木下儀郎君答弁.....	137
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	138
	企画部長 村山 隆君答弁.....	138

(1) 石本利治君質問.....	138
1 行財政改革について.....	139
2 教育行政について.....	140
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	141
教育長 田中忠彦君答弁.....	142
(2) 石本利治君再質問.....	143
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	144
教育長 田中忠彦君答弁.....	145
(3) 石本利治君再々質問.....	146
市長 福村三男君答弁.....	146
11. 日程通告 散会.....	148
1 2月6日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号.....	151
2. 本日の会議に付した事件.....	151
3. 出席議員氏名.....	151
4. 欠席議員氏名.....	153
5. 事務局職員出席者.....	153
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	153
7. 開 議.....	155
8. 日程第1 一般質問.....	155
(1) 坂本昭信君質問.....	155
1 学校の安全性について.....	155
教育長 田中忠彦君答弁.....	156
(2) 坂本昭信君再質問.....	156
教育長 田中忠彦君答弁.....	156
(3) 坂本昭信君再々質問.....	157
市長 福村三男君答弁.....	157
(1) 渡邊康雄君質問.....	158
1 菊池市総合計画について.....	158
企画部長 村山 隆君答弁.....	159
(2) 渡邊康雄君再質問.....	159
企画部長 村山 隆君答弁.....	161
(3) 渡邊康雄君再々質問.....	161

企画部長 村山 隆君答弁.....	166
市民部長 木下儀郎君答弁.....	166
建設部長 石原公久君答弁.....	166
市長 福村三男君答弁.....	167
教育長 田中忠彦君答弁.....	167
休憩.....	167
開議.....	167
(1) 栃原茂樹君質問.....	167
1 アスベスト使用について.....	168
2 菊池市敬老会事業補助金について.....	168
3 合併に伴う職員給与の不均衡是正について.....	168
市民部長 木下儀郎君答弁.....	169
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	169
(2) 栃原茂樹君再質問.....	170
市民部長 木下儀郎君答弁.....	170
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	170
(3) 栃原茂樹君再々質問.....	171
(1) 川口良郎君質問.....	172
1 今後の財政状況及び新市計画事業・行政改革の方針について.....	172
2 原油高対策について.....	174
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	174
企画部長 村山 隆君答弁.....	176
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	176
(2) 川口良郎君再質問.....	177
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	181
(3) 川口良郎君再々質問.....	182
市長 福村三男君答弁.....	183
昼食休憩.....	184
開議.....	184
(1) 隈部忠宗君質問.....	184
1 農業の振興について.....	185
2 道路問題について.....	186
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	186
建設部長 石原公久君答弁.....	189

(2) 隈部忠宗君再質問.....	190
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	190
建設部長 石原公久君答弁.....	191
(3) 隈部忠宗君再々質問.....	191
(1) 葛原勇次郎君質問.....	192
1 食育基本法の成立に基づき本市の取組みは.....	192
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	193
教育長 田中忠彦君答弁.....	194
(2) 葛原勇次郎君再質問.....	194
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	195
教育長 田中忠彦君答弁.....	196
(3) 葛原勇次郎君再々質問.....	197
9 . 日程通告 散会.....	198
12月7日(水曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第4号.....	201
2 . 本日の会議に付した事件.....	201
3 . 出席議員氏名.....	201
4 . 欠席議員氏名.....	203
5 . 事務局職員出席者.....	203
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	203
7 . 開 議.....	205
8 . 日程第1 一般質問.....	205
(1) 中原 繁君質問.....	205
1 施政方針.....	205
2 政治公約.....	206
3 公共工事の件.....	207
4 助役の決意.....	209
企画部長 村山 隆君答弁.....	209
建設部長 石原公久君答弁.....	210
助役 村上建二君答弁.....	210
市長 福村三男君答弁.....	211
(2) 中原 繁君再質問.....	214
建設部長 石原公久君答弁.....	215

(3) 中原 繁君再々質問.....	216
休 憩.....	216
開 議.....	216
(1) 松本隆幸君質問.....	216
1 総合計画基本構想について.....	216
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	219
企画部長 村山 隆君答弁.....	221
教育長 田中忠彦君答弁.....	221
(2) 松本隆幸君再質問.....	222
企画部長 村山 隆君答弁.....	224
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	224
教育長 田中忠彦君答弁.....	225
(3) 松本隆幸君再々質問.....	225
市長 福村三男君答弁.....	225
昼食休憩.....	226
開 議.....	226
(1) 山瀬義也君質問.....	226
1 県道拡張改修について.....	226
2 菊池川河川改修について.....	227
3 土地改良事業について.....	227
4 史跡について.....	228
建設部長 石原公久君答弁.....	228
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	230
教育長 田中忠彦君答弁.....	231
(2) 山瀬義也君再質問.....	231
建設部長 石原公久君答弁.....	235
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	236
教育長 田中忠彦君答弁.....	237
(3) 山瀬義也君再々質問.....	237
休 憩.....	237
開 議.....	237
(1) 奈田臣也君質問.....	237
1 菊池市老人福祉センター建設について.....	237
市民部長 木下儀郎君答弁.....	240

(2) 奈田臣也君再質問.....	242
市民部長 木下儀郎君答弁.....	245
(3) 奈田臣也君再々質問.....	246
市民部長 木下儀郎君答弁.....	247
(1) 三池健治君質問.....	247
1 放課後児童クラブの向上対策について.....	247
2 市行政事務の取組みについて.....	249
市民部長 木下儀郎君答弁.....	250
企画部長 村山 隆君答弁.....	251
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	252
(2) 三池健治君再質問.....	253
休 憩.....	254
開 議.....	254
(1) 甲斐健彦君質問.....	254
1 入札制度の改善について.....	254
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	255
(2) 甲斐健彦君再質問.....	256
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	257
(3) 甲斐健彦君再々質問.....	257
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	260
9 . 日程通告 散会.....	261
1 2月8日(木曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第5号.....	265
2 . 本日の会議に付した事件.....	265
3 . 出席議員氏名.....	265
4 . 欠席議員氏名.....	267
5 . 事務局職員出席者.....	267
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	267
7 . 開 議.....	269
8 . 日程第1 一般質問.....	269
(1) 河島秀逸君質問.....	269
1 職員の評価と削減の取組みについて改善はあるのか.....	270
2 地域活性化対策について.....	273

3	国際交流の取り組みについて.....	275
4	公共工事に伴う入札指名について.....	276
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	278
	教育長 田中忠彦君答弁.....	279
(2)	河島秀逸君再質問.....	279
	教育長 田中忠彦君答弁.....	279
	企画部長 村山 隆君答弁.....	279
	総務部長 緒方希八郎君答弁.....	280
(3)	河島秀逸君再々質問.....	281
	休 憩.....	281
	開 議.....	281
(1)	坂井正次君質問.....	281
	1 市の活性化について.....	281
	2 児童の安全について.....	284
	3 農業の振興について.....	285
	4 旧市町村境の整備について.....	285
	企画部長 村山 隆君答弁.....	286
	教育長 田中忠彦君答弁.....	287
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	288
	建設部長 石原公久君答弁.....	288
(2)	坂井正次君再質問.....	289
	市長 福村三男君答弁.....	290
(3)	坂井正次君再々質問.....	291
	昼食休憩.....	291
	開 議.....	291
(1)	中山繁雄君質問.....	291
	1 大型店対策について.....	291
	2 旭志の下水道対策について.....	292
	3 交通網の整備について.....	293
	経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	293
	建設部長 石原公久君答弁.....	295
	企画部長 村山 隆君答弁.....	295
(2)	中山繁雄君再質問.....	297
	建設部長 石原公久君答弁.....	297

(3) 中山繁雄君再々質問.....	298
市長 福村三男君答弁.....	298
(1) 木下雄二君質問.....	300
1 農業行政について.....	300
2 西迫間寺小野線道路改良工事について.....	300
3 公共事業入札について.....	300
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	301
建設部長 石原公久君答弁.....	302
(2) 木下雄二君再質問.....	302
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	304
建設部長 石原公久君答弁.....	304
(3) 木下雄二君再々質問.....	304
市長 福村三男君答弁.....	305
(1) 福川幸子さん質問.....	306
1 菊池市全体の観光客誘致について.....	306
企画部長 村山 隆君答弁.....	306
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	308
(2) 福川幸子さん再質問.....	309
企画部長 村山 隆君答弁.....	310
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	310
(3) 福川幸子さん再々質問.....	311
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	314
市長 福村三男君答弁.....	314
9 . 日程通告 散会.....	315
1 2 月 9 日 (金曜日) 常任委員会 (総務・文教厚生・経済・建設)	
1 2 月 1 0 日 (土曜日) 休 会	
1 2 月 1 1 日 (日曜日) 休 会	
1 2 月 1 2 日 (月曜日) 常任委員会 (総務・文教厚生・経済・建設)	
1 2 月 1 3 日 (火曜日) 常任委員会 (文教厚生・建設)	
1 2 月 1 4 日 (水曜日) 休 会	
1 2 月 1 5 日 (木曜日) 本会議	頁
1 . 議事日程第 6 号.....	319

2 . 本日の会議に付した事件.....	319
3 . 出席議員氏名.....	320
4 . 欠席議員氏名.....	321
5 . 事務局職員出席者.....	321
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	322
7 . 開 議.....	323
休 憩.....	323
開 議.....	323
8 . 日程第 1 各常任委員長報告.....	324
・総務常任委員長報告.....	324
・文教厚生常任委員長報告.....	325
・経済常任委員長報告.....	329
・建設常任委員長報告.....	331
委員長報告に対する質疑.....	336
(1) 中原 繁君質疑.....	336
(2) 笠愛一郎君質疑.....	340
(3) 横田輝雄君質疑.....	343
討 論.....	344
休 憩.....	351
開 議.....	351
採 決.....	351
9 . 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	353
採 決.....	354
10 . 追加議事日程 (第 6 号の追加 1)	354
日程第 1 議案第 1 7 6 号及び議案第 1 7 7 号一括上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	354
日程第 2 意見書案第 7 号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出に ついて上程・説明・質疑・討論・採決.....	356
日程第 3 意見書案第 8 号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書 の提出について上程・説明・質疑・討論・採決...	358
11 . 閉 会.....	362

第 1 号

1 1 月 3 0 日

平成17年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成17年11月30日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第113号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度菊池市一般会計補正予算)
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第114号 菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第115号 菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第116号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第117号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 菊池市地区公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 菊池市し尿処理場条例の廃止について
- 議案第120号 平成17年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第121号 平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第122号 平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第123号 平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第124号 平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第125号 平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第126号 平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
- 議案第127号 平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第128号 平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第129号 平成17年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第166号 泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更について

一括上程・説明

- 第6 議案第130号 平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第131号 平成16年度旧菊池市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第132号 平成16年度旧菊池市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第133号 平成16年度旧菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第134号 平成16年度旧菊池市老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第135号 平成16年度旧菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第136号 平成16年度旧菊池市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第137号 平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第138号 平成16年度旧七城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第139号 平成16年度旧七城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第140号 平成16年度旧七城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第141号 平成16年度旧七城町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第142号 平成16年度旧七城町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第143号 平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第144号 平成16年度旧旭志村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第145号 平成16年度旧旭志村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第146号 平成16年度旧旭志村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第147号 平成16年度旧旭志村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 1 4 8 号 平成 1 6 年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 4 9 号 平成 1 6 年度旧泗水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 0 号 平成 1 6 年度旧泗水町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 1 号 平成 1 6 年度旧泗水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 2 号 平成 1 6 年度旧泗水町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 3 号 平成 1 6 年度旧泗水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 4 号 平成 1 6 年度旧菊池広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 5 号 平成 1 6 年度旧菊池広域行政事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 6 号 平成 1 6 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 7 号 平成 1 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 8 号 平成 1 6 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 9 号 平成 1 6 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 0 号 平成 1 6 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 1 号 平成 1 6 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 2 号 平成 1 6 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 3 号 平成 1 6 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 4 号 平成 1 6 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 5 号 平成 1 6 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

- 一括上程・説明 代表監査委員監査報告
- 第7 議案第167号 字の区域の変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第168号 七城町土地開発公社の解散について
議案第169号 泗水町土地開発公社の解散について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第9 議案第170号 菊池養生園保健組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第10 議案第171号 菊池広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の
一部変更について
議案第172号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更につ
いて
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第11 議案第173号 菊池市と菊池郡合志町及び同郡西合志町との国営造成施設管
理体制整備促進事業に係る事務の事務委託の廃止について
議案第174号 菊池市と合志市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係
る事務の事務委託について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第12 議案第175号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第13 議員提出議案第6号 菊池市政治倫理条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第14 意見書案第6号 大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意
見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第15 陳情第3号 新庁舎建設の再検討を求める陳情書
要 望 新庁舎建設計画について
- 第16 行政報告について
報告第16号 専決処分の報告について
- 第17 議員派遣について
- 第18 休会の議決
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第113号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市一般会計補正予算)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第114号 菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第115号 菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第116号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第117号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第118号 菊池市地区公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第119号 菊池市し尿処理場条例の廃止について

議案第120号 平成17年度菊池市一般会計補正予算

議案第121号 平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算

議案第122号 平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算

議案第123号 平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算

議案第124号 平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算

議案第125号 平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

議案第126号 平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算

議案第127号 平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第128号 平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算

議案第129号 平成17年度菊池市水道事業会計補正予算

議案第166号 泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更について

一括上程・説明

- 日程第 6
- 議案第 1 3 0 号 平成 1 6 年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 1 号 平成 1 6 年度旧菊池市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 2 号 平成 1 6 年度旧菊池市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 3 号 平成 1 6 年度旧菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 4 号 平成 1 6 年度旧菊池市老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 5 号 平成 1 6 年度旧菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 6 号 平成 1 6 年度旧菊池市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 7 号 平成 1 6 年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 8 号 平成 1 6 年度旧七城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 3 9 号 平成 1 6 年度旧七城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 0 号 平成 1 6 年度旧七城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 1 号 平成 1 6 年度旧七城町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 2 号 平成 1 6 年度旧七城町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 3 号 平成 1 6 年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 4 号 平成 1 6 年度旧旭志村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 5 号 平成 1 6 年度旧旭志村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 1 4 6 号 平成 1 6 年度旧旭志村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 1 4 7 号 平成 1 6 年度旧旭志村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 4 8 号 平成 1 6 年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 4 9 号 平成 1 6 年度旧泗水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 0 号 平成 1 6 年度旧泗水町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 1 号 平成 1 6 年度旧泗水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 2 号 平成 1 6 年度旧泗水町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 3 号 平成 1 6 年度旧泗水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 4 号 平成 1 6 年度旧菊池広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 5 号 平成 1 6 年度旧菊池広域行政事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 6 号 平成 1 6 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 7 号 平成 1 6 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 8 号 平成 1 6 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 5 9 号 平成 1 6 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 0 号 平成 1 6 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 1 号 平成 1 6 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 2 号 平成 1 6 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 6 3 号 平成 1 6 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第164号 平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

議案第165号 平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳
出決算の認定について

一括上程・説明 代表監査委員監査報告

日程第7 議案第167号 字の区域の変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第168号 七城町土地開発公社の解散について

議案第169号 泗水町土地開発公社の解散について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第170号 菊池養生園保健組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 議案第171号 菊池広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規
約の一部変更について

議案第172号 菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更
について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第11 議案第173号 菊池市と菊池郡合志町及び同郡西合志町との国営造成施
設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託の廃止に
ついて

議案第174号 菊池市と合志市との国営造成施設管理体制整備促進事業
に係る事務の事務委託について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第12 議案第175号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに
ついて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第13 議員提出議案第6号 菊池市政治倫理条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第14 意見書案第6号 大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求め
る意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第15 陳情第3号 新庁舎建設の再検討を求める陳情書

要 望 新庁舎建設計画について

日程第 16 行政報告について

報告第 16 号 専決処分の報告について

日程第 17 議員派遣について

日程第 18 休会の議決

出席議員 (55 名)

1 番 山 田 健 二 君
3 番 樋 口 正 博 君
4 番 二ノ文 伸 元 君
5 番 川 口 良 郎 君
6 番 中 山 繁 雄 君
7 番 水 上 博 司 君
8 番 岩 根 孝 明 君
9 番 三 池 健 治 君
11 番 怒留湯 健 蓉 さん
12 番 坂 本 昭 信 君
13 番 安 武 俊 右 君
14 番 森 誠 雄 君
15 番 隈 部 忠 宗 君
16 番 工 藤 春 雄 君
17 番 奈 田 臣 也 君
18 番 葛 原 勇次郎 君
19 番 河 島 秀 逸 君
20 番 木 下 雄 二 君
21 番 福 川 幸 子 さん
22 番 坂 井 正 次 君
24 番 山 瀬 義 也 君
25 番 本 田 憲 一 君
26 番 栗 原 康 敏 君
27 番 渡 邊 康 雄 君
28 番 栃 原 茂 樹 君
29 番 青 木 積 君
30 番 坂 田 公 弘 君
31 番 野 口 和 夫 君

32番	牧野洋一君
33番	松本登君
35番	中原泉君
36番	松本隆幸君
37番	坂本正弘君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
40番	水元征雄君
41番	東政孝君
42番	中山和幸君
43番	工藤恭一君
44番	木村末弘君
45番	岩下満州子さん
46番	笠愛一郎君
47番	中原繁君
48番	出口サチコさん
49番	荒木建令君
50番	境和則君
51番	森田精一君
52番	福島利徳君
53番	工藤道昭君
54番	甲斐健彦君
55番	北田彰君
56番	外村國敏君
57番	久川知一君
58番	徳永隆義君
59番	横田輝雄君

欠席議員（4名）

2番	倉本義雄君
10番	清水昭栄君
23番	森隆博君
34番	森俊二君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事 課 長	春木 義臣 君
議事 係 長	城 主 一 君
議事 係 参 事	吉野 幸子 さん

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
助 役	村上 建二 君
収 入 役	高本 信男 君
総務 部 長	緒方 希八郎 君
企 画 部 長	村山 隆 君
市 民 部 長	木下 儀郎 君
経 済 部 長	岡崎 俊裕 君
建 設 部 長	石原 公久 君
菊池総合支所長	城 直輝 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	井手 政寛 君
建設部総括審議員	松岡 隆 君
企画部首席審議員	友田 豊和 君
財 政 課 長	川上 憲誠 君
教 育 長	田中 忠彦 君
教 育 次 長	北村 榮一郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水 道 局 長	後藤 定 君
代表監査委員	宮川 貞雄 君
監査委員事務局長	山口 正司 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は53名です。定足数に達していますので、ただいまから平成17年第3回菊池市議会定例会を開会します。

議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告を行います。去る10月6日、第227回熊本県市議会議長会が地元、菊池市で開催されました。会務の報告及び九州市議会第3回理事会の提出議案に水俣市提出の「水俣病認定審査会の早期開催について」、菊池市提出の「県北横断道路の推進について」を全会一致で採択されました。また意見交換では、県下市議会議長会日程等について協議して閉会しました。

次に、10月28日から10月30日にかけて、2005釜山国際観光展に中原繁議員と出席しました。その報告の概要については、事務局に備え付けの書類によりご承知をお願いします。

また、監査委員から平成17年8月から10月の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がありましたので、ご報告を申し上げます。なお、詳細については事務局に備え付けの書類によりご承知いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、執行部から今回提出議案について発言の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。議長の許可がございましたので、議案の一部修正と差し替えをお願いいたします。日ごろから細心の注意をもって臨んでおりますが、開会日の修正となりましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

まず、議案その1でございますけれども、お手元に正誤表を配付しておりますが、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例第9条中、「保育料」の次に「及び入園金」を追加し、同じく見出しに「など」を加えるものでございます。後で休憩

時間等に職員で修正いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、別冊となっております決算審査の意見書及び主要施策の成果の旧泗水分につきましては、落丁等がございましたために刷り直しをいたしております。あとで差し替えをお願いいたします。差し替え前の分につきましては、議会事務局の方にお返しいただきたいというふうをお願い申し上げます。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

午前10時05分 開議

議長（北田 彰君）これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、水上博司君及び岩根孝明君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月22日の議会運営委員会におきまして、本日から12月15日までの16日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの16日間と決定しました。

日程第3 議案第113号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成17年度菊池市一般会計補正予算）

議長（北田 彰君） 日程第3、議案第113号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成17年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から12月15日までの16日間の日程でご審議をお願い

いするものでございます。

提案を申し上げます前に、先の定例会以降の市の動静につきましてご報告申し上げます。

10月上旬の6日、昨年につきスイス在住で菊池一族の末裔に当たる節子・クロソフスカ・ド・ローラさんが娘の春美さんを伴い菊池市を訪問されました。今回は、熊本市などで開催された「節子の暮らし展、和の心」に合わせての来訪で、本市でも「バルテュスと節子そして菊池展」を開催するとともに、市を上げて歓迎したところです。バルテュス氏愛用の貴重な画具もご寄贈いただき、誠にありがとうございました。

10月から11月にかけては各地区で地域をアピールするイベントが開催されました。10月15日には「菊池秋まつり」、23日には「七城ふるさとコスモスまつり」、並びに「洒水孔子まつり2005」、11月1日から15日にかけては「菊人形菊まつり」が開催され、さわやかな秋晴れの下にウォークラリーや古来の伝統絵巻が再現され、多くの来場者で賑わいを見せました。

次に、新菊池市の一体感、連帯感を創出するとともに地産地消を促進することによる市内における消費の拡大、地域経済の活性化を推進することを目的として、菊池市内限定で使える地域通貨「一会」が明日12月1日から発行、利用を開始され、来年2月末まで実施されます。現在、市内の各商工会のご協力により、本日現在で市内263の店舗が取り扱い店として加盟いただいております。市民の皆様、また観光客、市外の皆様方などには年末年始のお買い物にはこの1割お得になる地域通貨「一会」をぜひご利用いただきたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました議案並びに提案する議案の概要について説明申し上げます。

議案第113号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、7月の集中豪雨による災害復旧に要する経費の補正で、10月14日に専決処分したものです。このほか、条例の制定、一部改正、廃止案6件、平成17年度各会計補正予算10件、平成16年度の合併前旧市町村、菊池広域事務組合及び菊池市の各会計歳入歳出決算の認定案36件、事件議決案件9件、人事案件1件の計63件及び報告1件をお願いするものでございます。議案の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましてはこれらの議案につきまして慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきまうようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の説明をいたします。

議案は、その1、その2と参考資料といたしまして新旧対照表を添付いたしております。

まず、議案その1の1ページをお願いします。議案第113号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成17年度菊池市一般会計補正予算（第4号）を説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、専決第44号でございます。専決処分書でございます。4ページをお願いします。平成17年度菊池市一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,531万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億5,876万4,000円とするものでございます。今回の専決処分は、7月の4日から5日及び8日から11日の集中豪雨による災害復旧に係る経費の補正とそれに伴う地方債の補正でございます。

事項別明細書で主なものをご説明申し上げます。10ページをお願いします。款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫負担金2,672万円の補正は、現年度補助災害復旧費負担金、款19繰越金、目1繰越金449万円の補正は、今回の補正財源に充てるものでございます。款21市債、目10災害復旧費1,410万円の補正は、公共土木施設の災害復旧事業債でございます。

次に、下段の歳出でございますけれども、款10災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費4,356万円の補正は、国庫債5カ所の工事請負費が主なものでございます。目3単独災害復旧費175万円の補正は、2カ所の工事請負費が主なものです。

戻っていただきまして6ページ、第2表地方債補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を25億2,150万円とするものでございます。

以上、議案第113号のご説明でした。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第113号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第113号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第114号 菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議案第114号、菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 12ページをお願いします。議案第114号、菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

本案は、平成17年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて本市の職員の給与を改定するため条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は、第1条及び第2条よりなっております。右側の13ページでございますが、第1条菊池市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第7条第3項中、「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。これは、配偶者に係ります扶養手当の月額を500円引き下げるものでございます。第16条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改めるものでございます。これは、第2項第1号が12月に支給します勤勉手当を0.05月引き上げ「0.75」とするものでございます。第2号が、再任用職員については12月に支給する勤勉手当を0.1月分引き上げて0.4月分とするものでございます。なお、第2号に該当します再任用職員は本市にはおりません。

別表第1を次のように改正するというので、開けていただきまして14ページ

が別表第1となっております。これは、一般行政職の給与表を平均0.36%減額改正するものでございます。右の15ページの附則で、第1条の施行日を平成17年12月1日からといたしております。15ページ、第2条菊池市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第16条第2項第1号中「100分の75」を「100分の72.5」に改める。これは、来年の4月1日、平成18年4月1日より6月及び12月の勤勉手当の支給率を100分の72.5とするものでございまして、年間の支給率を変えずに6月と12月の支給率を同率とするものでございます。

以上、議案第114号の説明でした。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） ただいま提案されました議案について、質疑をいたします。

まずですね、給与改定ですが、これは人事院勧告に基づいてという根拠になっておりますが、まず一つ前提として合併した旧4市町村の職員の給与、これのアンバラがあるのか、ないのか。アンバラがあるとすれば、どういうふうにしてそれをバランスを取ってきたのか。まだそれがアンバラとして残っているのか。その辺について、まず一つはお伺いをしたい。

それから、現状で菊池市の現在の職員給与のラスパイレスの指数は幾らになっておるのか。これをご報告を願いたい。

それから、この議案によりますとね、附則によって100分の0.36を4月に遡って減額をすると、こうなるわけですが、これは法律の立前として不利益を遡及させると、遡って不利益を被らせるということが認められるのかどうか。私は今までこういうふうなですね、不利益の遡及というのは当然に認められないということで臨んできたと思うんですけども、小泉内閣になってからは何でもかんでもできるのかと、こういうふうな思いがするわけですが、以上の問題があるというふうに思います。

それから、これは後で予算とも関わってまいらると思うんですけども、この改定によって当面の職員給与、職員が受ける給与のうちの減額される総額は幾らぐらいになるのか。これは予算とのかかわりで質問しても結構ですけども、わかっておれば答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 第1点目の合併前と合併後の職員の給与のバランスはと

ということでございますけれども、給料表は1つでございます、ただその等級に最高級を7級で採用している町村と8級までを採用している町村がございますので、その給与表自体の採用は旧4市町村ではバランスが取れておりませんでした。ただ今回の合併で給与の調整をいたしております、給料表につきましても1つにいたしておりますけれども、均一にいたしておりますが、ただ個々の、個々人を比較しますとそれぞれの市町村での歴史がございます。その中で調整というのはなかなか難しい部分があるのも事実でございますが、今後職員間のアンバランスにつきましては早急に対応し、なるだけ、できる範囲内で、これはできないところもあるのも事実でございますが、できる範囲内で早急に調整をしていきたいというふうに考えております。

2点目のラスパイレス指数の現在の指数でございますが、95.3%でございます。

それと、3点目の今回の給与改定に伴います減額について、4月が遡及されるということでございますが、原則不利益というのは遡及はできませんが、今回の改定につきましては調整するという形で考えてありまして、これは不利益という捉え方でなくて12月の期末・勤勉手当の額を調整するという形で捉えてありまして、遡及適用とは考えておりません。

次に、今回の人事院勧告で減額は幾らぐらいになるのかということでございますが、人事院勧告に伴いまして減額につきましては127万7,970円、これは給料、期末・勤勉手当、先ほど申しましたように給料は0.36%、給料は減額しますが、勤勉手当の方が0.05月上乗せされます関係で、差引127万7,000円程度が今回の全職員の給与に対する減額総額でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） もう1点だけお伺いします。

そういうふうなことで、職員にですね、支給する給与が変更されるわけですが、職員との協議、職員との説明、これは職員組合となさっておられるかと思うんですけれども、その関係についてはどういうふうな現状で進めていらっしゃるでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 当然、組合とは交渉をいたしております。まず、県より説明会がありました直後に組合の三役及び現業部長を交えて、今回の給与改定につ

いて説明を求め、理解をいただいておりますというふうに考えておりますし、また11月に県下の都市、市ですけれども、市で構成いたしております都市共闘会議がございしますが、その中で巡回要請がありまして、菊池市としての今回の人事院勧告に対する考え方を明確にお示したところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第114号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

甲斐健彦君。

〔登壇〕

（甲斐健彦君） 今の質疑でもご答弁は不利益の遡及ではないと。しかし減額をすることにおいては変わりないわけですよ。私はやっぱり今ですね、日本の労働者の賃金、給料、これが大企業を含めてですね、リストラの中でどんどん切り下げられている。その結果として、また今度は公務員の給料も切り下げてくる。これは、止めどなく切り下げの悪循環を生むということだろうと思うんです。そして、とりわけ地方経済に与えるマイナスの影響というのは極めて大きいと。地域経済がどんどんやっぱり縮小していく、そういう問題とも結びついていくというふうに思いますので、現状ではわずかな減額ではありますが、制度としては給料そのものですね、切り下げられるという方向にあるわけで、私はこの議案には反対をいたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立によって採決します。お諮りします。議案第114号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第114号は原案のとおり可

決されました。

日程第5 議案第115号から議案第129号まで及び議案第166号一括上程・説明
議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第115号から議案第129号まで、及
び議案第166号の16議案についてを一括議題とします。提出者の提案理由の説
明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の17ページをお願いしたいと思います。
議案第115号、菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条
例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法の一部改正によりま
して、電算機のリース契約等のように複数年度にわたる契約を行う場合において、
事務取扱に支障を及ぼすようなものにつきましては、条例の定めるところによりま
して長期継続契約を締結することで、債務負担行為の設定を省略し、事務処理を円
滑にできるようにするための条例の制定でございます。

開けていただきまして、18ページでございます。第1条が趣旨で、第2条は長
期継続契約を締結することができる契約を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上が、議案第115号の説明でございました。

19ページ、議案第116号、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制
定についてをご説明申し上げます。本案は、固定資産税の税率について、現在の不
均一課税を標準税率の100分の1.4に統一するものでございます。あけていた
いただきまして、20ページが一部を改正する条例でございます。第62条が固定資産
税の税率で、標準税率の100分の1.4とするものでございます。62条の2
は、国際観光ホテル法の規定によりまして登録を受けたホテル・旅館業の建物で、
新たに課税することとなった年度から5年間に限り100分の0.7とするもの
で、今回の税率の統一に伴い不均一課税の税率についても100分の0.7に統一
するものでございます。なお、現在本市においてはこの登録を受けたホテルという
ことでの該当はございません。附則で、この条例は平成18年4月1日から施行す
ることといたしております。

以上が議案第116号の説明でございました。

21ページをお願いします。議案第117号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正
する条例の制定について、ご説明いたします。本案は、条例の保育料等の減免の条
項中、幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の表を用いていたため条文の整理

を行い、条例の一部を改正するものでございます。22ページが一部を改正する条例でございます。第9条を次のように改める。(保育料等の減免)第9条、市長は第3条の規定にかかわらず、幼稚園就園奨励上特に必要があるときは国の定める基準の限度内において、保育料及び入園金を減免することができることといたしております。附則で、この条例は平成17年4月1日から適用することといたしております。

以上が議案第117号の説明でございました。

次に、議案第118号、菊池市地区公民館条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。本案は、新たに菊池市七城町小野崎に大尺地区公民館が設置されましたために、当該施設を地区公民館として追加するための一部改正でございます。24ページが一部を改正する条例でございます。別表に大尺地区公民館を追加するものです。附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上が議案第118号の説明でございました。

25ページ、議案第119号、菊池市し尿処理場条例の廃止についてご説明いたします。本案は、本年7月31日をもって菊池市し尿処理場の運転を停止し、施設の閉鎖をいたしましたので、条例を廃止するものでございます。附則で、公布の日から施行することといたしております。

以上が議案第119号の説明でした。

27ページをお願いします。議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算をご説明申し上げます。28ページをお願いします。一般会計補正予算(第5号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,970万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242億5,847万3,000円とするものでございます。今回の補正の主なものは、先ほど申しました人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて本市の一般職の職員の給与改定及び異動に伴う人件費補正、それに全庁的な経費として郵便料需用費の補正、新庁舎建設に向けました庁舎周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画の策定業務委託料、また介護保険制度の改正に伴いまして、電算システムの改修費として介護保険特別会計への繰出金、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費の増による補正、水道事業会計への補てん財源といたしましての負担金、建設部の道路橋りょう費の内容を記載、都市整備関係、住宅関係、教育関係では、各事業の事業費確定に伴う補正でございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。38ページをお願いします。38ページ、歳入でございます。款14国庫支出金、目5農林水産業費国庫補助金1,8

86万2,000円の減額補正は、経営構造対策事業でハウスリース事業の事業確定による減額補正、目7土木費国庫補助金4,350万8,000円の補正は、市道泗水中央線道路改良事業に伴う緊急地方道整備事業費交付金1,650万円と隈府中央線の街路事業に伴うまちづくり交付事業2,650万円の補正でございます。款15県支出金、目4衛生費県補助金909万5,000円の補正のうち、乳幼児医療費補助金221万1,000円と重度心身障害者医療費補助金569万3,000円は、受診者及び受診機会の増に伴う医療費の増分に対する補助金でございます。款15県支出金、目5農林水産業費委託金207万7,000円の減額補正は、各事業の確定によるものでございます。款18繰入金、目3老人保健事業特別会計繰入金1,288万7,000円の補正は、平成17年度老人保健事業特別会計の清算に伴う一般会計への繰入金。款19繰越金、目1繰越金5,214万4,000円の補正は、今回の補正財源として充てるものでございます。款20諸収入、目3雑入2,157万2,000円の補正のうち、その他雑入2,063万4,000円の主なものは、七城町並びに泗水町の土地開発公社の解散に伴う出資金、残余財産を新市に受け入れるものでございます。款21市債、目7土木債1,410万円の減額補正のうち、節2道路橋梁債の合併特例事業債1,570万円の減額補正は、ウォーキングトレイル事業の事業縮小による減額補正、節4の都市計画債の合併特例事業債の補正は、一般事業債2,030万円の減額補正と高質空間形成事業及び街路事業の事業費増に伴う合併特例事業債の2,190万円の増額補正でございます。

次に、44ページをお願いします。歳出です。主なものをご説明いたします。まず、全体的に給料、職員手当及び共済費の補正がございますが、これは先ほど申しました人事院勧告に準じ、本市の職員の給与改定に伴う補正と人事異動及び組織改編に伴う補正でございます。各項目で人件費の補正が出てまいりますけれども、それにつきましては説明を省略させていただきたいと思っております。款2総務費、目1一般管理費678万4,000円の補正のうち、消耗品費288万2,000円は、法令追録代、通信運搬費350万円は、市役所全体の郵便料でございます。目7財産管理費395万8,000円の補正の主なものは光熱費で、猛暑により冷房の使用量の増と合併に伴う電算機器類の増によるものでございます。あけていただきまして、目8企画費388万円の補正は、新市合併記念事業を開催するための委託料が主なものでございます。目12新市調整費121万3,000円の補正は、新庁舎の周辺整備基本構想及び新庁舎基本計画の策定業務を委託するものでございます。目15安全対策費150万円の補正は工事請負費で、防犯灯設置が全額市の負担となったことによる不足分の補正でございます。あけていただきまして、48ペ

ージ、款3民生費、項1社会福祉費、目3障害者福祉費906万3,000円の補正のうち、電算処理等委託料267万6,000円は、自立支援法施行に伴うシステム改修費、節23償還金利子及び割引料は事業確定に伴う国・県への返納金でございます。あけていただきまして、50ページ。項2高齢者福祉費、目1高齢者福祉費3,235万3,000円の補正のうち節28繰出金は、介護保険制度改正に伴う電算システム改修費を介護保険特別会計へ繰出すものでございます。款4衛生費、目1保健衛生総務費2,076万4,000円の補正のうち重度心身障害者医療費1,138万7,000円と乳幼児医療費1,403万3,000円は、受診者及び受診機会の増加に伴う医療費の増でございます。あけていただきまして、54ページ、目4環境衛生総務費1,854万1,000円の補正のうち水道事業会計補助金5,000万円は、旧泗水町水道事業会計の未処理欠損金2億800万円を5年間で補てんするための補助金で、本年度分の補助金でございます。項2清掃費、目1清掃総務費434万5,000円の減額補正のうち、し尿運搬費補助金460万円の減額補正は、泗水町のし尿を7月までで菊池環境保全組合、旧の南部清掃組合でございますが、で処理していたものを8月より試運転しています菊池広域連合のし尿処理施設クリーンセンター花房で処理することとなったため、8月から来年の3月分までの補助金が不要になったものでございます。目2塵芥処理費1,112万5,000円の補正は、エコビレッジ旭の燃料費507万8,000円と乾燥機赤外線水分計調整業務委託、RDF施設改修に伴う地域計画書の策定業務及び一般廃棄物処理基本計画書の業務委託料411万6,000円が主なものでございます。あけていただきまして56ページでございますけれども、款5農林水産業費、目3農業振興費2,725万3,000円の減額補正は、旧七城町のハウスリース事業であります経営構造対策事業費補助金の事業確定に伴う2,919万9,000円の減額補正が主なものでございます。目6農地費1,296万8,000円の補正のうち、あけていただきまして58ページでございますが、委託料1,000万円の減額補正は、泗水佐野地区ほ場整備事業計画書作成委託料で、事業主体が泗水町土地改良区への変更になったものでございます。また、公有財産購入費613万5,000円は、七城町赤北地区の農村公園用地取得費、負担金補助及び交付金は県営の土地改良事業等の事業確定に伴う増額及び減額補正でございます。あけていただきまして60ページ、項2林業費、目2林業振興費194万5,000円も事業確定による減額補正が主なものでございます。あけていただきまして62ページ、款7土木費、目2道路橋りょう維持費の補正は、大琳寺木庭橋線の工事請負費の一部を同路線の交差点及び排水路に係る調査設計費等の委託料に組み替えるものでございます。目3道路橋りょう新設改良費414万7,000円の補正のうち公有財産購入

費 4 1 6 万 7, 0 0 0 円は、赤北花房中央地区創設換地確定に伴う用地購入でございます。項 4 都市計画費、目 6 まちづくり交付金事業費 5, 5 1 1 万円の補正のうち、あけていただきまして 6 4 ページでございますが、委託料 1, 1 1 9 万円は、隈府地区の回遊道路に係る測量設計委託料、補償費 3, 4 1 4 万 2, 0 0 0 円は隈府中央線に係る 4 件の建物、立木補償費でございます。項 5 下水道費、目 1 特別会計繰出金費 1 6 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、人事院勧告及び人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。項 6 住宅費、目 1 住宅管理費 3 7 2 万 7, 0 0 0 円の補正のうち修繕費 4 1 9 万 5, 0 0 0 円は、公営住宅退去後の維持修繕費用 2 5 件分が主なものでございます。あけていただきまして 6 6 ページ、款 8 消防費、目 5 災害対策費 2 7 7 万 5, 0 0 0 円は、職員が台風等の災害待機をしたときの時間外勤務手当でございます。款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費 9 0 4 万 8, 0 0 0 円の補正のうち工事請負費 9 0 0 万円は、戸崎小学校で車いすを使用する児童のために資料室を改修するものでございます。目 2 教育振興費 1 6 6 万 9, 0 0 0 円の補正は、要保護及び準要保護児童数の増によるもの、項 3 中学校費、目 2 教育振興費 1 7 8 万 1, 0 0 0 円の減額補正は、要保護、準要保護生徒の数が減少したものでございます。あけていただきまして 6 8 ページ、項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園費 1 4 1 万 4, 0 0 0 円補正のうち幼稚園就園奨励費補助金 1 1 5 万 4, 0 0 0 円は、補助対象者の増によるものでございます。項 5 社会教育費、目 5 文化施設費 1 9 9 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、文化会館の舞台業務委託の契約方法を常勤から日額契約としたための減でございます。あけていただきまして 7 0 ページ、目 6 文化財保護費 1 9 1 万 3, 0 0 0 円の減額補正は、七城町赤北地区発掘調査面積の縮小によるものでございます。あけていただきまして 7 2 ページ、款 1 0 災害復旧費、目 3 林業施設災害復旧費 3 2 4 万 1, 0 0 0 円の補正は、災害査定による事業費が増額となったものでございます。

3 2 ページに戻っていただきまして、第 2 表債務負担行為でございます。地方自治法第 2 1 4 条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額の設定を 3 件お願いするものでございます。3 3 ページが第 3 表地方債の補正でございます。起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を 2 5 億 9 6 0 万円とするものでございます。

以上、議案第 1 2 0 号の説明でした。

7 5 ページをお願いします。議案第 1 2 1 号、平成 1 7 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算を説明いたします。7 6 ページをお願いします。老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 8 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ66億2,623万5,000円とするものでございます。

事項別明細で説明いたします。80ページをお願いします。今回の補正は、歳入で平成16年度決算に伴う前年度繰越金1,288万7,000円を受け入れ、歳出で同額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、議案第121号の説明でございました。

83ページをお願いします。議案第122号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算を説明いたします。84ページをお願いします。介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億511万3,000円とするものでございます。今回の補正は、介護保険の一部改正によりまして負担のあり方、制度運営の見直し等大きく改正されましたことで現行の電算システムでの対応が困難となりまして、それに対応したシステムの改修をするものでございます。

事項別明細で主なものを説明します。88ページをお願いします。歳入です。款7繰入金、目2その他一般会計繰入金3,058万7,000円の補正は、補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。次に90ページをお願いします。歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費2,414万5,000円の補正のうち、介護保険法の改正に伴うシステム改修費、目2認定調査等費の補正のうち備品購入費652万円の補正は、認定システムによりスムーズな送信ができる新たな電話回線の設置と訪問認定調査システムソフトを購入するものでございます。款2保険給付費、目1居宅介護サービス等諸費1,000万円の減額補正と目1高額介護サービス費1,000万円の補正は、制度改正に伴う組み替えでございます。以上が、議案第122号の説明でございました。

93ページをお願いします。議案第123号、平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算を説明します。94ページ、簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,202万5,000円とするものでございます。

98ページをお願いします。歳入でございますが、款6繰入金、目1一般会計繰入金63万円の補正は、補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。下段の歳出でございますけれども、人事院勧告に伴う人件費補正及び人事異動等に伴う人件費補正でございます。

以上が、議案第123号の説明でした。

101ページをお願いします。議案第124号、平成17年度菊池市公共下水道

事業特別会計補正予算を説明いたします。102ページ、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,979万円とするものでございます。

106ページをお願いします。歳入でございます。款5繰入金、目1一般会計繰入金58万8,000円の補正は、補正財源として一般会計から繰り入れるもので、下段の歳出につきましては人事院勧告及び人事異動に伴う人件費補正が主なものでございます。

以上、議案第124号の説明でございました。

109ページをお願いします。議案第125号、平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算を説明いたします。110ページ、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,910万3,000円とするものでございます。

114ページをお願いします。歳入でございます。款5繰入金222万7,000円の減額補正は、人件費減に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。下段の歳出でございますが、人事院勧告等に伴う減額補正でございます。

以上が、125号の説明でございました。

117ページをお願いします。議案第126号、平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算を説明いたします。118ページ、補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,644万円とするものでございます。122ページをお願いします。款5繰入金389万円の減額補正は、人件費減に伴う一般会計からの繰入金を減額するものでございます。下段の歳出でございますが、これも人事院勧告等に伴う減額補正でございます。

以上が、議案第126号の説明でございました。

125ページ、議案第127号、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算を説明いたします。126ページ、補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に4,575万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億6,490万円とするものでございます。

事項別明細書で説明します。132ページでございます。歳入でございます。款8市債、目1市債4,450万円減額補正は、泗水町永南地区の工事請負費の減額に伴う水道事業債の減額補正でございます。次に、歳出でございますけれども、款1事業費、目1事業費4,324万5,000円の減額補正は、人事院勧告及び人事

異動に伴う人件費の補正と委託料547万円と工事請負費4,279万7,000円の減額補正、これは三万田地区処理施設の実施設計委託料の確定に伴うもの及び永南地区の事業を次年度で実施するための減額補正でございます。目2の維持管理費251万1,000円の減額補正は、人事院勧告に伴う補正と処理施設及びポンプ場に係る需用費の補正でございます。

戻っていただきまして129ページ、第2表地方債の補正の変更でございます。起債の目的別限度額を補正後に減額し、5,870万円とするものでございます。

以上、議案第127号の説明でございました。

135ページをお願いします。議案第128号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について説明いたします。

事項別明細書で説明いたしますが、140ページをお願いします。款1総務費1,042万円及び款2サービス事業費21万4,000円の減額補正は、人事院勧告及び人事異動に伴うもので、その減額分合計1,063万4,000円を予備費で調整し、歳入歳出差引ゼロとするものでございます。

以上、議案第128号の説明でした。

143ページをお願いします。議案第129号、平成17年度菊池市水道事業会計補正予算を説明いたします。あけていただきまして、144ページをお願いします。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、収入では款1水道事業収益、項2営業外収益で、他会計補助金に一般会計からの負担金として5,000万円を繰り入れるもので、これは合併協議会における旧泗水町水道事業会計の対応として、新市建設計画の財政計画において承認をいただいているものでございます。支出では、款1水道事業費用、項1営業費用104万5,000円の減額補正のうち、内訳は人事院勧告に伴う人件費補正210万円の減額補正と時間外勤務手当60万円及び非常勤嘱託員1名分の報酬40万2,000円の増額補正でございます。なお、145ページに実施計画、146ページに資金計画、147ページに給与費明細を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第129号の説明でした。

149ページをお願いします。議案第166号、泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更について、協定名は今申し上げた委託名でございます。2の協定の金額でございますが、2億9,512万円、変更前が4億7,000万円でございます。3、協定の相手方、日本下水道事業団代表者理事長、板倉英則。変更前が、安中徳二でございます。4、完成予定、変更前が平成18年度で、今回変更が平成17年度。提案理由でございますけれども、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産取得は、取得または処分に関する

る条例第2条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があり、お願いするものでございます。

以上が、議案第166号の説明でございました。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

開議 午前11時14分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第130号から議案第165号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第130号から議案第165号までの36議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議案第130号、平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、それから、議案第165号、平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての36議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第130号から議案第155号までの26議案につきましては、このベージュ色の、綴じてありますベージュ色の決算書でございます。内容は省略いたしますので、この決算書でございまして、この決算書は平成16年4月1日から平成17年3月21日までの合併前についての決算で、平成16年度旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町及び旧菊池広域行政組合の各会計の歳入歳出決算書でございます。地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。また、議案第156号から議案第165号までの10議案につきましては、緑色の別冊となっております。この決算書は、平成17年3月22日から平成17年3月31日までの合併後の10日間についての平成16年度の新市の各会計の歳入歳出決算書でございます。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。なお、この決算書は本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

以上、議案第130号から165号までの説明でございました。

議長（北田 彰君） 次に、代表監査委員から監査報告の申し出がありましたので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

代表監査委員（宮川貞雄君） 平成16年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成16年度旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町並びに新菊池市の各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について、市長より審査に付されましたので、横田輝雄監査委員とともに各決算書に基づき慎重に審査を行いました。今決算審査に付されましたのは、合併前の平成16年4月1日から平成17年3月21日までの1市2町1村の各会計決算と合併後の平成17年3月22日から同年3月31日までの期間に係るものでございます。よって、決算額、収入率、執行率等の年度間比較は数値を表に挙げる程度にとどめ、詳細な分析は行わないものとし、決算の正確性の検証及び旧市町村の数値が新菊池市に正確に移行されているかを中心に審査を実施したところでございます。その中で、監査の役割は当然に整っている決算書をもとに決算審査確認を行うこととございますが、今回は1市2町1村が合併するという一大事業の特別な年度であり、それぞれの旧自治体の決算作業ののち、日を空かさずに新菊池市の決算作業に当たる膨大な事務量によりまして、その事務作業の統制に混乱があったのか、決算審査に入った段階で証書等に不足分が見られました。そのため、その調査で相当の日数、時間を費やすという事態にもいたり、その上での決算審査にあたったということをもっとご報告させていただきます。そのような経緯はありましたが、追加提出いただいた書類及び聞き取り調査によりまして審査を重ねました結果、各会計とも係数は正確であり、予算の執行、事務事業の推進等、概ね適正に行われていたことを確認しましたことをご報告申し上げます。審査の概要につきましては、意見書に記載しているとおりでございますので後ほどご覧いただきたいと思いますが、総括して申し上げますと、主な財政指数では経常収支比率が95.8%と90%を超えております。同比率は、地方公共団体の経常的経費のうち、経常一般財源がどれだけ充用されたかを示す比率であり、この数値が高くなることは財政の硬直化が進んでいることとなります。歳入におきましては、収入未済額や滞納額の増加が懸案事項であり、これらについても自主財源の確保や市民負担の公平の視点からも早急に対策を講じる必要があると考えます。また、歳出におきましては今後旧市町村の慣例に従

い、合併のままの歳出サービスの水準を続けた場合には、経常収支の比率の改善は不可能であります。組織改革とあわせた効果的な人員配置と職員数の削減を含めた人件費の抑制、施設の統廃合、各種補助金及び負担金等々の大幅な一律カットなどによる見直しが必要であると考えます。また、特別会計におきましても、1つに、一般会計繰入の減額や使用料等の改定など、歳入歳出を通じた構造の見直し。2つに、収入未済額減少及び滞納防止のための組織の見直しを含めた収納業務の効率化を要望するものでございます。

以上の事項を勘案され、新市建設計画策定及び行政改革の実行にあたっては、将来に向けた確かなビジョンを持ち、事業評価や政策評価を行いつつ、経費につきましては予算編成の段階から今一度原点に戻っていただき、真に必要性があるかとともに、費用対効果につきましても検討されることを強く要望するものであります。

最後に、様々な議論の高まりを経て、4市町村の総意を結集しまして市町村合併を実現した新菊池市におきましては、合併協議会で確認されてきた事項の実現とあわせまして、従来よりも充実した行政サービスと市民福祉の向上を享受するための菊池市づくりが5万有余民の大きな願望でございます。しかし合併以前から想定されてきた国の三位一体の改革が一段と進展し、財政状態が毎年厳しくなる中、地方自治体にとりましては、その存亡が問われる事態も生じるようになってきております。このために、新市計画により精力的な市政運営に取り組まれている中でございますが、今後におきましては合併した当初の時期であるからこそ容易に改革できる財政・組織事業も数多いといえます。その観点に立ったとき、市政発展のために改革できる事項が数多く横たわっており、今決算審査において述べてきました事項を踏まえ、現在の組織と事業を改めて精査と見直しを加えていただきたいと思いますところでございます。その上で、市民の立場に立ち、効率的かつ有益な市政運営と執行を具現下し、まさしく合併したからこそ実現できる大いなる菊池市づくりを熱望しまして、決算審査の報告といたします。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

日程第7 議案第167号 字の区域の変更について

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第167号、字の区域の変更についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議案第167号を説明いたします。議案その2でござい

ます。1ページをお願いします。議案第167号、字の区域の変更についてご説明いたします。本案件につきましては、七城町蘇崎の赤北地区区画整理事業の実施に伴う字区域の変更で、先の9月の市議会定例会で議決をいただいたところでございますが、図面等には間違いございませんでしたが、議案中1ヵ所の地番が「3の4」のところ「304」と、「304」と誤った表示でありましたので、再度議決をお願いするものでございます。

3ページをお願いします。3ページ、下から2番目のマスの下から2行目、「2の2、3の4に隣接する道路」という形の表現を「2の2、304」ということで表示していたものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、議案第167号の説明でございました。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第167号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第167号を採決します。お諮りします。議案第167号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第167号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第168号及び議案第169号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、議案第168号、議案第169号の2議案についてを一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） 議案その2、5ページをお願いします。議案第168

号、七城町土地開発公社の解散についてと、あけていただきまして6ページでございますが、議案第169号、泗水町土地開発公社の解散については、一括してご説明を申し上げます。各土地開発公社の取り扱いにつきましては、菊池北部4市町村合併協議会におきまして、協議第48号、第3セクターの取り扱いについてで提案され、昨年7月22日、各市町村の土地開発公社の取り扱いについては合併後統合し、新市の土地開発公社として存続するものとする確認されております。また、七城町土地開発公社、泗水町土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項により解散する公社においては議会の議決を得る必要があります、本案件を提案するものでございます。なお、去る11月10日に泗水町土地開発公社、同じく11月11日に七城町土地開発公社の理事会を開催し、解散についての承認をいただいております。解散する七城町土地開発公社、泗水町土地開発公社の資産、債務につきましては、新市名の土地開発公社ということで菊池市土地開発公社が引き継ぐこととなります。菊池市土地開発公社が引き継ぐ資産、債務につきましては、資産譲与兼債務引受契約のもとに行います。引き受ける資産、債務については、まず七城町土地開発公社から債務といたしまして菊池地域農業協同組合より8億4,083万5,000円の借入がございまして、資産として引き継ぐ内訳といたしまして、用地が209筆で、総面積が約22万㎡、用地代の未収金が1,573万9,385円となります。次に、泗水町土地開発公社から引き継ぐ資産、債務においては、まず債務といたしまして12億3,309万6,084円の借入が菊池地域農業協同組合よりございまして、資産として引き継ぐ内訳といたしましては、用地が76筆で、うち4筆が植木町にございまして、この4筆につきましては、田島工業団地の用地で植木側の法面、緑地帯等でございます。総面積が約17万㎡となります。また、車両2台が引き継ぐ資産となっております。解散する七城町土地開発公社、泗水町土地開発公社の残余財産といたしまして、出資金が両公社合わせて2,000万円ほどございまして、その取り扱いにつきましては七城町土地開発公社、泗水町土地開発公社、それぞれの定款により設立団体へ帰属することになっておりますので、今回の補正予算にも計上いたしておりますとおり、菊池市へ帰属となります。また、議会の議決をいただきますと、七城町土地開発公社、泗水町土地開発公社、それぞれ解散の申請を県知事へ行い、県知事より解散の認可をいただいておりますので、解散の登記等の手続きに入る予定でございます。

以上、議案第168号、七城町土地開発公社の解散について、議案第169号、泗水町土地開発公社の解散についての説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第168号、議案第169号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第168号、議案第169号の2議案を一括して採決します。お諮りします。議案第168号、議案第169号の2議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第168号、議案第169号の2議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第170号 菊池養生園保健組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議長（北田 彰君） 次に、日程第9、議案第170号、菊池養生園保健組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） 議案その2、7ページをお願いします。議案第170号、菊池養生園保健組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。旧市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第1項の規定により、平成18年2月27日、合志町と西合志町の合併に伴い、平成18年2月26日限りで菊池養生園保健組合から合志町と西合志町を脱退させ、2月27日から合志市を加入させるものでございます。一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためをお願いするものでございます。

あけていただきまして、8ページと9ページが規約の一部を改正する規約でござ

います。主な改正点は、第2条が合志町及び西合志町を合志市とする改正、第5条が組合の議会議員の定数を現行の菊池市8、合志町2、西合志町2を菊池市4人、合志市4人に改正する規定でございます。附則で、この規則は平成18年2月27日から施行するということといたしておりますが、第2項で平成18年5月31日までの間は菊池市8人、合志市4人とする経過措置を設けております。なお、この議案は構成する関係市町村の同文議決でございます。

以上、議案第170号の説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第170号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第170号を採決します。お諮りします。議案第170号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第170号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第171号及び議案第172号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第10、議案第171号、議案第172号の2議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） それでは、まず議案第171号を説明いたします。10ページをお願いします。議案第171号、菊池広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。菊池広域連合は、菊池

市、大津町、菊陽町、合志町及び西合志町で構成されておりますが、平成18年2月27日、合志町と西合志町の合併に伴い、組織する地方公共団体の数が減少することにより、旧市町村の合併の特例に関する法律の規定により、平成18年2月26日限りで菊池広域連合から合志町と西合志町を脱退させ、合併する2月27日から合志市を加入させるものでございます。広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるためお願いするものでございます。

右側の11ページが規約の一部を改正する規約でございます。主な改正点は、第2条が合志町及び西合志町を合志市とする改正、第8条が広域連合議員を現行の菊池市8人、大津、菊陽、合志、西合志町の各2人を菊池市4人、合志市4人、大津町4人、菊陽町4人に改正する規定。第17条第2項に規定する関係各市町の負担割合を定める別表中、負担割の変更とし尿処理費の建設費の文言を削除するものでございます。附則で、この規約は平成18年2月27日から施行するといたしておりますが、別表の負担割の改正は平成18年4月1日から施行とし、12ページの第2項で平成18年5月31日までの間は、菊池市8人、合志市4人、大津町2人、菊陽町2人とする経過措置を設けております。

次に、13ページでございますけれども、議案第172号、菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。障害者自立支援法が去る11月7日に公布され、このことを受け、介護給付費等の支給に関する審査会を各市町村に置かなければならなくなりました。菊池郡市では、これを菊池広域連合で行うこととなり、連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更をすることになります。広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更をしようとするときは、同じく議会の議決を経る必要があるためお願いするものでございます。あけていただきまして、14ページが規約の一部を改正する規約でございます。第4条第6号及び第5条第6号の「、の運営」を「及び運営」とするのは文言の訂正でございます。また、第4条及び第5条に広域連合の処理する事務として、介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関することを追加し、別表に障害者自立支援費に係る負担割合を加えるものです。別表備考で、障害者自立支援費に係る利用割合の計算基礎を定めております。なお、議案第171号及び172号につきましては、関係市町村の同文議決をお願いするものでございます。

以上、議案第171号、第172号の説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第171号、議案第172号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第171号、議案第172号の2議案を一括して採決します。お諮りします。議案第171号、議案第172号の2議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第171号、議案第172号の2議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第173号及び議案第174号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第11、議案第173号、議案第174号の2議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） それでは、15ページ、議案第173号と16ページの議案第174号をご説明申し上げます。

まず、議案第173号で、平成18年2月27日に合志町と西合志町の合併によりまして、菊池市と合志町及び西合志町との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務委託を廃止し、議案第174号で新合志市の発足に伴い、当該事業に係る合志市事務を菊池市に委託について協議するため議会の議決をお願いするものでございます。

まず、15ページの方でございますが、議案第173号、菊池市と関係市町村の国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託の廃止についてご説明を申し上げます。合志町と西合志町の合併によりまして、新合志市の発足に伴い地方自治法第252条の14、第2項の規定により、平成18年2月26日をもって菊池市と菊池郡合志町及び西合志町との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事

務の事務委託を廃止することについて、地方自治法により議会の議決を経る必要がございますので提案するものでございます。

あけて16ページが議案第174号、菊池市と合志市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託についてでございますが、先ほどご説明いたしましたように、合志市の発足に伴い当該事業に係る合志市の事務を菊池市に委託することについて協議いたしたいので、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、17ページが事務委託に関する規約ですので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第173号及び議案第174号の説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第173号、議案第174号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第173号、議案第174号の2議案を一括して採決します。お諮りします。議案第173号、議案第174号の2議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第173号、議案第174号の2議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第175号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（北田 彰君） 次に、日程第12、議案第175号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 議案その2でございます。19ページをお願いいたします。議案第175号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。本市の人権擁護委員は、現在13名の方が法務大臣の委嘱を受け人権擁護活動に従事されております。その中のお一人、五丁陽子委員が平成18年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任候補の推薦について、熊本地方法務局長から依頼がありました。推薦にあたりましては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護について理解のあるものとされており、十分検討しました結果、三浦京子さん、菊池市泗水町吉富1932番地1、昭和23年12月6日生まれを推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第175号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第175号を採決します。お諮りします。議案第175号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第175号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提出議案第6号 菊池市政治倫理条例の制定について

議長（北田 彰君） 次に、日程第13、議員提出議案第6号、菊池市政治倫理条例の制定についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤道昭君。

[登壇]

(工藤道昭君) それでは、議員提出議案第 6 号、菊池市政治倫理条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

政治は、その主権者である市民の厳粛な信託を受けた議員も市長等もその受託者であります。よって、受託者である議員も市長等、市民の信託の誠実な履行者でなければなりません。しかしながら、未だに政治腐敗や事件がなくなるのも事実であります。現在、熊本県下においても政治や政治家に対する新聞報道がなされていますように、その地位や権限の影響が大きければ、さらに疑惑の機会もふえるからであります。議員や市長等が特別の地位にあることに鑑み、その職務の遂行において廉潔と公平公正を保持し、透明性のある政治を実現するため、合併前の旧 4 市町村でもそれぞれ政治倫理条例を制定していました。本年 3 月 22 日の合併により、旧 4 市町村の政治倫理条例は失効しました。新市の政治倫理条例を早急に策定すべきということで、6 月定例会におきまして政治倫理条例策定特別委員会の設置が提案され、政治倫理は市会議員が市民の信託を受けた特別な地位にあることを認識し、その職務遂行に公平公正を保持するために必要な倫理を定め、市民に信頼されるようこの特別委員会で条例を制定する目的で 12 名の委員で設置がなされました。まず、第 1 回目の委員会を 7 月 28 日開催し、旧 4 市町村の政治倫理条例、それから今後の策定のスケジュール等を検討いたしました。第 2 回を 8 月 18 日、政治倫理条例素案の策定、執行部より助役の出席を求めました。また、3 回を 10 月 19 日、政治倫理条例素案策定、執行部より助役、それから本市の由井弁護士の出席もいただきました。そして 10 月 25 日には全員協議会で政治倫理条例素案の説明をいたしましたところであり、第 4 回を 11 月 7 日、政治倫理条例素案策定、執行部より助役、収入役、そして総務部長も出席をいただきました。

以上において特別委員会を開催し、旧 4 市町村の政治倫理条例を基本とした政治倫理条例素案について慎重に検討を重ね、顧問弁護士の意見等も聞きながら委員の意見を取りまとめたところであり、そのようなことで、第 3 回定例議会に議員提出議案として上程の運びとなりました。

今回、策定しました条例について、要点を申し上げますと、第 1 条の目的であります。対象者に市議会議員及び市長、助役、収入役、教育長をいたしました。旧菊池市以外では、旧旭志が助役を、旧泗水町が助役、収入役、教育長まで対象としていました。また、七城町は議会議員の政治倫理条例でありましたので、対象は議員のみに限定されておりました。

次に、2 条は行動基準として市民全体の代表者として市政に携わる機能と責任を

自覚し、その使命の達成に努める5項目の事項を遵守して行動することとしています。

第3条は政治倫理基準として、1つ、不正疑惑行為の自粛、2つ目に許認可、請負等契約斡旋行為の自粛、3つに職務権限行為による自己財産利益禁止、4号として公共事業関与及び関与業者の金品受給の禁止、5号に市職員の採用斡旋禁止、6号に今まではありませんでしたが、委員の強い要望によりまして市職員の昇格、異動斡旋の禁止、それから7号に政治活動の企業団体からの寄附等禁止、以上7つの政治倫理基準について遵守することとしています。

第4条は工事等の契約に関する遵守規定を設けたところで、この条項は旧菊池市にはなかったものであります。地方自治法は議員及び市長、助役、収入役の規定はありますが、配偶者及び親族の請負については規定がありませんが、旧3町村はこの工事等の契約に関する遵守規定の条項を入れていました。特に今回対象者を議員及び市長、助役、収入役、教育長の配偶者及び2等親以内の親族までとし、市公共工事請負契約の辞退または下請工事等や市の一般物品納入契約の辞退、市民に対し疑惑の念を抱かせるようなことがないように努めなければならないのであります。特に第4条については、委員で慎重審議を行ったところであります。

第5条は政治倫理審査会を地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づき設置し、委員は識見者8名を市長が委嘱し、任期は2年としています。

第6条は審査会委員の守秘義務であります。

第7条、市民の調査請求権は議員または市長等が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、事前に届出をしたのち、それを証する資料を添えて、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に、調査を請求することができますとしています。請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならないとしています。

8条から12条までは、審査会の審査に関する条項であります。8条は審査会は付託事案の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告、また審査結果の要旨を公表することあります。9条、審査会は事案の解明のため、資産報告書の提出を求められます。第10条、議員または市長等の協力義務。11条は照会。

12条は虚偽報告等の公表。

13条は、収賄罪等宣告後における釈明。

14条は、収賄罪等確定後の措置。

15条は、委任であります。

附則は、この条例は平成18年4月1日施行であります。これは現在市議会議員は在任特例で来年5月31日までの任期であります。任期満了30日前には市議

会議員選挙が執行される予定であります。また、来年4月1日が自治体は新年度に入ります。そうしたことを考慮しまして、条例の施行日を平成18年4月1日からとしています。

以上のような条項内容となっています。言うまでもなく、政治倫理条例制定の真の目的は、条例ができたからといって達成されるものではありません。あくまで公正で開かれた民主的な地方政治を実現するための手段であり、市民自身による我がまちの政治への監視と参加が深まって、初めて条例の真の目的が達成されるものと考えます。この政治倫理条例は取締法ではなく、罰則規定もありません。だからこそ、市民参加とチェックこそが条例を保障するものであり、大変大切なものであります。

以上の理由により、水とみどり、光あふれる田園文化のまちづくりに向けて、市民に信頼される市民の信託を受けた特別な地位にあることを認識し、その職務遂行に公正公平を保持するために必要な条例を定め、特別委員会委員とともにここに条例の提案をいたします。

議員各位におかれましては、当委員会の慎重審議しまして策定した条例につきまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、以上で提案理由の説明を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） 菊池市政治倫理条例につきまして、質疑をさせていただきます。

今、委員長の方から経緯、あるいは趣旨等につきまして丁寧なご説明があったわけですが、弁護士もおいでになられて12名の委員の方で立派な政治倫理をおつくりいただいたというふうに思っております。ただ1点だけ、この点はどうなのかなという点がありますので質疑をさせていただきますが、この政治倫理条例につきましては、今、委員長の方からご報告がありましたとおり、お互いにこの約束ごとを守っていきましょうという条例であります。罰則規定があるわけでもありません。ただ、この中に第4条に、工事等の契約に関する遵守規定というものがあります。これはお読みいただいたらわかるとおり、各議員あるいは市長等がこれをお互いに守っていきますよという約束ごとであります。これに違反した場合には、政治倫理基準に伴って審査委員会が第8条で基準違反の審査を行うと。または、市民の方が疑惑があるものについては調査の請求権があるということで規定をしてございます。そこで、第4条のお互いに守りましょうという遵守規定の中で、公共工事の関

係について規定がし、2項で一般物品納入契約についても準用するということを規定してございます。ところが、第3条の政治倫理基準、この中には土木、建設工事等の公共工事に関しては禁止規定がありますが、一般の納入契約については全く謳われておりません。もし基準がここに入らないとするならば、倫理基準違反の場合の審査というものはどうなるのでしょうか。恐らく弁護士もおいでになられたと、協議をしてきたということでもありますから、何か理由があってお入れになられてないのかなというふうにも思います。この点を1点だけ質疑をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 工藤道昭君。

[登壇]

（工藤道昭君） 川口議員のご質問にお答えいたします。

一般物品納入についてのご質問でございましたけれども、一般物品納入についても同一な条件と解釈をいたしております。なおまた、由井弁護士はこちらからお願いをいたしまして特別な理由でおいでいただいたのではありませんが、委員会とそれから議員の中からも識者の意見を求めてはどうかというようなご意見等もありましたのでご出席いただいて検討いたしましたわけでございますけれども、その弁護士の意見を参考としながら、委員としての結論を出したわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

[登壇]

（川口良郎君） 今、お聞きしておりますと、一般物品納入契約も公共工事と全く一緒だというご回答であったと思います。一応納得はしましたので、この件につきましては納得しましたので、質疑を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 検討委員会で十分検討された上に質問するというのは心苦しいわけですが、2点ほど申し上げたいと思います。

それは、第3条の4項ですか、具体的「市の発注する土木、建設事業など公共事業に關与し」この關与しというのはどういうことか、具体的に説明ができますなら説明していただきたいと思います。

それから第4条ですが、真ん中の方に「市民に対し、疑惑の念をいだかせるようなことがないように努めなければならない。」じゃ、疑惑の念を抱かせないならばいいのか、そのような解釈も私としてはしますが、その辺について委員長の答弁を求めます。

議長（北田 彰君） 工藤道昭君。

[登壇]

(工藤道昭君) 奈田議員の質問にお答えいたします。

関与しというところで、関与とはどういったことかとおっしゃいましたけど、関与とはそういった工事にかかわりを持つことが関与だろうと思いますし、またそういった罰則規定はありませんけれども、やっぱりそこは努力として、議員の倫理観だろうと思いますし、また守っていただきたいと思うわけでございます。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

以上でございます。

[「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) それでは、暫時休憩します。

休憩 午後零時 5分

開議 午後零時15分

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

中原 繁君。

[登壇]

(中原 繁君) 工藤委員長ほか各特別委員の皆さん方には、私は心から感謝を申し上げます。敬意と感謝を申し上げます。この政治条例案、大変素晴らしいものだと思います。ただ1つ、1点だけですね、工藤委員長、この附則の中で、この条例は来年の4月1日から施行するということでありましてけれども、こんな素晴らしい条例だから直ちにですね、施行をするということで、この文言の訂正をお願いできないでしょうか。どうしても4月1日からせにゃいかんという理由があるならば、その理由をはっきりと示していただきたい。

以上です。

議長(北田 彰君) 工藤道昭君。

[登壇]

(工藤道昭君) 中原議員のご質問に答えいたしますが、施行日を即というふうなご意見だろうと思いますが、そういった意見等も聞かれんことはなかったけれども、委員会の意見として来年の4月1日と決定したわけでありまして。それには先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私たちの在任期間中でもありますし、今、既契約の部分の、継続の部分もありますが、そういったことで来年4月1日と委員会で決定しましたので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、ちょっとさっき申し遅れましたけれども、この提案者が12名でございまして、久川委員は賛同しかねるということでありましたので、申し添えておきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 委員の皆さん、委員会で決定ということでございますけれども、我々は委員長も言われたように、特例ですね、来年の5月31日までなんです。その1ヵ月前には選挙もあるわけですよ。ということは、私が想像するに4月の末になりゃせんかと。そんなら、もうせっかくのこれの条例がですよ、わずか1ヵ月も経たんうち、我々も新たな選挙があるということです。だから、できるならばですね、各委員の皆さん方にも、できるならばこれを直ちにですね、でけんことはないわけですから、直ちに施行するようにですね、それを了解していただきたい。お願いいたします。どうですか、委員長。

議長（北田 彰君） 工藤道昭君。

[登壇]

（工藤道昭君） 中原議員の再質問にお答えしますが、委員会の決定事項でございますので、私で修正はできません。そのことについては、ここで諮って、修正動議なりで諮っていただかなければならないと思うわけでございます。

以上でございます。

[登壇]

（中原 繁君） 議長、直ちに修正動議を提出いたします。

議長（北田 彰君） 修正動議につきましてはですね、書面で。

[登壇]

（中原 繁君） 今、口頭でもよかったですね。

議長（北田 彰君） いやいや、修正動議についてはそういうふうになっております。そっだけん、川口議員と一緒に。そら川口議員もそういうことだけん。

[登壇]

（中原 繁君） なんの、口頭でもよかわけですよ、動議は。動議は口頭でよかったですよ、口頭で。書面が書く暇があるもんですから、あんたそやん今ごろ。口頭でもよかてなるとと。

議長（北田 彰君） 書面でなっております。

[登壇]

（中原 繁君） なし書面でな。

議長（北田 彰君） なっとるからなっとるわけです。

[登壇]

（中原 繁君） 何のて、そりゃ違うて、あんた間違い。口頭でよかったです。賛同者もおんなはるですよ。動議よ、動議。

議長（北田 彰君） 動議はですね、書面で、修正動議については書面で提出していただくようになっとるわけですから。

[登壇]

（中原 繁君） そぎゃんとはだけんで、どやんしてやると、間に合わんじゃにやな。

議長（北田 彰君） そら間に合わん。

[登壇]

（中原 繁君） できあがるまで休憩するたいな。

議長（北田 彰君） いやいやそれはもう全部に、全体に諮ってですよ、全体に諮っておりますもんだけん。

[登壇]

（中原 繁君） あんたが進め方おかしいもん、大体。

議長（北田 彰君） おかしいなら、反対せにゃんたい。

[登壇]

（中原 繁君） 動議は口頭でも可能となっとるじゃなかですか、ちゃんと自治法を読んでみなさい、あんた。

議長（北田 彰君） 修正動議についてはですね、その案を備え、法第 115 号の 2 の規定によって、所定の発言者が署名し、それを 2 人以上の賛成として連名して議長に提出しなければならないとなっとるわけです。

[登壇]

（中原 繁君） なら、休憩の動議を提出します。

議長（北田 彰君） もう審議に入ります。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第 6 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対の人の討論をお願いします。

久川知一君。

[登壇]

(久川知一君) 議長のお許しを得ましたので、反対討論をさせていただきます。

この倫理条例につきましてはですね、私は相当ですね、10年間勉強してきました。誰に聞いてもですね、政治家に、専門の人に聞いたらですね、この第4条についてはですね、日本国憲法違反だと。地方自治法違反だと。仮にこれがですね、議会で1億5,000万円以上の仕事を否決した場合に、裁判になりますよ。裁判になったらあなたたちは負けますよ、条例が負けますよというようなはっきりした返事をいただいております。そういうですね、はっきりした司法の結論が出ているのを議会がですね、大きな声で太い面してですばい、俺らは何でんできるとばいというような、・・・より悪かようなですたい、考えをですね、その中でつくっていただくと大変これはご迷惑することじゃなくてですね、法律に対してですね、本当に違反するです。

[「議長、暴力団とか。懲罰議会ばつくらにやいかんばい、そやんとは」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) それはですね、不適切発言ということで、取り消して下さい。

・・・については。

[登壇]

(久川知一君) ・・・というのはですね、私は非常に・・・はですね、あまり悪くない、議会の多数決がですね、・・・に等しいようなことをやってはならないというようなですたいね、見解のもとに発言したのでございまして、ただいまの委員長がですね、・・・と、その・・・の見解の相違と思えますけれども、ここではですね、・・・は議長のお許しを得て・・・の発言は取り消していただかせたいと思います。いいですか。

議長(北田 彰君) はい、久川知一君からただいまの発言の中で、一部発言取消しの申し出がありました。これを許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。よって久川知一君の発言の一部取消し申し出を許可することに決定しました。

[登壇]

(久川知一君) どうもありがとうございました。ということですね、これは非常にご迷惑をする人たちがですね、いっぱいおられます。議員に出たいという人がで

すね、議員に出られない人たちが非常に何人もおられます、この条例ができたから議員に出ると仕事が取れない、会社がつぶれますというようなことですね、何人かの話も私が耳にいたしましたし、これはですね、やはり憲法の職業の自由の選択をですね、無理に規制するようなですね、条例、法律はですね、私は好ましくないというようなことですね、絶対反対の立場で反対をいたしたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いしておきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） 私はこの条例に賛成の立場から討論をさせていただきます。

政治倫理条例というのは、ここにも謳ってありますとおり、市長以下議員間、いわゆる市民の代表としている、出ている我々がお互いにこの約束ごとを守っていきましょうと、いわゆる市民の方々にきちとした政治家としての対応をしていきますよという守りごと、約束ごとでございますから、やはり約束ごとというのは全員でこれを守っていくというのが基本であります。ただなかなかそれを守れないという方もおられるのかもしれませんが。その場合に、この政治倫理基準に沿って審査会より公表しますよと。判断としては、市民の方々に判断をしていただくということであろうというふうに思っております。私もこれを遵守していきたいというふうに考えております。ただ、残念なことは、ここに公共工事、建設工事という明記はしてありますが、一般物品納入契約というものを基準に入っておりません。ぜひともお願いをしておきたいことは、今回はこれで私は賛成をいたしますけれども、本当ならばこの基準にきちと土木工事、公共工事と同じように物品納入契約というものを明記すべきではないかなというふうに考えております。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ほかにありませんでした。これで討論を終わります。

ただいま討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。議員提出議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 意見書案第 6 号 大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を
求める意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 1 4、意見書案第 6 号、大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

野口和夫君。

[登壇]

（野口和夫君） 提案理由の説明を行います。

大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書の提出について、地方自治法第 9 9 条の規定により別紙意見書を会議規則第 1 4 条により提出します。

大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書。

ちょっと意見書が長うございますので、皆さん方配付してありますので、詳しい内容は読んでいただきたいと思いますが、抜粋してちょっと申し上げます。

R D F 搬入量の減少により、発電所の収入源対応及び R D F 貯蔵サイロにあっては、三重県でのサイロ爆発事故を受け、安全面への対策を含め大きな課題が浮上し、それらに対する費用負担については R D F 処理委託料の大幅改定の提案がなされ、発電事業参加自治体にとって大きな重荷となっている。また、R D F 製造施設側にあっても、原油高騰をはじめとしたランニングコストの増加は参加自治体の財政を強く圧迫し、その対応に苦慮をしている。よって、福岡県におかれては、参加自治体の実情や意見に十分配慮しつつ、大牟田リサイクル発電事業を計画段階から一貫して指導し、推進した役割、重責を認識され、さらには筆頭株主としての経営責任を果たすべく、下記の要求事項について誠意を持って対処されるよう強く要望する。

1．福岡県は、電源開発（株）と並んで最大の出資者としての経営責任を果たされること。

2．相次ぐサイロやボイラー事故については、第三者委員会等による原因究明を行い、万全の安全対策を講じること。あわせて、施工管理を行った電源開発（株）と性能発注により発電所を設計、建設した川崎重工業（株）等の責任と負担を明確にされること。

3．現在、R D F 焼却灰処理に t 当たり 2 万 8 , 6 0 0 円の費用を要しているが、当初の事業計画どおり再資源化できるよう早急に取り組みされること。

4．九州電力（株）と売電契約は 1 年毎の更新となっているが、現在の売電単価 8 . 1 1 円 / k w は最低でも維持できるよう九州電力（株）に働きかけを行うこ

と。あわせて、売電事業に対する国庫補助が得られるよう熊本県と連携し強く国に要望を行うこと。

5．発電事業は実質的には電源開発（株）が受託管理を行っているが、電源開発（株）にあっては当初の計画段階からこの事業に関わり、最大の出資者である経営責任から管理費の引き下げ等、コスト削減に努めるよう県として電源開発（株）に働きかけること。

6番目に、事業推進に対する責任を認識するとともに、参加自治体の財政状況から、これ以上の財政負担が生じないよう電源事業に対する財政支援を行うこと。

7番目に、大牟田リサイクル発電事業参加21市町村7施設組合に対し、著しく不利益を被る平成13年3月30日付け締結の「RDFの供給及び処理委託に関する契約書」並びに「RDFの供給及び処理委託に関する協定書」の条文について契約当事者間の調整を行い見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、福岡県知事麻生渡様です。

以上、意見書の提出案でございます。議員の皆様、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、意見書案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより意見書案第6号について採決します。お諮りします。意見書案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 陳情第 3 号 新庁舎建設の再検討を求める陳情書

要 望 新庁舎建設計画について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 15、陳情第 3 号及び要望の 2 件が今定例会までに提出されました陳情・要望であります。この内容については、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 16 行政報告について

報告第 16 号 専決処分の報告について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 16、報告第 16 号、専決処分の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議案その 2 の 20 ページをお願いします。報告第 16 号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第 2 項により報告をするものでございます。

21 ページが専決第 45 号、専決処分書でございます。交通事故により損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したものでございます。事故の内容につきましては、発生日が 7 月 21 日、相手方が日田市の泉弘明。事故の概要でございますが、本市職員が日田市総合体育館駐車場敷地内において、公用車移動中左方確認を怠ったことにより、駐車中の相手方の車と接触し損害を与えたものでございます。

損害賠償の額でございますが、7 万 1,484 円。決定事項といたしまして、本件事故に関する一切の損害賠償として上記金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないとするものでございます。

以上、報告第 16 号でした。

議長（北田 彰君） 以上で、報告を終わります。

報告第 16 号は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告にとどめます。

日程第 17 議員派遣について

議長（北田 彰君） 日程第 17、議員派遣計画についてを議題とします。

番号	派遣目的	派遣場所	期 日	派遣議員名	研修内容
1	第50回 菊池祭参加のため	宮崎県児湯郡西米良村	平成17年 11月30日～12月1日	坂田公弘 中原 繁 野口和夫 栃原茂樹 中山和幸 坂井正次	故菊池武夫公の50回目の命日にあたり公の遺徳を偲ぶとともに、菊池祭に参加する

議員派遣については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付しておりますとおりであります。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第18 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第18、休会の件を議題とします。

お諮りします。来る12月1日、2日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、来る12月1日、2日は休会とすることに決定しました。

なお、12月3日及び4日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日12月1日から4日までは休会ですので、会議を来る5日午前10時から開きます。質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、12月1日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後零時43分

第 2 号

1 2 月 5 日

平成17年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成17年12月5日(月曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

出席議員(56名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君

20番	木	下	雄	二	君
21番	福	川	幸	子	さん
22番	坂	井	正	次	君
24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君
45番	岩	下	満州	子	さん
46番	笠		愛一郎		君
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ		さん
49番	荒	木	建	令	君
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君

55番	北田	彰君
56番	外村	國敏君
57番	久川	知一君
58番	徳永	隆義君
59番	横田	輝雄君

欠席議員（3名）

2番	倉本	義雄君
4番	二ノ文	伸元君
23番	森	隆博君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口	昭彦君
議事課 長	春木	義臣君
議事係 長	城	主一君
議事係 参事	吉野	幸子さん

説明のため出席した者

市 長	福村	三男君
助 役	村上	建二君
収 入 役	高本	信男君
総務部 長	緒方	希八郎君
企画部 長	村山	隆君
市民部 長	木下	儀郎君
経済部 長	岡崎	俊裕君
建設部 長	石原	公久君
菊池総合支所 長	城	直輝君
七城総合支所 長	平野	國臣君
旭志総合支所 長	稲葉	公博君
泗水総合支所 長	井手	政寛君
建設部総括審議員	松岡	隆君
企画部首席審議員	友田	豊和君
財政課 長	川上	憲誠君
教 育 長	田中	忠彦君

教 育 次 長	北 村 榮一郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員事務局長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

最初に、監査委員からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

監査委員、横田輝雄君。

[登壇]

監査委員（横田輝雄君） おはようございます。

先だって、平成16年度の旧市町村及び菊池広域事務組合等の決算の意見書を出しておりましたが、その中にちょっと誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。24ページ、お持ちでない方は、後で事務局の方で訂正をいたしますので、ご了解をいただきたいと思います。24ページ、基金の運用状況の合計の額が間違っておりました。計算違いをいたしております。合計の数字は、24ページです、数字は手元にお持ちでないと思いますので、後で事務局の方から皆さん方のところにはお伺いをして訂正をいたしますので、そのようにご了解をいただきたいと思います。

それから、48ページの中段にですね、歳入の未済額はということで文言をしておりますが、分担金及び手数料となっておりますが、これは分担金及び負担金の間違いでございますので、手数料と負担金の文言の違いということです。

それから、同じく49ページの中段ほどに同じくやっぱり歳入未済額の分担金及び手数料となっておりますので、これも分担金及び負担金というふうに訂正をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

午前10時05分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) おはようございます。質疑は私一人ということになっておりますので、簡単な質疑でございますので。議案第 117 号、市立幼稚園条例の一部改正条例ですが、この提案によりますと、この条例の 9 条を次のように改めるということで、減免の規定です。市長は前 3 条の規定にかかわらず幼稚園就園奨励上、特に必要があるときは、国の定める基準の限度において保育料及び入園金を減免することができる、こうなっておるわけですが、元々の規定はですね、市長は前 3 条の規定にかかわらず、次に掲げるところによりということ、減免の金額の表が付いているわけです。今度の改正では、この表は取っ払ってしまうということになるだろうというふうに思いますが、そうした場合に減免の基準というのは将来どういうふう、改正する場合にどういうふうな基準で改正なさるのか。それと、国の基準によるということになっていますが、現行においては国の基準と大体同一だと思いますが、改正によって、改正前との比較においては該当者にいかなる利益、不利益があるのか、この辺がちょっとあいまいだと思うんです。したがって、この次に掲げるところによりのこの表を取っ払ってしまうということになるのかどうか。取っ払った場合にどういう形で減免額を規定なさるのか。その辺について、まずお伺いをいたします。

議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長(田中忠彦君) 質問にお答えします。

まず、現行では区分に応じて減免を規定しておりますけれども、改正は国の基準によるということになっております。国の基準はどのような内容かということでございますけれども、国の基準どおり生活保護の規定による保護を受けている世帯、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯の 3 区分に応じて規定しています。また、補助限度額においても、第 1 子、第 2 子及び第 3 子以降の 3 区分に応じて規定しております。該当者に保育料を規定して、該当者に保育料等を減免するようにしております。しかし国の補助限度額の改正が通念実施され、それに伴う条例改正が毎年ありますので、それを省くために今回改正するものであります。

それから、お尋ねの今度の改正で該当者が利益、不利益が生じることはあるかということですが、そういうことはございません。

一応、お答えいたします。

議長(北田 彰君) 甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) 結局は、我が市の条例から次に掲げる表を外して、国の基準に従って今後はすべて減免の規定を実行していく、施行していくと、こうなるわけですよ。そうすると全部国にお任せだと、こういうことになるわけです、成りかねないじゃない、なってしまうわけですよ。私はここは一つ問題だと思うんです。小さな問題ですけど。じゃ、その今まではこういう国の基準どおりとしても議会の議決を経て、議会がこれに関わってですね、審議をして議決をしてきたと。そらもちろん反対はなかったかもしれんけれども、しかしまるっきり国のお任せではなかったと。国と同一の基準でやったとしても、我が市議会の議決を経て実行してきたと。その議決をなくしてしまうということになるわけですね。全く議会は関与しないと、もう議会は要らんと、菊池の教育委員会は、菊池市議会は要らんと、こうおっしゃった。こうなりかねん。もう1つはですね、やっぱり議会の問題と合わせて、地方自治としてのですね、自治権の放棄、地方自治としてやっぱり国と違ったですね、減免を規定せざるを得ない場合もあるわけです。何もかんも国にお任せというなら、もう菊池市を解散してですね、地方自治をやめりゃいいと、こうなりかねんわけですから、やっぱり地方自治権の放棄というふうにもなりかねんわけで、その辺の問題についてですね、議会の存在をどういうふうにお考えになるのか。議決を必要としないということになるわけですから、どうお考えになるのか。それから、地方自治権として地方自治体の権限を狭めていくという点についてですね、どういふふうにお考えになるのか。その辺の2点についてお答えを願いたいと思います。

議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長(田中忠彦君) 議会の存在が必要ないということは、それはもう全く考えておりませんが、国の基準のとおり改正し、国の基準で減免していきますと、地方自治権の放棄につながりはしないかということですが、平成17年度につきましては第1子区分に3名の該当者がおられます。今後、現在の経済状況の中で該当者が増えることも考えられますし、菊池市独自の基準での減免措置については、今後検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

議長(北田 彰君) 甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) 答弁は要りませんが、もう、やっぱりですね、こういう問題は議会の議を経て、やっぱり議会が関与してですね、そして条例も制定をしていくと。そしてやっぱり国も立派なことをするときにはそれでいいですけども、国が立派なことをするということの保証は全面的にはないわけですよ。そういう場合には、

やっぱり地方自治体としての権限においてですね、住民の利益を守っていくと、こういう立場に立つ必要があるというふうに思うわけです。そういう点で、この条例の改正はですね、ちょっと問題があるというふうに思います。その点を指摘して、質疑を終わります。

議長（北田 彰君） 傍聴人の方にお知らせします。傍聴は脱帽の上、よろしく願いします。

以上で、質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。議案第115号から議案第165号まで、及び陳情第3号、要望までの54案件をお手元に配付しております議案・陳情書等の付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会に付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成17年 第3回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第115号	菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
	議案第116号	菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第120号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第130号	平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第137号	平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第143号	平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第148号	平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第154号	平成16年度旧菊池広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第156号	平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
		陳情第3号
	要望	新庁舎建設計画について
経済 常任委員会	議案第120号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第130号	平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第137号	平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第143号	平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について

付託委員会	議案番号	件名
経 済 常任委員会	議案第148号	平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第156号	平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
文 教 厚 生 常任委員会	議案第117号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第118号	菊池市地区公民館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第119号	菊池市し尿処理場条例の廃止について
	議案第120号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第121号	平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
	議案第122号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
	議案第128号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
	議案第130号	平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第131号	平成16年度旧菊池市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第134号	平成16年度旧菊池市老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第136号	平成16年度旧菊池市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第137号	平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第138号	平成16年度旧七城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第139号	平成16年度旧七城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生	議案第140号	平成16年度旧七城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第143号	平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第144号	平成16年度旧旭志村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第146号	平成16年度旧旭志村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第147号	平成16年度旧旭志村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第148号	平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第149号	平成16年度旧泗水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第151号	平成16年度旧泗水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第153号	平成16年度旧泗水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
常任委員会	議案第155号	平成16年度旧菊池広域行政事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第156号	平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第157号	平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第158号	平成16年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第159号	平成16年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第165号	平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

付託委員会	議案番号	件名
建設 常任委員会	議案第120号	平成17年度菊池市一般会計補正予算
	議案第123号	平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
	議案第124号	平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第125号	平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第126号	平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
	議案第127号	平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
	議案第129号	平成17年度菊池市水道事業会計補正予算
	議案第130号	平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第132号	平成16年度旧菊池市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第133号	平成16年度旧菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第135号	平成16年度旧菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第137号	平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第141号	平成16年度旧七城町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第142号	平成16年度旧七城町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第143号	平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について	
議案第145号	平成16年度旧旭志村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	

付託委員会	議案番号	件名
	議案第148号	平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第150号	平成16年度旧泗水町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第152号	平成16年度旧泗水町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第156号	平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第160号	平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第161号	平成16年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第162号	平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第163号	平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第164号	平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第166号	泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更について

日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含め45分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一括質問で、3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） おはようございます。通告しておきました順に従いまして、質問いたします。

まず始めに、アスベスト対策についてであります。アスベスト問題が表面化してきましたのは、大手機械メーカークボタ本社、大阪市が本年6月、工場で働いていた社員や退職者らの間でアスベストが原因と見られる中皮腫の患者が多数発生し、1978年から2004年に計79人が死亡、工場周辺に住む中皮腫を発生した住民3人に対しても見舞金を払うと発表したのが発端でありました。患者となった社員らが働いていた兵庫県尼崎市の旧神崎工場と神奈川県小田原市の小田原工場、死亡者79人のうち78人が特に発ガン性が高いとされる青石綿を使っていた旧神崎工場で働いていたということであります。見舞金の支払いを決めた住民も旧神崎工場周辺に住んでいた男女で、クボタ側は因果関係はわからないが、石綿製品を扱ってきた企業の責任と語っております。この後、アスベスト疾患による死亡数を公表する企業が続出、こうした事態を受け、経済産業省は今夏、同省が所管する石綿製品を製造する企業などを対象に健康被害調査を実施、この結果、石綿による疾病者は合計557人、うち死亡者は450人にも上ることが判明しました。アスベストは溶岩が冷えて固まるうちに結晶が細長く成長して繊維状になった鉱物、「せきめん」や「いしわた」とも呼ばれ、色や性質の違いから青石綿、茶石綿、白石綿の3種類があるようであります。これらは直径が髪の毛の5,000分の1と細く、とても軽いためすぐに空気中に舞い上がり、吸い込むと肺などに突き刺さり肺ガンや臓器を包み込む膜にできる中皮腫、肺の組織が堅くなり呼吸が苦しくなる石綿肺を引き起こすと言われております。特に中皮腫は、アスベストとの関連性が高く、発症者の8割は仕事でアスベストを吸い込んだことが原因とされております。しかし、どの程度の期間、どのくらいの量を吸い込むと中皮腫となるかなど、発症のメカニズムは未だ不明であります。潜伏期間も30年、40年と長く、その間自覚症状もほとんどなく、発病まで気づかないことも多いと言われております。アスベス

ト問題への対応を難しくさせている要因の1つに、この潜伏期間の長さがあり、アスベストの使用は既に禁止されておりますが、発症までの時間を考えれば、被害が顕在化するのはいずれこれからと言われております。厚生労働省は1995年から人口動態統計で中皮腫による死亡者の集計を始めました。その数は年々増加しており、昨年2004年には953人、これまでの犠牲者は計7,000人を超えているのであります。これらの人々はアスベストが大量に使われ始めた1960年から70年に吸い込んだものと推測され、被害予測も様々出されており、2000年から40年間で約10万人が中皮腫で犠牲となるとの試算もあります。そこでお尋ねいたしますが、今年の公共施設及びアスベスト製品の使用状況を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、資源ごみの活用についてであります。環境問題は、我々生命の生存の危機につながる最重要のテーマであります。特に増え続けるごみは、最終処分場の問題等々、全国でも大きな悩みとして取り上げ、ごみの減量化、資源ごみの再利用等々、あらゆる方法を検討し実施しているところであります。旧菊池市では、平成5年よりペットボトル、トレー等をリサイクル化しております。平成9年より容器リサイクル法がスタートし、10年度よりはペットボトルは容器包装リサイクル協会の方に出しております。また平成14年度よりは、今まで市の独自でペットボトル等の分別をしておりましたが、14年度よりは業者に委託しております。そこで質問に入りますが、ペットボトル等の16年度の委託料は何tで、幾らになっておるのか。また旧泗水町は、ごみに関しては別にお答え願いたいと思います。

次に、3番目に在宅医療廃棄物についてであります。糖尿病の治療などで使う注射針や輸液点滴セット、ガーゼ、包帯など、在宅医療廃棄物は一般廃棄物に分類され、市町村に処理責任がある。現厚生労働省も、1998年市町村の責任で在宅医療廃棄物を適正処理するよう通知しております。しかし、使用済み注射針の回収については、ほとんどが医療機関に委ねられていると言われ、使用者から受け取った医療機関が産業廃棄物収集運搬業者を通じ産業廃棄物処理施設に持ち込み、処理しているところでありますが、一部のごみステーションに使用済み注射針の混入したごみが出されているとの報告も聞いております。在宅医療の進展に伴い、在宅医療廃棄物の排出量増加が予想される現在、収集業者や住民の事故防止のためにも医師会等との連携など処理ルートの早期確立が必要だと考えるところであります。近隣でも収集作業中に注射針が刺さった報告も聞いておりますし、本市でもそのような事故は過去に報告があったかどうか、合わせて現在までの廃棄物収集状況についてお答え願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。

まず、アスベストの公共施設の使用状況についてお答えいたします。現在、大きな社会問題となっておりますアスベストにつきましては、天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っております。ただいま外村議員の方から質問ありましたとおりでございます。本市では、その使用の実態を把握するために、本年8月から市所有建築物237ヵ所の施設を現場目視、また確定できないものにつきましては定性分析により調査を行いました。その結果、吹き付けアスベストなどが使われている施設、また使用されている可能性のある施設は8施設でございました。施設名を申し上げますと、まずアスベストの使用を確認できた施設は菊池総合支所管内におきましては、菊池市役所本庁舎4階、倉庫入口天井、屋上機械室及び地下室の内壁と天井、特別養護老人ホームつまごめ荘の機械室天井、旧クリーンセンター機械室の内壁及び天井。七城総合支所管内におきましては、七城総合グラウンド倉庫天井。旭志総合支所管内におきましては、旭志総合支所庁舎機械庫天井の5施設でございます。また、使用されている可能性があり、現在調査中の施設が菊池市浄水センター、音光寺団地旧浄化槽施設及び泗水朝日団地の浄化槽ポンプ室の3施設でございます。このうち、該当施設の対応としましては、市民の方や担当者以外の職員が出入りするところではございませんが、立入禁止等の措置や職員が施設へ出入りする場合は、マスク着用等の指導をしております。また、平成18年度当初には、もう18年度になりましてから、本庁舎4階倉庫入口天井、屋上機械室及び地下室、旭志総合支所機械室及び七城総合グラウンド倉庫、つまごめ荘機械室の除去工事を実施する予定でございます。旧クリーンセンターにつきましては、跡地利用も含め解体について検討してまいりたいというふうに考えております。また、調査中であります音光寺団地旧浄化槽施設、浄水センター及び泗水朝日団地浄化槽ポンプ室につきましては、結果がわかり次第対応したいというふうに考えております。なお、熊本県が取りまとめた調査におきましては、本市は6施設が該当し、2施設が調査中ということになっておりますが、実際はただいま申し上げましたとおり該当施設は5施設で、3施設が調査中ということでございます。

次に、ペットボトル等の民間委託状況についてお答えいたします。ペットボトルの民間委託等については、現在七城町と旭志はペットボトルの梱包・保管を民間に委託し、容器包装協会を通してリサイクル化を行っており、泗水町におきましては菊池環境保全組合が民間に委託し、リサイクル化を行っております。旧菊池市にお

きましては、ペットボトルとその他、廃プラスチック類の分別、梱包、保管について民間に委託し、日本包装容器リサイクル協会を通してリサイクル化を行っております。

次に、お尋ねの平成16年度の旧菊池市、七城町、旭志村の委託料及び処理量でございますが、合計220tでございます。1,021万77円、平成17年度は1,030万3,650円となっております。220tの内訳は、リサイクル化したペットボトルが52t、その他廃プラスチックが106tであります。リサイクル化できない可燃物が8t、不燃物が54t含まれていました。リサイクル化できない可燃物8tは、紙くずなどの可燃物や汚れのひどい廃プラスチック類であり、これをRDF化しております。平成16年度のエコビレッジ旭での処理量は年間9,113tで、約2億2,841万8,000円の経費がかかっておりますので、1t当たり処理するのに約2万5,000円の財政負担となります。ペットボトルなどの廃プラスチック類を仮にRDF化した場合の経費につきましては、平成16年度で220tありましたので、約550万円となります。委託した場合に比べ約471万77円安くなりますけれども、ただし廃プラスチック類の分別が不十分であり、廃プラスチックのごみの中におもちゃ類やビン、缶などが平成16年度の実績で約54t不燃物が含まれており、RDF化する場合の機械の故障の原因となりまして、一概に民間委託と比べて財政効果がよいとは言えないのではないかとこのように思っております。

次に、在宅医療の廃棄物の収集状況でございます。家庭から出る医療廃棄物である透析のチューブなどの廃プラスチック類や紙おむつは一般廃棄物になりますので、汚物などを取り除いて可燃物ごみとして市が委託した収集運搬業者が回収しております。また、注射済のビンや注射器セットの廃棄物については購入したところに引き取ってもらうか、産業廃棄物処理業者に依頼するように広報で周知しております。今後も周知活動を続けたいというふうに思っております。

それから、泗水町の廃棄物関係でございますが、泗水町の処理量と金額は、現在調査中でございますので、後でご報告させていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） アスベストの公共施設の状況について、教育委員会関係についてお答えいたします。教育委員会で調査しました結果、所管しております施設の吹き付けアスベストの使用状況につきましては、一部市民部長の答弁と重なりますが、七城町総合グラウンドの倉庫天井材について使用が認められました。次に、学校器材における使用状況についてですが、小学校3校の給食用自動炊飯器が3台及

び小学校5校と中学校3校で、現在では使っておりませんが、理科の実験用金網の存在を確認いたしました。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再質問いたします。

初めにアスベスト対策であります。アスベストはそこにあること事態、直ちに問題ではないわけです。飛び散ること、吸い込むことが問題となるために、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で予防や飛散防止が決められているわけであり。日本でアスベストが大量に使われ始めたのは、先ほど申しました1960年代からありますが、特に69年度から93年にかけては、カナダや南アフリカ等から年間20万tを超すアスベストが輸入されており、ピークとなった74年には35万tを超えております。このような量がアスベストが日本に使われているわけであり。国内の輸入総量約1,000万t、燃えず加工しやすく、しかも安価。かつてアスベストはその特性から夢の物質とまで賞賛され、産業用品から日用品まで3,000種以上の用途に使用されておりました。特にビルや住宅が急増した60年代から70年代には、石綿スレートを中心とした建材やコンクリート建物への天井壁への吹付材として、あるいは水道管、煙突等にも利用されておりました。しかし、72年に世界保健機構WHOがアスベストの発ガン性を指摘すると、欧米を中心に規制の動きが広まり、日本でも75年労働省の保護を目的にアスベストの吹き付けが原則禁止となっております。86年には国際労働機関ILOで石綿条約が採択され、特に毒性が強い青石綿の使用が禁止されました。だが、日本は代替が困難、管理しながら使えば問題ないとして、その後もアスベストを使い続け、その間80年代には全国の学校の壁や、先ほど申されたように、答弁があったように、天井に使われ、アスベストが大きな問題となり文部省の対策で事態がようやく沈静化、95年の阪神淡路大震災で倒壊した建物の解体工事伴うアスベストの飛散が問題となったわけであり。先ほど部長の答弁によりますと、237カ所の施設中、5施設がアスベストを使用されており、調査中が3施設とのことであります。合計8施設ですね、だから。調査を含め、その建物等の除去作業は今何カ所か申されましたが、今調査している施設を含めて今後の対応についても、さらにお聞かせ願いたいと思います。さらにアスベストに対する市民の健康被害や不安への対応をする相談体制はどのようになっておるのか。また、今までどのような相談が持ち込まれたのか。

次に、民間の建物のアスベストによる健康被害等が発生したときに対し、どのよ

うに対応していくのか、お答え願いたいと思います。

2番目の資源ごみの活用についてであります。委託状況の説明がございました。菊池、七城、旭志で220t、16年度1,021万77円だったですか、17年度1,030万円。ペットボトルをリサイクルに委託するよりRDFとしての固形燃料にすれば、今の答弁にあったとおり約3分の1が安いとのことであります。リサイクル化も固形燃料化も、共に再資源の利用であります。ごみの利用は燃料も一緒であります。経費だけを考えると、RDFにした方が安いということの答弁であります。さらに、ペットボトル本体はPET、ポリエチレンテレフタレートという成分であり、キャップはPS、ポリシチロールと分かれております。旧菊池市においては、キャップは可燃ごみに、本体はリサイクルと分けて分別しております。しかし、キャップのねじ部分は残したままであり、キャップと同じ成分であるならば、本体の部分から切り取りRDF可燃ごみの方に分けるのではないかと疑問をするわけであります。要するに、ねじの部分を残してよいのなら、キャップも一緒にリサイクルに回してもいいのではないかと。また逆に、燃やしていいのならRDFとしての固形燃料として利用するならば、熱カロリーも上がり、火力発電の固形燃料がより質のよいのできるのではないかと。思うところではありますが、ご答弁を願いたいと思います。

次に、在宅医療の廃棄物についてであります。現在までの本市の状況の説明がございました。しかし部長の答弁では、注射針による事故の答弁はございませんでした。近隣の町村で話を聞いたところ、回収中に刺さったということも聞いております。このような事故は、全国的に例は暇がなく、どこの自治体でも一般廃棄物に混じらないようお願いしている状況ではありますが、後を絶たないのが現状であります。この問題にいち早く取り組んだ市があります。隣の大分市であります。11月から薬剤師会と連携し、全国でも先進的取り組みと新聞にも報道されました。内容は今月4日、市と市薬剤師会との間で協定調印が行われ、11月からは使用者が直接使用済み注射針を市内約200カ所の保健薬局に持ち込むことにし、薬局は保管庫が満杯になった段階で市内4カ所の拠点薬局に運搬、その後は市の車両が収集し、市の清掃センターで溶融処理することになっております。市の清掃管理課長は、注射針は万が一、血が流れ出ないように感染性廃棄物保管容器に入れてもらうよう工夫してあると強調。全国でも先進的な取り組みで市民の安心に貢献できればうれしいと話してございます。このような観点からしますと、先ほど申しました注射針事故、あってはならないけれどももしもあったときに、その処置、ならないようにするためには、このような大分のような方式ができないかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、今後の対応につきまして、お答えいたしたいと思えます。アスベスト問題に関する本市の対応につきましては、10月3日付けで問い合わせや相談窓口といたしまして、次のとおり、今から申し上げますが、担当部署を設けております。まず健康相談につきましては健康推進課、建築資材につきましては都市整備課、教育施設につきましては教育総務課、保育所、児童施設につきましては福祉課、その他の市有の公共施設につきましては財政課、その他環境対策、アスベストを扱う工場、事業所等の従事者及びその家族、従事者に関すること及び総合窓口として環境課にそれぞれ窓口を設けて、市民の不安に対応してできるだけ細やかな対応ができるよう心がけております。また、熊本県におきましても、住民の健康不安に対応するために相談窓口が設置されました。問い合わせ先につきましては、12月1日の広報紙に掲載いたしております。それから、相談内容ということでございますが、相談内容につきましては現在までに3件の相談が寄せられております。内容といたしましては、アスベストの使用の有無、処分方法についての問い合わせでございました。健康に関する相談につきましては、あっておりません。

それから、資源ごみの活用につきましての今後の対応でございますが、旧菊池市におきましては、ペットボトルやその他、廃プラスチック類の分別収集も定着しておりまして、泗水町におきましては菊池環境保全組合で現在2週間に1回収集しているのを来年度から毎週収集することになっております。七城町や旭志においても、廃プラスチック類のリサイクル化を急ぎ検討すべきであると考えております。また、市民の皆様への周知につきましては、例えばペットボトルのキャップを付けたままだと梱包が難しくなるのでキャップを外さなければならないとか、ごみの出し方や分け方の理由についてもわかりやすく説明してまいりたいと思えます。今後の民間委託に関しましては、リサイクルセンターの施設整備計画の中で費用対効果を考えまして、直営がよいのか、従来どおり民間委託がよいのか、十分検討してまいりたいと思えます。なお、RDF化がよいのではないかというふうなご意見でございましたが、RDF化する場合の問題点としましては、最初申し上げましたように、その他ペットボトルのリサイクルされない以外のものが含まれておるというふうなことで、こちら辺につきましては今のところできないんじゃないかなというふうに思っております。

次に、在宅医療廃棄物につきましてでございますが、今後の対応につきましては、個人のプライバシーの問題もございまして難しいとは思いますが、できる限り

可能な限り実態調査を行いまして、その取り扱い等につきましては保健所などとも十分相談を行いながら、在宅医療廃棄物の処理に努めてまいりたいというふうを考えております。

なお、これまでの注射針、家庭から出た注射針による事故は、これまではあっておりません。

以上でございます。

失礼しました。アスベスト対策のうち、民間の建物で被害を受けた場合の対応はということでございまして、被害が起きた場合の対応といたしましては、本年9月6日付で総務省自治行政局自治政策課からアスベスト問題への当面の対応についてという通知の中で、アスベストによる健康被害については、現行の労災保険法や公害健康被害補償法の枠組みで救済できないか、できないものが存在し、かつ潜在期間が非常に長期にわたり、暴露に係る特定が困難であることを踏まえ、新たな法的措置により救済の仕組みを構築することとしております。今後国の法案成立より対応したいというふうを考えております。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 教育委員会関係のアスベスト対策の今後の対応についてでございますが、まず施設につきましては市民部長の答弁にありましてとおり、18年度当初に除去工事をするようになっておりますが、学校器材につきましては給食用自動炊飯器の3台につきましては、構造上、密閉されておりまして、飛散による危険性はない旨の専門業者からの確認を受けまして、安全と判断し、現在も使用していますけれども、今後耐用年数等を勘案しながら計画的に更新を図りたいと考えております。また、理科実験用の金網につきましては、既に嚴重に密閉保管し、廃棄処分の手続きを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々質問いたします。

アスベスト対策についてであります。大体アスベストの公共施設の場合は対応を大体お聞きしましたが、民間住宅等の調査費助成制度についてであります。他市の例を紹介しながら質問いたします。愛媛県西条市では、9月議会で民間住宅のアスベスト調査助成制度を盛り込んだアスベスト対策の補正予算が提案されています。助成の対象は、吹き付けアスベストなどを施行している500㎡の民間住宅で、検査はアスベストを含んでいるかどうかを調べるX線検査やどのくらいの量が

含まれているかの定量検査、空気中に浮遊している量を調べる検査などがあり、すべて実施すると10万円以上の費用が必要となっているそうであります。ちょっと早口で言います。時間がありませんので。一般住宅でアスベストを使用しているケースは少ないですが、市民の不安を解消するための助成制度を実施すると西条市の環境課の方は語っておりました。このように、他都市の事例もありますが、本市でも民間施設での調査推進と情報開示及び助成をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、今後の問題として、アスベスト使用が認められた公共施設等の飛散防止対策同様、民間の施設も含め解体による飛散対策はどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。最後は市長の方にお願ひしたいと思いますが、資源ごみの活用でもありますが、キャップとペットボトルを離した場合、またそれと今私たちは合併して、何のために合併したのか、国の予算がない、県の予算がない、市の予算が危ない、だから合併しなければならないということで合併したんだと思います。そうならば、経済的に安い方を取るのが私は妥当じゃないかと思うわけであります。ペットボトルをRDFした場合、その効率は火力発電に再資源として利用する。ペットボトルリサイクルする、同じような方法であるという考えであります。今の部長の答弁では今のところはしないということでありましたので理解はしますが、市長の方にご答弁の方をさらにお願ひしたいと思います。さらに、在宅医療の廃棄物についても、市長のご答弁をお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、アスベスト対策の民間住宅等の調査費助成制度等お尋ねでございますが、現在のところ制度は設けておりません。県内の調査費助成の状況につきましては、熊本市が直営の分析機関を持っておりますので、アスベストが含まれているかどうかについての1検体2,500円でできるようになっております。その他の市町村におきましては、調査費等の助成はないということでございます。熊本県におきましても、民間の分析機関への紹介のみで対応されている状況でございます。検査機関への分析につきましては、個人負担となっておりますので、検査費用は2万円から4万円となっております。また、建築物でアスベストが使われているかについては、建築物を施工した業者に問い合わせ、設計書等で確認ができます。また、建築資材に貼ってあるシール等で製造メーカーが特定できれば、製造メーカーへの問い合わせができます。建築時等の情報がない場合は、目視で確認や吹き付けアスベストが規制された年代と建築年次、使用されている用途などにより類推することができます。吹き付けアスベストにつきましては昭和50年

まで、アスベスト含有吹き付けロックウールにつきましては昭和55年まで、湿式工法では昭和63年までとなっております。借家等にお住いの場合は、管理者等に確認をお願いいたしたいと思います。

それから解体時の飛散防止につきましては、それぞれ産廃処理される場合の業者等で手続きをしてもらうということでございます。

それから、もう1つは在宅医療廃棄物関係の、ただいまお話がありましたが、これにつきましては先ほど申し上げましたとおりということです。

それから、ペットボトルはもうRDF化した方がいいんじゃないかという話でございましたが、容器包装リサイクル法ができて以来、ペットボトルにつきましてはリサイクルできるというふうな趣旨の下で、いわゆる3R運動の一貫でございますが、そういったことでペットボトルはリサイクルが第一ということで考えられておりますので、そのようなことで進めたいというふうに考えております。

それから、泗水町のペットボトルの処理でございますが、これにつきましては負担金は環境保全組合の方で払っておりますが、17年の4月から10月、上半期分でちょっと説明いたしますと、廃プラスチックが1万5,960kg、78万7,626円でございます。それから、トレー、発泡スチロールが570kgで13万5,090円と。それから、ペットボトル関係が1万2,850kg、63万4,148円でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 在宅の医療系廃棄物の処理についてということでございますが、廃棄物の処理はご案内のとおり産業廃棄物ということでございます。産業廃棄物という位置づけになれば、これはもう排出者の原因者負担というのが原則であります。ただ言われておりますように、これが第三者にいろんな意味で感染を起したりとかですね、被害を及ぼすとか、そういったことになれば行政としての指導と監督と助言というものを与えていかなければならないものではないかと思っております。またその背景には、それぞれの個人が持っておられるプライバシーというものに対して、先ほど部長が答弁いたしましたように、重大な影響を与えかねないということでございます。その病歴等々にプライバシーが保護できないという一面もありますので、これはなかなか今の現状としては取り組みが難しいと思っております。

また、RDFの問題、このことについては、これはやはり分別収集をやっていかなければなりませんし、リサイクルできるものはなるべく燃やさないでリサイクルをしていかなきゃならないと思っております。RDFは最終的にどうしても処理で

きない、資源としてごみができないものを、いわばエネルギーに変えるという意味での最終的な選択の1つであると思っております。できるだけひとつ分別収で皆様方の市民のご理解をいただきながら、効率的にこの進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

開議 午前11時10分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） これより質問をいたします。

私は、次世代育成支援対策推進法による菊池市次世代育成支援行動計画について、子育ての新たな支え合いと連帯、それから命の大切さ、親の役割、それから仕事と家庭の両立支援と働き方の、これ見通しと書いてありますけど、見直しですね、3つの項目について質問をいたします。たくさんでございますので、交通整理をしながらやっていきたいと思えます。

1990年の1.57ショックから15年余り経ちましたが、合計特殊出生率は漸減の一途をたどっています。ちなみにその5年後の1995年には1.42、10年後の2000年、これはプレミアムベビーなどと言われながらも1.36、そして少子化対策社会対策基本法が成立しました一昨年2003年には1.29となっています。これは、16年版少子化社会白書のデータですけれども、このように数字で見ると、この10年余、いろいろ手が打たれてきたにもかかわらず少子化は依然として進んでいることが歴然といたします。合計特殊出生率とは、言うまでもなく女性が生涯に生む子どもの数ですが、その出生率は第2次ベビーブーム期の1973年をピークに下がりはじめ、変化してきたと言われます。1990年6月、その前の年の89年の人口動態統計で合計特殊出生率が1.57まで落ち込んだことが発表されると、政財界を中心に高齢者扶養の負担増大や社会の活力低下の懸念から、いわゆる1.57ショックが起きました。出生率の低下の原因は、教育や住宅事情などによる経済的、精神的負担、出産・育児と仕事の両立の困難さなどが挙げられますが、女性の晩婚化、シングル指向も原因の一つとされています。この女性の晩婚化、シングル指向の要因を探ると、女性問題につながっていき

ます。あらゆる機構が男性主義のこの社会で生む側の性が強いられ、制限されてきたことへの静かな帰結が晩婚化、シングル指向、少子化という社会現象であるというふうな見方です。そしてまた、晩婚化、シングル指向と同時に、結婚しても夫婦の出生率が減り続けているということ、子育ての負担感の増大や働き方などによってほしくても生めない、理想とする子どもの数を生めないという現実、これもまた少子化を加速させている原因と見なければなりません。少子化社会対策の本格的な第一歩は、1994年になります。文部・厚生・労働・建設、このころはこういう呼び方をしておりましたが、4大臣合意により策定された今後の子育て支援のための施策の基本的方針について、いわゆるエンゼルプランでありました。この中で、初めて子育てを夫婦や家庭だけの問題と捉えるのではなく、国や地方公共団体をはじめ、企業、職場や地域社会も含めた社会全体で支援していくこと。政府部内においても、今後概ね10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定め、その総合的、計画的な推進を図ることが明らかにされてきたところです。エンゼルプランは、その後、新々エンゼルプランと修正改良が加えられながら今日に至っています。政府はその間、合計特殊出生率を後追いする格好で法整備や制度改正を行ってきましたが、最初に申しましたように、出生率は今だに下がり続けています。本来、子どもを生む、生まないというのは、当事者の自己決定に委ねられるもので、政財界あげて生めよ、増やせよというのはいささか奇異なことではありますが、この社会を維持するためにはそれ相応の子ども数が必要ということでしょう。様々な本質的な問題が内在することを学びながら、ここでは菊池市次世代育成支援行動計画に沿って質問をすることといたします。本市行動計画は、基本理念を地域ぐるみで子育て、親育て、共育、食育のまちづくりとしています。共育は共に育つ、食育は食、食べ物の食ですね。未来を担う子どもたちをサポートするために、施策で風を起こすという趣旨で、菊池市未来風フューチャーウインズ計画と命名されています。これは、キーワードとして覚えておきたいと思います。計画にはですね、6つの柱による18事業が盛られています、いずれも大変重要ですが、限られた時間ですので、今回は緊急の焦眉の課題として私のもとに届けられているものから質問をしてみたいと思います。

まず、最初に1つの柱、1番目の柱であります地域における子育て支援事業に関わって、新規施策として子育て安心ヘルパー事業、それから派遣型病後時保育事業、施設方病後時保育事業をやっていくというふうになっておりますけれども、1年後の今日、それはどういう状況でありますか。実施されておりますでしょうか。それから、学童保育のたんぼぼクラブの件ですけれども、先日ご要望があつて視察参観をいたしました。ここは空き教室利用の育成室で、壁一枚のすぐ隣が普通教室

なんですね。双方がとても気を遣わなければならない。学校と学童保育のけじめもつかないような状態で、第一狭い。結果、お互いがその目的を十分果たせないといった混乱した状況を見てまいりました。これは次世代育成に照らしても、放置すべき状況ではないと思われませんが、いかがご認識されて、今後どう取りはからわれていくのか、お伺いをいたします。

次は、施設等における子どもの養育支援事業に関わってですが、ご承知だと思いますけれども、北合志保育園は週一回認定心理士による発達障害児のためのカウンセリングを行うなど、大変ユニークで質の高い保育がされています。域外からの信頼も高く、わざわざ尋ねていく人、来る人もあります。このように、今日的な要請に応えるべく、そしてまた安定した経営、運営のためにも、新規事業の併設等が望まれていると思われませんがいかがでしょうか。

それから4番目の質問としまして、泗水地区には保育サポーター制度があって、登録されているという話も聞きますけれども、大変周知度が低くて、利用者が少ないということですね。大変もったいない話です。これをファミリーサポートセンター事業等へのシステム化、そういう移行ができるのかどうか。

最初の質問は、以上4点といたします。法の内容とか背景については説明要りませんので、端的に、簡潔にご答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、子育てヘルパー事業につきましてご説明申し上げますが、ただいまありましたように、産後の体調不良や育児不安等のために家事や育児が困難な核家族の家庭等に過重な負担がかからないように訪問による支援を実施することによりまして、家庭における安定した児童の養育が可能となることを目的としております。これがひいては児童虐待の未然防止になると、つながると考えております。子育て経験者、ヘルパー、看護師、保育士等が家庭を訪問し養育支援するものでございまして、今後母子保健担当、あるいは児童福祉担当等で十分連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、施設型病後児保育事業は、現にその保育所に通所中の児童などが集団保育の困難な期間、当該児童保育所、病院等に付設された専用スペースで、また派遣型病後児保育事業は派遣された保育士等が自宅において、児童の自宅において一時的に預かる事業でございまして、この事業につきましては現段階では実施にいたっておりません。各関係課と連携を密にしながら今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、学童保育の実施場所につきましては、現在たんぼぼクラブですが、現在七城小学校の余裕教室を利用させていただき実施しております。現在、利用している教室は来年3月より障害をお持ちの子どもさんの教室として利用したいというふうな学校より話っておりますので、現在、別の施設を利用できないか、関係各課、教育委員会等と協議しているところございまして、何とかほかの既存の施設で安全に育成運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、旧旭志村におきまして自主事業として北合志保育園、川辺保育園、新明保育園の3園で1年間を分担して相互に協力しながら子育て支援センター事業が実施されております。この事業は、地域全体で子育て支援する基盤の形成を図るために家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域子育て家庭等に対する育児支援を行うものです。市といたしましても、県と十分に協議を行いながら積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、ファミリーサポートセンター事業につきましては、趣旨はもうありましたので重なるかもしれませんが、核家族化や都市化の進展によって、家族、現在では実施している保育サービスを応じられない保育ニーズを補完し、働く人の仕事と育児の両立を支援するために、地域において子育ての支援を、子育てを手助けをしてほしい人、子育てのできる人が会員となって助けたり、助けられたりして子育ての相互支援、相互援助活動を行うことによりまして、安心してゆとりある子育てができる環境を目指す事業であります。広報やチラシ等で周知を図っているところでございますが、乳幼児健診等が実施している場合なども、担当職員がそこにまいりましてPRをしながら拡大を心がけておりまして、今後も積極的に利用者の増加に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 1番のその新規事業については、これから庁内で連携を取って進めていくということでございますね。まだということですね。じゃ推移を見守っていききたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンターについては、もう実質そういう形ができているということで、そういう理解でいいですか。はい、それじゃこれも推移を見守っていききたいと思います。

学童クラブたんぼぼクラブについてはですね、12月1日に保護者会がありまして、私は呼ばれて行ったわけですがけれども、保護者の皆さんは何といいましょうか、その法外な難しいことを願っていらっしゃるわけではないんですね。先ほどお

っしまいましたように、今使っているところが新年度から75条学級として使わなければならないということで、場所がなくなったということで。だからそれに変わる安心・安全なところをほしいというだけの話であるわけですね。今、探して下さっているということですが、そこは安心・安全な場所でなければなりません。そういう場所であるかどうかということです。安心・安全な場所でない保護者の皆さんは預けることできない。小学校の低学年のお子さんたちですから、非常にこう活発に動いて回るといえることですね。ですから、安心・安全な場所というのは、第一義的な条件であると思います。それから、指導者の先生方も安心・安全な場所でない命を預かれないということに非常に心配していらっしゃいます。ですから、その辺を十分配慮していただきたいということです。旧七城の子育ての現状のところでは、幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携して子育てを進めていますというご認識があって、地域との結びつきも強いというふうに総括がされておりますので、今、探して下さっているところが、その実態に合うようにしていただかなければなりません。そうなりますかどうか、確認をいたしますので再度ご答弁をお願いいたします。

それから、北合志保育園もですね、地理的にこう大きな集落からポンと離れているので、立地という点では3保育園の中で最も不利だといえるように思われますね。だから、真っ先に切り捨てられるんじゃないだろうかとか、なんか後回しにされるんじゃないだろうかというご不安があって、だからこそ自閉症のお子さんたちの相談事業などをして取り組んでいらっしゃる、自助努力をされている、これは評価に値すると思うんですね。村内の3つの保育所は、村の、これは北合志も入りますが、村の子育て支援の拠点として、中心的な役割を果たしているといえることであれば、平均した保育水準が保たれるように。それから、平均した支援が必要でしょうから、実態が今応援していらっしゃるということですが、そうなっていきますかどうか、確認をしたいと思っておりますので、その点のご答弁をお願いいたします。

それからですね、次世代育成支援対策推進法は、児童福祉法の一部を改正する法律と抱き合わせに成立した2015年3月までの時限立法ですね。そしてそれに基づいて2004年6月4日、国の基本施策として少子化社会対策大綱が、これは閣議決定されております。したがって、それらに基づいて策定が義務づけられた菊池市次世代育成支援行動計画も、向こう10年間で視野の内ということになります。ただし大綱はですね、2010年までの5年間に講ずる具体的な施策内容を、内容と目標を掲げるとともに施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、それから子どもを生き育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかがわかるように、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿を掲げ、

それに向けてこの5年間に施策を重点的に取り組んでいくこと。この前期5年間で非常に重要だと言っているわけです。これによって、市町村、都道府県に地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画を策定することを義務付け、これが行動計画に現れているわけですが、そしてまた300人以上を雇用する事業主にも同様の策定を義務づけたわけです。ここに及んで何不利構わぬ国の慌てぶりが目に見えるようですけども、ともあれ国は地方の事情にお構いなく行動計画なるものを2005年4月までには作成せよと言ってきたわけで、本市も誠に大慌てでとにかつくったというのが菊池市次世代育成支援行動計画であろうと思います。これは見てみますと、株式会社GL地域計画というコンサル会社に取りまとめておりますね。私は今回質問するにあたりまして、近隣の市町村のものも取り寄せて読み比べてみました。熊本市のものなどは専門家や専門職がメンバーとなって策定されておるようで、かなりの温度差を指摘せざるを得ませんけれども、しかし今回の行動計画策定にあたっては、市町村合併の事務と重なって担当部署にはご苦労が多かったろうということも申し添えておきたいと思えます。いずれにいたしましても、これが向こう5年間、もしくは10年間の物差しになっていくわけですから、その理念と柱立ては極めて重要です。そして、前期5年間はすぐ来ます。どうか1年ごとの丁寧な検証をしながら次年度へつないでいただくことを念じて次の質問に入りますが、次世代育成を考えるとときに2番目の柱である母性及び子どもの健康の確保・増進は最も重要な視点だと思われまます。このための共通施策が1から10まで掲げてありますが、これを行うためには専門職を含めた人的体制が必要です。担当部署の過度な労働強化は、次世代育成に対して必要で十分なサービスを保証することができません。技術も人も重点的に投入すべきですが、実態はどうなっておりますでしょうか。

次に、子育て支援の施設と支援事業の案内パンフをつくると、それから広域にわたる病院案内マップをつくると、それから当番医制度の確立をするというふうになっておりますが、非常にこれは必要な、皆さんが必要としているものなのですね。

1年後、今これはできておりますかということのを再質問の2点といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、七城町のたんぼぼクラブにつきましては、現在何か所かあっております、議員おっしゃるとおり安全に預からなければなりませんし、安心して預けられる場所でなくてはなりません。そういったことで、現在検討しておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思えます。

それから、北合志保育園関係につきましてのお話でしたが、これにつきまして、これはどの保育園にも限らず私たちの方でできる限りの支援は平等にしていかなければならないし、地域のニーズも当然聞いていかなければならないということ考えております。

それから、専門職関係ということでございますが、確かに活力ある地域づくりのためには母子の健全育成と母子保健の充実は欠かせないものというふうに考えております。現在、保健師による生後1ヵ月児の全戸訪問をはじめ、様々な健診や相談、教室を実施し、乳幼児の心身の異常の予防と早期発見に努めているところでございます。平成17年度は1歳6ヵ月児健診、3歳児健診に心理判定士を配置するとともに、隔月に心理相談日を設定し相談指導をしていますが、最近では精神面、情緒面、育児面等に助言、指導が必要な子どもさんや保護者の方が増加しておりますので、平成18年度には回数を増やすように計画しております。また子どもの健やかな成長の基本である食生活についても、最近の家庭や地域の子育て力の低下により、従来にも増して個々に応じたきめ細やかな指導が要求されております。現在は保健師、嘱託及び臨時の栄養士や歯科衛生士で対応しているが十分とは言えないという状況でございます。今後このような住民の要求に応えるために、事業の回数や内容、従事者の配置等を検討し、母子保健事業の充実に努めていきたいというふうに考えております。

次に、子育て支援、あるいは施設の案内パンフレットということでございますが、作成するように進めておりますけれども、病院等の案内マップとも関連が深くございますので、より多くの方々に利用できますよう関係各課と今連携を取りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） この案内パンフとか、病院のマップとかということについては、これから連携してやっていくということで、1年経ったところですのでそんなに多くは望んでおりませんけれども、早急に立ち上げないと皆さん待ってらっしゃるということですね。本当に役に立つということであれば、早々にこれも作成していただかなければなりませんので、担当部署、本当にこう人数が少なくても、ご苦労が多いの知っていますけれども、どうか木下部長の陣頭指揮の下に早急におつくりいただくことをお願いをしておきたいと思っております。

それから、母性及び子どもの健康の確保・増進については、部長のご答弁で不十分であるというご認識が発表されました。私も不十分であるからこそ、ここで取り上げたわけですね。共通施策の中の1から9まで申し上げましたが、分けても1か

ら4までというのは非常に重要な部分だと思っんですね。母親の状況に応じた適切な相談指導を行うために今後も継続して実施しますと。それから、受診の全員参加を目指し、受診時の検査の強化を図ると。特にですね、ここでは発達障害等の障害の発見を重視していきますということが書いてある。それから、相談員等を充実し、保護者同士の交流の場としても利用できるようにしていきたいと。それから、保護者の理解を図るため、関係機関からの適切なアドバイスや手引き書の配付、関係機関の相互連携を強化していきますと。不十分であるから、こういうことをするということが掲げて下さっているのは大変ありがたいことですが、この特に1から4までをやるのにはですね、その都度臨時職員や嘱託で対応しているというのでは、これはとても賄いきれない。私は健康管理の面からも、この分野の人が足りてないよということは申し上げてきた経緯がございますが、特に子育て支援に関わっては、やっぱり食育ということもおっしゃいましたけれども、恒常的にチーム、班などを編制して、恒常的なその指導ができる、専門家による指導、それから専門官の統括による指導をしていく体制が必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。この点をもう1回お答え願いたいと思います。

それから、少子化の傾向は、いわゆる先進諸国と言われている国に共通する現象でありますですね。我が国においても、その傾向は同じであることを私たちは身近に実感しているところです。ある学者は、社会発展の法則からすれば、少子化、総人口の減少は必然であるとの見解を示していますけれども、この物質文明を維持するためには、そうのんきなことも言っていられないというのが現実の問題で、このままでは将来はないということまでこの社会は来てしまっているということでしょう。その今、時は地方の時代、自治と分権の時代と言われながら、三位一体とっても、その改革の1つを取っても、どれを取っても真に地方の自立を促すようには実際には動いていません。しかし、地方は嫌でも自己決定、自己責任の時代に入ってきたことは否めません。これまでのように、国・県の縛りの中でお伺いを立てながら去年と同じ仕事をしていればよいという時代は終わろうとしています。今、自治と分権の時代への過渡期、日本中の自治体は競争させられています。選ばれるまちになるために。では何で選ばれるか。価値観の多様な、そして少子高齢社会へ向かう時代に自分たちのまちは何を特徴とし、何を誇りにしていくか、私どもにも、市民の皆さんにも、行政にも皆に問われていると思います。子どもを生き育てることを夢として語り、希望を持って勤労に励む国民が求められる。そういう環境を整備することが自治体の義務として要求される。自治体は、一種の強迫観念を持ってそれに取り組みされる。まさに、常に国策のツケを背負わされる構図ですが、実際ですね、産業構造の矛盾や中央集権、あるいは新たな市場原理導入の競争社会がこ

こまで若者の夢を奪い、未来に希望を持たなくさせている。劣悪な住環境、劣悪な労働条件の下で、年収300万円以下の国民が800万人とも、850万人とも言われ、ますます富の偏在は拡大していく。一握りの勝ち組しかいい目を見られないようなそんな社会に夢と希望を持って子どもをつくれというのは、土台無理な話のような気がいたしますけれども、しかしそれでも子どもを育てるということは、一つの喜び、幸せでもありますので、望む人にはその思いを共有していただく、気を取り直す思いで最後の質問をいたしますが、今回の質問ではですね、柱の1と2しか取り上げられませんでしたけれども、事業としてはほかにも教育環境の整備、住環境の整備、働き方の見直し、児童虐待防止対策、ファミリーフレンド企業の育成、啓発等々山盛りです。まず、この国家的な大事業を遂行するのに現状見てみますと、体制が十分であるとは思えません。また、組織機構はこれで回るのかという心配をいたしますが、どうでしょうか。それから、新規事業、それから補完事業にはかなりの専門性が求められてきます。合併すれば、専門職の確保ができる、これは一つのうたい文句でありましたが、それはどうでありますか。それから、国の指針には企業に先駆け子育ての負担がより軽減される働き方を、まず自治体が示せとあります。本市もまた、300人以上を雇用する事業所の1つですが、その実態はいかがでしょうか。事業所としての行動計画はできておりますか。

それから、度々申しますが、前期5年間はすぐ来ます。短いです。確かな推進を図らなければ、達成度の低い、費用対効果の低い行動計画になりかねません。到達度評価は、どのようにして行われて確認されていくのかということ。

以上、4点、本市の次世代育成支援が真に市民の意に添って進みますことを念じながら、最後の質問といたします。終わりに恐れ入りますが、市長のご見解をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 先ほど、ただいま食育の向上などに対するチーム編成につきましてのご提案がございました。市民部で言いますと健康推進課、生きがい推進課、福祉課が関係の課になろうかと思えます。そういった課、あるいは教育委員会等々と連絡を取りながら、できるだけ早くその行動計画が実現していきますように努力したいというふうに考えております。なお、到達度評価というふうなことでございましたが、到達度評価につきましては、菊池市、先ほどの次世代育成行動計画の平成17年度より21年度までの前期5年間の計画の中で、年度ごとに数値目標を定め取り組んでまいります。その評価につきましては、行政評価はもちろんでございますけれども、市民代表15名の委員で構成しています菊池市次世代育成支援

行動計画地域協議会で進捗状況、評価等をしていただくこととなります。先般、第1回の会議を開きました。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、母性及び子どもの健康増進のための専門職を含めた人的体制につきましてお答えいたします。本市では、訪問健診につきましては正職員である保健師を中心に実施しております。また育児相談につきましては、保健師とともに専門職の嘱託員であります栄養士、歯科衛生士を配備し、母性及び子どもの健康の確保、増進に努めている状況でございます。支援体制の確立につきましては、専門職の正職員化を考慮していく必要がございますけれども、今後の定員管理の観点からも検討を要しますので、動向を見極めながら、かつ総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。また、18事業の推進体制及びそのための組織機構は大丈夫かということと、新規事業の専門職の確保はということでございましたけれども、本市では現在、行動計画に基づいた子育て支援策を推進している状況でございます。その計画の早期実現に向けた組織体制の強化につきましては、当然整備していく必要があると認識いたしております。しかしながら、現在国が進めております新地方行革指針に基づく行政改革大綱の策定と集中改革プランに基づく定員適正化計画の策定による人員の削減が求められている状況の中で、本市におきましても組織改革を含めた削減計画を検討中でございます。そのような国の動向も視野に入れながら慎重に検討を重ねるとともに、合併後の組織のあり方等につきましても、各部、各総合支所とのヒアリングを交わしながら、新市における組織機構について十分検討しているところでございます。その中で、合理化できる部分につきましては合理化しながら、また必要な部分につきましては職員の増配も検討していきたいというふうに考えております。

次に、企業に先駆けて子育ての負担が軽減される働き方を自治体が示せということでございますけれども、常時雇用する労働者が300人を超える事業所につきましては、推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し届け出ることが義務づけられております。また、国及び地方公共団体の機関等におきましても、次世代育成支援対策法第19条において、特定事業主行動計画の策定が義務づけられていることから、現在その早期策定に向け準備を進めているところでございます。その中で、子育てをする職員が子育てに関わる喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立ができるよう職場環境を整えていく必要があると考えております。今後とも子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った環境づくりの構築を目指していきたいとい

うふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 市長としての考え方についてということでございますが、ただいま総務部長の方がそれぞれのお尋ねの項目について詳細に答えていただきまして、ご理解いただいたものだと思います。いずれにいたしましても、菊池市の次世代育成支援行動計画に基づきまして、それぞれの施策について実行、実現してまいりたいと思っております。先ほどたんぼぼクラブのお話ございましたけれども、このことにつきましても地元の保護者の方々、関係者の方々からご陳情を受けまして、行政内部におきましては取り組むということをお明言をいたしておきまして、幾らか時間がかかっているきらいもあるようでありまして、ぜひこの年度内において決着を見て、皆さん方に安心・安全な次世代育成のための施設の確保に努めさせていただきたいと、このように思っております。この次世代が本当に安心・安全に生み、そして育てやすい環境をつくるというためのこの行動計画であるわけでありまして、先ほど来、出生率のお話もあってございましたけれども、日本の人口の維持ができなくなっているという現実にあるために、政府も、国も、またこの国民も挙げてこの育てやすい環境というものを確保しなければなりません。また、この昨今におきましては、連続する幼児の殺害事件など、本当に社会の悪い、一つの側面がどんどん出てまいっております。子どもたちをみんなで守っていかねばならないと、このように思っております。また、お話は外れるかもしれませんが、医療体制のことについてもちょっと触れておられましたけれども、小児医療の救急体制についてはシャープ8000番に基づいてこの連携をしながら行政としては取り組むということをお申し上げてまいりましたけれども、このことにつきましては去る11月2日に医師会、それから保健所と協議を行いまして、そして対策委員会の設立、設置を見たところでございます。この中におきまして、新しい一つの、県内におきましては荒尾方式とでも申しましょうか、そのようなことがこの菊池郡市の医師会の協力を得ながら設立されて、そして市民の中に、特に出生されたお子さんが、生まれたばかりの子どもさん、あるいはまた子育て中の皆さん方が本当に夜のひきつけ等々が発生した場合にどうするかといったものについて対策を練っていただけるものだと期待をいたしております。今後はぜひ一つ次世代育成の支援のための菊池市の行動計画が実現に向かいますように、格別のまた皆様方のご協力のほどを、ご指導のほどを仰ぎたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のために暫時休憩します。午後の会議は、午後
1時から開きます。

休憩 午前 11時47分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 年末年始の一番活気の出る時期に、地域通貨「一会」を発行され、
地元商店街の活性化に大いに役立つことと願っています。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

まず、新庁舎建設計画についてお尋ねいたします。先のアンケートで5,000
人の市民を対象にアンケート調査の結果をどう評価されるか。また、合併特例債の
活用は、庁舎建設に利用できると聞いたが、特例債は30%から40%と聞くが、
市民の方々は全額特例債でできると思われているのではないか。

次に、総合支所の活性化について伺います。先のアンケートでもありますよう
に、市民の多くの方々は本所利用年に1回か2回ぐらいではないかと思われま
す。大部分の要件は、総合支所で済むというのが現状ではないですか。その総合支所が
合併後、活気がないというアンケート調査でも出ております。どう総合支所を生か
すか、そのための方策はどう考えておられるか、お伺いいたします。

次に、道路行政についてお尋ねいたします。主要県道旭志鹿本線の七城町新古閑
から清水にかけてできていますが、その後の計画がわかっておりません。387号
線との接続はどうされるのか、県にどう要望されるか、お伺いいたします。

次に、熊本菊鹿線、七城町の温泉ドームのところの交差点ですが、県の用地買収
も終わり、左折レーンの確保もなされておりますが、まだ左折レーンの信号が付い
ておりませんので、朝は相当混んでいるのが、渋滞している状況でございます。

次に、植木インター菊池線についてお伺いいたします。高島橋の開通以来、交差
点近くで事故が多発しているのが現状です。また、植木インター線の中で、大型車
の離合が困難なところが2カ所ぐらいあります。その中で、七城町の間所区分で
は、改良の期成会までできて、県の方に要請はしておりますが、その後の状況はど
うなっているのか、お聞きします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） アンケートの実施につきましては、議会の新庁舎建設検討特別委員会とその内容、実施方法について協議をし、実施したものでございます。アンケート結果につきましては、新庁舎建設検討特別委員会報告ののち、広報、あるいはホームページ等で公表をしております。なお、アンケート調査の結果をどのように評価するかという質問ですけれども、市民の率直な意見として評価しております。今後は新庁舎周辺基本構想や基本計画を策定する予定ですので、それらに反映してまいりたいと考えております。また、新庁舎建設事業に財源充当できる合併特例債についてでございますが、庁舎を建設する場合は一般的に財源として一般単独事業債を活用し、この起債額が事業費の50%に満たない事例が数多く見受けられます。この主な理由は、庁舎の起債対象事業費を算定する標準面積と標準単価が実情の必要面積と実施単価より低く設定されていることがあげられます。近年の庁舎建設の事例で説明しますと、平成6年に庁舎が完成した熊本県内の町村ですが、用地費を除いた総事業費のうち、起債借入額の割合は46.1%となっています。単純にこの庁舎建設に合併特例債を活用した場合は、充当率が一般単独事業債の70%から合併特例債の95%に上がりますので、起債額の割合が46.1%から62.6%となる計算になります。事業内容や規模等で起債額の割合は変動しますので、参考の数字ということでご理解いただきたいと存じます。なお、合併特例債で庁舎を建設した事例は昨年まではございませんが、本年度は国へ申請が上がっており、本年度中にはある程度その取り扱いについて示されると聞いております。また、さらに一般財源を少なくする財源対策として、一部補助事業対応や複合施設での建設等も選択肢の1つとして今後検討していきたいと考えていますけれども、具体的な建設計画や概算事業費等については、新庁舎の基本計画の中で検討しますので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 総合支所の活性化につきましては、合併効果を最大限に生かすためにも大変重要なことと思っております。そのためには、本庁及び総合支所双方の共通の認識による機能の充実が必要不可欠でございます。双方がその役割を果たしていけるような組織づくりが必要であると考えております。もし双方の認識が不十分だったりしまして、住民サービスに支障をきたすようなことがあれば、早急に調整していく必要があると考えております。また、旧自治体の枠組みにとらわれない職員の配置や祭り、イベントへの総合支援と交流等により活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 旭志鹿本線の改良につきましては、七城町清水地区内から先が未改修であるため、非常に狭窄な道路となっております、大型車両等が離合が困難な状況でございます。県道用地として県営ほ場整備事業で一部確保はしてございますけれども、地元の協力が得られず頓挫した経緯がございます。いずれにいたしましても、清水地区及び木柑子地区の改良には莫大な費用が必要でございます、短期間には完了しないものと思われま。新庁舎が花房台に建設された場合、七城町の中央地区からの住民の方々のアクセス道路として重要な道路でありますので、お尋ねの387号線とどう接続するのか、地元と十分協議しながら改修に向け県に要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、熊本菊鹿線の改良についてでございますが、本路線は山鹿市、菊鹿町と熊本市を結ぶ通勤道路として大変交通量の多い道路でございます。加恵と高島間の改良につきましては、県道改良及びバイパス改良で事業化され、用地買収が完了したところから随時改良工事が行われております。高島工区につきましては、平成16年度から事業着手し、計画延長1,080m、道路幅員6.5m、歩道幅員3.5m、総事業費で5億円となっております。進捗率は平成16年度までに事業費ベースで約15%となっております。平成17年度は高田橋から加恵地区までのおおよそ400mを予定され、現在用地交渉中でございます、用地買収が整い次第工事に着手する予定でございます。

それから、林原の左折レーンのお尋ねでございますが、信号機のところのことだと思います。これは、朝のラッシュ時にもなりますと高島橋付近から信号待ちの状態、確かに左折レーンがあればラッシュ時は解消できるものと思われ、熊本県公安委員会及び県振興局土木部に要望すべきものと考えております。用地も確保されておるのでございますので、本路線には歩道もない箇所がございますし非常に危険でありますので、今後も県に強く要望してまいりたいというふうに思います。

次に、植木インター菊池線の改良についてでございますが、本路線は植木インターと菊池市を結ぶ主要県道でございます。間所地区の商店街につきましては、唯一未改良部分で西寺のバイパスが開通してからは交通量も非常に多くなりまして、大型車の離合が困難で交通事故も多発いたしております。何よりも子どもやお年寄り等の弱者を守る歩道がないので、非常に危険な状態にあることは承知いたしております。ご意見にありましたように、地元も期成会を立ち上げ早期改修を県に要望されているところでございます。先般、県の菊池振興局土木部から現地調査が行われ

まして、現地の状況及び整備の必要性については十分理解されているところですが、構造改革の流れで公共事業の予算削減が厳しい状況の中で、事業化を図るためには厳しいハードルを乗り越える必要があるというふうに伺っております。改良につきましては、現道の片側改良ということで地元も理解されておられますけれども、用地買収で家屋が移転してしまう、商店が移転してしまうということになりますと、商店街が片側だけになってしまうと。それで投資効果が半減してしまうという逆のデメリットもございますので、そのことがないように、背後地にあります用地も含めまして、地域全体で町の再生を考え、中心市街地が衰退することのないように期成会はもちろん、地元と十分協議しながら体制を整えて事業化を図れるよう努力してまいりたいというふうに思っておりますので、議員さん方もご協力の方をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） それでは、再質問させていただきます。

まず、アンケートを実施されたが、5,000人の市民の方に配付されましたが、回答された方が2,143人、約42.9%とお聞きしました。このアンケートの中で、新庁舎建設に対する問いが出ておりますが、1,013名の方が新庁舎に関して意見を述べられております。その中で、財政等を考慮し、新庁舎を建設するならばということで、それからその次に新庁舎の建設位置の再検討をどのように、また新庁舎の必要性はない、その他の意見を含めると533名の方が新庁舎に関してまだまだ疑問を持っておられます。なんと52.6%の方が疑問を持っておられます。この数字を執行部はどういうふうに受け止めておられますか、お聞きいたします。

次に、合併特例債についてお尋ねします。合併協議会で計画されている事業の429億7,000万円ありますが、そのうち特例債を起債で236億9,400万円と計画されていますが、そしてその中で345億円、約80%を5年間で事業をするように計画されていますが、特例債を前倒しという形で5年間という短期間に行っているのではないのでしょうか。見直しの必要はないですか。国の税収は若干伸びてはいますが、県の財政は火の車の状態であるとお聞きしました。事業の遂行はできますか、お尋ねいたします。

次に、総合支所の活力を取り戻すために、総務部長はただいまの発言でイベントの交流等に積極的に参加するように言われましたが、私は総合支所、4つの課があります。あまり課が多くて、縦割り方式になっておりますので、横のつながりがないように思われます。この課を2つないし全員一緒に仕事のできるようにすれば、

職員間の交流もでき、活気が出るんじゃないかと思います。再度執行部のご意見を伺います。

次に、総合計画基本構想にも位置づけられています植木インター菊池線、植木インターからの一番の観光ルートだと思います。ぜひとも早期の改良を強く県の方に要望していただきたいと思います。建設部長の再度のお考えをお聞きします。

これで2回目を終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） アンケート調査の中で、庁舎建設の是非関係ですが、一応新庁舎の建設予定地につきましては合併協議会におきまして新庁舎を建設することとし、国道325号、387号を結ぶ菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求めるといことでご確認がなされております。合併協議会の確認事項につきましては、各4市町村の代表でありますところの議会議員さんや学識経験者の方が慎重に協議され、確認された事項であり、行政としましてはその確認事項を尊重しながら進めていかなければならないと存じているところでございます。また、特例債の見直し関係ですが、現在新市におきましては総合計画を策定しているところでもございます。本市においても情勢の変化を見極めながら、見直しを含めながら的確に対応していく必要があると考えているものでございます。

以上、答弁とします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ただいま行財政改革を推進しているわけでございますが、その中で行政改革推進本部を現在設置しております。課長で組織します幹事会、それと係長級で組織しておりますワークショップの中で、当然組織機構についての見直しを検討しているわけでございます。本庁、総合支所ともに今後課の統合、係の統合も含めて、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 植木インター菊池線につきましては、植木インターから菊池に入り込む重要な観光ルートでもございまして、一番危険な箇所である認識いたしております。その上に立ちまして、地元期成会あるいは商工会、あるいは交通安全対策としての組織団体、そういった方々との会合を行い、地元の合意形成をまず

立ち上げたいというふうに考えております。積極的に努めてまいりたいと考えております。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 3回目の質問でございます。

法定協議会で特例債を利用して計画されている事業がたくさんありますが、先だっただきました財政白書を見ますと、16年度財政指標で経常収支比率が83.3%となっております。あの資料の中で85%を超えたら危険な運営に入ると書いてありましたが、昨年度に対して1.6%も増加しております。膨大な事業をやっていく上で起債50%から特例債で70%ぐらいです。一般財源の用途はつくのか、私は疑問に思います。事業の中で一番大きい新庁舎建設、3年を用途に建設をとということになっておりますが、ほかの事業をカットしてでも建設するのか、財政需要は年々逼迫してまいっております。私は私なりに考えますと、まだまだ先のことで3年じゃなくもっと長い年数で検討された方がいいと思いますが、執行部のお考えをお聞きます。また、私の私見で恐縮ではございますが、予算は目的予算を組むのが当然ではあります。ですけど、総合支所の活性化には、イベント等に自由なお金があったらますます支所が活力が出るんじゃないかと思いますが、自由な予算は無理とは思いますが、金額はともかく、支所長権限で利用できる予算の検討をと思いますが、最後に市長の考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 庁舎の建設関係等は3年は難しいのではないかとというようなことで、またその財源対策関係等ですけれども、一応一般財源等を少なくする財源対策としまして、一部補助事業の対応や複合施設での建設等も選択肢の1つとして今後検討していきたいと考えております。具体的な建設計画や概算事業費等については、新庁舎の基本計画の中で検討しますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。またこの件につきましては、議会の新庁舎建設検討特別委員会とも協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 総合支所が自由に使える予算を付けてほしいということでございますけれども、用途を明確にしなければ予算措置することは難しいと考え

ております。地方財政がますます厳しくなっていく中で思い切った行財政改革を進めていかなければならない時期でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 総合支所の自由に使えるお金を何とか予算措置しないかと言うことで、ただいま部長の方からお答えいたしましたとおり、それぞれの予算につきましては何を目的にして使うかということで、それぞれ款項目節に分けて皆さん方に予算の決議をいただきまして、執行いたしております。市長であったといたしましても、その用途というものは何に使うかというのをちゃんと議会の方に説明を申し上げて、予算を議決をいただいて執行するというようになっておりますものですから、総合支所の方で何か執行、いろんな事業を執行していく上において予算的な弊害があるとすれば、その都度本所の方に予算の要求をされる、あるいはまた議会の方に、臨時議会を開催するなり、本議会において定例会4回ありますので、そちらの方で予算をご提案申し上げて議決を経なければ使えないということでございます。自由に使えるお金の設定というのはただいまの総務部長のお答えを申し上げましたとおりでございますので、ご了承いただきたいと申します。

議長（北田 彰君） 次に、松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 通告にしたがいまして、順次お尋ねをいたします。

まず、地域審議会についてであります。合併後、早定例会も3回目を迎えました。去る3月22日、新市誕生とともにスタートいたしました市政運営につきましては、見た目には安定しているなと思うところではありますが、実際はどうでしょうか。さて旧来の市町村制運営の基本は、それぞれの地域の歴史、文化に基づきまちづくりが進められてきたと思います。行政の目的は、地域住民の生活のすべて、ゆりかごから墓場までをお世話をすることにあります。さて、地域住民の方々は、合併には全面的には至らないまでも、理解があったと思います。一方で、合併後の我が地域の意見は尊重されるであろうか、税等を含む種々の負担はどうなるのか、増えるのではないか、各種の行政サービスは低下をするのではないか、新市はどのようなまちづくりを目指すのか等々、合併に対する懸念あるいは行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなり、住民の意向が施策に反映されにくくなるのではないかと等々の不安を払拭するため、合併の根拠であります合併特例法が平成11年に民意を問う等を含む改正が行われ、地域審議会制度が設けられました。合

併後の地域住民の声を施策に反映させるとして、合併前のそれぞれの地域を単位として審議会設置をすることができるということではありますが、設置するかどうかは合併市町村の意思でありました。法定協での審議の結果、全会一致で設置することとなったところであります。審議会は市施策に関し、市長から諮問を受けるとともに、必要に応じ意見を述べるができるという制度であります。審議会における法的任務の内容としては、市建設計画の変更、その執行状況、地域振興のための基金の運用、予算編成時の事業要望、施設の設置管理運営等々、多岐にわたり意見を述べる事が可能であります。実際には合併前に合併市町村の議決により協議項目が定められております。その内容は、建設計画の変更とその執行状況に関する事項が主体であり、その他市長が認める事項であります。法の精神は多岐にわたっており、協議項目以外についての弾力的運用が望まれるところであります。私は、合併後において、この審議会の存在は大変重要な期間と受け止めております。その運営如何が市政の安定につながるはずであります。ところで、今現在合併後の市町村において、地域自治区という制度に対する関心が高まっております。地域自治区とは、市民の意向を行政に的確に反映させることを目的とし、根拠法は地方自治法の改正によるものでありまして、その設置は平成18年4月以降となっております。地域審議会の場合は、合併特例法に基づき設置は関係市町村の議決によるところであります。地方自治区は地方自治法に基づき地域協議会となり、その設置は市条例により定めるとなっております。市条例で定める市の施策についての決定・変更にあたっては、協議会の意見を聞かなければならないというものであり、地域審議会に比べ、その違いは明確であります。合併後の市政運営について、現実に先細りする財政、そして予算化、効率化についてどう効果的に実現させるのかという視点で、地域自治区の設置の動きが広がっております。県内の動きでは、八代市の地域審議会の初会において、地域住民自治組織について検討する専門部会が設置を見ておりますし、玉名市では庁内組織の中に地域自治区調整総室が県内で初めて設置をされております。地域審議会、地域自治区は似たような組織であります。権限等の違いは明確であります。しかし、目指すところは行政のスリム化であり、健全なる財政運営であります。本市の場合、既に法定協において地域審議会の設置が決まり、既に動き始めております。決定済について、なぜ申し上げているのか。それは抜本的な行政改革が求められるからであります。その行政改革を進めるにあたっては、市民と一体となって取り組む必要が時代の趨勢であります。私は、ただ単に地域自治区の設置を検討せよと叫んでいるものではありません。時代の動きを言っております。申し上げたいことは、設置済の地域審議会の機能を最大限活用してほしい、それだけあります。お尋ねをいたしますことは、地域審議

会の現在の状況について、設置期間、区域、会の組織、定数、任期、任免、所掌事務。会は、合併特例法に基づく対応であります。合併前の市町村の議決、先ほど申し上げました協議項目のままで運営をされるのか、委員の意見の内容が協定項目以外にわたった場合、どう対応されるのか。さらに、議会への対応はどう考えておられるのか。これまで1回の説明もあっておりません。合併後の住民の皆さん、市政に対してどのような不安を持っておられるのか、議会は何もわかりません。これらは市政運営の根幹部分であります。それと、地域自治区については検討ぐらいされるのか、お尋ねをいたします。

次に、新市の教育行政についてであります。本年度の施政方針が示す主要施策の中で、生涯学習の推進について、特色ある学校づくりに文教菊池の再生に向け、伝統を受け継ぐ菊池の教育理念を明確に示しとあります。私は、文教菊池の再生を標榜する以上、その何たるかの理解が必要ではないかとの思いがあります。旧菊池市には、こと教育に関しては文教菊池という表現が代々消えることなく言われております。文教菊池の精神とは、識者の声として、熊本教育の源流であると言われております。その精神とは、旧菊池市史によりますと、菊池一族累代の党首が持った向学の家風があり、京都鎌倉にならい菊池五山が建立され、住民の教化が図られ、武芸のみではなく、学芸も盛んであり、菊池2代当主重朝公時代には孔子堂が建造されております。その石碑には、菊池の文教奨励のため創建とあります。菊池の文教の高揚はこの孔子堂建立の時代であり、学問の再興に力を注がれた重朝公の向学とあります。また13代当主武重公による寄合衆内談のこと、後の菊池家憲と言われておりますが、この菊池家憲ほか40通の文章は、戦前国宝に指定され、戦後国指定重要文化財となっております。菊池家憲についてはご承知と思っておりますけれども、領内の軍事行政については総領の下に庶民代表が参加して話し合う重臣会議と言われております。この菊池家憲は武重公の自筆と言われ、現存する血判では最古のものと言われております。これら菊池の先達が残した歴史の足跡は、今に生きるものとして深く理解の必要があります。教育長には、この文教菊池の精神をどう受け止めておられますでしょうか。さらに、重朝公の胸像が菊池南中の校庭に座しておられます。これは昭和26年、旧隈府町長ほか全議員により建立されたものであります。そのほか、文教の歴史では江戸時代より旧菊池市内には多くの私塾が存在しておりました。それらの足跡は、隈府一番館で展示されており、多くの人材を輩出しております。教育長には就任にあたり、文教菊池についてお触れになっておられますが、将来のまちづくりを目指す新市建設計画には一言も触れてありません。今策定中の基本構想も、基本となるのは建設計画であります。策定作業は、基本構想から基本計画となりますが、理念から具現化を目指すには文教菊池再生に向けて

の考え方の掲載が必要であります、その場合の具現化の方策についてお伺いをいたします。

次に、構造改革特区制度、これは教育分野に限っております。現在、我が国における教育のありようは大きく変わろうとしております。市政全般を司る行政におきましても、地方分権の改革が実行段階を迎え、地方も自立に向けての取り組みが焦眉の急であります。国においては、行政の規制緩和を目指し、地域の活性化の切り札として構造改革特区制度がスタートしたのは平成14年8月のことであります。申し上げるまでもなく特区制度とは、各市町村を含める提案を基に地域を限定して規制を大幅に緩和し、地域の活性化を図ろうというものであります。第2次の募集には、旧菊池市より九州地域における韓国人入国査証、ビザの恒久免除が申請されております。特区が目指す規制緩和への取り組みの旧市としての積極姿勢の現れであったと思います。結果は残念ながら許認可には至らなかったようですが、その後、全国的に修学旅行との条件はありますが、ビザの免除が実施となりました。このことは、旧市の取り組みが先鞭を付けたものと理解できます。この特区への企業をはじめ市町村の取り組みは、これまで規制により押さえに押さえられていたものが一斉に吹き出したものと受け止めます。特区とは市町村の知恵比べであり、やる気の問題であります。特に教育分野では、全国的に特区申請がっております。遅ればせながらも、特区の活用についてどうでしょうか。例えば小・中・高、中・高一貫教育とか、中教審答申後の法改正により、県教委でも中・高一貫教育会議が設置をされております。去る10月には県立校再編の中で、中・高一貫制導入の議論が始まりました。旧菊池市でも、小・中・高連携という表現が総合計画に掲載されました。私も一般質問を通じて中高一貫教育について議論をしたところでもあります。現在、具体化はしておりませんが、行政の継続性から見て、その精神は生きております。ただその間、合併という特殊な状況にあったことはわかっておりますが、中・高一貫教育に限らず、それ以外も含め検討のほどはいかがでありますでしょうか。お尋ねすることは、特区に対する、教育分野に限っておりますが、見解について、2つ目が小・中・高、あるいは中・高一貫教育について答弁をいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、地域審議会の現在の状況についてでございますけれども、ご承知のとおり地域審議会は合併特例法に基づきまして合併前の菊池市、七城町、旭志村、泗水町それぞれの議会の議決を経まして、合併協議会において平成16年7月22日に確認されたものでございます。設置の期間としましては、合併

の日から平成26年度までの10年間で旧4市町村単位の4つの審議会を設置するものでございます。委員につきましては、それぞれの地域に住んでいる、あるいは勤務されている方で、区長、農林水産業、商工業に関係する者、社会教育、学校教育に関係する者、青年、あるいは女性、高齢者を構成員とする組織に関係する者、また社会福祉に関係する者、消防に関係する者、学識経験を有する者の15名で、任期は2年で、市長の任命と相成ったものでございます。また審議会は新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議をし、答申するものでございます。併せて審議会からも必要と認められる事項について、市長に意見を述べる事ができるとしております。なお、開催回数につきましては、年3回程度を予定しているものでございます。

次に、地域審議会設置につきましては、前に説明しましたとおり、合併前の各市町村の議会の議決を経ておりますが、新市では条例化しておらず、議会の議決はいただいております。地域審議会は、地方自治法第138条の4、第3項に基づく合併市町村長の付属機関ですので、その設置については原則条例により定めるものでありますが、合併特例法第5条の4によりまして、条例ではなく、あらかじめ合併関係市町村の協議によりまして合併前に設置を決定することとされているため、合併後の議会には上程していない状況でございます。ただし地域審議会の設置に関する事項を変更しようとするときは、条例を定めて変更するものとされております。また、各審議会からの意見及びその対応については、必要に応じて随時議会へ報告してまいりたいと考えております。なお、地域自治区につきましては、現在のところ設置は考えていませんけれども、この制度が設けられた趣旨等を踏まえながら、地域審議会の意見を十分考慮する形で進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 文教菊池についてお答えしたいと思います。

議員ご説明のとおり、菊池市精神が熊本教育の源流と言われておりますけれども、その原点については、議員詳しくお話いただきましたので省かせていただきたいと思います。そこで、文教菊池の精神をどう受け止めているのかということですが、私としては当時のあの激しい戦いの中にもかかわらず、菊池家憲に見られますように、自他を尊重し、正しい生き方を追及し、自ら学ぶ姿勢を貫いた菊池一族の文武両道の態度の素晴らしさです。そしてその精神をこれまで先人たちが延々と受け継いできたことへの尊敬を感じております。さらに、そのような土地に育った私としましても大きな誇りとともに、それを受け継ぐ責任を感じているところでございま

す。現在、各学校それぞれ文教菊池の再興に向けて様々な実践をしているところですが、私としてもその実現に最大限の努力をしていく覚悟でございます。

次に、新市総合計画の基本構想に文教菊池について一言も触れてないということですが、現在基本構想及び基本計画は作成中でございますので、今後再考していきたいと思っております。しかし文言はありませんけども、菊池の伝統・文化・歴史を継承すると明記しておりまして、その中に文教菊池の復興の思いを込めております。本年度菊池の教育理念、教育方針を出して基本的な考えを示しているところでございます。具体的には、再興された姿を健康で心も形もきちんとした文化教養の高い市民というものを考えています。方策としましては、学校教育を中心に申し上げますが、知育、徳育、体育のバランスの取れた教育の推進を図りたいと思います。知育としましては、各学校それぞれ数値目標を設定し、学力向上に努めます。徳育としましては、地域の自然・歴史・文化を教材にした体験活動を通しての道徳教育や環境教育、福祉教育、人権教育の推進、そして体育としましては部活動など、学校体育や社会体育の充実に努めます。具体的には、研修の充実や授業改善のための校内研修を充実させ、指導者の指導力強化に努め、最近のテレビやゲーム漬けになっている子どもたちの家庭教育の充実に努めるため、家庭学習の手引きの作成や菊池万句の会にちなんだ万句の里づくりの推進を図ります。そして、授業環境の条件整備としまして、授業時数確保のため、課業日、授業日ですね、課業日を200日確保する。そして、補助教員等人的的措置や予算的措置の充実に努めたいと思っております。

続きまして、教育特区に対する見解でございますが、結論から申しますと、現在特区の申請の予定は考えておりません。合併により学校数が増え、何を切り口に教育の充実に努めるか、十分な実態把握、分析等準備ができてない状況でございます。現在本市の重要課題は学力向上と捉えています。この達成には、ご指摘の規制緩和による特区でなくても、現行法の中で十分対応できるという信念のもと努力しているところです。また、文部科学省指定の学力向上拠点校としての隈府小学校をはじめ、幼・保・小・中連携の七城町の小・中学校、また県下では初めてのコミュニティスクールの泗水小学校・中学校など、菊池市19校は他の地域にない特色ある教育活動を展開しております。議員お示しの中・高一貫教育についても、現在隈府小学校と市内中学校5校及び菊池高校で研究中でございます。その結果を踏まえ、また県下や全国の特区や研究校の状況を踏まえ、本市で取るべき特色ある教育の方向を考えたいと思います。議員提案のやる気を持って努力していきたいと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 松本登君。

(松本 登君) 再質問をいたします。

地域審議会についてであります。現在市では基本構想がまとまっているようですが、建設計画との調整の現実はいかがでしたでしょうか。建設計画の変更に関しては、地域審議会の審議の中で最も重要な部分であります。どのような議論が交わされましたでしょうか。基本構想こと、まちづくりの基本をなすものであります。ただ今後はですね、建設計画と基本構想、法の違いがあるわけですが、二本立ての活用となると思います。どちらの計画に基づき対応されるのでありましょか。建設計画における事業計画とそのまま基本計画に掲載をされるのか。二本立てということは、市にとっても難しいようで、そうでないような思いがいたします。しかし、ここは通告どおり審議会の運営に絞り申し上げたいと思います。合併後の市政運営の中で、それぞれの地域に不安要因が発生した場合、審議会としては、今答弁にもありましたように、合併前の市町村の議決、いわゆる協議項目どおりの運営をなさるのか。あるいは、そのとおりの市長の諮問のみで対応されるのか。あるいは弾力的に取り組まれるのか。それぞれの委員の市政全般にわたる意見を十分に聞き対応されるのか。法の精神では、委員は市政全般に関して必要に応じて意見を述べるということになっております。ただ審議会の組織運営に関しては、住民の合併への不安解消を前提として法定協定のいわゆる協議事項の変更という場合に限り、市条例を定めることができるということにはなっておりますが、私は現在のままでの弾力的運営を望むところであります。限界もあるのではないかと。その場合、市条例を定めるぐらいの気概を持ってほしいなという思いであります。ところで、合併後の市政運営に関し、不安というものが表面化しております。合併前において、住民に対する合併説明会では、合併すれば負担は低い方に、行政サービスは高い方にと繰り返し説明がなされました。これは幾つも例がありますが、その中の1つであります。補助事業についてであります。早、市の上乗せ補助分がうち切られております。その理由は、合併協議の場で決定しているということのようであります。補助事業の継続について変更する場合、まず該当者に対して責任説明があると思います。該当者は、継続事業、この継続について若干の見解の相違というものがあのように感じはいたしますが、当然市補助ありと理解するのが常識ではないでしょうか。要望とか、陳情がなかったからでは理由にはなりません。市補助金の継続か、打ち切りかについては、その事業内容を深く吟味し、説明責任を果たした上、決着を付ける、そのぐらいの配慮が当然必要だろうと思います。このような不安を払拭するため、審議会が存在すると私は考えます。行政として、今一番の住民に対する姿勢は合併してよかったと思えるような施策への

取り組みではないでしょうか。市として合併に至る過程で説明してこられた負担は低く、行政サービスは高くという表現に対して、一つの例を申し上げたところでございますが、市では基本的にこのことにどう対応されるおつもりなのか。また、地域審議会の運営方針について、あわせてお答えをいただきたいと思います。

それから、新市の教育行政についてであります。文教菊池の再生への思いについては、ただいま答弁をいただきました。その精神は住民として将来にわたりやっぱり受け継いでいかなければならないと思っております。ただ行政でありますので、何かを取り組む場合、将来計画に明確に示して、初めて実行に移すことが可能となります。既に完成しつつある基本構想から基本計画の中に構想に係る文言の挿入は必要であります。挿入となれば、文教菊池ならではの教育環境を整えていくことが当然必要となるということでもあります。教育長は、まさに菊池市の教育行政のトップの方であります。頑張ってくださいまして、明日を担う子どもたちを育てていただきたい。菊池の教育の目指す心意気といいますか、方向性を示していただきたいと思っております。参考までに申し上げますが、前任者は熊本教育のトップを目指すと掲げておられました。

次に特区についてであります。現在、市では合併後の運営の中で各種計画の策定と大わらわの状況であります。市政運営の基本は分権化に基づく地方の独立性であり、自立であります。教育行政の将来に向けての方向性の中で特区を検討することは、私はあってもいいなと思っております。市教育のありようにつきましては、合併4市町村の教育方針を原点にすえ、メリハリ、時代にあった教育ということではありますが、将来計画に盛り込む必要があると思っております。答弁では、特区の取り組みについては消極的であったと思っておりますが、私はあえて特区に拘り申し上げているところであります。せっかくでありますので、特区の例を1つだけ申し上げます。これは群馬県太田市の例であります。大変有名でございますのでご承知かと思っておりますが、国語・社会を除く全授業を英語で教える全国初の外国語教育、小・中・高一貫学校が構造改革特区に平成15年4月に認可がなされております。要点は、小・中・高一貫校を民間により設立する。2つ目が、国語・社会以外の一般教科を英語で教える。3番目が、外国人教員が担任し、検定教科書の英訳版を使って授業を行う。この外国人教員を市が独自に採用するというのが、その特区の狙いの1つでもあったようであります。準備期間を経て、本年、平成17年4月に英語で教える小・中・高一貫校、群馬国際アカデミーが開校となっております。他市を見習えと申し上げているのではありません。教育行政の変化、さらには時代の趨勢、ポイントは少子化に伴う生徒数の減少ではないでしょうか。難しい舵取りが求められる今日であります。それから、つい先だって、熊日紙によりますと本年度の、国

では本年度の特区の認定が行われておりますが、その中に熊本県では学習指導要領によらず、英会話科を小・中学校に設ける宇城市の国際理解教育特区がありました。このように、行政における、教育行政における特区に関する例示が数多くあるわけですが、特区に関して何かあればお答えいただきたいと思います。

それからもう1点、これは事務事業の外部委託ということでございます。教育委員会所管の学校給食についてであります。今日、官から民への時代であると思います。現在、市には行政改革に関する計画はありませんので、計画に基づいた対応はできないと思いますが、行政の継続性で申し上げますと、旧菊池市では平成16年度において、学校給食の民間委託について学校保護者等の関係者と十分に協議検討していくということでありました。具体的に話し合いが行われていたということでもあります。また、行政改革計画書の中にも事務事業の委託化の中で学校給食、文化会館等の民間委託の検討が掲載をされておりました。特に学校給食については、推進スケジュールが示されていたところであります。合併という特殊な事情があったわけですが、その指針の建設計画には民間委託に係る具体的な掲載はありません。今、新市を取り巻く多くの改革が進められておりますが、新市が生き残るには民間にできるものは民間に任せる、これが改革の精神であり、世相であろうと思います。旧市の対応を率直に受け止め、新市としてさらに検討を深めることは当然であろうと思います。しかし、対応するのは行政であります。順序として、まず行政改革の大綱の策定から計画の中に文言を挿入するということが第一であります。計画書完成まで待つという悠長なことではなく、取り組みを同時に進めるということが十分に可能であろうと思います。どうでしょうか。学校給食の外部委託についての考え方をお示し下さい。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 合併後の財政状況等の変化や各地域の要望に応じた審議会の運営方針ということですが、議員ご指摘のとおり、合併に伴う事務事業の調整につきましては、一般的には合併協議会で負担は低く、サービスは高くに調整されることが望まれておりました。財政状況等を踏まえながら可能な限りその方向で調整がなされてきたものでございます。しかしながら、現実としましては必ずしも十分に対応できない事務事業等も出てきているのが現状でございます。今後市民の皆様には十分説明するとともに、理解を得ながら調整を進めたいと考えております。またこれから新市建設計画の変更や各地域からの合併したことに伴う意見なども考えられますし、総合計画基本構想につきましては、新市建設計画をベースにしまして弾力的に運用をしていきたいと考えています。さらに、新市建設計画の変更

につきましては、議会の意見を伺いながら地域審議会に諮問し、それぞれの審議会の答申を尊重し、議会の議決をお願いしたいと思います。また、多岐にわたる各地域から意見等につきましては、現在の審議会の所掌事務にあります地域審議会は必要と認める事項について市長に意見を述べるができるという項目で対応し、関係部署と協議・連携を図りながら新市の運営に努めてまいりたいと思います。また、地域審議会の運営につきましては、設置されました趣旨を十分考慮しながら、行政としての時代の変化に迅速・的確に対応できるよう努力してまいりたいと考えております。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 菊池の教育の目指す方向ということについてでございますが、方向性は先ほども示しましたように、健康で心も形もきちんとした文化・教養の高い市民の育成でございます。学校教育では個に応じた指導、特色ある取り組みで学力向上を第一に考えたいと思っています。そこで、現在市内の平均ですが、小学校が51、中学校が49であります全国標準の学力偏差値を今後5年間で小学校55、中学校で53に引き上げたいと考えております。前教育長が申されたという県下のトップを目指すということももちろん念頭に入れて、スポーツ、学問、文化活動に積極的に取り組む児童生徒の育成に最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、特区についてでございます。先ほども少し申し上げましたけど、現在菊池らしい特色ある取り組みをそれぞれの学校で実践中でございます。研究指定というのも19校中17校が文科省、あるいは県指定、あるいは市の指定で学力向上を中心に心の教育や健康教育、人権教育等、何らかの研究指定を受けて実践中です。その充実推進に最大限努力していくことが、現在ではベストと思っております。先ほども申しましたように、今後何を切り口に本市教育の充実を図るかは、これから各学校の実態や市民の要望を把握し、そのために特区が必要かどうか、慎重に考えていきたいと思っております。議員お示しのあえて何かを特区と考えますならば、現在考えていることとして、小学校からの英語、韓国語、中国語等の外国語教育の導入とか、ゆとりある教育活動をするために、隔週土曜日を授業日にする週6日制の復活を考えているところでございます。

続きまして、事務事業の外部委託について、学校給食の外部委託についてでございますが、行政改革大綱及びその実施計画掲載前に進めていく考えはないかとのご質問でございますが、民間にできるものは民間にという考えの下に行政改革が進められておりますが、行政改革は行政機構の全てが対象になっており、学校給食もそ

の例外ではありません。学校給食におきましても、住民サービスの低下を招かず、安心・安全の学校給食の確保を前提に、保護者を含めた住民の皆様のご理解を得ながら行政改革を進めていくべきものと考えます。一方、議員ご案内のとおり、新市の学校給食の施設につきましては、旧七城町及び旧泗水町ではそれぞれ給食センターがあります。また、旧菊池市及び旧旭志村では、各学校の自校方式で調理を行っております。2つの給食センターと13の小・中学校で25名の正規職員と47名の臨時・嘱託の職員合わせまして計72名の職員が現在給食の調理業務に従事しております。また、旧菊池市では学校給食施設の老朽化等を背景に、平成15年度からその一部民間委託について保護者等への説明会を開催し、ご理解を求めてきたところであります。学校給食の民間委託に関しましては、このような状況を背景とし、新市全体として検討する必要があるわけですが、先ほど申しましたセンター方式と自校方式の併存ですとか、施設の老朽化の問題、あるいは職員の配置、ひいては学校規模適正化の問題等様々な状況、課題等を考慮しながら総合的に検討する必要があると思います。行政改革大綱及びその実施計画への掲載につきましても、その1つの段階として受け止めておりますが、次代を担う子どもたちの大切な食にかかわる問題でありますので、先に申しましたようにあくまでも住民サービスの低下を招かず、安心・安全の学校給食の確保を前提に、保護者を含めた住民の皆様の理解を得ながら検討を進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 再々質問をいたします。答弁は要りません。

まず、地域審議会については、その運営についてであります。そのやり方如何というのがございます。今、現在の協議項目、決定しておる項目のみでいくんだという説明でありましたが、ただ弾力性というものを持っていますね、やっていただきたい。例えばさっき申し上げましたように、法が許しております精神というのは、予算編成時の事業要望等も含まれておるわけでございますので、ぜひその辺のところを念頭に置いていただきたいと思います。合併後の市民の皆さんの不安が払拭されるということになりますと、その結果は市政の安定につながるというふうに考えます。地域審議会こそ地域住民の声でありまして、当然議会の方へもできますなら細かくですね、報告をしてほしいと思います。

それから、特区についてであります。消極的ということではありましたが、いろいろ答弁をいただきました。その中で、終わりの方で確か小学校についての英語・韓国語・中国語等の導入、あるいは週6日制ですか、そういうものの導入というこ

とをおっしゃいました。これは教育長、いいんじゃないですか、やって下さい。終わります。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時15分

開議 午後2時25分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。質問に先立ちまして、午前中急な熱発で議会を欠席しまして、誠に申し訳ございませんでした。

まず、1点目です。入湯税について。目的税である入湯税の用途状況について伺いたいします。

2番目に、温泉泉源の保護対策について。1番目、水質調査の実施のほかどのような調査を現状行われているかをお教え下さい。2点目、優良温泉泉源の確保における今後の予測と保護のため、どのような取り組みをお考えかお答え下さい。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、目的税であります入湯税の用途状況につきまして、まず観光立国を目指します日本におきまして、温泉は国内外を問わず癒しを求め訪れる人々が必要とする重要な場所として強く望まれています。菊池市においても、温泉地であることの特色を生かした自主的、自立的な活力あるまちづくりに取り組んでおりますが、温泉を含む観光資源間を結ぶ道路網の整備、観光客によるごみや汚水の増大に対処するための清掃施設、下水道施設の整備、市民や観光客の安全を守るための消防防災施設等の整備、観光振興など、増大する温泉所在都市特有の行政需要に対応するための目的税でございます。貴重な自主財源でございます。ちなみに、平成17年度の予算では、環境衛生施設の整備として塵芥修理費、下水道事業に11億5,084万4,000円、消防施設整備事業に4,607万3,000円、観光宣伝事業に2億2,955万5,000円、総計で14億2,647万2,000円の事業が計画されております。入湯税2,091万1,000円がこの事業費の一部として充当されております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 樋口議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在、日本全国で宿泊観光旅行においても、また日帰りの旅行においても、温泉志向というのは増え続けております。癒しを求めまして身近に温泉に親しんでいる状況にあると思います。更に将来性を有望される状況ではないかと思っております。また一方で、一部の温泉地では温泉資源の枯渇が問題となっているほか、健康志向、本物志向が高まり、温泉利用施設の衛生管理や情報提供のあり方など、温泉の保護と利用に関する問題等も提起され、そうした安全性をクリアし、浴用効果、サービス内容等で利用者のニーズに応えて安定的な温泉供給ができるように望まれるところでございます。このような中で、温泉湧出50周年を迎えました菊池温泉も関係者の皆様方のご努力により、様々な工夫を重ねて安定した集客を図るための独自の温泉文化を築き上げてきたところでございます。県の調査によりますと、県内の温泉を利用した宿泊施設数は391件、公衆浴場数が245件、計の636件で、菊池市内では宿泊施設数が31件、公衆浴場施設も同じく31件、計62件で、泉源の総数は増加の傾向にあり、すべてが独自の泉源を所有している状況にあります。泉源数の増加は主に動力装置による汲み上げという動力泉で占められております。本市としましては、全国市長会温泉所在都市協議会や熊本県温泉協会、熊本県温泉協会の菊池支部に入会して、温泉保護と適切な利用を推進しているところでございます。その1つとしまして、平成12年2月から市が所有します温泉街の泉源に水位計等を設置して、毎日データを取り、温泉の水位を温泉協会菊池支部として調査しており、そのデータは保健所にデータとして保管してあります。報告によりますと、今までの調査結果として大きな変動はないということを知っております。菊池市としましては、温泉の枯渇、まさに死活問題であると認識しております。昭和23年制定の温泉法施行から新たな温泉掘削には都道府県知事の許可を要し、掘削の間隔距離等の制限、動力装置の揚湯能力や揚湯量の制限等に関して様々な基準を設けて対応してきましたが、温泉ブームや温泉技術開発の進展により、温泉の保護と利用を巡る状況は大変変化して、全国の一部の温泉では貴重な地下資源であります温泉及び温泉源の保護並びに適正な利用及び管理を図るための温泉の掘削、汲み上げの抑制といったものとともに、汲み上げた湯の集中管理や循環濾過方式等による使用合理化方策として進めているところもあります。県下では八代市の日奈久温泉、天草の松島温泉、下田温泉の3ヵ所が組合による集中管理方式を取り入れておられます。今後の取り組みとしましては、温泉は貴重な観光資源であります。市民の疾病予防や健康増進にも活用できる地域全体の貴重な財産であります。

これらの観点を踏まえまして、名湯菊池温泉の健全で持続的な利用を進める地域的な取り組みを関係機関と協議、協力の下に温泉地のあるべき姿を描き、魅力ある温泉地づくりに努める所存でございます。今後とも温泉保護や適正利用に温泉協会等を通しまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

1点目の入湯税の運用に関しましては、今、ご説明があるようによくわかりました。入湯税とは、定義を調べると鉱泉浴場が所在する市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備や観光の振興に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課す税金であるということであります。そのことを考えますと、より幅広い運用が望まれるのではないかと思います。例えば身近な例を挙げますれば、安心・安全に温泉を利用していただくという点においては、AED、電気カウンターですね、心臓疾患とかに使う、そういうものの購入の活用はどうでしょうか。川、海、水でおぼれた場合は、大体15分間の余裕があれば蘇生をされると言われていますが、温泉の場合はどうしても体温上昇をしますので、約5分で、心肺停止後5分が限界ではないかというふうに言われています。そういうときに、できるだけ早めのお手当で、今の電気ショックは非常にハイテクで、胸に当てたときに今打って下さいとか、今打ったらだめですよとかいう機能まで付いてますんで、そういうものを使いながら、いざというときに備えれば人命の救助等、救急車が到着の間、救命率も上がるのではないかと思います。また、このような設備を公共施設への配備をしてはどうでしょうか。高円宮が私の記憶で心室細動という心臓疾患によってお亡くなりになりましたが、あの場合、そのAEDがあれば多分助かっていたのではないかというニュースは記憶に新しいところですので、その点どのようにお考えか、お教え下さい。

2点目の実態調査と保護対策と今後の予測についてですが、現状はよくわかりました。しかし、ちょっとどうもこの保護対策については、私は不十分ではないかと考えます。温泉という天然の地下資源、当然使いようによっては限りがあるものです。天然資源ですから。現に他市町村の例を取りますと、人吉市では泉源数の増加により、古い井戸ですね、俗に言うかさ掘りと言って、竹をずっと突っ込んでいく昔の方式なんです、このかさ掘りですね、井戸がほとんど温泉が出なくなると、今大変なご苦労をされているところでありまして。また、八代市の先ほど例が出ましたが日奈久温泉、天草の下田温泉についても、これは泉源が枯渇をして、こ

れ以上はもう管理しないと温泉街自体が続かないということで、集中管理システムが行われている現状です。八代市においては、民間出資だけによる給湯システムを建設し、事業協同組合を設立運営しております。ただ天草町を例に取りますと、28本ほどあった泉源が次々と枯渇をはじめ、優良泉源の3本だけを残して、残りの25本はすべて事業主が廃棄をして、その中で事業組合を設立、給湯システムをやったということです。ただこの給湯システム建設時に天草町の場合は、町が約1億円の財政支出を行っております。昭和29年、菊池温泉湧出以来約50年、観光産業は発展を続け、菊池市の産業構造の今や一翼を担っていること。また、菊池市においては第3セクターによる温泉施設の運営を四季の里旭志と温泉ドームさんですかね、行っていることを考えれば、菊池市にそのような事態が発生した場合は、当然様々なところから市の財政支出の要望もあると思われまますので、そうであれば早い段階での対策が必要となり、これは例えば例なんですけど、先ほど入湯税のお話がありましたが、入湯税の一部を毎年基金化して積み上げていき、いざという時のために備えることが必要ではないかと考えます。また、入湯税そのものは、宿泊施設である旅館、ホテル等にしかかかりませんが、その他の銭湯、公衆浴場などにも呼びかけ、保護に対して1人10円なり、20円なりの協力金をいただきながら、その協力金制度を合わせて基金化、その運用に関しては来るべきときに備え積み立てると同時に、できれば使途、用途を明確化し、審議会を設け、泉源の確保の設備投資だけでなく、例えば温泉街周辺の活性化を目的とした空き店舗対策等の財源利用と、もしそういうのができるのであれば、幅を持たせながら運用してはいけないかと思えます。いずれにしろ、今言ったことが法令その他様々な問題をクリアしなければならぬことと思えますが、保護対策について早急な具体策が講じられることを望みます。執行部におかれましては、先ほど私が提案した基金案などを含めまして、その他アイデア等ございましたから今後の対策方針をお答え下さい。特に四季の里、温泉ドームなどの第3セクター運営による温泉施設が突然の泉源枯渇になれば、運営はおろか、当然莫大な緊急財政支出も必要となるわけですから、転ばぬ先の杖ではありませんが、それらの危機管理についてどのようにお考えかをお教え下さい。

以上、終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 質問の電気ショックによる生命蘇生器の配備についてということで、AEDの話がございましたが、現在の配備状況でございますけれども、救急車1台に1機を備え付けているというものと、また市内の一部の医療機関

におきまして備え付けてあるということ消防署から聞いております。市といたしましても多くの人が集まる公の施設、例えば総合体育館、文化会館、それと各総合支所等に配備すればというようなことで、平成18年度において予算化し配備したいと考えております。また、3セクであります七城温泉ドームにおきましては、来週中にその配備がなされるというふうに聞いております。

以上、お答えいたします。

協力金についてお答えいたします。入湯税は、地方税法の規定により入湯客1人1日について150円と定められ、徴収方法、納期は市町村の条例で定めることとなっております。協力金は任意ですので、入湯税とは切り離さなければなりません。入湯客からの協力金を基金造成する方法としては、協力金を市に指定寄付として受け入れ、鉱泉等の施設整備に活用するための特定目的基金条例を制定し、基金化することは可能だというふうに考えております。例といたしましては、ジュニアスポーツ育成ゆうり基金等がございます。菊池市の温泉は50年以上の歴史があり、その間、湧出量の減少により再掘削され、多くの経費が必要であったことは承知しております。市も3セクを含め泉源を保有していますので、今後泉源対策は念頭に入れておくべきと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、菊池市にもたくさんの銭湯、公衆浴場がございますけれども、現在の状況を見ますとすべて掛け流し、あるいはまた循環方式といったものがたくさんあるんじゃないかと。その実態につきまして、私たちがすべて把握しとるということはありません。どういう状況にあるのか、それぞれの施設自体がどれぐらいの湯量を使われているのかということも調べるのにも限界がございますので、そういうところの把握がまだできてない状況にあります。菊池市内、合併によりまして4市町村それぞれの地域で温泉施設もございますので、そういう施設の把握というのもまだ不十分でございますので、どれだけの利用があって、どういうのがあるのかということも温泉協会等も把握をしてない状況であります。また、組合等にも入っておられない施設もあるということでございますので、そういったところを今後相手方との協議を進めながらですね、どういった方策でその温泉枯渇につながらないような地域の財産としての泉源を確保していくかというのは、今回の課題だろうと考えております。そういう中で、集中管理式方式を取られているそのところが、温泉地があるということでございますけれども、現在のところ、それだけ

のことをする状況には菊池市の場合はまだ至ってないんじゃないかと思っておりますので、今後の協議の中で進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） それでは、再々質問をさせていただきます。

A E Dについては、温泉ドームさんは今週中に入ることですかね。来週中に入ることですね、早いですね。公共施設も18年度で入ること、有効な利用を望みます。

あと、基金に関しては入湯税そのまま基金繰入はできないということで、協力金なら大丈夫だということなんですが、僕らよくゴルフに行くんですが、ゴルフの場合はゴルフ利用税とほかに体協協力金とか、何とか協力金と明細見るとよく付いているんですが、ここにも北田議長、山田議員、泉源をお持ちだと思んですけど、一番最初に言ったように、その内部が湯溜まりなのか、その流れなのかというのも、実際地下深いところですからわからないと。必ずその温泉の泉源には、雨が降って浸透するわけですから、若干の余裕はあるでしょうが、限りはあると思うんです。だからこそ、人吉、八代、天草と、そのようなところで枯渇も始めているわけですので、どうかその協力制度というのを官民一体の中でやっていかないと、先ほども言ったように3セクである温泉センターが急に止まったりとか、対応が非常にそのときにたててご舞いになると思いますので、この部分はこれから関係機関とご協力という話でしたが、官民一体となって取り組んでいければいいんじゃないかとは思えます。ただ先ほど言いましたように、私個人としては、できれば市長任期残り3年半ぐらいだと思んですけど、市長のご在任中にこれらの制度を確立して、いち早い菊池方式と言われるようなその泉源確保における市町村のあり方というもの示せば、またいいことではないかと思うんですが、そこら辺の部分を最後に市長、よろしければ市長のご見解をお聞きして質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 樋口議員の質問に対しまして見解をとということでございますが、温泉源の再掘削の必要性が将来生じる場合に、必ずと言っていいほどこれは再掘削が事業を続けていく過程においては出てくるわけでありまして、それに対して入湯税はこの一部に充てたらどうかと。あるいはまた、その保護のための協力金制

度をといったことで、それを基金として積み立てたらといったご趣旨であったと思います。これにつきましてはただいま部長がお答えいたしましたけれども、このまず民間の泉源というものを想定に入れておられるのか、あるいは第3セクターという名前が出ておりましたが、この官の方の部分なのかという思いがありました。それから、菊池の温泉街というものを指しておられるのか。あるいは、今おっしゃっていましたが四季の里だとか、温泉ドームだとかですね、あるいは議員さん方が個々にお持ちになっているものも含めてということになりますと、非常にこの合併に要して市域が広がって、温泉といったらどこにも存在している現状にあります。その中で、特に旧市におきましては50周年を昨年迎えたということで、この一つの50年の中でどう泉源が、湯性が低下をしているのか、いないのかといったものも、湯量はどうかといった、温度はどうかといったものを調査しなければ、今、泉源が個々にお持ちになっていることが企業秘密と言ってもいいのかなと思います。そういう中でベールに隠されているために現実的にわからないと言っているのではないかなと思います。まず、このような質問いただきましたことをきっかけとして、それぞれの個人なり、あるいは団体の方をお願いをしながら、実態というものを調査をさせていただきたいなと思います。

そこで先ほどの説明の中にも、答弁の中にもあったかと思いますが、平成12年に保有する泉源につきまして、その湯性がどういう変化になっているかという調査をやってあったそうでございますが、その湯性の調査におきましては大きな変動は見られていないということでございます。将来の予測として温泉源を再掘削というものを挙げられておられるわけでありませうけれども、現在のところ、そのための基金というのは非常に無理があるというのは今申し上げた背景があるということでございます。それで、この後、3セクにつきましては、この指定管理制度に移行していかなければならないものもありますし、また3セクそのものにつきましても実態としてその泉源がどのような状況になっているかというのは、ご案内のとおり一部提訴を、最近議会において皆さん方にご議決いただいたあの提訴の問題も含めておりますし、いろんな諸状況がそれぞれに違ふと。それを先に申し上げますように、まずは調べさせていただきたいなと思っております。そのことによって、樋口議員ご指摘のように、やはりこの必要性が将来的に予測できると。それであつたら、利用されております方々に対して、入湯者に対して協力金という形で協力をお願いすることがそれぞれの事業をやっておられます浴場、あるいはホテル・旅館の方々にそのことに対してのご理解と協力が仰げることを進めていかなければならないという多くの手順があるのではないかなと、こう思っております。ご提言として受け止めながら、そのような調査をまずはさせていただきたいと思っております。

す。

それから、除細動器のこともございましたけれども、私は今、温泉ドームの代表取締役ということでなっております、事故が1件発生をいたしました直下にそのことについて直ちに手配をするようにということで指示をいたしまして、時間が随分経過をいたしましたけれども、やっとそのことで導入ができるということで、その他の施設につきまして、特に人がたくさんお集まりいただくような施設については公的なものを、まずは施設整備をしていくというようなことで、先ほど総務部長の方からお答えしたということでございますので、取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、栗原康敏君。

[登壇]

（栗原康敏君） それでは、昼のちょっと眠い時間ですけども、一般質問に入りたいと思います。

僕の基本はですね、菊池市の豊かな水と緑、またその土地と、広大な土地と緑が一般に言う山ですね、が一番21世紀のこれからの発展のためには可能性がより大ではないかと思って合併したつもりであります。今日はですね、そのつもりで水と緑と花を一緒にしますとこういう色になりますので、色を見ていただきたいと思います。今日は一張羅のスーツで来ました。

それでは、1番の方から質問いたしたいと思います。1番目はですね、菊池市のまちづくり、新菊池市の総合計画基本構想の中の菊池市のまちづくりについてということで、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちのキャッチフレーズで、豊かな自然環境の保全活用と言っているが、その中にある九州産廃の問題はどう決着するかという見出しを入れておりますけれども、第1回目はですね、その中の産廃問題の今までの市民団体との協議の経過を第1回目をお願いいたしたいと思います。

2番目には、その中の農林業の振興ということで、畜産、野菜、米、花卉、林業など、菊池、今度の新菊池市は県下有数の生産額も誇っていると思います。将来、その中で環境に配慮した安全で高品質な農産物をどうつくり進めるかということの指針をお願いしたいと思います。

3番目には、合併協議会でもいろいろ議論されておりますけれども、先ほども本田議員から話がありましたけれども、花房台地という最初の話もあっておりますけれども、市民はあそこはどうかという、違った思いが大変あるんじゃないかと思えます。それを最初の市民の思いをどう市長は思っておられますか、第1回目の質問にいたしたいと思います。

あとは質問席で行いたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 九州産廃は、昭和56年菊池市の柏区において産業廃棄物の埋立処分業を開始して以来、度重なる増設拡張や溶融キルン焼却施設の建設などに対して、市民による大規模な反対運動が起こっており、現在も溶融キルンの操業差し止めの裁判が係争中でございます。また近年におきましては、埋立処分業や焼却施設のほかに、破碎、選別処理施設、廃プラスチック類を固形燃料化するRPF処理施設、建設廃材のリサイクル施設、堆肥化処理施設、メタン発酵処理施設等の中間処理施設が建設されております。市では、平成10年11月17日、熊本県を立会人といたしまして、九州産廃が設置した産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の操業にあたって、自然環境及び地域住民の生活環境の保全を目的とした環境保全協定書を市と九州産廃で締結しており、目的に添った会社の遵守義務等を定めております。その協定書第13条においては、最終処分場の埋立期間は協定締結後20年間、平成30年まででございますが、また溶融キルン焼却施設は15年間、平成25年までとなっておりますが、現在市民総意の願いであります最終処分場の操業期間短縮に向けて、区長会代表者をはじめ、市・県・九州産廃で協議を行っているところでございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 栗原議員の2点目の質問にお答えを申し上げたいと思います。今日の農業情勢は、輸入農産物の増大、量販店主導による物流の変化、偽装表示事件並びに鳥インフルエンザ感染問題など、消費者の農産物に対する信頼が揺らぎ、環境に配慮した安全・安心な農産物が求められております。水田農業及び畜産業の盛んな本市におきましては、環境保全と生産活動の両立を図りながら、耕種農家と畜産農家との連携による自主性と創意工夫を生かした循環利用の方策を農業団体及び行政が一体となり検討しているところでございます。これまでも土づくり、減農薬、減化学肥料栽培など、持続的な農業生産方式の導入計画に取り組むエコファーマー認定の取り組みや、熊本型特別栽培農産物生産基準に則して生産された農産物である「有作くん」認証の取り組みが進められてきました。昨年環境三法の本施行に伴い、畜産農家での糞尿処理施設の設置がなされ、畜産農家が生産する堆肥を耕種農家のほ場に還元することにより、地力の向上を図るとともに畜産農家にとって安全な稲わら確保の取り組みが進められております。物産館においても、七城町のメロンドームでは、トレーサビリティシステムの導入を行い、消費者へ生産

者の顔が見える生産履歴の開示を行う取り組みがなされております。効率性のみの追求だけではなく、地域の食文化や安全・環境に配慮した物づくりの視点が一層必要であると考えております。本年度より熊本農業の持つ魅力や個性を農業関係者と消費者がそれぞれの立場から再発見し、熊本農業の再生と飛躍を目指す新しい運動、元気人気くまもと農業運動が展開され、県の振興局単位では元気人気くまもと農業運動菊池地域本部が設置されました。この組織を中心に、県・農業団体等の関係機関と連携を図りながら、菊池農業の持続的発展、地域の特性を活かしながら農業所得の向上に結びつくような活動を展開し、土づくりを基本とした安全・環境に配慮した取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 3点目の庁舎移転関係ですけれども、先ほど本田議員さんへの答弁と重複しますけれども、4市町村が新しく合併しまして、その協議を行いました合併協議会では、4市町村の均衡を保ちたいという平等な精神で新庁舎を花房台に建設するという確認がされたのだと考えております。合併協議会の確認事項につきましては、各4市町村の代表でございます議会議員さんや学識経験者の方々が慎重に協議をされまして確認された事項でありまして、行政としましてはその確認事項を尊重しながら進めていかなければならないと存じているところでございます。新庁舎建設につきましては、本庁・支所のあり方をはじめ、周辺環境の整備、あるいは財源対策等につきまして検討をしまして、議会等の関係機関とも十分に協議を重ね、基本構想、基本計画を策定してまいりたいと考えております。なお、今後もパブリックコメント等を実施し、市民の意見を十分聴取しながら事業を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 栗原康敏君。

[登壇]

（栗原康敏君） それでは、次に第2回目の質問を行いたいと思います。

1番目の豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちのキャッチフレーズですけれども、豊かな自然環境の保全ということで、その活用となっておりますけれども、その中にあるということで九州産廃の位置をちょっと調べましたといいますか、標高をちょっと調べておられますと、大体ですね、菊池市の連山はですね、大体700から800mぐらいだそうです。その中で、僕たちがいつも仰ぎ上げております鞍岳が1,119mということで、八方ヶ岳がですね、いつも僕どんが聞きますよう

に鞍岳の方が鞍しこ高かということをお聞きし、八方ヶ岳の方がですね、1,052mということで60mちょっと高いです。その横にですね、旭志の人は知っておられると思いますけれども、ツームシ山というものがありますけれども、そこがほとんど八方ヶ岳と一緒にございます。その中で、旭志の四季の里が大体500mぐらいだそうです。そうすると、うちがですね、僕が畑にちょっと仕事に行きますと、ちょうど真正面にですね、八方ヶ岳から鞍岳、もうパノラマのように一望に見渡せるわけですよ。そうするとですね、うちからちょうど真正面に見えるのがですね、竜門ダムですたいね、竜門ダムがですね、標高を調べますと280mぐらいですもんね。それからですね、九州産廃はもう大分上にあつたですよ。だけんそれば考えますとですね、四季の里よりちょっと上がるだけんですね、600m近所じゃないかと思えます。だけんですね、やっぱり一番いけないというか、産業廃棄物の処理場ですのでですね、みんなの嫌いな施設ですけども、やっぱりなくては困るということですけどもですね、やっぱり下の方に持っていくならという話もありますけれどもですね、やっぱりそういう山の上にあるということはですね、やっぱり後から水の汚染、いろいろ出てくるんじゃないかと市民みんなもそれが不安じゃないかと思っております。その中でですね、うちですね、七城ですね、小学校の昔から言います、小学校の運動場がですね、標高が33mぐらいですもんね。そうすると先ほどちょっとこっちの方に来て聞きましたけれども、菊池の市役所が66mちょっとぐらいだそうです。そこでですね、やっぱり600mということはですね、やっぱりそこからみんな下の方に水は流れていきますのでですね、それが汚染の原因になるんじゃないかと危惧しておるわけでございます。

それから、2番目は農業の振興についての、先ほど話がありましたけれども、菊池も工業誘致あたりも農業振興と商工業の振興と一緒にあっておりますけれども、工業製品はどんな辺地なところでも外国でもですね、部品しゃがもう一緒になれば、もう同じ品物ができるわけですけども、農産物はですね、その地域に取れた農産物ですので、どこもマネできないその地域の農産物しかできないということで、これだけはあっちこっち持って行かれないということですね。それが農業の難しい点であろうと思えますけれども、その中で先ほど菊池のブランド化ということで、菊池は今、水田ゴボウとかヤーコン、ナシ、メロン、また菊池のかすみ草とこの間テレビもありましたけれども、有名な品物がいっぱいあります。そこで、先ほど農業団体などの関係機関との連携を図りながらと言っておられますけれども、聞きますとあんまり何か農協とはですね、話、団体、農業団体とか何とかはですね、何か話ができたらんような話もお聞きし、そこら辺をどう持っていかれるか、第2点目の質問にいたしたいと思えます。

3番目は、庁舎のことですけれども、行政としてはですね、やっぱり合併協議会の話がっておりますので、それを今さらここは私どんが言うたけんでですね、変えますよということとはできないと思いますけれども、先ほどもちょっとお話がありましたように、市民の声を反映するというでもありますので、ここですね、やっぱり今からの農業の歴史をもってここが、地域ができたということで、一番その点ですね、この4市町村の合併したことの中心地といいますと、地図上でありますけれども菊池の河原の上の神鶴というところあたりがですね、中心ではないかと思っておりますし、そんなところまでは中心にしても行くわけにはいきませんのでですね、やっぱりこの元ですね、菊池市隈府ですたいね、隈府に僕は一番持っていたがいいと思います。先ほどから歴史と文化のまちということでお話がっておりますように、隈府というこの地名もですね、太宰府、元はですね、京都府と大阪府とか、府の付いとるところはあんまりありませんですし、太宰府とありますしですね、その太宰府のですね、荘官のここが移転地ということで、元隈部一族が優勢だったということで、隈部一族のその府ということで隈府になったんじゃないかと思っております。ということでですね、やっぱりこの庁舎はですね、隈府にもってこんならですね、今から絶対発展せんと僕は思います。だからですね、先ほどもお話がありましたように、市民の声をということで先ほどアンケートもありましたけれども、それはアンケートの方はですね、協議会で制約されておりますので、土地の場所はどこかというアンケートも何か書いてないようですし、人々の考えで場所はここでええばいという人も何人か書いてあったようですけども、そこら辺あたりも僕としてはですね、この菊池が一番いいと思います。またですね、この間もちょっとあって、後、奈田議員が質問されるようになっておりますけれども、福祉センターあたりもですね、元の福祉センターの横にですね、この間ちょっと現地調査行ってきましたけれどもですね、広大なあそこは5反ぐらいあると思いますけれども、真横にですね、えらいよか土地があるんですよ。だけんあそこら辺に持っていけばですね、前回のですね、質問にもありましたように、福祉センターばこっち持ってきて花火ばせにゃんけん市民広場はここしかいかんてありますけれどもですね、花火はですね、大体川の横が山鹿だろうと八代だろうとですね。

議長（北田 彰君） 質問に添ってやって下さい。通告した質問に添ってやって下さい。

[登壇]

（栗原康敏君） 場所はちょっと言えませんのでですね。基本的にはですね、菊池が、菊池の隈府が一番いいと思います。その中で、またお答えをお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 答弁要るとですか、答弁。

[登壇]

（栗原康敏君） お願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

関係機関と連携が不十分ではないかということでございました。農業は本市の基幹産業でございます。地産地消、土づくりを基本とした菊池ブランドの確立に向けて、今後より一層関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、お答えをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） いろいろご意見等がございましたけれども、行政としましては議会特別委員会関係等と十分協議していきたいと思います。

議長（北田 彰君） 栗原康敏君。

[登壇]

（栗原康敏君） それでは3回目ですけれども、産業廃棄物の埋立処分場がですね、なくなることが市民の最大の目的ではないかと思えます。最後に、どう決着するのか、代替地あたりもですね、遠いですがね、この間ちょっと陳情に行きました大牟田荒尾のエコタウンあたりはですね、一番いいんじゃないかと思えますけれども。また、この間、それから新聞に30日、29日に協議会がありましたことをですね、ちょっと書いてありましたけれども、堤防をつくって上さん持ち上げることは危ないので、隣の畜産の方を買収して、そこで産廃の処分場をしたいということがありましたけれども、何か次々にですね、何か面積が増えているような感じですし、この間農業委員会でもちょっとありましたけれども、社員の住宅もちょっと申請が出ておりましたし、何かこうますますそこで居座る、居座るということは失礼ですけども、固定化するんじゃないかと懸念しておりますけれども、そこら辺のこれからどうなるかの、なくなってしまうか、どうなるかということの答えをひとつお願いいたしたいと思えます。

それと、次の2番目はですね、農業を英語で言いますとアグリカルチャーといいます。カルチャーはですね、耕す、また文化教養ということで、農業が文化を育んでいくんじゃないかと思えます。その中で先ほどから歴史文化の里ということであっておりますけれども、その農業が育んだ歴史文化の里になるんじゃないかと思

ます。そんな中で、WTOの、つい最近ですけれども、世界貿易で後進国の農産物をですね、関税を掛けないで先進国に送るというちょっと話が出ておりますので、そんな方の答えも少しお願いしたいと思います。答えといいますが、観点といえますかですね、農林業の発展はですね、地球環境に一番大事になるんじゃないかと思っておりますので、農林業が発展しないことには地球環境はよくなると思っておりますので、その中のますます農業の活性化がそういう世界の貿易でなりますと停滞しますので、そこら辺の気持ちもお聞かせもらおうなと思っております。

最後にはですね、先ほど庁舎のことを言いましたけれども、僕としては最後まで庁舎の位置はですね、菊池市隈府に持っていかなければ、今からのですね、発展のためには絶対ならないと思っておりますので、そこら辺の再度お気持ちをお聞きするなと思っております。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 産廃問題につきまして、現在の協議状況についてお答えいたします。九州産廃は田崎牧場跡地に約80万 m^3 の拡張と現在の処分場嵩上げして約40万 m^3 に増設する、合計で約120万 m^3 の計画がありました。産廃問題は市の最重要課題の1つと考えまして、平成16年1月より市・県・九州産廃の三者による環境保全協議会や三者に区長会から代表者20名に参加してもらい四者協議を現在行っております。協議の目的は、最終処分場の増設拡張の縮小と操業期間の短縮であり、平成16年6月11日の環境保全協議会で協議の項目を4点に絞って協議中でありますので、ちょっとご説明いたします。1、会社の管理型最終処分場の操業期間は、環境保全協定書で定める埋立処分期間を短縮し、菊池市内における管理型最終処分場は終了する。なお、新たに増設または拡張する管理型最終処分場の埋立容量については今後協議する。2番目に、既設処分場の一部嵩上げの規模は現計画の2工区を限度とし、短縮の期間までの処分場の確保についてはリニューアル改修方式か、または拡張予定地に一部拡張を行うかで協議する。3点目、補償は管理型最終処分場の短縮期間と平成30年以降分の合わせた期間分について、県と市でそれぞれ負担する。4点目、農業振興地域整備計画の農用地については、会社の利用目的及び転用の見込みが明確になれば、市は農振除外の手続きを行う。このとき、県は市の事務手続きに誠意を持って対応するものとする。会社が主張する土地利用計画は、住民代表を含めた何らかの協議機関を設け協議するものとなっております。今回の協議の中には、溶融キルン焼却施設等の中間処理施設は含まれておりません。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げたいと思います。農業につきましては、本市の基幹産業でございます。先ほども申し上げましたとおりでございます。今後とも本市の農業の発展のために議員おっしゃいますようにWTOによる国間の交渉はあっておりますので、国・県等の動向を見据えながら、本市農業のますますの発展のために努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 再々質問にお答えします。

合併協議会の中におきまして、各4市町村の代表でありますところの議会議員さんや学識経験者の中で構成されました小委員会で慎重に協議され、確認された事項でございます。議会の中でも十分議論してほしいと思います。

以上です。

[登壇]

（栗原康敏君） いろいろ言いましたけれども、市民の声ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。時間がちょっと余りましたけれども。

議長（北田 彰君） 次に、石本利治君。

[登壇]

（石本利治君） こんにちは。本日最後になるかと思いますが、一般質問をさせていただきます。石本と申します。初めての質問でございます。いささか緊張しておりますが、質問の内容については先に通告しておりましたように2点ほど質問させていただきます。まず、行財政改革について、2番目に教育行政についてであります。

早いもので4市町村合併いたしまして9ヵ月となりました。この間、執行部におかれましては、市長をはじめ各職員さん、合併の初期の目的達成のために日夜努力されておりますことに対しまして、厚く感謝を申し上げたいと思います。大変ご苦労かとは思いますが、今後とも引き続き住民の皆様の立場を考え、市民福祉の向上はもとより、住民サービスの向上など、合併の効果がさらに向上するように努力をお願いするものであります。

さて、一般質問に入らせていただきますが、質問の内容につきましては先に申し

ましたように行政改革、それから教育行政についての2点であります。

まず、行財政改革についてであります。先に申し上げましたように、合併後9ヵ月経過し、合併のうたい文句である負担は低い方へ、サービスは高い方にということではありますが、今日の社会情勢を眺めてみますときに、本当にそういうことになるのか、不安を抱くのは私だけではないと思います。中央では盛んに景気の上向き傾向にあると言われておりますが、我々地方においてはまだまだ経済不況のあおりを受け、民間企業においては合理化によるリストラ、給料カット、雇用問題など、また加えて地方におきましては少子高齢化社会に拍車がかかっている状態です。また、政府の施策によるところに交付税の削減、三位一体の改革、税源移譲など、地方自治体に係る事務事業は多種多様化していくことと思われま。このようなことを考えますと、政府の改革に合わせ地方自治体においてもいち早く行政改革に取り組む必要があると思います。組織の改革をやりながら、これらに対応しうるべき足腰の強い組織、行政でなければならないと思います。そこで、現在の本市における組織のスリム化が必要になってくるのではないのでしょうか。民間でできることは民営化し、さらにサービスの向上を考えられたらどうか、市長にお尋ねいたします。

続きまして、行財政化を図る上では最も重要なことは、市民、すなわち住民の方々の深い理解が不可欠であります。今後さらに求められる住民サービスを向上させるためには、市民、住民の皆様に行政に対してもっと関心を持ってもらわなくてはならないと思います。そのためには、市民による行政サービスに対する評価、その評価をいただきながら、行財政改革の中心課題として位置づけ、住民サービス検証システムを導入されたらどうか。評価委員会などを設置し、現在行っている事務事業や各事業ごとの満足度を評価分析し、予算編成時にその行政評価を活用されたらどうか、お伺いいたします。この件につきましては、後で山田議員の方から質問があるそうでございますので、答えは要りません。また、市長の施政方針の中で、平成17年度は職員へ向けた行政評価研修会などを開催し、本市における行政評価システムを早期に確立するとありますが、本当に結構なことであり、早急に実現していただきたいものであります。これらの質問に対しましては、先ほど言いましたように山田議員の方から詳しくまた質問があると思いますので、答弁の方は山田議員の方によるしくお願いいたします。しかしながら、行財政改革も急務ではありますが、市民・住民サービスも疎かにはならない、すなわち行財政改革を果たしながらも、常に住民サービスが改善される状況を創り上げることも大切であると思います。そのためには、先般の一般質問で倉本議員から市民向けの予算書を全戸に配布したらどうかとの質問がありました。私も大賛成であります。市民、住民の

皆様が市の行財政改革を深く理解していただくことにより、行財政改革がスムーズに行われるものと信じております。

次に、固定資産税についてであります。今度の議案に固定資産税の均一化が提案されておりますが、旧市町村平等制から言うと均一化が適当だと思えます。しかし、前回の全員協議会で説明がありました均一化した場合、説明資料によりますと約1億8,000万円の減税、すなわち減収となります。財政計画を踏まえ均一化されたとしたら、その減税分1億8,000万円の財源確保はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

次に、2番目の教育行政についてであります。青少年による犯罪は年々低年齢化し、また凶悪化しております。このことは、もう皆様よくご存じだと思います。日本の将来を背負って立つ若者に一抹の不安を覚えるのは私だけではないと思えます。一部の若者とはいえ、何を考え、どのような方向に向かっていこうとしているのか、理解に苦しむのは私だけではないと思えます。これらの問題はいろいろと価値観が多様化した現代社会を生きる子どもたちと、それを取り巻く社会環境、あるいは生活環境など、様々な背景が絡むと思われまふ。しかしながら、我々から見ると極めて憂慮すべき問題であります。市として青少年の健全育成をどのように捉え、どのように取り組まれるか、市長及び教育長にお尋ねいたします。予算書に青少年健全育成市民会議に125万9,000円の補助金等があります。どういう活動をされておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、宿泊通学と心の相談についてであります。この質問については先般の一般質問で福川議員の方から質問がなされ、ある程度理解はしておりますが、再度質問させていただきます。隣の山鹿市においても平成18年度よりモデル的に実施する計画があるそうであります。我が菊池市においても、田中教育長の答弁ではモデル的な取り組みも含めて今後検討したいという姿勢でありましたが、おっしゃるとおりいろいろたくさん問題が山積すると思えます。まず施設の問題、それから現在ある施設を最大限に活用すればよいのではないかと。例えば七城町の木の研修交流施設、それから各地区の公民館あるいは福祉センター、教育長が申されました通学距離の問題、また送迎の問題、こういうのもそういう施設を利用すればクリアできるものではないかと考えております。教育長の取り組む姿勢と父兄からの協力があれば、早い時期に実現できると思えますが、再度お尋ねいたします。

次に心の相談についてであります。以前は教育費委託金として県から心の教室相談員活用調査研究委託金として県より補助金があったと記憶しております。現在は小学校だけで中学校は補助がなく、一般財源で対応されているとお聞きしておりますが、小学校14校、中学校5校、全校相談員を設置されているとお聞きし

ております。そこで相談に来た生徒たちのケアを含め、フォローは完全にできているのかお尋ねいたします。

あとの質問については、質問席で質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、行財政改革についてご答弁申し上げます。

現在、少子化による人口減少時代を目前に控え、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、それぞれ地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められています。また、三位一体の改革などにより限られた行財政資源の下で、ますます高度化・多様化する住民ニーズに適切に対応していくためにも、様々な手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政体制を確立することが強く期待されています。このことから、本市におきましても総務省が今年3月に策定しました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、略しまして新地方行革指針といたしますけれども、この指針を踏まえ、去る10月に市長を本部長とする菊池市行政改革推進本部を立ち上げまして、全課長で組織する幹事会を中心に3つのワーキンググループを編成し、行革に取り組んでいるところでございます。この3つのワーキンググループでは、1つに事務事業の再編・整理、廃止・統合について、2点目が民間委託、民営化の推進にいて、3点目が組織・機構の見直しについてでございます。この3つに分類し集中的に調査検討しているところでございます。特に民営化問題につきましては、既に熊本市や本渡市、そして菊陽町などにおいて取り組みが展開されており、新聞紙上でも報道されたところでございます。本市でも公立の幼稚園・保育園、そして老人ホームなどについての民営化に向けた調査を含め、全庁的な組織・機構も併せてスリム化を図る必要があると思っております。またこのほか、職員給与や定員管理の適正化、第3セクターや地方公営企業の総点検、全庁的な事務事業の再編・整理、廃止・統合などによる経費節減の取り組みなどを主な柱として、さらに強力に行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。また、行政改革には民意の反映が大変重要でございます。市民の代表で組織いたします菊池市行政改革懇談会を設置し、市民の声も積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えております。

次に、住民参加の当初予算についてでございますけれども、財政状況の市民周知につきましては、当初予算と決算状況を毎年広報紙に掲載するなど、旧市町村で実施されておりました。新市においても当然予算等を市民にわかりやすく周知し、理解を得なければなりませんし、市民参加型の行財政が必要でございます。そのために

も、事業の成果や行財政の中身、実態を把握していただき、よく理解していただく手法を十分検討してまいりたいと思います。その手始めとして、18年度において予算をわかりやすく説明した冊子かリーフレット等を発行したいというふうに思っております。

次に、固定資産税の均一に伴う財源確保についてでございますけれども、国の行財政改革でどれだけの権限と財源が移譲されるのかは、現段階では不透明な部分が多い状況であります。依存財源が年々縮小していく中、地方が地方の裁量で財源を確保し行財政を運営していく方向に向かっております。固定資産税の税率の均一化に伴いまして、1億8,000万円の減になるわけでございますけれども、その財源確保は大きな課題でございます。納税意識の向上や人口対策、企業誘致など様々な取り組みを行ってまいります。その中で、唯一の自主財源であります市税については、議会に十分ご相談申し上げ、市民の理解を得ながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 議員お尋ねの青少年健全育成の取り組みについてでございますけれども、最近の青少年犯罪事件は、もうご存じのとおり、最近の広島、栃木事件をはじめ、極めて悲しむべき事件が発生しております。対策としましては、学校や保護者、そして地域ぐるみの非行防止が一番ではなからうかと思っているところでございます。

さて、ご指摘の青少年健全育成についてであります。合併前の市町村でも青少年健全育成のための各市町村民会議が組織されまして、様々な取り組みがされてまいりました。今回の合併により、各地域の取り組みを生かしながら統一した菊池市青少年健全育成市民会議を10月11日に設立いたしました。会長に市長をあて、副会長に教育長と青少年健全育成推進員の会長様をあて、そして各理事には学校関係、社会教育関係者、各種団体の代表者、警察署、県関係、そして行政関係者の代表により組織されております。具体的な事業としましては、青少年健全育成のためのミニ集会や青少年フォーラム、そして広報紙として「輝けきくち」を発行しております。さらには、小・中・高校生による夕方のトランペット放送等を行っております。またこれらの事業については、青少年育成推進員が中心となり実施しております。この青少年推進員は、各小学校校区から選出していただき、32名により各地域における活動を行っております。またこれまでの活動として、小学校や中学校における通学路のパトロール、あいさつ運動など、各学校との連携により実施してい

るところでございます。

次に、宿泊施設を利用した宿泊通学の計画はあるのかというお尋ねですが、ご指摘のとおり、近隣では山鹿市と合志町で実施されております。議員ご指摘のとおり、小学校や中学校では学年ごとの横の連携はありますが、異学年という縦のつながりが希薄化しているのは事実ではないかと思えます。そういった意味から、宿泊通学の意義は大きいものと考えます。9月の福川議員の質問でも一部お答えしたところですが、学校や関係機関などとも十分協議し、市内の施設を活かした事業の実施に向けた検討をしているところでございます。

次に、心の相談室の設置についてでございますが、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となり得るものを生徒の身近に配置し、不登校の予防や、また生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、菊池市内中学校に心の教室相談員を配置し、指導員の下、生徒のみならず保護者や教師の悩みに対しても常時対応できる体制を取っております。また、昨今の不登校の低学年化にも対応できますように、昨年度から学校からの要望で隈府小学校と旭志小学校に子どもと親の相談員を配置し、小学校にも中学校と同じようなサポート体制を取っております。さらに菊池南中学校と泗水中学校に臨床心理士の資格を持った専門家であるスクールカウンセラーが県教育委員会から委嘱され、学校現場の相談にあたっておられます。この事業は文部科学省の事業でありまして、その目的は様々な悩みを抱えた生徒や保護者、教師に対して悩み解決のためのカウンセリングを行うものです。しかし、どうしても学校に行けない不登校児童生徒が学校に復帰するまでの手助けを行いますきくち教室とこうし教室を開設しております。それぞれ4、5名の児童生徒を受け入れて集団生活を行いながら、無理をせず学校復帰ができるように、指導員及び教師が手助けを行っております。このように、児童生徒が悩み等を気軽に話せ、学校生活を過ごせることができるよう児童生徒の対応を実施しております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 石本利治君。

[登壇]

（石本利治君） 質問させていただきます。

部長の答弁によりますと、民営化は考えておるといことでございますが、先ほど議員からも一般質問がありまして、給食センター等を民営化したらどうかということでありました。計画はされておるようでございますが、その時期としていつごろを考えておられるか、また各部署の統廃合の考えはないのか、お尋ねいたします。

次に、固定資産税もその1億8,000万円の減収になる分の充当については、いろいろ努力するというごさでしたが、ゆくゆくは法定協でも100分の1.5ということで提案されました。ゆくゆくはその1.5まで、100分の1.5まで引き上げるつもりがあるのか。また、段階的な課税方法を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、教育行政についてですが、青少年健全育成についてはなかなかこれは難しい問題だと思います。これは私の持論であります。前から私思っておりますことは、一番手っ取り早い方法は以前行われておりました徴兵制度、何も火器銃器で戦争をするわけじゃありません。子どもたちに辛抱する心、または強靱な体力を付けるためにもそういう制度を取った方が一番手っ取り早い解決方法ではなかろうかと、これは私の持論であります。青少年健全育成の取り組みについては、一応理解いたしました。今後地域、また家庭、学校教育の場あたりで、その一体となって取り組む必要があります。特に家庭でのしつけは大変重要な問題であり、子どものしつけができない親が最近大変多くなっているのではないのでしょうか。それに学校教育の場も重要視されます。教職員の資質、先ほどもありましたモラルの問題、教育長も資質の向上に向けて頑張るということでありました。最近でも教職員による不祥事、特にわいせつとか、出会い系サイトによるみだらな行為とか、大変私たちに不信感を覚える教職員が多くなっているのではないのでしょうか。そこで、市の小・中学校に採用される職員に対して採用試験をされたらいかがなものでしょうか。お尋ねいたします。また、現在の教育方法を抜本的に改革する時期に来ているのではないのでしょうか。先ほど田中教育長は、教育委員会の教育方針として学力第一の方向で進むということでありましたが、私は先ほども言いましたように、やはり今の子どもたちには辛抱する心、また人を思う心、そして困難にぶち当たったときの強靱な精神力を植え付けることも大変重要なことかと考えます。再度、教育長にお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 民営化についての時期についてでございますけれども、この行政改革につきましては総務省が今年の3月に策定しました新地方行政改革指針を基本として、それぞれの地域の実例にあった改革を進めていかなければなりません。この新地方行政改革指針の実践メニューとして、全国のすべての自治体に集中改革プランというものの策定を義務づけております。また、この集中改革プランは、全国一斉に公表される予定になっております。このプランは、平成17年度を起点として概ね平成21年度までの5年間における具体的な実践項目を目標の数値

化やわかりやすい指標の採用などにより作成するものでございます。このことから、ご質問の各施設の民営化につきましても、この集中改革プランに盛り込みまして調査検討を進めることといたしております。本市におきましても、既にこの集中改革プランの策定に着手しておりますので、今年度中には公表したいと考えております。

また、2点目の部署の統廃合の考えでございますが、先ほど1回目にご答弁申し上げましたとおり、現在行政改革推進本部の中で3つのワーキンググループをつくり、その1つに組織改革の見直しを行っておるわけでございます。その中で、部署のいわゆる統廃合、係の統廃合も含めて、今、精査中でございますので、それに基づき統廃合も考えていきたいというふうに考えております。また税率の1.5の考えはということでございますが、今議会に1.4の均一税率をお願いしているわけでございまして、将来的な1.5とか、1.何とかのいう、そういう税率については、現時点ではお答えすることができませんので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 青少年健全育成につきまして、議員お示しの様々な点から推進していかねばいけないと思っておりますが、まず家庭のしつけの問題を伺いましたけれども、同感でございます。そこで、市の教育委員会としましても来年度になるかと思っておりますけれども、家庭学習の手引きの中に家庭での過ごし方、基本的な家庭でのしつけ方というのも含めたところで手引きを作成して、家庭への啓発を図りたいと考えております。また学校の教職員のことですが、教職員の不祥事ということで非常にこう猶予しているところがございまして、指導者の資質の向上につきましては、当然やはりそれぞれ専門性もありますけど、やはり人間性というのをやはり第一に考えております。そういうことで、今、市独自の教職員の研修の中にそういうものを含めた研修を進めているところでございます。また、市教職員の採用試験にはどうかということでございますが、現行法では採用試験というのは県がやっておりますので、特別そのことを今考えておりませんので、お答えは省かせていただきたいと思います。

次に、子どもたちに学力向上が第一だということですが、心の教育、健康の教育が大事じゃないかということですが、最も、教育の目的は人格の完成にありますので、知育・徳育・体育と申しますが、その3つがバランスの取れた人間性を育成することが当然でございます。そういう意味で、ご指摘のようにそういう知育・徳育

・体育の面にも力を入れてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 石本利治君。

[登壇]

（石本利治君） 大體理解はしましたが、最後に市長にですね、行財政改革、それから教育行政について、熱い思いをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 熱い思いになるかどうかわかりませんが、行政改革というのは常々例外なしと、いろんな規制や縛りがありましても、そのことを一応分解してしまっ、全部更地にして、そして一つずつまた組み立てていく中において、無駄なものを省いていくということかと思ひます。今、部長の答弁にありましたように、改革集中プランというものもありますけれども、まずはやっぱり改革というのは常に改革がなくてはならないと思ひます。人間個人個人の思いの中にも改革がなければなりませんし、家庭の中でも、地域の中でも、行政の中でももちろんの形だと思ひております。そこで、この職員の組織機構の中で、やっぱりこれまでの4つの市町村の中にあつた組織機構も含めまして、制度というものも含めまして、お互いが切り張りしながら持ってきたものを、それをコピーして4つのものが合わさつたというのが合併直下のイメージではないかなと思ひます。その中で、不用なもののラインが入つているものを消しながら、一つのこの新菊池市の将来への一つの展望として基本構想というのができあがっていかなければならないものだと思ひます。行政改革につきましては、先ほど民にできるものは民にと、こうおっしゃつておりましたとおり、このそれぞれの第3セクターにつきましても先の議会の中でもご指摘ありましたように、やっぱり民間の方に、指定管理制度というものに移行していくという方向をとつていかなければならないと思ひますし、また行政の中におきましても合併におきまして組織機構を定めてはまいりましたものも、今申し上げましたとおりでございますので、これをもう一度やはりこの検証をする必要があるというのを先の9月に申し上げました。しかしいろんなご意見の中で、議会の中でも今後の中でご検討、ご論議をお願いしたいという、先ほど市民部長の答弁の中にあつたように、議会の中で考え方におきまして、この合併の当初の考え方と現実問題として庁舎の位置の問題を含めまして、いろんな齟齬があるということも現実ではないかなと思ひますときに、ぜひこれは一つの、一本の目的に従ひまして協議をしていかなければならないことだと思ひております。その中から行政の改革とい

うもののなかで、サービスを落とさないようにやっていかなきゃなんと思っております。それで、サービスは高い方に、負担は低い方ということを繰り返しながら進めてまいったことでもありますから、ぜひ住民の負担の増にならないように。ただ個々の中においては、個人個人の中においては負担が少し高くなったよと、こちらの方ではあがったよ、こちらの方では下がったよという中で、トータルして住民サービスが向上して、しかも負担が増加しないという方向をとっていかなければならないと思っております。税の問題もご指摘ありましたとおり、この合併の確認事項として100分の1.6、旧菊池市、2町1村につきましては100分の1.4ということで、これを不均一課税として確認をさせていただいております。しかしながら、その確認事項の中で、速やかに税の公平性を保つためには、速やかに統一すると、均一化するということが確認をされておまして、そのことをこの均一化するというのが今回の条例ということになるわけであります。財源のご心配が各方面からご指摘いただいておりますが、この財源1億8,000万円につきましても、この10年の一つの新市建設計画の中で1.4%と、100分の1.4ということについては、財政計画の中にも裏打ちされているものを今回提案していくということになっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

教育についての思いというのは、先ほど新教育長さんがですね、滔々とお述べになりました。松本議員の方からご指摘あっておりましたように、菊池の教育とは何たるものかといったことをございまして、その中で言い古された言葉ではありますが、これも、これ終始一貫変わらない、知・徳・体を均一化しながら、やはり人間というのは成長して、子どもは成長していかなければならないと思っております。その中で、菊池市にあるひとつのルーツというものを辿るときに、菊池には尚武の郷と言われたこの歴史的な背景があるということは、先ほど議員の中からもご指摘がございましたとおり、このことを十分尊重しながら、今後本当に菊池の子どもが菊池らしい、どこの子どもと比較しても何か菊池の子どもは違うよといった、そういう歴史感を心の中においた人間形成というものをぜひやっていってほしいということをお願い委員会の方にもお願い申し上げているところでございます。教育につきましても、青少年の健全育成というのは本当に大切なことであります。時代が変わっていくに従いまして、最も重要な問題だと言ってもいいと思っております。ぜひこの青少年健全育成市民会議という中におきまして、この行政はもちろんのこと、社会の皆様方、特にPTAの方々、学校教育に、現場におられる方々、警察の方々、そして区長会の皆さん方、多くの市民の皆さん方の組織を代表する方々の参画によって菊池の子どもを守り育てていこうということでの市民育成会議でございましたので、この熱意はこの点でご理解をいただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時56分

第 3 号

1 2 月 6 日

平成17年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成17年12月6日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(56名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君

24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君
45番	岩	下	満州子	さん	
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ	さん	
49番	荒	木	建	令	君
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君
55番	北	田		彰	君
56番	外	村	國	敏	君
57番	久	川	知	一	君
58番	徳	永	隆	義	君

59番 横田輝雄君

欠席議員（3名）

2番 倉本義雄君

4番 二ノ文伸元君

46番 笠 愛一郎君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦君
議事課 長	春木 義臣君
議事係 長	城 主 一君
議事係 参事	吉野 幸子さん

説明のため出席した者

市 長	福村 三男君
助 役	村上 建二君
収 入 役	高本 信男君
総務部 長	緒方 希八郎君
企画部 長	村山 隆君
市民部 長	木下 儀郎君
経済部 長	岡崎 俊裕君
建設部 長	石原 公久君
菊池総合支所長	城 直輝君
七城総合支所長	平野 國臣君
旭志総合支所長	稲葉 公博君
泗水総合支所長	井手 政寛君
建設部総括審議員	松岡 隆君
企画部首席審議員	友田 豊和君
財政課 長	川上 憲誠君
教 育 長	田中 忠彦君
教 育 次 長	北村 榮一郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男君
水道局 長	後藤 定君

監査委員事務局長
農業委員会事務局長

山口正司君
五島千秋君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） おはようございます。それでは、通告にしがいまして、学校の安全について、市長、教育長に質問いたします。

最近、学校の内外で児童生徒が被害者となる事件・事故が増加しています。先日も広島、栃木で連続2件の幼い非力の小学1年生の女児の尊い命が奪われました。子どもを持つ親たちを震撼させた事件であります。亡くなった木下あいりちゃん、吉田有希ちゃんのご冥福をお祈りしたいと思います。本市におきましても、このような悲惨な事故や事件が起きる可能性は多分にあると、保証はどこにもありません。文教菊池の再生も必要であります。児童生徒の安全を第一に考えなければ、命あっての物種でございます。全国的な少子化の中で、子どもたちは地域の宝であり、財産であります。将来の菊池市を担い、国を担う未来ある子どもたちでありますから、家庭と学校、地域社会が一体となり、地域の子どもは地域で育てるという意味での地域に開かれた学校運営だろうと思いますが、このたびのような事件が起きますと、防犯と開かれた学校ということは相反することでありまして、子どもたちの生命を守ることはなかなか難しいことだろうと思います。旭志総合支所管内におきましては、下校時に保護者によります通学路のパトロールが行われておりまして、新市におきましても菊池安全パトロール隊が結成されたことは、大変有意義なことであると感じます。新市になり、児童生徒の安全を最優先に考えますときに、各学校が防犯に対するリスクの差はあると思いますが、防犯やそれに対するマニュアルのばらつきがあるのも事実であります。例えば、旧菊池市においては警察への通報システムであったり、旧旭志村においては防犯カメラで通報システムはありません。泗水、七城におきましては、その対策はないといった現状であります。同じ

菊池市立幼稚園・小・中学校でありますから統一すべきだと思いますが、それについてどのように考えておられるか。また、火災や不審者の訓練などはどのようになっているか、質問いたします。

あとは質問席でさせていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校の安全性についてということでお答えいたしたいと思いますが、広島的事件及び栃木の事件と十分最近の状況は承知しているところでございます。本市においても、そのことが起きないという保証はないと議員おっしゃるとおり、そのように私も自覚しております。児童生徒の安全確保につきましては、最大限注意を払っているところでございますが、まずマニュアルの件につきまして、マニュアルについては各学校不審者の侵入対策マニュアル、地震火災に対する対策マニュアルはすべての学校で整備されております。一部議員おっしゃるとおりでございますが、学校規模、施設の状況、教職員数等で一部異なる部分はあると思えますけれども、基本的なことは全校同じと承知しております。先ほどの施設設備面で、例えば門扉の有無、防犯カメラの有無、防犯ブザーの携帯の有無、緊急通信機械の有無等で違いはあると思えますけれども、おっしゃるとおり今後その違いについては随時均一化していく方向で考えなければいけないと考えております。各学校では不審者対応訓練や地震・火災訓練をマニュアルの基に年数回警察や消防署等の協力を得て訓練しているところでございます。

以上、お答えしたいと思います。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、再質問させていただきます。

実はそのさっきも申し上げましたように、その防犯カメラとか、通報システム、いろいろあると思えますけれども、その今後どのように設置は統一的にするのかしないのか、お答えいただきたいと思えます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 防犯カメラの設置についてでございますけれども、不審者対策には学校職員だけでは限界がございますので、防犯カメラは有効な手段と思えます。そこで、地域性や学校規模により多少数は異なりますけれども、来年度以降に計画的に設置する方向で現在検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） 実はですね、聞くところによりますと、今年度の予算にその要求がなされているというような話を聞いているわけですが、その市長にもお尋ねしたいと思いますが、その予算要求されているならばその菊池市小・中学生ですね、合わせて4,900人余りいると思います。ということでですね、やっぱりその4,900人の命を預かる行政といたしまして、その要求されているならばその要求に対しまして査定の場合ですね、それを今年ですのか、2、3年掛けてなされるのかわかりませんが、早急にですね、子どもたちの安全ということを考えますときに、やはりその1人の命の尊さ、重さということは、未来ある子どもたちでございますので非常に大事なことだろうと思います。その点、最後に質問いたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） お答えいたします。

ただいま予算を、平成18年度要求されているがその中での査定として、この防犯カメラのことにどう考えるかといったご質問であろうと思います。ただいま教育長の方からお答えがございましたけれども、先ほど坂本議員の方から地域の子どもは地域で守らなければならないということで、特にまた菊池の安全パトロールのご紹介もありましたけれども、地域の皆さん方あげて今防犯的なことで取り組みをしていただいて、大変ありがたいことだと思っております。しかしながら、現実的にこの発生いたしました広島、あるいはまた栃木におきます小学校女児の殺人事件という、本当に痛ましい事件が発生をいたしております、このことが身近に起こらないという保証はないとおっしゃっていただきましたけれども、まさにそのとおりだと思って認識をいたしております。学校を取り巻く一つの安全確保ということにつきましてもどうかと、自問自答しますれば、非常に環境は年々歳々非常に厳しい環境になっていると言っているのではないかと思います。このような中におきまして、学校現場における犯罪の防止、また校内の一つの監視体制強化に向けまして、また犯罪への有効な一つの抑止効果というものを考えた場合に、この現状の警備保障に合わせて防犯カメラの設置というものの必要性は十二分に感じているところでございます。ご承知のとおり、この設置につきましてもは相応の予算措置が必要であるということで、関係課の方が今その予算を要求しているということについては、まだ私の手元に来ておりません。しかしこの防犯カメラ設置一つを考えましても、予算と同時に、また映像を誰が見ているのかと。その監視体制をどうつくっていく

のか。あるいはまた、小学校、中学校のみならず、幼稚園、保育園などなど、大変この子どもたちの今の施設の環境というのは非常に広範囲にありますし、広い範囲にあるということの中には死角も非常に多いということでもございます。この広い施設をどういう安全の確保をしていくかということでもございまして、財政状況厳しい中ではありますけれども、このような学校の状況というものについては十二分に把握をしながら、段階的にこれは整備していかなければ、ご指摘のとおり大変数が多くございますので、一度に施設整備というわけにはいかないかと思えます。このことにつきましては、また登下校の問題も今日の朝のテレビであってございましたけれども、この犯人が見つからないと。それについては、保護者の方々、地域を挙げて登下校について協力をすると。親御さんが一端下校させて部活動にはまた送っていかねばならないといったニュースが流れておりましたけれども、非常に厳しい環境をさらに認識をしながら、防犯カメラの設置につきましては段階的に取り組んでいきたいと、このように申し上げてお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 次に、渡邊康雄君。

[登壇]

（渡邊康雄君） 皆さん、おはようございます。非常にスピーディに終わったもんですから、ちょっと予定が狂いました。ゆっくりと一般質問をさせていただきます。

本日は2番手として質問させていただくわけですが、昨日から菊池市総合計画並びにそれに関わる件について幾つか質問がありましたが、私もその件に重複しない範囲で菊池市総合計画について質問させていただきます。

まず第1に基本構想については、12月定例会に上程するとの全協での説明でございましたが、本定例会に上程されなかったのはどういう理由で上程されなかったのか。まずそれを第一にお尋ねいたしたいと思えます。

それから第2にですね、これまで旧菊池市は長期計画となるとコンサルタントに委託される、言うならばコンサルタント頼りのような長期計画が出ておったわけですが、今回もコンサルタントに委託されるのか。それとも、職員の皆さんが自らおつくりになるのか。その点についてお尋ねいたしたいと思えます。

それから、第3に基本計画については全協では3月議会に報告すると、報告するとして、その素案を配付されたわけですが、これを読ませていただいた率直な感想は、総花的でございまして、この基本計画で本当に10年後成果が上がるのか、どれだけの成果が上げられるのか、そういう大きな疑問を、あるいは心配をいたしたわけですが、これについては、あくまでも素案でございますので、この素案を基に今後作成されていかれるのかどうか。当然されるとは思いますが、

念のためお尋ねいたしたいと思います。特に基本計画、実施計画は、議会に報告するだけということですので、計画作成される前に十分な議論が必要ではないかという思いがいたしたわけでございます。そういう意味でお尋ねするののも一つの理由でございますので、よろしくお願いいいたします。

それから第4にですね、基本計画、実施計画を立てる上ではですね、私はキーワードとなるべきものが必要ではないのかというような思いがしておるわけですが、これについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

第1回目の質問は、以上にさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 菊池市総合計画についてお答えします。

まず、第1点目の12月上程予定が遅れた理由ということでございますけれども、一応総合計画を策定していく上におきまして、数値化関係等がまだ具体的に出ません。したがって、その関係で今回は上程できなかったという理由でございます。

また、コンサルタントに委託するのかという第2点目の件ですけれども、現在総合計画策定にあたりましては、コンサル等の委託は行わず、職員自らの手で策定をしています。しかしながら、市民の意見を広く聞くためにアンケート調査を実施しましたが、このアンケート調査の集計及び分析のみをコンサルへ委託しております。

3点目ですけれども、策定前の議論が必要ではないかということでございますけれども、現在数値化をして実施していますけれども、それを1月ないし2月の全員協議会等へ報告して行って、議員さんたちのご意見等も拝聴したいと考えています。

またキーワードですけれども、新市建設計画の基本理念であります豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちというようなことを一応キーワードにしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[登壇]

（渡邊康雄君） 再質問をさせていただきます。

今のご答弁での復習をしてみますと、12月に出さなかったのは数字がまだ間に合わなかったということだろうと思います。それから、コンサルタントにはアンケ

ートとかそういうふうな調査の結果を出すためには出すけれども、職員自らつくるというご答弁であったと思います。それから、議会には3月議会前の全協で数値等を出してご相談するというようなご答弁だったですね。それからキーワードには、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちというのがキーワードだというふうにご答弁があったと思います。それについて、それぞれについて再質問をさせていただきます。

私は今、執行部からお配りいただきました菊池市総合計画基本構想案、それから前期基本計画素案、これを2つ見ているわけでございます。この2つで、これから先、質問させていただきますけれどもですね、私は基本構想についてはですね、ボトムアップというのか、そのボトムアップ方式で新市建設計画の理念とか、将来像として創り上げられてきたもの、それを引き継ぐということでございますので、これについては何も異論はないわけでございます。それから、この前期基本計画の中でもあります将来像ですね、それから将来像というのは豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちと、これが将来像でございます。それから、そのための3つのまちづくりの目標、これについても水と緑に育まれた心のふるさとづくり、水と緑を活かした生き生きふるさとづくり、それから水と緑に包まれた爽快ふるさとづくりという3つの目標が上げられているんですが、これが大体の、これは目標ですよ、まさしく目標と書いてありますとおりに目標であり、将来像、目標であると思うんですが、この件については何らの異論もなく、これに納得するものでございますが、さてこの目標を達成するための9つの主要施策、27の施策、71の施策の内容を見る限りにおいてはですね、これがまさしく総花となっているんじゃないかなと。言うならば、やるべきことの、やらなきゃならんことの羅列をただけじゃないかというふうには私は判断したんですが、その件について如何がお考えでしょうか。もう少し突っ込んだご答弁をお願いしたいと思うわけです。というのはですね、これを見る限りにおいては、私は感じたんですけれども、この中で9つの主要施策の中の2番にあります行財政の効率化というのがですね、9つの中の同列に並べられてあるわけでありまして。これを見たときに、私は合併の趣旨が忘れられているんじゃないかというふうに思いました。今回の総合計画はですね、新市の将来像と目標というものを合併後の新市の基礎づくりの私は計画であるというふうに位置づけております。大変な苦しい思いまでしてですね、一体何のために合併したんだと、合併したんでしょうかと。三位一体の改革、税源移譲などなど、国の一連の行財政改革により、このままではですね、住民負担の増ないし行政サービスの低下が懸念され、自治体運営が立ちゆかなくなるという予測の下、合併をせざるを得ない、せざるを得ないです、せざるを得ないとの判断で合併したものであると私は理

解しております。合併しなくても済むものなら、誰も好んで合併などはしていないはずでございます。それならば、このたびの総合計画ではですね、合併の趣旨をどの施策項目にも当てはめてでもですね、着実に実行されるような計画でなければならぬと、そう私は思うものであります。どの項目にもチェックや精査がされる事項というのが、これが私はキーワードではないかと、キーワードと呼ばれるものではないかというふうに私は理解しておるわけでございますが、このような考えからですね、このたびの総合計画のキーワードはですね、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちというのはあくまでも将来像の目標であります。キーワードではないのです。私はそう思います。キーワードは、あくまでも合併の趣旨である負担は低く、サービスは高くである。この項目だったら、全項目に対してチェックができる、精査ができる、私は思います。そういう意味でですね、私はこの負担は低く、サービスは高きをキーワードとして、主要項目がチェックされ、行財政の効率化が図られなければならないと思うものであります。どのように執行部におかれては考えておられるものか、再質問をさせていただきます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 行財政の効率化ということでご答弁したいと思います。

確かに議員おっしゃるとおり、合併後におきましてはサービスは高く、負担は低い方ということで実施、合併したわけでございます。現在、この総合計画を策定していく中におきましても、確かに議員おっしゃるとおり効率的な行政運営は必要だと思っております。したがって、10月1日より組織の見直し等もございまして、行政改革推進室等も設置されまして、現在その組織機構等も見直していきたいというふうなことで考えているものであります。また、財政健全化につきましても、財政基盤を強化することは当然必要だと思っておりますし、認識していますし、人口増施策、あるいは企業誘致関係等におきまして財政基盤等は強化していきたいと思っております。今後も総合計画につきましても、議員さんたちのご意見等を拝聴しながら策定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[登壇]

（渡邊康雄君） 再々質問をさせていただきますけれども、何となしわからなかったですね。何の答弁かですな。私はですね、再々質問する前にですね、負担は低く、サービスは高きのキーワードが必要であると考えてるのはですね、合併して9ヵ月、

執行部のいろいろな予算執行について見てきたわけでございます。また審議もさせていただいたわけでございますが、本当にこの9ヵ月間、このキーワードですね、チェックされてきたのかどうか、私は疑問に思わざるを得ないんです。こういう形ですね、予算執行されたんではですね、私は10年後、この総合計画の10年間の結果がですね、大した成果が上がらないだけでなく、負担は高く、サービスは低くなりかねないというのが私の思いであります。そこでですね、この9ヵ月間の中でですね、皆さん、部長さんがですね、それぞれチェックしてきたかどうかを私は聞きますので、それについてお答え願いたいと思います。

第1にですね、市民部長にお尋ねします。老人福祉センター建設の場所設定あたりですね、その負担は低く、サービスは高くという項目で本当にチェックされたでしょうか。これが1つ。これはもう通告してなくたって、もうやってきたことですからね。9月でやったことなから、すぐ答弁ができるはずだから聞くわけですよ。それからですね、特別養護老人ホームつまごめ荘ですね、改築工事です。私はこの項目でチェックされたかどうか。チェックした上でですね、このようなですね、計画を立てられたのかというのは大変私は疑問であります。これは、文厚に関わって9月議会でこれ審議いたしました。そのときも私は申し上げました。特にですね、借入金ですね、地方債、13億1,900万円の償還の据え置く期間が5年間の償還金が2,506万1,000円ですね。並びにですね、元利償還期間の25年ですか、この間は6,652万4,372円というのが我々に説明があったわけでございますが、この償還についてはですね、何の疑いもなく一般会計から繰り入れてですね、償還するような計画がなされているんです。今までが広域行政でやっていたときに1,700万円の償還を今でも払っているわけですね。だからかもしれないけど、これも各旧の4市町村に対して負担金という形で集めて、それで償還に回した、1,700万円。それだからかもしれないけれども、今度約20億円ですね、約20億円の予算かけてつくったその償還金についてもですね、一般会計から繰り入れて払うようになる。それ疑いもなくそういうふうに執行部、担当の方は言う、何ちゅうことば言う、質問すつとだろわかぐらいのことですよ。私は本当にこれでチェックされたのかと思います。

議長（北田 彰君） 渡邊議員、通告にしたがってですね。ちょっと待って下さい。いやいや、それは通告してないとですね、発言を中止しますよ。総合計画でいかん

[登壇]

（渡邊康雄君） 総合計画です、総合計画、チェックしたかということです。そういうことです。だから、いいですか、チェックしたかということです。私が聞いてい

るのは。

議長（北田 彰君） 構想についてですよ、お宅の質問は。したかじゃなくして。

[登壇]

（渡邊康雄君） 構想と計画、これにはチェック機能があるんだということですよ、チェックが。したがってですね。

[「委員会で審議したんでしょう」と呼ぶ者あり]

[登壇]

（渡邊康雄君） 委員会で審議したのは審議したですよ。しかしですね。

[「したとば本会議で言ったっちゃ」と呼ぶ者あり]

[登壇]

（渡邊康雄君） はい、わかりました。それではですね、いいですか、こういうふう
にですね、自治体がですね、繰入金からですね、で返済するというのはですね、こ
れは、なぜならばですよ、なぜならば変えなきゃいかん、なぜならば一般の社会福
祉法人はどうして返済していますか。一般の社会福祉法人は、これは自前で返済し
ているんですから。どうして自治体が経営しているのが、そうやってするんです
か。だからそれを言ったんです。だから、そういうのはチェックされて、チェック
した結果ですかということを知っているわけです。

それから、教育長にお尋ねします。いいですか。学校図書館の司書をですよ、1
3名を今度嘱託採用しましたよね。この項目で本当にチェックされたのかどうか。
私は確かこれ聞いてますけど、泗水町で新たに採用するのではなくて、当時の町職
員にですね、資格を取らせてしているわけですよ。だから、そういうふうなです
ね、この決定はですね、人件費削減という行財政改革にですね、これは13名嘱託
で雇っとるわけですから、人員削減という項目でですね、私は行政改革に逆行す
るのではないかと、そういう結果になっているのではないかと思うわけでありませ
う。また、職員削減の効果が上がらないのではないか。私はやっぱり負担は低く、サ
ービスは高くでチェックしていかなければならないというふうに思うわけございま
すが、教育長、どういうふうにチェックされたのか、お尋ねいたします。

それからですね、第3にですね、建設部長、これは経済部にも関係があると思
いますが、負担は低く、サービスは高くでですね、チェックするならばですね、71
の施策の1つのですね、地場産業の育成にですね、プラスになるようなチェックを
徹底することが大事と思うんですよ。末端までですね、職員の末端までそれが徹底
されるように、徹底すべきであって、それがされたのかどうか。それをまずお尋
ねします。今度旭志に建設工事がされています市営住宅の工事請負でですね、地場
企業が受注するのは、私は当然地場企業育成に役立つわけですけども、その下請け

業者もですね、できる限り地場企業であってほしいと思うのは当然ですよ。しかし、今回この板金工事ではですね、設計業者と市外の板金業者が結託した。

議長（北田 彰君） 渡邊議員、ちょっと。

[登壇]

（渡邊康雄君） ちょっと待って下さいよ。チェックしたかどうかを言っているわけです。

議長（北田 彰君） 総合計画にですね。

[登壇]

（渡邊康雄君） 総合計画です、総合計画です。

議長（北田 彰君） のって説明をして下さいよ。中止しますよ。

[登壇]

（渡邊康雄君） わかった。

[「関係ないでしょう」と呼ぶ者あり]

[登壇]

（渡邊康雄君） いやいや、関係ないことはないよ。こういう項目でチェックしたかどうかというのは大事なことですよ。いいですか。そういうことで、本当にチェックされたかどうか、建設部長、ご答弁願いたいと思います。

要するに、企画部長に私はもう一遍尋ねますけど、この菊池市総合計画体系表を見る限りではですね、前期のですね、基本計画がですね、前期基本計画素案がですね、体系と言いながら施策の羅列にすぎないとさっき申し上げました。私は、計画書というのは一種のストーリー化されておらなければならない。要するに、積み木ゲームと言ってもいいんだけど、これができたらこれができる、これができたらこれができる、総合的にこうできるんだというような計画書になっていなければ私はならないと、そういうふうに思うんですが、むしろ。

[「議長、議運の委員長として」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 一般質問についてはですね、発言は控えて下さい。

[登壇]

（渡邊康雄君） この9ヵ月のですね、予算執行と合わせて考えるならですね、負担は低く、サービスは高く、もう一度立案仕直すべきじゃないかと私は思うんですが、企画部長どのように思われるのか、お尋ねいたします。

それに、まだ21分あります。いいですか、まだ21分あります。お尋ねします。今度は市長にお尋ねします。このたびですね、議案ですよ、第116号ですよ。

議長（北田 彰君） 渡邊議員、ちょっと聞いて下さい。お宅は執行部との打ち合わ

せはしとるわけですか。

[登壇]

(渡邊康雄君) いや、これはしましたよ。このことはともかくとして。

議長(北田 彰君) 通告制によってですね。

[登壇]

(渡邊康雄君) 答えによって変えると言っています。答えによって変えると。その答えを言わないから、私はそう言わざるを得んじゃないですか。

議長(北田 彰君) 答えは答えですたい。質問は質問でやらにゃんですたい。

[登壇]

(渡邊康雄君) そういう答えによって変わるわけですよ。

議長(北田 彰君) だから、通告制にですね、あつとらんとは、その発言を中止しますと。

[登壇]

(渡邊康雄君) ままっこみたいなですね、ままっこみたいな一般質問でどうしますか。議長、あなたも改めなさいよ。

議長(北田 彰君) 一般質問ですよ、お宅は。何を議長に対していろいろ言いますか。

[登壇]

(渡邊康雄君) 一般質問ですよ。

議長(北田 彰君) ただ通告によってですね、やらにゃいかんわけですから。

[登壇]

(渡邊康雄君) 市長にお尋ねします。ちょっとあと5分間、聞きなはりませ。

いいですか。議案第116号で固定資産税を1.4に統一するようにですね、決断をされたことに深い敬意を表します。税収減を心配する旨の昨日も質問がありましたけれども、これについてはですね、合併によってですね、市町村長の減により、等の減により、約1億円の歳出減となっております。平成18年度からは議員が28名に減少するわけですから、約1億円の歳出減となるわけでございます。合計2億円の歳出減となるわけですから、1億8,000万円の税収減は財政上問題ないというふうに私は思うわけでございますが、むしろ合併協議の合意事項であるですね、法人税こそ標準税率とすべきであると私は思うわけであります。市長の思いを聞かせていただきたいと思えます。近隣市町村と競争のできる状態にすることこそ、この71項目のですね、71の施策の内容の達成のためには、これをしなければならぬと私は思うわけであります。なぜならば、企業誘致、あるいは企業誘致や優良企業の誘致、地元雇用の促進というのは、大きなテーマであると私は思っ

ておりますが、それをするためには近隣市町村と競争のできる状態にすることこそ大事だと。これは6月議会でも申し上げました。菊陽、大津、今度の新合志市、これは法人税は標準税率でございます。菊池市は今度2割高い制限税率にしようとしているわけです、4月1日からしようとしているわけでありまして。これじゃ企業誘致をしようとしたって勝負にならん。勝負のできる状態をまずつくることこそが、私はこの菊池市総合計画を達成するための私は条件と思っておりますが、市長におかれてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

以上でございます、議長。

議長（北田 彰君） 通告してない質問については、答弁はできません。

企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 総合計画の基本構想関係等におきましては、各市の主要事業を記載してはいますが、基本計画で掲げる目標達成のために平成18年度に3カ年間の実施計画を策定をします。この実施計画につきましては、毎年ローリングをしてまいりたいと思っております。なお、チェックにつきましては、各課で行っていると思っておりますので、以上、答弁に代えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 老人福祉センター、あるいは特別養護老人ホームつまごめ荘についてのチェックをしたか、借入金等のチェックをしたかというようなことでございますが、これらにつきましてはいずれにいたしましてもつまごめ荘は特に準公営企業会計みたいなことございまして、今後10年間の人員、あるいは財政計画を立てながら、それを適正に償還ができるように望みたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） お答えいたします。

地場産業の育成は、市長の基本的な方針でございますので、私ども建設部といたしましても、市長の方針に則り行っております。地場産業の育成におきましては、今後もそのつもりで行ってまいります。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 渡邊議員の法人税率について統一を図るといいますが、他の競争相手である近隣の市町村等々と互角の企業誘致が進められるように税率というものを並べるべきではないかということでございます。評価をいただきました固定資産税率も、やはり税の公平の原則に基づいてやってまいりましたけれども、この法人税につきましてはいろんなその法人税のみならず優遇措置をもって企業誘致を行っている近隣町村もあります。そういうこと等両方勘案をしながら、税率につきましても今後取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校図書司書のことについてお聞きいただきましたので、最後になりましたけど、子どもたちの最近の読書離れというのはご存じのことだろうと思いますし、学校の中で調べ学習というのが盛んに行われておりますけれども、そのために図書司書を配置してほしいというのは長年の懸案でした。そういうことで今年度から全校に配置されたものでございます。そのチェックということですのでその成果をお知らせしますが、この数ヶ月で学校の図書館というのが非常にきれいになりました。整備されました。読書量も急激に増えたということ聞いておりますので、ある意味で大きな成果があがったと認識しております。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時47分

開議 午前10時58分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問者の方は通告に添って質問をしていただきたいと思います。

次に、栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） あらためまして、おはようございます。ちょうど時間は私は45分というようなことで計画はいたしておりましたけれども、先日アスベストにつきましては外村議員さんの方からあっておりますので、もう重複がほとんどいたしておりますので、その関係で時間が早めに終わると思います。

早速でございますが、月日の経つのは早いものでございます。平成17年度も最後の月になりました。福村市長さんをはじめ、職員の皆さん方には合併の準備、また合併後は豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりのための日ごろの努力

に対しまして、感謝と敬意を申し上げまして、質問に移らせていただきます。

まず、3つの事項について通告をいたしております。第1の事項、アスベストの使用について、第2の事項、菊池市敬老会事業補助金について、第3の事項、合併に伴う職員給与の不均衡是正についてということでしたしておりますが、まず第1の事項のアスベストの使用については、先ほども冒頭申し上げましたとおり、先日の外村議員さんからの縷々質問がなされ、それに対して答弁がなされましたので省略をいたしますが、ここは議長、お許しいただきます。省略いたしますので、通告どおりではございませんので。今後の対応については、まず遺憾のないような適切な対応をされるようお願いを申し上げます。

次に、第2の事項の菊池市敬老会事業補助金についてでございます。第1点目の補助する目的について。次に、第2点目といたしまして、特別養護老人ホームとはなぜ補助対象外かについてお尋ねをいたします。

次に、第3事項の合併に伴う職員の給与の不均衡是正についてでございます。このことにつきましては、旧七城町のおり、昨年12月でございますが、その定例会で合併市町村間での給与体系の運用基準の違いで不均衡があるため、職員が誇りを持って、また惨めな思いをしないで住民サービスの向上に邁進できるような給与体制の均衡を図る必要がある旨の質問をいたしております。これに対しまして、当時の町長より早急に解決しなければならないと考えている。また、類似団体を見ながら、市長、言い換えれば首長でございますね、で協議して、合併までは方向性を見出したいと考えているという回答をいただいております。というような答弁もいただいておりますし、なお合併協議会の協議項目でも、職員の給与については現行給与を保証し、職員の処遇及び職員の給与の適正化の観点から、新市において速やかに調整する旨決定されているところでございます。また、新市においても一般職の給与に関する条例、それから規則等が、条例については3月の22日、規則については3月の23日に施行されていることはご承知のとおりでございます。以上のことを踏まえてお尋ねをいたしますが、通告要旨では3点に分けていましたけれども、同じような問題でございますので、一括いたしましてお尋ねをいたします。継続採用の職員の間それぞれ採用されていた合併関係市町村の給与に関する制度の相違による不均衡は、どのように調整をされたか。また、調整基準があれば、どのように基準を作成されているか。この件について、お尋ねをいたします。再質問がないように、明解にお答えをお願いいたして、まずは再質問の席に移らせていただきます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 敬老会の事業補助金につきましてお答えいたしたいと思
います。敬老会事業でございますが、議員が申されます各区への敬老会費用の一部を
助成する事業については、合併前に旧菊池市、旧旭志村、旧泗水町において取り組
まれていた事業でありまして、それぞれ運用面や対象年齢、補助額等について差異
があったことから、合併協議会におきまして、合併協議におきまして旧菊池市の例
により平成17年度から実施することでその取り扱いが決定されたところでありま
す。旧菊池市におきましては、9月15日現在で満70歳以上の方の人数に1人当
たり1,200円を単位として敬老会を実施される地区に補助されたということ
です。したがって、新市におきましてもその合併協議の調整方針に基づき要綱の
整備をさせていただきました。この地区敬老会の目的につきましては、お年寄りを
敬うという敬老意識の高揚を図り、老人福祉の増進に寄与するため、行政区並びに
そのほか市長が適当と認める自治会主催の地区敬老会事業に要する経費に対し、そ
の事業の一部を補助するものであります。特別養護老人ホーム等の入所者はなぜ補
助対象外か、敬老のお祝いをする自治体以外にも目的が同じであれば広く交付対象
としたらどうかというご質問の趣旨でございますが、先ほど申し上げましたように
敬老会事業につきましては合併協議に基づき旧菊池市の例ということでありまし
て、旧菊池市におきましては施設などに入所されている高齢者の方々については対
象とされていなかったということでもあります。あわせて、旧旭志村、旧泗水町の実
施状況につきましても同様に、施設入所者については対象とされていなかったとい
うことでもあります。この補助金は敬老事業を行う自治会に交付し、地域において
敬老の意識高揚を図るということを目的として制定されたものでありますので、何
卒ご理解をいただければと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 合併に伴う職員給与の不均衡是正についてお答えいたし
ます。

第1点目の特定号級の調整につきましては、新市の格付けによる取り扱いについ
てと思います。合併前の各自治体における職務の級は、旧菊池市と泗水町は8級制
でございますが、七城町、旭志村は7級制でございます。その協議の中で、新市
での管理職は7級以上とされたことにより、旧自治体での6級管理職が7級格付け
されることになりました。これにより、新市の格付けにおいても2つの号級関係に
より追いつき等が発生いたしております。これにつきましては、新市での格付けの
後順次調整を実施してまいりたいというふうに考えております。合併前の旧4市町
村の職員間における給与の格差につきましては、管理職につきまして給与の運用の

歴史や昇格時期の違い等により多少の格差は実態としてございます。この格差の主な要因でございますけれども、それぞれの自治体の年齢構成に伴う役職員の昇任する年齢の相違をはじめ、これまでの給与の運用、特別昇給の取り扱い等の相違が積み重なっているものでございます。なお、管理職以外の職員につきましては、合併協議での確認事項に基づき、合併時に統一されておりますので、概ね調整の必要はないというふうに考えております。また、規則どおりに施行されているかということでございますけれども、菊池市におきましては菊池市一般職の初任給昇格、昇級等に関する規則が施行されておまして、これに基づき新市においては施行されております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） まず、敬老会事業についてでございますが、先ほど私は、なぜ特別養護老人ホーム等が対象外かとお尋ねをいたしたわけでございますので、対象外にした理由は何かということをお尋ねしておるわけでございます。そのお答えが今、なされなかったもので、再質問になったわけでございます。それをお尋ねいたします、まず。

それと給与関係の不均衡是正につきましては、今、総務部長さんの方から説明がございまして、また順次調整はしていくというような考えもございまして、ただ附則では市長が別に定める基準により、新市設置の日以後できるだけ早期に所要の調整を行うものとするという条例の附則がなされておりますので、何かこの件について基準が別途つくられておるならばつくられておると、ないならないでようございますので、再度お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

これにつきましては、合併協議会の審議の中で実施しておる市町村もありましたし、しない町村もありましたというようなことで、十分検討された結果ということで、今回の補助制度が実施しておるということをご理解いただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 規則で定めているかということよりも、第1点合併しまして運用という部分がございます。といいますのが、3月22日に合併いたしまして、合併の慌ただしさの中で調整を行ったわけですが、現実的には3月20

日採用の公付辞令をし、4月1日付で新市における新たな格付けを実施しております。これは市町村合併という先ほど申しましたように特殊な事情でございます、本来でありますと3月22日に格付けを実施すべきでございましたけれども、現実的には無理があったというところでございます。つまり4月1日における辞令は、合併に基づく新市として新たな格付けをしたものであり、通常の昇任に伴う昇格に当たらないものとして運用をいたしております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 再々質問にとうとうなりましたけれども、敬老会事業の補助事業ですね、合併協議会で云々というようなことですが、大体福祉については広く浅くと、財政が許せば深く広くということになるかと思えますけれども、金ばかりの問題ではございませんし、福祉問題は心もつながってきます。そういうことで、ただ考えてみますと特別養護老人ホームでも同じ敬老の日で年寄りを敬うということで催し等がなされております。それにも費用はかかっております。行政区がやっていると同じでございます。ただ行政区と規則では、要綱ではできないと書いてありますから、要綱どおりでは現在ではできないということは私も承知しておりますけれども、やっぱり同じ年寄りを敬うということであれば、老人、特別養護老人ホーム等には菊池市の住民のお年寄りの方が入所されて、そこでいろいろな敬老の日にお祝い等が、催し等があるのは事実でございます。そういうことで、同じ菊池市の市民の老人であるということであれば、同じでございます。平等でございます。私はただ平等に扱ってもらおうならというような気持ちで、規定はこうありますけれども、ただ合併協議でこういうことで決まるとるからということではなくして、決まっているのは変えようと思えば今でも変えられるわけですよ。そういう気持ちがあるのかなというようなことでお尋ねしたわけですが、ただ要綱とか合併協議会で云々ということだけでございますので、もう少し福祉問題については幅広い考えをもって、優しい心を持ってうちあたっていただいと、これはお願いを申し上げておきます。答弁は要りません。

それから、給与関係の不均衡是正についてはいろいろあるかと思えます、難しい問題も。長年各町村で違った運用を取ってきておりますので、それを1からずつとやるというようなことは非常に難しい問題もあるかと思えますが、今後くれぐれもですね、やっぱり不均衡がないように、なるだけ平等に、そして職員が士気の高揚が上がるように、停滞しないようなふうな施策を執って調整をやっていただきたいと、それが一番今後の田園文化のまちづくりについては職員が財産でございま

すので、まず一番職員の方が働いておられるわけでございますから、これからのまちづくりについては非常に職員の方が楽しく職場で仕事ができるような体制を、特に総務部長さんは職員課の総まとめでございますので、そこでいろいろわかるわけですから、不均衡のないようなやり方で給与等については気を付けてやっていただきたいとお願いを申し上げます。答弁は要りません。ちょうどあと45分ありますから、あと1人できると思います。

これで終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 一般質問通知がっております山田議員出席がっておりませんので、次に進みます。

次に、川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） ちょうど45分で栃原議員が終わっていただきましたので、12時にはぴったり終われるかと思います。最後の、午前中最後の一般質問のおつきあいをいただきたいというふうに思います。

今回は、1つ目として今後の財政状況及び新市計画事業、行政改革の方針について、それから2番目としまして、原油高対策についてと、この2点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、来年度は地方自治体の厳冬時代の幕開け、国の財政再建の流れは間違いなく強まる、相当な覚悟が必要だろう。これは、熊日の検証県財政の掲載記事の冒頭部分であります。ご覧になられたことと思います。厳冬時代、市場の目、倒産、重点事業、優先順位等の副題により検証してありましたが、県財政の厳しさを痛感された方が大多数ではないかと思えます。さて、合併により誕生しました我が菊池市はどのような状況か、少し検証してみたいと思えます。以下、少し数字を申し上げます。ゆっくり読みますので、控えていただければというふうに思えます。まず、気になりますのが借入金残高です。市で発行されました平成17年9月30日現在の財政白書によりますと、現在高が一般会計で301億200万円、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、地域生活排水処理事業、農業集落排水事業、特別養護老人ホームの6つの特別会計合計で141億800万円。合計で442億1,100万円となっております。そのほかに、上水道会計の企業債が23億400万円、菊池土地開発公社21億円、債務負担行為一般特別会計合計ですが30億3,900万円、それから土地改良区の6億円、これは土地改良区で借金しておりますが、実質的には市の借入金と同様の金額であります。すべて合計をしますと522億5,300万円となっております。一方、基金、つまり預金ですが、財政調整減債基金が53億4,000万円、特別目的基金

が2億5,300万円、土地開発基金が5億3,500万円、特別会計合計で9億7,600万円、上水道会計が3億9,600万円、菊池土地開発公社が1億6,200万円、合計で76億6,200万円であります。なお、上水道会計には31億円の資産、土地開発公社には21万8,000㎡の今後売却すべき土地があることを申し上げておきます。なお、土地開発公社につきましては、現在㎡1万5,000円という方針で、売却方針でありますので、金額に換算しますと約32億7,000万円という形になります。ただ、これは売れて初めて入ってくるお金であります。ただ現在の借入金及び預金の額は以上でありまして、借入金が基金対比で6.8倍となっております。次に、公債費負担比率であります。これは、借金の年間に払う返済費率というふうに考えていただいて結構かと思えます。17年度の一般会計の公債費が29億7,400万円となっております。これに当然債務負担行為、土地改良区の返済分合計で3億円を足しますと32億7,400万円となります。そのうち一般財源より30億6,800円充当されておりますので、公債費負担比率は17.5%となります。警戒ラインの15%は超えておりますが、危険ラインの20%を超え25%の県財政ほど深刻ではありません。次に、事務的経費ですが、これは支出が義務づけられている経費で、人件費、扶助費、公債費であります。まず人件費であります47億5,200万円、私は一般会計プラス国保老人会計、介護会計の人件費を入れております。ほかの特別会計は入れておりません。これは後で理由を申し上げます。扶助費が29億8,000万円、公債費が32億7,400万円、合計で110億600万円となります。義務的経費の割合は41.6%であります。しかし、今後増えることはあっても減ることがないと思われる義務的経費に準ずる経費として、特別会計への繰出金、これは国の補助金を除いて約22億400万円、職員の退職手当負担金4億6,700万円、広域連合負担金1億900万円、広域連合消防負担金6億1,400万円、南部清掃組合の負担金が2億2,300万円、合計で36億1,700万円であり、これを含めたところの義務的割合は55.3%となります。私たちは、地方分権に対応するために合併の道を選択しました。これは、国の財政危機を背景に、三位一体の改革と称する国庫補助金の縮減、税財源の移譲、地方交付税の削減及び国保・老人・介護・下水道・老人ホーム各会計の繰出金、退職手当負担金、扶助費、既存施設の維持修理等の経費の動向が予想される中で、合併によるスケールメリットを生かし、知恵と工夫を凝らし、効率的な自治経営を実施し、かつ次世代の発展の礎となるべき新生菊池市構築のためであります。このような財政状況の中、今後の財政新市建設計画事業の見通し及び行政改革総合計画への位置づけ等につきまして、以下質問をさせていただきます。

まず1点目であります、国庫補助金の縮減に伴い、公共事業を実施する際に自治体の負担が増加し、将来の負担である公債費の動向が心配されますが、新市建設計画に総額429億円の事業が計画をされております。実施した場合の公債残高のピーク時期及び公債残高、公債費負担比率をご答弁をお願いいたします。また、新市建設計画事業は実施可能か。不可能とするなら計画の見直しが必要と思いますが、その方針についてご答弁をお願いいたします。

2つ目、義務的経費の中で人件費削減は緊急の課題だと思います。市税45億8,300万円に対し、特別会計まで含めた人件費52億5,900万円は、身の丈にあった自治経営とは思いますが、その他の経費削減計画も含め、行政改革、総合計画にどのように位置づけられるのか、ご答弁をお願いいたします。今申し上げました人件費につきましては、上水道会計は含んでおりません。

3つ目といたしまして、財政健全化のためには経費削減と税収確保政策の同時進行が必要だと思います。税収確保政策は短期的に効果が出るものではなく、長期的な観点から次世代で結果が現れるよう、今、人づくりが必要ではないかと思えます。税収確保政策について、ご答弁をお願いいたします。

4つ目といたしまして、公共事業についてですが、市が施設の設計、建設、所有、運営、資金調達のすべてを指導する体制を改め、ライフサイクルコスト、いわゆる総経費に占める運転維持管理費の比率が高い事業に最も効果が発揮されると言われているPFI事業等を利用し、財政的負担を軽減する方法を検討する考えはありませんか。ご答弁をお願いいたします。

2番目の質問としまして、原油高対策について質問をいたします。原油高に伴い、今年の1月ごろよりガソリン、軽油、重油等の燃料が高騰しております。施設園芸農家がハウス暖房用のA重油の全国平均農家購入価格が一昨年1月の1ℓ当たり46円から今年1月に51円、9月に63円と値上がりしたようであります。昨年1月に比べて37%の値上がりです。全農、県経済連、各JAは、組合員に対し重油代還元対策を実施するようですが、燃料代値上がりに伴い、市内の対象農家への影響、また県・市の対策についてご答弁をお願いいたします。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず1点目でございますけれども、普通建設事業約430億円を新市建設計画に沿って実施した場合の地方債は、平成17年度から上昇し、地方債の残高のピークは平成21年度で、約363億円となります。公債費は合併特例債の償還が平成20年度から始まり、平成21年度には国体関連事業等の

起債償還が完了しますので、一時的には下降しますが、22年度から上昇し、ピークは平成25年度で約37億4,000万円、歳出に占める公債費の割合は18%台になるものと予想されます。これは、合併効果を早く出すためにと普通建設事業費が17年度から21年度の5年間で約345億円、80%が前倒し的に計画されているため生じるものでございます。この状況で単年度に60億円から70億円の事業を進めるためには、合併特例債を活用いたしましたとしても、18億円から20億円の一般財源が必要になり、今後三位一体の改革による交付税の減少、固定資産税の均一課税による税の減少など、財政確保には厳しいものがございます。また、福祉政策で扶助費が年々増加傾向にある中で、国においては制度改革による負担見直しが行われておりますけれども、これが実施されますと市は現在の2倍増の負担を強いられることとなります。そのほか、教育・文化・観光関係・地域活性化対策のソフト面にも多くの財源が必要となってきます。建設事業につきましては、補助金の交付金化が進んでおり、今後必要度、緊急度を考慮し、事業の見直しと平準化が必要ではないかと思っております。事業の見直しにつきましては、現在担当課で検討中でありまして、今後地域審議会並びに議会の意見を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目でございますけれども、人件費と施設維持費の削減は今後の大きな課題でございます。人件費につきましては、合併により特別職、臨時職員等の減により一般会計の平成16年度の決算に対しまして約9,200万円の減額となっておりますけれども、職員の定数問題につきましては現在定員適正化計画を策定中でありまして、今後総合計画との整合性を取りながら人件費の削減に取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、施設維持費等の経費の中で庁舎清掃費につきましては、職員で対応できる部分と委託が必要な部分を検討し指定管理者制度の導入や施設の統廃合を図り、経費の削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、歳入増の施策でございますけれども、財政状況が厳しくなっていく中で、市民へのサービスを念頭において、まずは合併の本質でございます行政の効率化を図っていかねばなりません。その中で、国の行政改革には未だ不透明感がございまして、今後の動向が注目されるところでございます。依存財源が縮小される中で、歳出の抑制を図りながら自主財源をどう確保していくかが大きな課題でございます。歳入を平成17年度一般会計の当初予算ベースで見ますと、自主財源が36%で、うち市税が約45億8,000万円の19.6%となっております。この市税の中で、平成16年度決算中、約5億8,000万円の未納額がございまして、納税意識の向上にお一層取り組んでいくとともに、資産の有効活用と歳入増を図って

まいりますが、大きな歳入増対策といたしましては、議員ご指摘のとおり、人口対策、企業誘致等と考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 4点目のPFI等の利用方法の検討ということですが、議員ご承知のとおり、平成11年7月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法が制定されまして、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法でございます。これによりまして、国や地方公共団体が直接実施するより、より効率的、効果的に公共サービスを提供させることができるものとされております。その手法につきましては、3つのタイプがあるとされていますけれども、まず第1点目につきましては、民間企業が公共施設を管理運営し、利用者及び利益者から直接使用料を徴収してコストを回収するタイプ。2目につきましては、民間企業が庁舎等を建設・運営し、それに対して国や自治体が使用料を支払う、公共へのサービス提供タイプ。3目ですけれども、公的部門と民間企業が共同出資で事業主体を設立し、運営については民間サイドに委託するジョイントベンチャータイプでございます。全国での事例を見ますと、平成17年10月現在で169件の地方自治体の事例がございます。PFI事業につきましては、議員ご指摘のとおり、効率的行財政運営を図り、財政負担を軽減するための手法の1つと認識をしているものであります。ただ事業リスクに対する認識の低さから、事業者が破綻している事例も見受けられます。このようなことから、今後本市におきましてはPFIについては十分に検討してまいりたいと考えております

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 川口議員の2点目の影響と対応ということでお答えを申し上げたいと思います。本市においても、抑制栽培や冬春栽培等を中心に施設園芸の産地が確立されているところでございます。農産物の価格低迷や生産コストの上昇に加え、施設園芸に欠かせない暖房用燃料となる重油の価格高騰が続いております。農業所得への影響等が懸念されているところでございます。暖房用燃料となります重油につきましては、平成16年度には1ℓ当たり40円程度で推移をしたものですが、本年9月には1ℓ当たり60円程度まで上昇し、今後の価格の推移につきましても不透明であります。燃料費のみにつきまきして県の試算によりますと、A重油価格が仮に1ℓ当たり65円に上昇したと仮定しますと、10a当たりの所

得がイチゴでは5万円の減収、かすみ草では7万円の減収、メロンでは9万円の減収が見込まれ、長期間加温を要する作物などの影響が大きくなると考えております。暖房が必要となる時期になり、ハウスの点検による気密性の確保、暖房機の補修点検による暖房効果の効率の向上、夕方早めの密閉、多重被覆による保温効果の向上など、ハウス暖房機の点検や適切な温度管理による燃料費の節減を図る必要があると考えております。このような技術対策につきましては、現在JA等関係機関との連携により、生産者への周知を図っているところでございます。また、国・県事業においても原油価格高騰に対する省エネルギー推進対策がメニューに組み込まれております。必要に応じまして、補助事業等による検討も行っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） 再質問をやらせていただきます。

まず、原油対策からちょっと、これはお話だけさせていただきますが、答弁は結構ですけれども、今回の重油、原油対策、原油の高騰に関しましてはいろんな理由があろうかと思えますけれども、これ恐らく長期的に考えたときに、中国等のですね、やっぱり経済が成長してきておりますので、恐らくエネルギーの引き合いというのは相当あるかと思えます。短期的な問題で、例えば去年の1月に数字に戻るということはちょっと考えられないんじゃないかなというふうに私は思っております。これを菊池市だけで対策をとというのはなかなか難しい問題でありますので、今、部長の方から答弁がありました。国関係の補助等が出ましたら、積極的にこう使っていただくような形で対策を考えておいていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

次に、財政の問題でありますけれども、今総務部長の方からまずご答弁をいただいたんですが、最高で18%ぐらいになるんじゃないかと、公債負担率がということでご答弁をいただいたんですが、私はちょっと民間企業で育てられた人間だもんですから、いろんなことをちょっと考えるんですけども、これは恐らく公債費だけの金額に基づいて返済関係を出されているんじゃないかなというふうに思いますけれども、当然今後債務負担行為あたりも出てまいりますよね。これは実質的には市の借入金だろうと私は思っています。その辺のところもですね、やっぱりそうなるとこれが増えてくるはずですし、今度は逆になかなか今後難しいと思えますが、三位一体で地方交付税等が減ってくるはずですよ。そうすれば、当然、平成25年の特例措置があるまではいいんでしょうけど、その後の問題が出てくるはずですよ。こ

れが減らされますと、当然自主財源が減ってまいりますから、この負担比率が上がってくるはずですので、その辺をですね、やっぱり十分検討しておく必要があるのではないかなと私は思っております。そこで、事業の見直しにつきましては、その今後検討をしていただくということでもありますので、ぜひともその辺のところを加味した形ですね、検討をしていただきたいというふうに思っておりますが、合併特例債と言えども、これ借金には間違いはないんですね。これ一つの例をお話しますが、先日大牟田のリサイクルに行ってみりました。要望書、反対の要望で行ってまいりましたが、その時に福岡の担当者である大崎さんとおっしゃったかな、がお話をされていることは、最終は、最終的な結論は県には責任はありませんよと、契約どおりですよと。いわゆる県でもその状態ですから、国でもですね、本当にこの約束したものがずっと続くんだろうかと。そこが一番心配なんですね。これは我々が言っても仕方ないことですが、ですから余りこれはあてにしておく、後で首を絞めるんじゃないかなというくらい慎重に考えておいていいのではないかなというふうに実は思っております。当然それはお考えあるだろうと思いますが、そういう状況の中で、じゃどういふ見直しをしていくかという問題があるだろうと思いますが、私も個人的に考えるとすれば、やはり合併特例債を使うにあたっては、事業を選別して、やっぱりそこに優先順位を付けて重要な部分からやっていくということが必要じゃないかなというふうに実は思っております。ただ合併特例債の合併説明会、あるいは資料によって合併特例債はどのようなものを使うのかという説明を泗水町で受けたときに、手元にも資料がありますが、こういうふうに書いてあります。合併に伴い必要となるまちづくりのための建設事業ですよと書いてあります。私はこれ文章的に読んだら、各旧4市町村が今までやってた事業もそれに当たるのかと。当たらないんじゃないかなと。むしろ4町村が1つになるわけですから、そのなるために、1つの市となるために必要な事業をやるんですよと、合併特例債はと、こういう考え方じゃないかなと私は思っています。ですから、当然そういう事業から優先的にぜひともですね、使っていただきたい。それともう1つは、4町村が合併をしました。サービスの内容の差があります。例えば具体的に挙げていくなれば、旭志には下水道はありません。これ合併浄化槽で対応するという話を聞いていますけど、旭志地区には下水道がありません。それから、七城地区には上水道がありません。同じ市民ですから、同じ最低の、最低限の環境の下で公共サービスを受けるというのは当然な話だろうと思うんですね。これは特別会計の分野もありますけれども、事業として考えていただきたい。やはりこういうものはやるべきではないかなと。それから、次に来るのが将来的に考えてやっておかないと後で市民サービスができないよと、支障をきたすという事業。9月の定例議会で渡

邊議員がお聞きになった内容でよくわかりましたが、旧菊池市の最終処分場の問題、これやっておかないと後で困るんじゃないですかね。それから浄化槽センター、この増築更新というのが必要だそうです、55億円ぐらいかかるそうですけど。これやらなかったらどうなりましょう、困りますよね。やっぱりそういうことも考えて、十分検討していただいて選別はお願いしておきたいというふうに思っております。今から検討されるんでしょうから、ぜひともお願いをしたいというふうにお願いをしておきます。

それからですね、義務的経費の問題ですが、今、部長の方からいろいろ縷々お話がありました。私も賛成するところあります。まず必要なのは人件費の総人件費の削減だろうと思っております。恐らく財政が厳しくなっていくますから、市民の皆さん方にも協力をさせていただく分野が出てまいります。そのためには、理解を得るためには、やはり市が自ら率先してまずやらなきゃ、市民の方々は協力をしてくれないと思います。そのためには、総人件費の削減というのが絶対に必要だろうというふうに私は考えております。そこで、ある一定の、ちょっとこれ私の考え方が間違いなのかどうかわかりませんが、町と市との違いもあるかもしれません。私の記憶でいけば、泗水町は一職員で大体110名ちょっとの町民を担当してたような効率であったというふうに実は思っております。現状でいきますと、10月末の人口で5万2,862名ですから、これは広報で見たんですけども、1人で86名という数字です。これではちょっと難しいんじゃないかな、まずいんじゃないかなと思っております。類団という言葉もあるんでしょけれど、やはり最低でもですね、1人100名ぐらいの市民の方々を見ていただくというような効率性というのを持っていたかかないと、これ最低ラインじゃないかなと。そうすると、恐らくですね、5億円ぐらいの人権削減できるんじゃないかなというふうに私は考えています。その辺のところお願いをしたいことは、行政改革、総合計画、具体的に入れていただきたいと、数字を、というのが、前期5年、後期5年という計画を、基本計画立てられますから、この数字を入れておかないと、5年後に精査する場合に達成したのか、しなかったのか。しなかった、なんでできなかったのかという精査ができません。ですから、この分野に関しましては、ぜひとも行政改革の計画、あるいは総合計画の前期5年計画にはっきりと、総人件費を幾ら減らすのか、あるいは5年後には職員をこれだけにしますという目標を掲げていただきたいというふうに思いますが、その点について部長、1点だけ後でご答弁をお願いをいたします。

それと、もう1点ですけど、これ通告しておきませんでしたので答弁は結構ですが、行政改革というのは人件費を削減するばかりじゃありません。今から恐らく財政が厳しくなってくるますから、住民の方々にもご協力をいただかなくちゃいけない

点が出てまいります。当然説明も必要です。そのときに、住民サービスで何ぞやと、あるいは公共サービスとは何ぞやということですが、私は公共サービスはサービス産業の一貫だと考えています。商品があるわけでもない、製造するわけでもない、いわゆるいろんな施策を、目では見えないものを住民の方々に提供していくわけですね。サービス産業の一貫です。サービスとは何ぞやということですが、実は泗水町では私、一般質問で何で職員の方々は電話対応するときに名前を言わないんですかということをお話したことがあります。そのおかげで、末端の職員の皆さん方全員はやっておられませんが、部長、課長さんたちはおやりになっています。わかります、見てて。例えば自分が電話したときに、総務部長の誰々ですと答えになるのと、はいと出るのと、どちらが気持ちいいでしょうかね。また、それ言っていたかないと、そこにかかっているのか、本人が出ているのかわからないんですね、かけた方は。あるいは、総務部お願いしますと言われても、総務ですと言っていたらそれの係につながっている、そういうのもサービスの付加価値じゃないのかなと。こういうのもやっぱり行政改革の中に入れていただきたいし、これが業務改善につながっていくんじゃないかなというふうに私は思っています。それからもう1点ですが、合併して今までいつ言おうかと思っていたんですけど、ついでに申し上げますが、玄関口、総合案内があります。あの方々は何かさっているんですかね、半日で交代やられているんですけど、恐らく庁内の案内だろうと思います。しかし、庁内の案内だけであれば、町民課の窓口、あるいは健康推進課が近くにありますが窓口をつくれれば、兼務していただければ簡単に済むことですね。あそこにおられてですね、パソコン見たり本読んだり、玄関口から市民の方々が入ってこられるのに挨拶もしない、これはマイナスじゃないですかね、逆に。人間って不思議なもので、欲張るもんでね、いるのに挨拶もしないといったら今度はマイナスを感じるんですよ。やっぱりこういうのもですね、やっぱり業務改革の中にぜひとも入れていただきたいなと。そういうのも行政改革だろうと私は思っています。ぜひとも、その辺のところをよろしく願いをしておきたい。

それとですね、税収確保の関係ですが、税収確保の関係につきましては、長期的にできる問題ではありません、確かに。これも私もわかっています。ただまちづくりを今から我々はやっていかなきゃいけません。そうすると、やはり税収を確保しておかないと、次の時代の人たちがまた同じことを一からやらなくちゃいけないと私は考えています。そのときにやる苦勞と今から準備してやる苦勞とでは、かなり違うはずですが、一つの例を、これがいいのか悪いのかわかりませんが、一つの例をお話をしますが、9月の議会で奈田議員が花房台地の開発の話が出ました。約90町あるそうです。そのうち10町を本庁が使ったとして80町あります。開発し

ますと、約7割ぐらいが有効利用できます。そうしますと、あのあたりが固定資産税が㎡150円だそうです。幾ら上がるか、約9,500万円上がります。そのかわり、100坪で分譲しますと1,700戸ほどできます。1,700戸全部処理をするというのは、かなりの苦勞と時間と知恵がないとできないだろうなと思っております。それだけの苦勞を今からしないと、税収確保というのは難しいんですよという例えでお話しています。これがいいか、悪いかわかりません。ただ私は、挑戦してみる価値はあるのじゃないかなというふうに考えております。その辺のところを感想をよければお話をいただきたいというふうに思います。

それからPFI事業ですけれども、部長の方からお話をいただきましたが、この事業につきましては確かにいいところと悪いところがあります。私も承知をしております。前提条件は、事業期間が20年以上で、なおかつ総経費に占める初期投資、いわゆる建設費等が40%を超えたならば効果はないと言われております。いわゆる建設した後の運営、維持管理が6割以上を占めなければ効果はないと言われております。ただ、そういう事業というのがあるのじゃないかなというふうに実は思っております。昨日もリサイクルセンターの話が出ました。15億円で将来つくろうという話がありますが、このリサイクルセンターをやるについて本当に使えないのかということ、具体的に一つずつ当てはめていくのも一つの手じゃないかなというふうに思っております。検討してみたいということですから、一つの事業を的にして、ぜひとも具体的に詰めていただきたい。これはよろしく願いしときます。

以上、2回目の質問とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。
議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 職員の削減といいますが、職員数を減らすという形の考え方について、それと総合計画への位置づけというようなことでご質問があったと思えますけれども、定員管理の適正化を進める際の基準となります算定方法といたしましては、総務省が示しております定員モデルと類似団体別職員数が二通りございます。平成16年3月に改正されました第8次の定員モデルの試算値によりますと、本市の職員数は現在43名が超過するとなっております。ちなみに今後5年間の定年退職者を見ますと90名が予定されております。単純に今後5年間の新規採用を年平均9人に抑制すれば削減数は45名となり、定員モデルが示す超過数を達成し、削減率は7.4%となります。これにより、削減後の職員数は568名となりますが、それから通常の定数比較対象外であります特別養護老人ホーム職員52名ありますけれども、それを差し引きますと516名となり、先ほど川口議員おっしゃられました100人に1人という職員数の、これは何ら基準があるものではご

ざいませんが、一般的に100人に1人というような形で言われておりますが、516名になりますと職員1人当たり101.3名というふうになります。職員数の削減並びに定員適正化に向けまして、現在それらと比較分析を行うとともに、本市固有の状況等を勘案し、定員適正化計画の策定に現在取り組んでおります。3年後から始まります団塊の世代の大量退職にどう対処していくかが大きな本市としての課題ではないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、行政の停滞と住民サービスの低下を招かないよう計画的に進めていく必要があると考えております。そのようなことから、将来の職員数につきましては総合計画とは別に定員適正化計画を作成し、住民にわかりやすく公表してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総合案内の廃止は。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず合併特例債の件に触れられましたけれども、当然今、各課で合併特例債を含めた新市建設計画の見直しをしているところでございまして、議員仰せのとおり、優先順位を決め、今検討してまいっております。合併特例債につきましては、合併に伴う当然必要なものについての使用という形になるというふうに考えております。

それと、住民サービス、総合案内といろいろご意見ございましたけれども、その中で若干耳が痛い部分がやはり総合案内の件ではないかというふうに思っております。ただ一つの考え方として、4市町村合併いたしましたものですから、やはり本庁そのものをやはり職員が知らなければならないというふうなことも含めまして、職員の研修という形での位置づけもいたしているところでございます。それと、税収の確保、花房台の件、1,700戸というようなお話がございましたが、そういう形でいわゆるそうならば当然税収は増えるものと思われませんが、現時点で花房台の件については触れられないというふうな形で現在考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[登壇]

（川口良郎君） ありがとうございます。ぜひともですね、行政改革だとか、総合計画、先輩議員の方からもいろいろとお話あつてますが、大事な計画でありますし、ぜひとも前期5年間の5年後にきちっと評価ができるような目標というものはっきりと、市民の方もわかるような形で設定をぜひともしておいていただきたい

など。5年後にまたそれに対する評価というのをきちっとやりたいと考えておりますので、部長もそのようにおっしゃっていますので、ぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

最後5分になりましたので、今縷々と財政問題からお話をしてきました。近ごろの新聞を読みますと民間企業の工業正規も言われております。ただ反面からいきますと、経済産業省が先日発表しましたが、2030年には10万未満の都市においては人口がマイナスの24、5%と言っていましたかね、経済縮小がマイナスの15%だろうというような厳しい見通しも出してあります。恐らくこれからますます我々菊池市も厳しい環境の中でやっていけなくちゃいけないんだろうと思いますので、その舵取りをやっていただくという意味で大変だろうと思いますが、菊池市の基礎づくりの4年間でありますので、ぜひともご努力をいただきたいと思っておりますから、その決意と言うんですかね、お考えを市長に最後にお願いを、総合的にお願いをするならというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 川口議員のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、総合的にということで大変幅広くなりますので、端あったところがあるかと思いますがお許しをいただきたいと、このように思います。

まず、先ほど受付のですね、評判がよくないぞといったお話でしたが、過日挨拶についてということでは、礼儀礼節についてということでは、庁内の研修が、民間の会社の方をお招きしてございました。旧菊池市におきましては、この挨拶問題というのは、挨拶運動というのは何事にも今やっておりますが、そのことを受けながら、現在環境問題について、ISO14001の認証を旧菊池市で取得をいたしました。この全公共機関にそれを取り込もうということでは、努力をしておりますが、合わせて第2ラウンドとしては9001ということでは、通常企業で言えば技術面でありますけれども、行政としては恐らく多分初めてではないかと思っておりますが、そういうサービス面の評価、側面評価ができるようなということで取り組みを指示をしているところであります。受付につきましては、これはワンストップサービスということで、ぜひひとつ窓口を尋ねる前に窓口がどこにあるか、特に合併直後はわかってませんが、旧市におきましてワンストップサービスをやろうということで、職員の今の研修も兼ね備えながら受付を実施したということでは、ご理解をいただき、また合併いたしておりますので不慣れな向きもあるかと思っておりますが、そのことを受けながらそれぞれが個人の研鑽に努めてほしいと、このように思います。

それから、総合評価的に5年後ということにつきましては、特に総合計画の実施

計画3ヵ年ローリングでいきますけれども、これについては5年という数値を挙げられましたけれども、その都度評価ができるように、行政評価システムというのも旧市においてやってスタートしたばかりでございまして、それが合併という形でまた所を変えながら評価システムを構築して、必ずその皆さん方のご期待に添えるように、いろんなあらゆるサービス面も含めまして評価をしていきたいと、このように思っております。また、国の三位一体の改革が今後果たして実行実現できるかといった心配がございましたが、これはまさしくすべての方々と言っていいぐらいに大変この不安を抱いた、また一部において不満と言ってもいいのかもしれませんが、合併にこぎ出した船でございまして、このことにつきましては市長会等を通じながら、あらゆる国の三位一体の改革の中で、特に安定した税源の移譲ということにつきまして、サービスを高く、そして負担を軽くという理念は貫いていくということで今後努力をしていきたいと、このように思っているところでございます。

また予算の問題につきましては、今回ぜひひとつ取り入れたいと思うのは、この厳しい状況交付を受ける団体の皆さん方にご理解・ご説明を申し上げたい。また、団体につきましては、どうしても削減は不可能であるというそういう趣旨について思いがあればそのことをお聞きして、お互いにミーティングをしながら予算の査定をある特別な団体等につきましてはそのようなことを一部取り入れをしながら、予算の査定ということをしていきたいなとこのように思って、今後努力してまいります。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時30分から開会します。

休憩 午後零時00分
開議 午後1時30分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 5番バッターでございます。午後からの第1番目でございまして、最初は感動の場面をちょっとお話しして、質問をいたしたいと思っております。

合併9ヵ月目を迎えまして、市長当初のご挨拶でありましたように、ほたるフェスタ夏まつり、孔子公園のまつり、あるいは菊まつり、コスモスまつり等のイベントを通して、市民の皆さん方の融和と強調が図られていることは非常にうれしいことだと思っております。午前中は非常に財政問題で難しい課題がございましたけれ

ども、まず私が感動したことを議員の皆様方にご紹介して一般質問を始めたいと思います。と言いますのは、たかがコスモス、されどコスモスであります。10月23日七城町でコスモスマつりが行われました。素晴らしい天気でした。ウォークラリーに799名、約800名の方々が参加をされました。去年は280名ぐらいでしたから、約3倍の方々が参加されました。この一大イベントを通して感じましたことは、都市間交流で来られた遠野の方々が素晴らしい絵に描いたような景色だと言われたのが感動の1つであります。もう1つは、シルバー人材の方々が散策道を築いていただきました。その散策道に車いすの方が真剣にコスモスを眺めながら、コスモスの花を頬にですね、付けておられる光景、これを見たのが2つ目の感動でした。そして3つ目の感動は、このコスモスがきれいに咲く裏には、まずシルバー人材センターの方々が夏のあの暑い日に、しかも河川でありますので石ころのあるところをトラクターで耕運し、そして種をまき、そして干ばつときには水をやり、またボランティアの方々が草を取り、そして市民みんなで育てていただいた結果、あの美しい花が咲き、川には清い水が流れ、そして昨日もありましたように、鞍岳、八方ヶ岳、金峰山、素晴らしい景色でウォークラリーに来られた方々も非常に満足し、心を癒されたことと思います。河川環境美化とともに、ぜひこれは続けていただきたいと思ったわけであります。私の胸に納めるでなくて、議員の皆さん方も知っていただきたいと思ひましてご紹介をいたしました。

それでは、一般質問をいたします。6月の定例議会でも農業の振興につきまして質問をいたしましたけれども、今回はまた新たな面で戦後の農政の転換と呼ばれます行政の一大改革が行われようとしております。行政、国が打ち出した施策でありますので、行政が先頭に立ってこの改革に取り組んでいただきたいと思ひまして質問をするわけであります。2つ目が道路問題、この2点について質問をいたしたいと思ひます。

平成17年の3月に政府は食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえまして、平成12年3月に策定されました基本計画を見なおし、今後重点的に取り組む課題や施策を明らかにする基本計画を策定いたしました。その1つは、新たな食糧受給率目標に向けた取り組みであります。カロリーベースで45%、生産額ベースで76%を設定しています。2つ目が、昨日の栗原議員の質問でもありましたように、食の安全、食に対する信頼を確保する取り組みであります。3つ目が農業経営に関する施策を担い手に集中化、重点化することです。その中の1つは、意欲と能力のある担い手の育成、確保に取り組み、このためには幅広い農業者を一律に対象とする施策、体系を見直しまして、認定農業者制度を活用し、地域における担い手を明確化した上で各種経営施策を集中的に、重点的に実施するとしており

ます。その中の2つ目に、集落営農の育成、法人化の推進であります。具体的には、集落を基盤とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を要する経営主体としての実態を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営が発展すると見込まれるものは担い手として位置づける。その上で、小規模な農家や兼業農家なども担い手集落営農に参画できるような集落営農の育成、法人化を推進するとしております。4つ目が、農林水産物食品の輸出の促進に向けた取り組みであります。これが戦後農政の転換と言われる新しい経営安定対策でありまして、この具体策が各地で取り組まれております。まず、農林水産省は30日に中川農相を本部長とする農政改革推進本部を設置いたしまして、担い手農家に施策を集中する品目横断的な経営安定対策の決定を受けて、農業団体がこの運動を展開しております。皆様もご承知のように、JA菊池は県下の農業団体に先駆けて担い手対策推進室を設けて取り組んでおります。そこで、新たな経営安定対策と本市の担い手の現状について、まず質問をいたします。

2つ目に、6月の定例議会におきまして、堆肥流通プロジェクトが5月に設置されて、新しい堆肥の利活用について具体的なアクションプランについて検討を行うという返答でございました。10月ごろには報告があるということでもございましたので、その後の経過についてお尋ねをいたします。また、JA菊池が取り組んでおります北部堆肥センターの進捗状況についてもお尋ねを申し上げたいと思います。

次に道路問題でございますが、道路問題の第一番目は国道325号線の4車線化について。七城地域内の今後の見通しについてお尋ねを申し上げます。内田川の果樹や台橋周辺は工事が行われるようでありませけれども、今後どのような見通しが立っているのかお尋ねをしたいと思います。

2つ目に、県道139号線、いわゆる旭志鹿本線の西郷橋から国道325号線までの道路の新設改良についてお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 限部議員さんの質問にお答えを申し上げます。

本年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、その中に品目横断的な経営安定対策が明記されております。これまで全農家対象に品目ごとの価格に着目した対策が講じられてきましたが、今回対象を担い手に絞り、経営全体に着目した対策に転換されたところでございます。農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など、農業・農村を取り巻く厳しい環境の中で、兼業農家、高齢農家などをはじめ、多様な構成員からなる地域農業を担い手、ここで言いますのは認定農業者、

もしくは一定の条件を備えた集落営農組織を指しております、を中心とした地域の合意に基づき再編しようというものであります。同時に、食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全など、農業・農村の持つ多面的機能の維持発展につなげようとするものでございます。国では平成19年度の導入に向け、今後具体的な検討に入る事となっております。品目横断的経営安定対策においては、支援の対象をこれまでの全農家対象であったものを意欲と能力のある担い手で、認定農家にあっては4ha以上、集落営農組織では20ha以上の経営規模に限定をされております。支援の内容については、これまで麦、大豆など個々の品目ごとの経営安定対策であったものを品目別の価格施策ではなく、経営全体に着目した政策に一本化されたところでございます。平成19年度からは、担い手でなければ麦・大豆等の助成は受けられません。本市の農業者の現状は、2000年の農林業センサスでは農業就業人口が6,352人で、1995年センサスと比較すると12%の減少となっております。本年度は農業後継者の新規就農者10名、Uターンの就農者3名、定年後の新規参入者5名の18名が確保されましたが、2000年農林業センサスでは65歳以上の占める割合が42%と高齢化が進行しております。新施策において、担い手と位置づけられている本市の認定農業者数は11月現在596名であります。今後も高齢化の進行が進む中においては、認定農業者の大幅な増加は見込まれず、新規の認定農業者の掘り起こしにより、認定農業者数を維持していく方向にならざるを得ないと考えているところでございます。本市の認定農業者においては、水稲、麦、大豆等を中心とした土地利用型農業の専業を目指す農家は少なく、ほとんどが畜産、施設園芸などの専業農家とこれに基幹とした複合経営農家がほとんどでございます。今回新たな経営安定対策で示されました麦、大豆等の普通作については、本市では小規模な農家、高齢農家、兼業農家はその対象になると考えられます。これらの農家の方々を構成とした集落営農組織による対応が緊急に考えられるところでございます。

堆肥流通プロジェクトにつきましては、菊池の農業を持続的に発展させていくためには、地域の特性を活かしながら消費者の求める魅力ある畜産、農産物づくりなど、農家の所得向上に結びつくような活動を展開するとともに、土づくりを基本とした安全、環境に配慮した取り組みを進める必要があるとの基本方針を踏まえて、菊池農業の元気づくりや菊池グリーン農業及び菊池食・農ルネッサンスの3つを運動の柱としまして、実践プログラムを設定し、関係機関の相互連携の下に取り組みを進めていく、元気人気くまもと農業運動菊池地域本部のプロジェクトの1つとして5月に発足をしたものが堆肥流通プロジェクト等のものでございます。このプロジェクトは、地域推進班、この中には菊池と大津菊陽、合志西合志の3班がござい

ます。また、流通システム班、技術開発班、販売促進班及び広報班の5班で構成されており、平成17年度から平成19年度までの3年間で運動期間でございます。10月に開催されました幹事会において、それぞれの班からの中間報告がございました。地域推進班では、耕種農家への堆肥利用アンケート調査を実施しました。約1,200戸に配付をいたしまして、回収が769戸でございました。アンケートの内容は、1つには主な作物名、2つには堆肥使用の有無、3点目に堆肥の入手先、4点目が堆肥の種類、5点目が10a当たりの使用量、6点目が堆肥の価格、値段でございます。それから7点目に堆肥の散布方法、それから堆肥を使用しない理由、9番目にどうすれば堆肥を使用しますか、最後に価格はいくらなら使用するかというような問いでございました。集計の結果、作物は水稻が一番多く、約70%、次いで野菜類が15%でございました。堆肥を使用している方が約8割おられまして、入手先は菊池市内の畜産農家の堆肥が97%を占めております。堆肥の種類は、酪農が39%、肉用牛33%、養豚6%の順になっております。10a当たりの使用料につきましては、2t以上が44%、1から1.5tが22%、0.5t以下が9%、また1.5tから2tが6%でございました。堆肥の価格は、稲わら交換プラス散布作業で無料が19%、受け取りに行き無料が7%、1,000円ないし2,000円と1,000円以内が5%、5,000円以上が4%でございました。なお、無回答が39%、無記入が17%でございました。散布の方法は手作業で散布が29%、自分の機械で散布するが28%、畜産農家へ依頼するが20%でございました。なお、無回答は21%になっております。堆肥を使用していない農家へのその理由を尋ねましたところ、堆肥散布が大変だからが41%、必要がないが20%、散布機械がない12%、経費がかかる7%、散布機械がほ場に入らないが5%でございました。どうすれば堆肥を利用しますかとの問いには、散布してもらえればが27%、稲わらプラス交換作業が17%、共同利用散布機械があればが13%、無回答が42%という結果でございました。今回の結果を分析してみますと、堆肥を使用していない農家の大半が手作業による散布が大変だからと回答されておりますので、散布組織の育成が急務であることが判明したところでございます。堆肥流通促進を図るためには、散布モデル地区を選定し、必要となるハード事業等についても検討してまいりたいと考えております。

技術開発班では、堆肥生産マニュアルを作成するための会議を開催しております。このマニュアルは、畜種を牛、肉用業と酪農に、施設は地域内でメジャーな堆肥舎方式とロータリー方式に絞って作成するもので、作成の時期は平成18年3月を予定しているところでございます。

次に、流通システムでは、堆肥流通情報センター、これは仮称でございますが、

設置に向けての検討をいたしております。このセンターは、畜産農家と耕種農家を結ぶセンターで、耕種農家が必要とする堆肥の情報を入力しますと堆肥生産者のリストの中から最適な堆肥を自動的に選定するシステムを開発することになっております。

また、次に販売促進班では、堆肥製造の現状把握のために、全畜産農家を対象にしたアンケートを実施しております。また現在取引のある販売先を確保するとともに、新規販売先を開拓するためのコンポストキャラバンを耕種地帯で実施する予定でございます。

プロジェクトの最後になりますが、広報班ではPR用のパンフレット、カタログ、点字用パネル等を作成する準備を進めています。また平成18年4月からホームページを開設する予定でございます。なお、本年度PR事業としまして、10月23日に七城町で開催されましたコスモまつり、11月6日の泗水町の農業祭、11月12日から13日の菊池の観光と物産展及び11月1日から15日までの菊池菊人形菊まつり会場において、堆肥のサンプルを配付して堆肥利用促進並びにPR活動に取り組みをしたところでございます。

最後に、JA菊池北部堆肥センターの進捗状況についてでございますが、JA菊池が取り組みます菊池地区畜産環境総合整備統合補助事業は、熊本県農業公社が事業主体となって行う公社営事業でございます。平成17年から平成18年の2カ年の事業でございます。事業費総額が約3億円を予定されております。平成17年度に測量設計を実施し、18年度に建設工事が行われることになっております。現在、JAの方で建設予定地の選定がされ、用地交渉が行われると聞いております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 国道325号線の改良につきましては、地権者のご理解とご協力によりまして、現在台工区用の排水路付け替え工事及び車線切り替えのための4車線のうちの2車線分の盛土工事を施工中でございます。ご存じのとおりでございます。台橋から熊本菊鹿線の交差点までは4車線があと数年で完成の予定というふうに聞いておりますが、鹿本側の施行状況によって若干年数が変わるというふうに伺っております。はっきりした年数が言えないというような状況でございます。

それから、熊本県菊池振興局の土木部が行いました国道325号の検討委員会の提言では、七城町台交差点から野間口交差点までの菊池市街地流入区間は現道を整備し、4車線化するように提言してございます。七城町管内のルートのご検討につき

ましては、平成15年1月15日開催のまちづくり推進委員会建設部会におきまして検討されまして、現道を4車線化することで意見が一致いたしております。道路財政の厳しい状況下ではございますけれども、4車線化が早急に実現できるように県に対し強く今後も要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、県道139号線、旭志鹿本線のことですが、本路線は西郷橋から荒牧地区を通り国道325号線にアクセスする主要道路でございます。幅員が狭く、通勤通学時には大型車両が通れば離合もできないと。また、交通事故も多発しているということを伺っております。子どもたちは不安を持ちながら通学している状況でございます。平成11年の熊本国体に合わせて七城町では女子サッカーの大会会場となりまして、本路線が大型車両の通行に支障があるということで、県がバイパス改良工事ということで事業着手した箇所でもございます。地元及び地権者の皆様のご理解とご協力によりまして、平成9年度から10年度の2カ年間におきまして、ほとんどの用地買収が完了いたしております。しかし一部におきまして未買収のところがございますので、今後とも県と一体となってねばり強く用地交渉に臨んでまいりたいと思っております。地元の議員さん方におかれまして、用地交渉にさらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再質問をさせていただきます。

ただいま農政の展開的政策であります経営安定対策が説明をされましたけれども、本市における経営安定対策の今後の進め方についてお尋ねを申し上げます。

2点目として道路問題でありますけれども、県道旭志鹿本線、西郷橋から国道325号線までの道路新設改良につきましては、国道と同時に着工できればよいわけですが、なかなか今の説明では順調に進まないようでございますので、ぜひ未買収についてはですね、地権者の意を十分汲み取り、要望等に十分答えるような熱意ある姿勢を示して努力をお願いを申し上げたいと思います。経営安定対策の今後の進め方について、お尋ねを申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

経営安定対策についての市の取り組みということでございますので、今回の施策に位置づけられました担い手としての集落営農組織は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるような組織である必要があると考えております。特に経営

の一元化が示されており、集落営農組織名義の口座を設け、農産物の販売名義を集落営農組織とし、農産物の販売収入をその口座に入金するの3点がポイントとなっております。支出面については特段の条件はなく、構成員への配分などは集落営農組織で決めることができますが、例えば共同で営農を行う実態が存在せず、形式的な組織名義の口座のみで収益を個人に100%分配するようなものは認められておりません。また、この集落営農口座が経営安定対策の交付金の振込先となりますので、組織の運営や生産・販売、収益分配といった経理面からも確立した組織である必要がありますので、この組織づくりには構成員となる各農家の方々の十分な話し合いによる合意形成が必要であり、その推進が急がれるところだと思っております。今後の推進方法につきましては、県段階においては振興局単位の県、市町村、農業委員会、JAによる菊池地域担い手育成総合支援プロジェクトが今後設置され、関係機関との情報の共有化や歩調調整や今後の推進にあたっての合意形成について検討し、新施策の推進を図ることとなっております。県、JAとの連携を図りながら、市としましては今後のこの対策と施策の推進により積極的にあたっていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げて、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 議員さんのご指摘のように、325号線の改良と同時に用地買収できればそれが一番いいわけですが、先ほど申し上げましたとおり325線におきましては国財政、県財政の事情もございまして、なかなか前に進んでないというような状況もございます。本路線は大事な農地を分断する形で、ほとんどの方が用地提供なさっております。あと一部のみでございまして、地権者の方のご意見も十分拝聴しながら、この事業の必要性を訴えて菊池市の振興のために役立つということでご理解を賜るべく努力をしておりますので、また議員さん方からもいろんなアドバイス、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再々質問になりますけれども、要望に代えさせていただきます。

1つは、この集落営農というのは、行政、それから農協、農家の三者が一体となって押し進めるものでありまして、話し合いなど数回重ねながら、真剣な討議を行っていただいて、それぞれ地域によって環境が異なりますので、その地域に適した営農を進めていただきたいと思います。そして、この集落営農は地域活性化の1つとなりますよう行政の指導力をお願いを申し上げたいと思います。

2つ目は、糞尿の処理の問題ですけれども、菊池で生産されます堆肥の約52%を地域外に搬出しなければならないという現状でありますので、6月の定例議会で市長が答弁されました言葉の中に、耕種連携というものは言葉では非常に次代を担っておるわけだが、先を見た場合に耕畜連携では堆肥の処理というのは可能であるかという疑問を抱いておる。旧菊池市においては、還元と同時にエネルギー化することを含めながら、先進地のドイツの方に関係の職員が3名、職員を3名派遣してバイオテクノロジーの時代における今後の畜産の糞尿処理を視察したということ述べられました。ぜひ環境問題、あるいは農業的、畜産的見地から大変なこれは事業でありますけれども、ぜひプロジェクトチームを立ち上げていただきまして研究されますようお願いを申し上げます。できれば国のいい事業がございましたら、いつでも乗せられるような体制づくりをしてほしいと思っております。

3つ目は、非常に素晴らしい菊池市内におきましても農業青年たちが育っております。先日、中山間地の黒牛の肥育農家に行きましたところ、後継者と一緒に野芝、野芝を利用した、またセンチビートグラスという野草を利用した非常に省力的な繁殖経営をされておりました。そのほかに、こだわりのメロンやこだわりの米栽培に取り組んでおる青年たち、あるいは菊池の物産館に行きますとステビア農法で生産された米や柿、ナシ等を販売しているグループ、あるいはグリーンツーリズムをぜひ菊池には起こさなければならないというグループ等がありまして、それぞれ点として存在はしておりますけれども、このつながりというのがなかなかできないでおります。ひとつ行政の力でそういう優秀な後継者たちの点を線で結ぶような施策も今後設けていただきたいと思っております。

以上、3点を要望いたしまして、質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 葛原でございます。通告をしておりました質問をさせていただきます。

質問事項は、食育基本法の成立に基づき、本市の取り組みと今後のあり方という14文字でございます。電話でできるようなことは一般質問はするなということでございますが、どこに聞いていいかわかりませんので質問させていただきたいと思っております。どこが答えていただくかわかりませんので、質問させていただきますが、食育基本法が成立されましたことは、皆様方もご存じのとおりと思っております。私は全く無知でございまして、食育というものは自然と学ぶものであるかなと思っておりますけれども、そういうことではないようで、本当に考えてみますと大切なこと

かなと思うわけでございます。食育という言葉はよく耳にいたしますが、新聞には日本人の乱れた食生活を正すことを目的に平成17年6月10日に参議院の本会議で食育基本法が成立し、食の安全に対する国民の関心が高まることや朝食を抜く子どもが増えるなど、食習慣の乱れが社会問題化していることを受け、食育について健全な食生活の実践をする人間を育てるなどとし、望ましい食生活の実現に努めるように国民に求める一方、内閣府に食育推進会議を設置、国や自治体に食育に関する施策を義務づけたと。また生産者、食品業者に安全な食品提供を要請、教育関係には学校給食を通じ、食育の啓発を図るよう求め、食育による農山村の活性化や国内各地の食文化の継承も規定したと、今年の6月の11日の熊日新聞に載っておりまして、早5ヵ月になるわけでございますが、食育という言葉に慣れた人、そうでない人、あろうかと思しますので、本市で各部署、各課に取り組んでおられると思いますので、箇条説明でも結構でございますし、いろんな形で説明をお願いしたいと思います。

1回目をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、本年6月に制定されました食育基本法では、農林漁業の分野においても伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料供給率の向上への貢献が推進されるよう定められているところでございます。農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、多様な体験の機会を積極的に提供し、教育関係者などと相互に連携して、食育の推進に関する活動を行うよう努めることが定められておるところでございます。旧市町村においても、これまでの取り組みの中で地域食材を生かした得意料理を生み出す「菊池うまかもん衆」を中心に地域農産物を利用したおいしい食べ方などの普及活動や子どもたちを対象にファームステイや農業体験活動を通して消費者や児童生徒に理解を深める活動が行われてきました。また、持続的な農業生産方式の導入計画に基づくエコファーマーの認定を各生産部門をはじめとした取り組みが行われ、生産者段階では安全・安心農産物の生産の取り組みが進められております。そのほか、地産地消、都市と農村との交流については、物産館を中心に地域農産物や加工品などを直接消費者に販売され、消費者ニーズに合った商品の開発や生産と地域の製品の紹介及び販売が進められており、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和の取れた食料の生産及び消費の推進並びに食料供給率の向上に向けた取り組みがこれまでも実施されてきたところでござい

す。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） まず、食育基本法についてでございますけれども、この法律の目的は議員ご説明のとおり、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするために、食育を総合的、計画的に推進することにあります。食育の位置づけは、基本法に食育は生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基盤となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると述べられています。本市の子どもたちあるいは全国的な子どもたちの様子を見ますと、朝食を食べない児童生徒は全国で20%、本市では15%、子どもだけで食べる、いわゆる孤食と言いますが、孤食は全国で31%であると言われております。また、すべての学年で見られます偏食や肥満傾向の子どもたちの割合が増加しているというのも現状でございます。最近、朝食をきちんと取る子どもの学力は高いとか、またきれいな子どもは食生活に問題があるとか、最近の子どもの体力低下が著しいということが言われておりますが、まさに子どもの現状は食生活と密接な関係にあると言わざるを得ません。食育基本法は、すべての国民を対象に制定されたものですが、その成果を最も上げることができるのは、やはり学校教育の場であると受け止めております。そこで、学校教育中での取り組みの状況を少し申し上げますが、現在給食指導が中心ですが、そのほか家庭科での栄養素についての知識、また総合的な学習での野菜や果物の栽培、それから先ほど説明がありましたように、農業体験活動やファームステイの活動をしております。さらに道徳では、食べ物を大切にする指導をしているところであります。また菊池北中学校はじめ各学校において、地産地消の推進も始めているところであります。しかしそれらはまだ個別的なもので、食育というトータル的な観点から捉えるまでは至っていないのが現状です。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。ほかはもう、経済とあれて、ほかはないわけですね。はい、ありがとうございます。活動内容はわかりました。人が生きていくためには何よりも食であることは誰も知っていることでございますし、法までつくって食育を進めなければならないかと思いますときに、何か寂しいような

気もいたしますが、一番大切なことだろうと思います。食の取り方によって、心も体もよく健康になって、豊かな人間になることは当然でありましょうし、食の乱れは恐ろしいものがあります。時代とともに半世紀前と現在までの間に食が変わりましたことも、皆様方もご存じだと思います。例えば日本食とでもいいでしょうか、麦飯からみそ汁、大根漬け、煮干しといったようなことの中から、段々と洋食風になってきたことも皆様方もご存じのとおりだと思います。子どもたち、以前の子どもたちは大抵中学校の3年間のうちに大人になっていったようですけども、最近では小学校の低学年で大人になるというようなことで、確かに体格はよくなりました。しかしですね、大人も糖、血圧、いろんな習慣病が増えたことも皆様もご存じのとおりだろうと思います。食のことがいかに大切かということでもわかるわけがございます。もう1つはですね、国際交流にあるわけです。名前は忘れましたが、大学教授の話の中に、半世紀前にですね、アメリカの小麦をどうするかというようなことの話の中から、教育が一番進んでおる日本に給食を勧めて小麦を売ろうというようなことだったそうでございます。片や日本食を食うて半世紀をデータを出して、病気の少ない生活をしているというようなことも話に聞きましたが、全く嘘ではないような話だと思います。また、国柄、地方によってその土地で一番生産しやすいのが、生産する食物が主食とされたことも、皆様方もご存じであろうし、そこで食文化が生まれたこと、そしてそこで地産地消という言葉が生まれ、伝統的な食文化が大切になってくると思います。学校・家庭・地域が1つになって取り組む必要もあるうと思います。それから、教育長が先ほど言われましたけれども、生活習慣病が目に見えて増えていることや年間の死亡率の6割はガンとか脳卒中、心臓病といった習慣病、糖尿病の患者は1,620万人、治療費は年間31兆円に上るそうでございますが、この31兆円でどういう金額か、膨大なことだろうと思いますが、それから女性の過度の瘦身傾向、そして朝食を食べない子、これは先ほど教育長が言われました2割、それで外食利用が増え続け、家庭だけの解決では糸口は難しく、医療関係、農林関係、食品事業等々も相互に連携して理解を促してあります。そういうようなことから、今後どのように進めていくかということで2回目の質問をしておりますが、教育関係では食育の指導をさせる先生方、体育の先生なのか、担任の先生なのか、また別にされるかというようなことでございます。それから、学校教育以外の食育指導はどのように進めているかということと、推進計画、それから今後の予算等々もあればお聞かせいただきたいといたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、法までつくって食育をしなければならないかという点、私も非常に疑問におもっているところでございます。菊池には、泗水に養生園というの立派な農業と食と医をされている立派な施設がございます。これを見れば菊池ではこういう法律は要らないんじゃないかということも私は思っているんですけども、そういかないのが現実だろうと思っております。現在、農林振興課では本年度の取り組みとしまして、12月1日から15日まで市内の小学校を対象にしました農業関係施設研修を予定を組んでおります。12月1日が水源小学校が既にやっております。あと7日の日が北小学校、9日の日が隈府小学校、12日が竜門小学校、13日に菊之池小学校、15日に戸崎小学校、旧菊池市ばかりでございますけれども、JAの集荷場や農業高校、コッコファームや個人の方の農園、JAカントリーなどの視察等を含めながら食育に対する教育関係の取り組みをしていくなればということも思っております。旧の町村の中で泗水等でも小・中学校の体験農園等に助成をしておりますし、旭志の中では中学生のファームステイ事業といったものもあるし、小学校では体験農園等もされております。そういった取り組みをしながら、食の大切さというものについて小・中学校、児童生徒についても進めているところでございます。こういった関係で、今後引き続き食育基本法の趣旨に基づいた理解を深めていけたらと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 教育行政といたしましても、食育の重要性に鑑み、県の教育委員会の指導もありまして、この食育基本法の実施を契機に本市としましてもこの教育には力を入れていかねばならないと思っております。学校教育におきましては、今後知育・徳育・体育の基礎となるべきものとして、食育の観点から意図的、計画的な指導計画の作成など、教育過程の編成を行わなければならないと考えます。また、現在推進にあたっている職員は担任が中心で、養護教諭、栄養士が指導にあたっておりますが、今後栄養教諭というものなど人的な配置は必要になるかと思えます。さらに、その指導者の指導力の育成を図る必要があると思っております。また、学校給食において地産地消の推進に向け生産者との連携を図るため、JAや個別生産者との年間契約等安定的な供給体制づくりや農産物の年間生産カレンダーづくりなど連絡調整をする部署、または責任者の設置が必要となります。さらに家庭への啓発活動も重要になるかと思えます。毎日朝食を取ること、あるいは孤食、先ほど言いました1人で食べることを解消すること、栄養管理とともに無農薬

の食材を使うとか、なるべく化学調味料やインスタント食品を使わないようにするといった、そういった保護者の意識を高める啓発に努めていかなければならないと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。経済部長で一般の方の指導者はどぎゃんも考えとらんということだろう。よろしゅうございます。そして、通告では3回目はしないとしておりましたので、私の愚痴と受け止めていただいて要望としたいと思います。北小に教育長が校長の時代から地域学習発表会がありました。20日の日におじゃましてきました。そしてその中に、3年生だったと思いますが、食育の部分を入れられておりましたので大変うれしく思いましたし、アンケートの中に要望を入れておきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、私たちはナシの出荷反省会をしたわけでございますが、その時の都会の市場からの話の中に、最近若い人たちが果物に対する魅力が見えないというようなことの中から、県事務所からの指導では育ち盛りにスナック菓子とジュースに取られ食うたことのないとか、味がわからんというようなことで、飾り物ぐらゐの感覚でいるものが多いので、なるべく食べさせなくてはならないなというようなことがありましたし、またその日の12月の24日には旭志の農協センターだったかと思いますが、寸劇を通して菓子の食べ過ぎと偏食のこの記事が載っておりましたが、そういうようなこと。それから、また4日の日に雪野の収穫祭がありましたが、市長もおいででございましたが、ここは農産加工品の品評会であります。好評の中に適地適作のこと、例えばほうれん草の土地には白菜でなくてはできないというようなそのこと、それから優良を付けなくてはなりません、その中の白菜一つをとっても虫食いとそうでないと選ぶのに非常に苦慮をしたというようなことでございますが、果たして虫食いをよしとして取った場合、割って出たとき虫が出てきて、それに対する違和感がどうじゃ、こうじゃというようなことの安全面から、そういうようなことで非常に苦慮をしたというようなことが載っておりましたが、3つのことを取りましてもですね、いろいろ食育の指導をされておりましたが、非常にありがたいことではございますが、これは全部3つとも地域振興局の方からの指導でございますので、菊池市としてもちゃんと取り上げて一緒に行動していただくならありがたいなと思っております。

それから、今度は愚痴でございます。ちょっと食育基本法はですね、第4章と33条の条文からなっております。その中の6条と7条に、農山村の活性化と我が国

の自給率の向上への24条に食品の安全性、栄養その他食生活に関する情報の提供としてあります。我々農山村の生産者におきましては、安全性を重視したため、今年の稲作におきましては害虫を受け、皆無に等しいこともありますし、片や自給率の向上を謳い減反政策であります。農畜産物の輸入等々もありますが、農山村の活性化はどう進めばよいでしょうかという愚痴でございます。生産者をです、自動車のコンピュータに例えますならば、どう動くでしょう。恐らくぐるぐる回ってひっくり返るのが関の山だと思います。確かに食育は大事であります。しかし、生産者に対する配慮が足りなすぎることでもあります。本当はここで机を叩き、地団駄踏んでひっくり返して奮起したいところではありますが、ぐっと堪えて相手は総理か農林大臣でしょうから、ここはぐっと堪えまして、できますればこのことは市長の方から総理に答えを求めてほしいと思うわけでございます。市長、ちょっと顔が見えませんが。恐らく今の総理大臣であれば、ぐるぐる回ってひっくり返るとはどぎゃんするかで市長が聞いていただけるならば、あの人であれば「ひっくり返らん程度に回ってくれんか」と言うぐらいの答えじゃなかろうかと思えますけれども、ぜひよろしく願いをしておきたいと思えます。食育基本法の制定の対応に本市でも独自の推進計画を立てて、生産者に配慮したしっかりした基本計画を立てることを要望いたします。そして、独自の計画推進には大事なことがあります。全国に先駆けて生活習慣病の少ない、そして医療費の激減には財源にも十分つながると思えますので、よろしく願いを申し上げたいと思えます。そして、菊池市には先ほど経済部長言っておりましたとおり、養生園の竹熊先生がしっかりと全国に先駆けて食育には頑張っておられますので、こういうようなことを地元にも徹底して、再度教育を進めながらすることも大事だろうと思えます。くどいようでございますが、生産者の配慮はいろんな意味がありますので、経済部の活躍をご期待申し上げ、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思えます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後2時34分

第 4 号

1 2 月 7 日

平成17年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成17年12月7日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(54名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君

24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
28番	栃	原	茂	樹	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
45番	岩	下	満州子	さん	
46番	笠		愛一郎	君	
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ	さん	
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君
55番	北	田		彰	君
56番	外	村	國	敏	君
57番	久	川	知	一	君
58番	徳	永	隆	義	君
59番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（5名）

2番	倉本義雄君
4番	二ノ文伸元君
35番	中原泉君
44番	木村末弘君
49番	荒木建令君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事係長	城主一君
議事係参事	吉野幸子さん

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
菊池総合支所長	城直輝君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部首席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	北村榮一郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君

監査委員事務局長
農業委員会事務局長

山 口 正 司 君
五 島 千 秋 君

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） おはようございます。えらい朝から議長が気合いの入っとる。かねちこうあるなら、ほんによかろうばって。

それでは、早速質問をいたします。私は今回、4点にわたって通告をいたしておりますので、それに沿って順次お尋ねいたします。

まず、市長の施政方針であります。市長、本当に時が経つのは早いものであります。市長があのでの厳しい選挙戦、戦いに真っ向勝負で挑まれました。見事な大勝利を得られました。相手候補に対する中傷批判等、姑息な手段は一切使わず、正々堂々自らの政策一本に訴えられ、大多数の市民の心を掴み、新生菊池丸の初代市長の座を射止められました。誠に見事な戦いぶりでした。遅ればせながらおめでとうございます。多くの市民は、その市長の大変な期待と希望を抱いております。そのことは、これからの市長が進められる公約の実現に向けて相当な期待があると思います。そういう意味からしますと、あなたにとってはその責任、大変重大なものであります。どうか今後はその期待を裏切ることなく、自らの政治信念を貫き、これまた正々堂々突き進んでもらいたいと存じます。自信と決断、勇気と実行、あなたの活躍を期待するところであります。そこで、先般菊池市総合計画基本構想の素案なるものが示されております。これは、合併協議会の中で決められた、それを基本につくられたものと思います。構想に基づき、5年の施策、さらにその具体化のための実施計画、この3段階で構成されております。この策定の基本となるものが、協議の中で決定されたそれぞれの施策であります。私はそれはそれで十分尊重し、優先順位を付けるなど、できるものから実施していくということは重要であると思います。しかし、昨今の社会情勢はめまぐるしく変化を重ねながら動いております。

当然、本市においても現在のままで、将来、今後何年も何年も現在のままで推移していくとは限りません。計画は計画、見直しは見直しとして、現時点での計画を私は否定するものではありませんが、先にも触れましたように、その時々々の社会状況に応じて計画の変更、見直し、引いてはこのことが将来市民のためにプラスになるとするなら、そのこともあってしかるべきと思うのですが、市長は何が何でもこのことに凝り固まり進めていかれるおつもりでしょうか。その決意をお聞かせ下さい。

次に、P F Iの件についてお尋ねをいたしますが、このことは先日川口議員の方からちょっと触れておられました。私は市長が合併前の旧菊池市長選挙、いわゆる3度目の挑戦をされました。やっとのことで勝利して就任されましたその直後の平成14年6月、このことについて質問をした経緯がございます。そのとき、国は平成11年P F I法、つまり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律というものが制定されました。従来、公的部門によって行われてきた社会資本の整備、運営等の分野に民間の資金、経営ノウハウ等を導入し、より効果的・効率的な整備を行うことにより、よい住民サービスの提供にもつながる、一石二鳥であると私は市長にお尋ねをしたことがあります。このことに市長は大変建設的で、前向きな、すぐにでも導入したい旨の答弁であったと記憶しております。その後、既にもう3年以上が経過いたしました。未だ何らその姿形が見えません。指定管理者制度が今回導入されますが、その手始めかどうか知りません。現時点において、どうなっているのでしょうか。導入しようにもできないという何らかの問題があるのでしょうか。何が大きな障壁となっておるのか、現況をお示し願うとともに、今後P F I導入についてあなたのお考えをお聞かせ願いたい。

次に、市長の公約であります。6つの公約、この実現に向けての決意と手法を伺いたいと存じます。まず、あなたは夢と希望が持てる農林業の活性化、安心して暮らせるきめ細かな福祉、文教菊池の再生、商工業の活性化、観光産業の振興、生活基盤の整備、各種イベントを通じて市民の融和と協調を図る、大変遠大な素晴らしい公約であります。以上が先の選挙時に掲げられたあなたの公約であります。私は去る25日だったと思います。家で晩酌を嗜みながら、NHKの全国版のテレビを見ておりました。ところが菊池市のべりりカー、のりあいタクシーというものが放送されました。これは全国版であります。この取り組みは、全国でも珍しく、実施している自治体も大変少ないということでもあります。いわばお手本みたいなものがあります。そのときインタビューを受けていた担当職員の、あれは笹本君だったか、おかげさまで利用者の皆さんから大変喜んでもらっております。今後は範囲を広めていくことが課題といえば課題ですと、このようなインタビューを受けて発言

を耳にいたしました。このことは市長が市長になる前におっしゃっていたこと。利用者の皆さんがその後は年々増加をみております。その人たちの声も大変な好評でありました。このことは、あのこれまで実現に向けていろいろあったと思いますけれども、今となっては全国版で放送されるほどの素晴らしい施策の1つであると思います。どうか自信を持って下さい。それとあなたに寄せられる様々な雑音も多いかと存じますが、くだらん話にはいちいち耳を貸す必要はありません。どんどん進めていってもらいたいと期待するところであります。その決意をお聞かせ下さい。

次に、公共工事の件、特に七城町における継続事業について石原建設部長にお伺いをいたします。合併前における各市町村の継続費として引き継がれた事業、それぞれ計上されておりますが、中でも特に目立って多いのが旧七城町の継続事業であります。農林関係、教育関係、商工関係等々、新菊池市へ膨大な事業が引き継がれております。時間の都合上、今回は土木関係のみ質問をしたいと存じます。中でも特筆すべきは、私はウォーキングトレイル事業であります。この件について、先の6月定例会においても議論してきたところであります。現在に至った今日においても理解に苦しむ点、多々あります。今でも強く感じることは、地元住民からも誰からも何一つ要望・陳情等一切上がっていない。人道橋があつた場所に本当に必要であつたらうか。そもそもこの計画自体、ずさんで無理があつたのではないだらうか。そう思うのであります。なぜなら、あの人道橋のすぐ上流には平成13年11月完成した高島橋、もちろん立派な歩道も完備しております。またその下流には、平成15年3月完成した橋田大橋がございます。当然これも立派な歩道が付いております。また地元の方々の話を聞きますと、口々に何でもござんところにござん橋が必要だらうか、大変疑問視する声が多いのであります。本事業の当初計画では、七城メロンドームから迫間川右岸道路をとおり、鴨川河畔公園を経て七城町温泉ドームに至り、さらに菊池川を下り、隣接する鹿本町の水辺プラザ鹿本や体験施設水辺の学校とを結ぶ河川流域の周遊コースとして計画され、そのためには上内田川、迫間川、両河川にもぐり橋を建設する予定でありました。しかし国土交通省はこれを不許可としたのであります。ならば、この時点において計画そのものが頓挫したことであり、このとき本計画の抜本的な見なおしを行うことは当然であるのであります。これは一切行われておりません。その後、周遊道路、サイクリング道路はどこに消えて無くなったのか、一切語られず、とにかく橋だけ早くつくりたいと、翌15年7月には人道橋に関する地質調査橋梁予備設計、詳細設計を熊本市水前寺の中央技術コンサルタンツに一括発注、納期は同年7月30日から11月14日。この辺はよう聞いて下さいよ。しかし、当、その業者はSPC橋の設計はできない。そのために、西日本SPC協会なる業者へほとんど丸投げ状態で下請け

発注しております。そして設計が完成し納入されたのが翌16年5月。しかし当時の緒方町長は議会に対して3月納入されている旨報告。しかもこの西日本SPC協会には請負業者である緒方建設がメンバーであります。つまり、緒方建設は工事金額の積算設計、工事の受注、さらには施工管理業務まで全部自分のところでしたことになる。だとするなら、設計の変更、予算の増額、手抜き工事まで、つまり自由自在思いのままではないでしょうか。施工管理業務に至っては、すべて随契で実施されております。皆さんご承知のように、地方自治法第234条、契約の締結、売買、貸借、請負、その他契約は、一般競争入札か指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するもの、ちゃんと法律でこのように規定されております。そして随契が認められるものは、工事または製造の請負130万円以下、財産の買入れ80万円以下、物件の借り入れ40万円以下、財産の売り払い30万円以下、物件の貸付30万円以下、その他50万円以下となっております。以上のように法律で定めてあります、つまり人道橋の施工管理業務については、一般競争入札か指名競争入札をもって契約をしなければならないのでありますが、これは明らかに法律違反と言っても過言ではありません。当初計画で当時の緒方町長は、SPC橋をつくと発表されておりました。しかしその後いかなる理由かわかりませんが、最終的にはPCプラスワゲン工法による斜張橋へと変更されたのであります。つまりSPC橋は2系管方式で巨大な橋脚が中央部と両端と合計3基の橋脚が必要であります。これなら、堤防を大きく開削することになり、これは国土交通省は絶対認めない、許可をしない。これをつくるとするなら、すべて国土交通省の受託事業となることであります。もしそこで国土交通省に任せていたならば、建設費約1億8,000万円程度でできたのではないかと。これは私の、私個人の想像ではなく、この道のプロの指摘であります。当然そうなれば、地元業者、特に緒方建設は参入できない。それじゃ困ると緒方町長はどうしても町独自で発注したいがため、橋脚が約3分の1程度で済むPCプラスワゲン工法による斜張橋に変更されたのではないかと。そうして変更契約も結ばれておりません。平成16年11月、下部工を9,700万円を発注。結果、緒方・三牧・美麗、3者のJVで落札しております。そこでこれまた不思議なことですが、この時点で上部工の設計金額は上がってなかったんです。そこで町長は12月4日、コンサルを呼んで設定金額は幾らかと聞いた。返ってきた金額は、2億9,500万円。当初計画1億8,500万円に比べあまりの開きに驚いたのか、もっと安くせいと担当職員に命令をいたしております。担当者は、2億6,000万円に下げようコンサルに指示をいたしております。そして平成16年12月、臨時議会に約8,000万円の追加補正を提案、このときに議会に対しては国の指示でワゲン工法に変わったから、その工事の増

加分と説明をされております。そして、3月9日、上部工発注、結果緒方梅林のJVで2億5,900万円で落札をいたしております。申し添えますが、これも施工管理業務は随契で行われております。

以上のような経過を経て今日に至っておるわけでありませぬ。誠に不可解にことばかり。だから私は議会の責任において調査しなければいかんと言ったわけですが、北田議長は動議は成立したが、提案理由も説明すらさせていただけませんでした。そこで、石原部長にお尋ねをいたしますが、継続事業となっている分、土木関係のみで結構です。入札状況、落札業者、金額、さらには落札率についてお示しをいただきたい。

最後になりますが、村上助役に、あなたの決意と抱負をお伺いをいたしたいと思っております。去る7月、あなたは福村市長から任命を受けて菊池市の助役に、初代助役に就任をされました。どうですか。菊池市助役の席の座り心地は。さらには、福村ピッチャーが投げ込んでくるボールの勢いは、あなたのキャッチャーミットに向けてどうですか。ピシャッと届きますか。ちょちょけがはむような玉じゃないでしょう。あなたはこの合併にあたって、法定協、これを合併を進めてこられました。その意味は十分おわかりだと思っております。今後この新生菊池市、菊池丸がどういう方向に行ったらいいのか、どういう菊池丸をつくったらいいのか、あなた自身の持論を展開していただきますならば幸いです。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。まず施政方針の中で、PFIの現在の状況、または推進できなかったのはどういった障壁があったのかと質問ですけれども、PFI事業の概要につきましては、先日川口議員の方へのご質問でお答えしましたので省略させていただきます。また、お答えの方も一部重複するとは思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議員ご承知のとおり、PFIにつきましては、効率的な行財政運営を図るための手法の一つであると認識をしているものでございます。旧菊池市におきましては、平成14年度にPFI導入に向けまして職員で構成されました庁内の検討委員会を立ち上げ、今後建設が予定されている建築物を主体とする、いわゆる箱物について検討したところでございます。しかしながら、PFI導入方針を決定、いわゆる特定事業の選定するためには必ず従来の事業方式とPFI方式の事業期間全体の財政額負担や事業リスク等を比較検証する必要があるございまして、その活用ガイドラインの構築ができずに進んでいないのが実情です。具体的には、支払いに対するサービ

ス価値の評価や官民のリスクの分担、業者選定に係る審査や契約締結などの専門的な知識などが課題としてあげられます。今後は現在70の自治体でガイドライン等が設定されていることから、これらのことを参考にしまして十分に検討してまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） お尋ねの旧七城町における継続事業となっている分についての建設部にかかわる分のみということでございますので、建設部に係ります入札状況について申し上げます。お尋ねの件につきましては、34件と数多くございますので、これすべて申し上げますと時間が相当経過いたしますので、工事費の大きい5件についてのみご説明を申し上げます。

まず、菊池川歩道橋、通称ウォーキングトレイル事業でございますが、落札業者、梅林・緒方建設工事共同企業体でございます。落札金額が2億5,914万円。落札率97.8%となっております。2件目に、岡田・黒蛭線道路改良工事ですが、落札業者株式会社緒方建設でございます。落札金額にいたしまして2,088万4,500円となっております。落札率が99.4%でございます。3件目、流川・迫間川線道路改良工事でございますが、落札者株式会社キクナガ建設でございます。落札金額2,682万7,500円となっております。落札率99.4%でございます。4件目、永徳橋上部工改修工事でございます。落札者、昭和コンクリート株式会社となっております。落札金額4,462万5,000円でございます。落札率が97.5%。5件目、菰入堤防道路維持工事1工区でございます。落札者が株式会社七城建設でございます。落札金額2,557万8000円でございます。落札率は98.9%となっております。この落札率につきましては、予定価格を示しておりますので、予定価格に対する落札率ということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 助役、村上建二君。

[登壇]

助役（村上建二君） 新菊池市の将来像についてどう描いているのか。またその決意についてお尋ねがありました。まず、イスの座り心地はどうかということでありましたけれども、針のむしろではありませんけれども、かといってクッションがあるというわけでもございません。堅いけれども、それであぐらをかきことなくきちんと正座をしていきたいというふうに思っているところでございます。

今、地方公共団体を取り巻く環境、状況といいますのは、地方分権とそして財政

改革を同時に目指しております三位一体の改革が行われており、また景気の低迷によります税収の伸び悩み等によりまして、より厳しい財政状況、行財政状況が続くというふうに思っております。一昨日の日経の新聞でも交付税を2兆円減らすという財務省の方針も出ているというふうに載っております。そういう厳しい財政状況であるというふうに思っております。そういう厳しい状況でございますけれども、新菊池市の将来の姿につきましては、一昨日からよく話に出ておりますが、合併協議会で豊かな水と緑、そして光あふれる田園文化のまちを基本理念とした新市建設計画が策定をされております。また市長におかれましては、今年4月の市長就任の挨拶の中で新市建設計画をより具体的に推進するために、農林業の活性化またきめ細やかな福祉対策、教育、さらには商工業、または観光の振興、そういうものの6つの事業を公約され、推進をすると表明されたところでございます。もとより微力ではございますけれども、議員各位のご指導・ご意見を得ながら、新市建設計画の理念というものを胸に据えまして、与えられた職責を精いっぱい果たすべく市長を補佐してまいりたいというふうに思っております。そして、事業の推進にあたりましては、必要性や重要度、そういうものを検討しまして、優先順位を考えまして推進していきたいというふうに思っております。そして、これらの事業をより円滑に推進するためにも、やはり職員とのコミュニケーションというものが大事であると思います。十分そういうコミュニケーションを取りまして、風通しのよい職場づくり、全員野球の活気ある職場づくり、そういうものを目指していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、新しい菊池市発展のために中原議員の思いにできるだけ近づくとしよう、負けないように頑張っていきたいというふうに思っております。精いっぱい頑張っていきたいというふうに思います。今後とも議員の皆様方のご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたしまして、決意の表明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 中原議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

何点かございましたが、新市の建設計画がこのこれからスタートいたします総合的な菊池市の基本計画、いわゆる総合計画の中におきます基本構想なり、建設計画なりということで実施計画を含めまして、この一端確認事項として合併におきまして新市の建設計画、そしてまた事業、財政計画が示されておりますが、これについてこの後、時代の変化の中でどう考えていくのかといったことであろうと思っております。まず、新市建設計画はご案内のとおり、合併協議会において確認をされたものでございます。この計画におきまして、この新市のまちづくりを皆様方、市民に対

して説明をしまいたったわけでございますので、この新市建設計画を踏まえながら、現在の総合計画を策定していかなければならないということだと、このように理解をいたしております。しかしながら、国の三位一体改革の大変急速、そして急激な進展、あるいは変化によりまして、財源を含めましたところは非常に流動的要素が大きくなってきていると言えるのではないかなと思います。このような中で、この合併した市町村の中には財政計画の基本的な見直しを余儀なくされているところもありますし、本市におきましても情勢の変化を見極めながら、見直しを含めながら的確に対応していきたいと、このように思うところでございます。現在、新市の建設計画におきまして10年間の期間の前半になるわけですが、建設事業が集中しております。これについては、合併によってお互いの取り合いということになるかと思いますが、全国各地において合併した新市におきましては事業をなるべく速やかに効果を現すために、前の5年間の方に集中してきているというのが現実でありまして、このことについて事業の優先順位をちゃんと見極めながら、財政状況との調整を図って平準化に向けて検討を今行っているところでございます。また、詳細につきましては総合計画の中の実施計画や長中期的な財政計画の中でまた明らかにしてまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、国や県のひとつの施策、あるいは社会の経済情勢の変化などによりまして、これは当然のことながら見直しが必要になってくるものだと覚悟していかなければならないと思います。その折につきましては、ぜひまた議会、そして関係者の皆様方のご理解をいただきたいと思っておりますし、調整を図って、まさにこの「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」菊池市を現実的に創り上げていく、的確に対応していかなきゃないとこのように思っております。また、18年度の予算編成にいよいよ入ってまいりますけれども、今申し上げますように国庫補助負担金改革が進められ、地方交付税の抑制が進められておりますが、これはもう例外なく進められる一方、その地方自治体のまさしくこの生命線と言ってもいいと思っておりますが、税財源の移譲にまだ不透明感というものがあまして、この乖離が生じていると言っているのではないかと思います。このようなことを考えますときに、確実に歳入に不安定な要素がどんどん増大をしておりますして、合併特例債そのものにつきましても不安定要素がないとは言えない状況ではないかなと思っております。これまで以上に交付税の減収を予測をせざるを得ないと受け止めている地方自治体が多いと思っております。負担は軽く、サービスは高くということを言っておりますが、これはまさしく合併のフレーズに添ってやってきたわけでありまして。その1つが、昨日もお答えいたしましたように固定資産税の均一化を図るということで、これは昨日ご指摘あっておりましたように1年間で1億8,000万円、合併特例におきます1

0年間みれば18億円の減収になるということでありまして、必然的にこの歳入減ということは歳出を押さえなければ帳尻が合わないということにもなっておりま
す。そこで、歳出面におきましては十分なひとつの検証を基にしながら建設計画に
極力ひとつ影響を与えないように配慮をいたしまして、見直しは避けて通れないも
のになってくるんだらうと、このように思っております。一面においては合併債あ
りきということにならないように、施策の必要性、あるいは優先順位、有効性など
などを十分念頭に置きながら個別に行ってまいりたいと思います。また、一般の経
常的経費につきましても、この18年度におきましては5%以上、10%を目標に
して削減に努めてまいりたいと、このように思っております。このようなことで、一
生懸命取り組んでまいりたいとこのように思います。

それから、PFIの取り組みについてということで、平成13年に積極的な取り
組みを私がお答えしたということで記憶に留めております。13年の6月3日に市
長選挙が旧市でありまして、その折、よみがえれ菊池ということの言葉を発言をい
たしまして、皆様方にこの菊池市の再生ということを強く訴えました。停滞をして
いたこの菊池を何とか再生したいということで、よみがえれ菊池ということで取り
組んでまいったわけでありまして。その中の一つ一つが、先に言われましたように公
約という形で、今回の新市の公約の前の段階におきまして産廃処分場の解決の問題
であったり、あるいはまたその市街地の住環境の整備、商店街活性化ということ
であったり、あるいはまた観光客の増加、交流人口の増加、観光客の倍増というこ
ともそのときに使っております。このようないろんなものを出しながら提案して、そ
して公約として4年間で結論を出しますということをして前回の旧市で市長選挙で申し
上げてまいりました。4年間というものはあつという間もなくということござい
ますけれども、4年間で果たすことなく合併に入っております。ご案内のとおり、
13年就任いたしましたのが7月でございましたけれども、これから新年度の
予算というのは、平成13年度は既に政策予算が組まれておりましたし、15、1
6は単独で予算を組みながら、結果的に17年度には合併ということで、後半の1
年猶予というのは、まさしくこの合併に明け暮れてまいりまして、施策に対しての
評価というのは未だしの感を自分でも持っております。しかしながら、いろんな意
味でこの掲げた事柄についてのかなりの部分については実行できたし、また着手で
きていると思いますが、PFIの問題はちょうど先日皆様方、議会の皆さん方、大
変忙しい中に大牟田のリサイクル発電所をご視察いただきましたが、実はこのPFI
というのは、この大牟田リサイクル発電所におきましても第3セクターでありな
がらPFIの手法を導入している事業体であります。今、PFIの取り組みを内部的
に検討を進めて旧市にやっておりますけれども、合併ということの中でこの

P F I が少し疎かになっていることは事実であります。また、しかしながら一面においては、社会的にこの果たして P F I が今の時代に添っているのかという疑問符が付いているのがこの社会の変化という中においてあるということも現実でありまして、この辺を十分精査しながら取り組みは取り組みとしてどうするかということをもた取り組んでまいりたいと思っております。

それから、6つの公約の実現についてどのように取り組んでいくのかということでも一つずつ農林業の活性化やキメの細やかな福祉施策であったりと、商店街の振興、商工業の活性化、観光産業の振興ということで挙げていただきましたけれども、私はこのたびの選挙を通じて新市の基本理念であります、申し上げます「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を市民の皆様とともに目指し、そして菊池市に住みたい、住んでよかった、また住み続けたいと思われるような市政を推進するための6つの公約を掲げたところであります。今後は大変この財政の厳しい中ではありますけれども、公約の着実な実現のために取り組んでまいりたいと、このように思っております。また、13年度の公約の実現性は、中原議員がご評価いただいているものだと思います。先ほどNHKのあいのりタクシーのこともございました。べんりカーのお話もありましたけれども、いろんな取り組みの中で皆様方の評価を仰ぐ以外にはないわけでありまして。政治信条は市民と共に市民政治の実現と、新生菊池市21世紀をあなたとともに作り出すということで今回の選挙を戦ってまいりました。今回の選挙につきましてのこの公約というものも7つほど掲げておりますけれども、やはり市民の心を一つにして合併の中で住民としての共有の価値観を持てるように1日も早く住民の融和と協調のその場をつくることであるということ念頭に置きながら、農林業、あるいは福祉、教育文化の里づくりなどなどに積極的に取り組んでいきたいと思っております。人と自然とそして環境をテーマにした都市づくりが求められているのではないかなと思います。今後自信を持って取り組みということのお言葉でございましたが、自信と誇りを持って菊池市民の皆様方がやっぱり菊池市は変わったぞと、あるいは菊池市は本当に活力が出てきたぞと言われるように精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、中原議員をはじめ議員の皆様方のご指導を心からお願い申し上げます、答弁に代えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 村山企画部長、あなた上手だもん、都合の悪かところは何かいろいろへへろんごたる声ですたい。私は全部聞き取れんだったばってんがですね、最後に市長が詳しく説明されたから、もうあなたには質問しませんけれども、石原部長、ご配慮ありがとうございました。それですね、言われるようにいろんな事業が

ですね、あのような形が入っております。まだほかに30何あるわけですから、だから今後これを進めるにあたっては、やっぱり十分なですね、調査検討を加えて、慎重に無駄、無理のないように実施していただきたいというふうに思います。それとですね、最近ご承知のように、えらい社会的な問題になっております設計、構造、耐震構造の偽装問題、こういう問題がありますから、あの橋は大丈夫でしょうね、その点については、今すぐだから、私今思いましたから、後でよかなら調査して結果をですね、知らせていただきたい。

それと一つ、これはまたウォーキングトレイ事業ですけどですね、これは先の議会で8,000万円程度の補正予算、これは何ばすっとかといったら護岸工事をします。今現在になったのはあなたの努力によったものかどうか知らんけれども、現在約それが半分ぐらいになった。もともとこれは七城の方からわたってきたわけですよ。いざ実施しようとしたところが8,000万円。あれだ議論をしてですね、我々も百歩譲って認めてわけですよ。それがこのような形で、約半分でよかと。まさにこれは割増設計じゃなかったんでしょうか、元々が。その点などお感じになりますか。だから、私はほかの事業もですね、十分議会でも調査をせにゃいかんという気持ちは今でもあるんです、議長わかるですか、その辺な。そういうことですよ、石原部長。だからですね、その点よかったら、もう時間がありませんが、ちょっとお願いいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） お答えさせていただきます。

護岸工事につきましては当初七城町の方から設計が上がってきておったものを当初予算として計上させていただきました。しかし、護岸工事においてあれだけの護岸が必要なのかどうか、再度協議をしようということで、国交省の方に出向きまして、もう少し安くあがる方法はないかということで、県あるいは国交省と協議いたしました結果、別の工法でやればできるということになりましたので、約半分の金額でできることで今工事を施工中でございます。今後におきましても、費用対効果、無駄のない工事に努めてまいりたいというふうに考えております。また、鉄筋の量は大丈夫か、橋は大丈夫かということでございますが、現在のところ大丈夫だと確信をいたしております。正確なものにつきましては、後日調査結果を報告したいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[登壇]

(中原 繁君) 石原部長、素晴らしい、やって下さい。その調子で今後も頑張っていたきたい。

それから、市長、助役、本当にありがとうございました。言われたような気持ちで今後どんどんやっていただきたい。心からご期待を申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

議長(北田 彰君) ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時45分

開議 午前10時55分

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本隆幸君。

[登壇]

(松本隆幸君) 皆さん、おはようございます。中原議員さん、そしてこの後山瀬君と元気のいい方々が質問されますので、大変こう執行部の皆さん方大変だと思えますけれども、その間ちょっと私が質問いたしますのでごゆっくりできるんじゃないかと思えます。16番目ということで重なる部分が大分ございますけれども、改めて通告にしたがい原稿を準備しておりましたので質問をさせていただきます。

振り返ってみますと今年は終戦から60年が経ちました。貧しさと苦しみの中から国を挙げて近代化、工業化に邁進し、世界第2の経済大国に発展しましたことは、国民の努力の賜だと言われます。地方自治体も国の補助金、交付税制度により補償されながら、公平公正な公務員と右肩上がりの経済成長に伴う潤沢な税収に支えられながら、人々の暮らしに大きく貢献してまいりました。地方公共団体が目指す行政の役割は大きく2つあると思えます。道路や施設をはじめとする社会資本の整備と住民が健康で文化的な生活を営むための教育・福祉、それに消防警察などの住民サービスを揃えることです。私たちの到達した豊かな時代には、新たな社会問題を抱えています。かつて日本の歴史の中に経験したことのない急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来をはじめ、国債の発行は増え続け、天文学的な数字だと言われます。また、県は2005年から2009年の中期財政見通しを発表しました。なお一層の歳出削減をしない限り、自治体の倒産である準用財政債権団体になる可能性を示唆しています。そして、国が進める三位一体の改革は、所得の低い、人口の少ない地方ほど痛みを伴っています。国・地方ともかつてない厳しい財政状況の中にありますことをご承知のとおりであります。そして、2007年問題と言われる団塊の世代の定年を期に、就労人口は減り始め、社会保障制度等への

大きな問題を投げかけています。それはまず、税金を負担する人が減り、逆に税金によって行政サービスを受ける人が増えるということになり、自治体はおのずと歳出の抑制と財政の合理化が求められます。地方分権の時代を迎え、明治以来手つかずだった都道府県の再編に向けた道州制の審議が地方制度調査会で行われており、来年2月にはその答申を提出する予定です。時代の流れは大きく自治行政の変革期を迎えているように私は感じます。今年も余すところわずかとなりました。豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをキーワードに、菊池北部4市町村が合併し、人口約5万3,000人の夢ある菊池市が、新菊池市が3月22日に誕生しました。11月には行政改革推進室を設置し、行政改革大綱の策定を進められております。今回まちづくりの理念や将来像を示す菊池市総合基本構想が出され、新しいまちづくりが動き出したようです。そこで、財政支援の1つである合併特例債は新市計画のまちづくりを進める上で有効な活用が望まれます。しかし、平成の大合併で誕生した九州48自治体のうち約4割に当たる20自治体が合併後特例債を活用した事業の中止や縮小の方針を決めたそうです。率を決めていない2つの市を除く46自治体は発行限度の平均76%だったそうです。県内では宇城市、人口6万4,000人余りは、健全財政を維持するためには、合併前に積み上げられた1,300億円を練り直し、260億円に押さえ込み、民間の監査法人に新市のバランスシートを作成させ、問題点を議会や市民に提示されたそうです。本市の平成16年度の市税収入は約48億円で、人件費は52億円です。人件費が実質的財源を4億円オーバーしている状況です。また、歳出における義務的経費は毎年扶助費の伸びが予想され、人件費、公債費と合わせて40.9%となっており、義務的経費は今後どう推移するのでしょうか。合併時約70億円の基金は10年後には10億円を割るようです。地方債も262億円が5年後には363億円になると予想されます。合併に伴い投資的経費は増大が見込まれ、今後税収増が望みにくい中、計画どおり212億7,100万円の建設事業に対する財政措置は使えるのでしょうか。もし途中で見直す場合、大型継続事業は計画半ばで中止するわけにはいかず、他の事業に影響を及ぼすと思われる。もう一度計画を練り直し、緊急性、必要性を考慮し、優先順位を決め実施にあたるべきではないでしょうか。まちづくりの究極は、まちの暮らしを元気にすることだと思います。元気になるには、進むべき目標とわかりやすい道筋が必要です。暮らしにあらゆる局面で変革が進む今、住民が望むのは将来への目標と、その道筋だと思います。市長は市民にそれぞれをどうわかりやすく提案し、住民自治のまちづくりを進められるのですか。国による護送船団方式は終わり、能力のない自治体は借金もままならない自体が予想されます。合併した自治体とはいえ、一時猶予期間が与えられただけで早かれ遅かれ合理化が突きつけ

られているようです。そこで、合併の目的である行政の効率化をどう図っていかれるのか、また行政改革大綱はどのようなものになるのか、そして住民サービスの向上は期待どおりに進むのか、地方自治体は自力で財源を確保する能力が求められている今、市民に負担を掛けず、自主的財源確保の考えはあるのか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、合併して8ヵ月余りが経ちました。市民一人一人が旧自治体の垣根を外し、拡大したエリアの中で新しいふるさと菊池に愛着を持ち、誇れるような一体感を創り出すには、今まで以上に人・もの・文化などの交流を積極的に展開する施策を打ち出す必要性を感じます。そして、市民の心が一つになってこそ、大きな力となり合併の効果も生まれてくると思います。また、市民の公僕である職員は、その先頭に立つべきだと思います。ふるさと菊池の一体感をどう創出しようと考えておられるのか、お伺いします。市長は、5万3,000市民のトップリーダーとして誤ることなく新市の将来の礎をしっかりと築いていただきたいと願うものであります。

次に、教育行政についてお尋ねを申し上げます。教育行政は箱物行政と違って、手間暇かけてもその効果が現れるのはほんの少しだと思います。油断すると元に戻ってしまいます。しかし、その人が一度身につけた能力や人間性は、お金や物と違い、生涯他人に奪われることもありません。中国の故事に10年先を思うなら木を植えなさい。100年先を思うなら人を育てなさいとあります。国づくりは人づくりであり、本市も人づくりがまちづくりを進める上で重要なことは言うまでもありません。生涯学習の基本である学校教育、そして社会教育の充実を図り、真の心豊かな菊池市づくりをどのように考えておられるのでしょうか。県は、教育の重要性について県民の一層の理解を得、また学校・家庭・地域社会が一体となって連携し、協力し、互いの教育力を高めるとともに、教育関係者がその責務の重大さを自覚し、新たな思いで教育に取り組む契機とするために、今年から11月1日を熊本教育の日と制定しました。市教育委員会においてはどのような取り組みがなされたのか、そして今後どう対応されるのでしょうか。人々が住みよい条件の1つに教育の質と機会を望んでいると言われます。文教菊池と言われてきたこの地をどのように蘇らせられるのでしょうか。教育長は就任の折、文教菊池の再生を述べられておりましたが、その考え方と決意のほどをお伺いいたします。

終わりに、執行部の皆さんも、そして我々議会も市の発展と市民の幸せを願う思いは同じです。豊になればなるほど幸せになるかと言えば、そうではありません。恵まれない境地にあっても、希望と意欲を持って充実した生活をしている方もおられます。人間の欲望には限りはありません。昔から楽は苦のため、苦は楽のためと

言われてきました。苦しいときをしのげばいずれ楽になるだろうと努力していくことだと思えます。21世紀は心の時代と言われます。教育行政を預かる教育長はどのような幸せ感をお持ちですか、お聞かせ下さい。

1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、1点目の合併後の行政改革の推進体制ということでございますけれども、市町村合併後の行財政の効率化を図るために、本市が進める行財政改革について、その内容につきまして簡単にご説明申し上げます。今回の市町村合併によりまして、ある意味では行政改革の大きな第一ハードルをクリアしたことになりますが、代表監査員の監査講評にもございましたように、合併はいたしましたものの、旧態依然の行政運営を引きずっておれば、市民の皆様が期待と納得ができるような行政サービスの提供はできませんし、ましてや合併の効果を出すこともできません。また、地方分権や三位一体の改革が進む中で、それに対応できる行財政基盤を創り上げることも困難な状況になる恐れがございます。そこで、総務省は今年3月、新地方行革指針を策定し、全国の自治体に行革への取り組み強化を指示し、その実行手段として平成17年度を起点として、概ね21年までの5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プランの策定と公表を義務づけております。これを受けまして、本市におきましても去る10月に市長を本部長とします菊池市行政改革推進本部を立ち上げ、全課長で組織いたします幹事会、それと重要項目を調査検討する代表幹事会、それと個別の事項について調査する係長級で構成しますワーキンググループを編成し、現在取り組みを進めているところでございます。今回検討します行財政改革の項目といたしましては、1つに全庁的な事務事業の再編、整理、廃止統合による経費の節減について、2点目が事務事業の民間委託や各種施設の民営化、3点目が職員の定員管理や給与の適正化、4点目が第3セクターの見直しや地方公営企業の総点検について、最後に5点目が組織機構の見直しについてでございます。これらの項目をまとめたものを集中改革プランとして作成し、今年度には公表したいと考えております。また、この行財政改革には民意の反映が必要でございますので、市民の代表者で組織する菊池市行政改革懇談会を設置し、市民の声も積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。一方、行財政改革を進める上では、その基準となる評価がなければなりません。効果も図れませんし、強いては改革に結びつけることはできません。したがって、今後は行政評価、政策評価に基づく行財政改革という基本プロセスを確立し、本当に市民から納得が

得られ、期待される業財政の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、住民と一体となった行政サービスの必要性ということでございましたけれども、地方分権が進むということは、国や県の関与や制限が少なくなり、ある意味では市町村の判断で住民サービスができるようになりますし、三位一体の改革が進むということは、地方が自由に使えるお金が増えてくるということにもなります。しかし、その一方では国から譲与された財源を含めて地方自治体が自分で使い道を決め、その行政サービスに対して責任を持つということにもなります。すなわち、今後は住民の納得が得られない事業はできなくなるといっても過言ではないと思います。このことから、今からの行政サービスはお役所仕事ではなく、行政と市民が一体となって動く協働行政サービスが最も重要ではないかというふうに考えております。そのためには、職員一人一人の意識改革を図り、市民のご意見をよく聞き、本当に期待と理解が得られるような行政運営に努めてまいりたいと思いますが、ある意味では痛み分け的なご理解もお願いしなければならないと考えております。このようなことから、旧態依然の行政運営を改め、旧市町村の枠組みにとらわれることなく本当の意味で市民のご理解と協力の下に、新市として一体感的な行財政改革を進める必要があるというふうに考えております。

続きまして、合併特例債と自主財源についてということでございましたけれども、新市建設計画に沿って合併特例債を活用しても事業の約30%の一般財源、約129億円になりますけれども、それが必要になります。国の行財政改革、いわゆる三位一体の改革で補助金の交付金化、税源移譲による普通交付税の縮小により、今後依存財源が減少していくことは明らかでありまして、依存財源が約64%を占めます本市にとっては非常に厳しい状況となっております。これに対応していくためには、自主財源の増加策が必要でございますが、直接的な新税の導入や増税対策は地方によっては取れるものではございませんので、企業誘致による雇用の場の確保や人口増対策等による地域経済の活性化に伴う所得増など、間接的な自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。また特例債の活用につきましては、平成16年度決算状況から判断しますと、経常収支比率88.3%、公債比率14.3%の数値を念頭に置き、起債には十分注意を払いながら事業を推進していかなければならないと考えております。今後厳しい行財政運営を強いられるのは明らかでございますけれども、新市の建設計画につきましては、今後先ほど議員申されましたとおり、緊急性、優先制を見極めながら事業の見直しが必要ではないかというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 新しいふるさと菊池の一体感をどのように創り出すかというご質問ですが、新市では「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をまちづくりの基本理念としまして、菊池市の豊かな自然環境や歴史を生かし、人の優しさで創り上げる健康で活力のあるまちづくりを目指しています。この理念では、旧4市町村に共通するキーワード、水、緑、歴史と新市への夢や希望を重ね合わせて表現されていまして、これらのことは市民のふるさと菊池への思いとつながっていると思っています。今後のまちづくりにおきましては、共通の思いで設定されたこの理念を柱として、各種施策を展開していくことが市民の一体感を創出するものであると思っています。しかしながら、新市の一体感の創出につきましては、各種施策を通しましても一朝一夕にできるものではございません。そこで、例えば市職員のリーダーシップのこと、市民と市との協働によりまして、それぞれの地域の魅力を広く理解していただくなど、市民の連帯や絆を深めていくことが考えられます。また、新市の特産品等のブランド化を図るとともに、観光地、あるいはイベント、先進的取り組みなど、市外へ菊池市の魅力をPR、発信することによりまして、市民が誇りを持てる菊池市をつくっていくことも考えられます。また現在実施しています菊池市地域通貨「一会」につきましても、一体感創出の手段の1つであると思っています。また、さらにはスポーツ、イベント、祭りなどの開催を通しまして、市民の心の一体性を推進してまいりたいと考えています。今後、各種施策や事業を展開しながら、旧市町村の垣根を早急に取り除き、新しい菊池市としての一体感の創出に努めてまいりたいと思っています。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 文教菊池の振興をどう図るというご質問でございますけれども、文教菊池につきましては先に松本登議員にもお答えしましたので、一部重複するかと思いますけれどもお答えします。私は、隈府中学校卒業生でございまして、その中学時代に現在の菊池南中学校の前庭にありますけれども、学問の神様と言われます21代菊池重朝公の石像の話を知ることがあります。そういうことで、そのときにですね、そのうち続くその戦乱の中で学問を奨めた重朝公の話を知り感動していますが、そのことを受け継いだ江戸時代の後期の私塾、これが学制令が出される時点で私塾13、寺子屋が36カ所あったと言われております。そのような影響が熊本県のその後の教育に大きく影響したと言われますけれども、そこで今一度その文教の地にふさわしい子どもたちの育成を目指しまして、現在その復興に向け

て努力をしているところであります。方策としては、知育・徳育・体育のバランスの取れた教育の推進を図ります。特に知育としては、数値目標を設定し、学力向上に努めたいと思いますし、徳育としまして地域の自然、歴史、文化を教材にした体験活動を通しての道徳教育、環境教育、福祉教育、人権教育の推進、そして体育としては部活などの学校体育や社会体育の充実に努めたいと思っております。

次に、熊本教育の日についてでございますけれども、熊本教育の日は議員ご指摘のとおり、教育の重要性について県民の一層の理解を得、学校・家庭・地域社会が一体となって連携協力し、その教育力を高めようというものでございます。そういうことで、教育関係者がその責務の重大さを自覚して、新たな思いで教育に取り組む契機にすることを目的に、本年度ご指摘のとおり11月1日を熊本教育の日と定めたものでございます。これを記念しまして、県では小・中学生にポスター募集とか、教職員、親及び保護者等を対象にした講演会が行われたところではありますが、本市におきましては市全体としての取り組みは特にしませんでしたけれども、それぞれ学校あるいは校区を単位としまして、オープンスクールや講演会、あるいはバザー、音楽会等を企画し、開催いたしましたところでございます。このことで学校のみでなく、保護者や地域社会との連携・協力を図り、教育に対する一層の理解を得、また新たな思いで教育に取り組む契機とすることができたものと考えております。

もう一つ、幸福感についてでございますけれども、幸せというのは主観的なもので非常に難しいものだと考えておりますけれども、私自身が現在考えている幸せとは、やはり特に贅沢はしなくても衣・食・住というものが、そういうものが保障された環境の中で自分自身はもちろんですけれども、含めた家族が健康でですね、毎日普通の生活ができることが一番の幸せだと思っております。また、目標のない人生はむなしなものでございます。常に目標を持って生活ができ、その目標が達成できたとき、この上ない充実感と幸せを感じると思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本隆幸君。

[登壇]

（松本隆幸君） それでは、時間も大分過ぎてまいりましたけれども、2回目の質問に入らせていただきます。

総務部長の方から答弁ございましたけれども、行政の効率化について、具体的な身近な問題を住民の立場から何点かお聞きしたいと思います。

まず、菊池市の行政の核となる新庁舎は合併協議会での決定を尊重し、施設の規模、中身を十分検討し、花房台地のグリーンロード沿いに建設し、そのアクセス道路を整備に取り組むことが第一歩であり、合併した旧市町村がバランスの取れた発

展につながると思うわけでありませぬ。

2番目に、公用車の問題についてお尋ねいたします。消防車101台を除く大型車14台、普通車94台、軽自動車47台、合計155台の必要な台数の見直しと今後におけるリースの考えはあるのかどうかお伺いいたします。

3つ目に、官から民へと時代の流れが大きく動く中に、幼稚園・つまごめ荘等の福祉施設を民間へ委ねる考えはあるかの、お尋ねします。

4つ目に、市民の目線で見ても職場の清掃は自らの手によって行うという七城方式による職員での庁舎清掃の考えはないのか。

以上の件だけでも相当な経費の削減が見込めると思いますが、できる部分から取り組むべきではないでしょうか。また、合併の効果として、先ほども申し上げましたけれども、行政基盤の強化、効率化が図れと言われてきましたけれども、その中でサービスは高く、負担は低くが合併の謳い文句でした。しかし、不均一税率による旧菊池市の固定資産税の引き下げ1億8,000万円。一方、3市町村におきましては法人税4,000万円の増、それから来年度からは泗水町における水道料金の値上げをはじめ、国民健康保険税や介護保険料の見直しによる負担増が予想されるわけです。行政システムが旧菊池市方式を採用されているし、旧菊池市に本庁を置き、4つの総合支所方式を取られているが、旧3町の総合支所は職員数の減、決定権、予算権を持たず、本庁がらいいの中に活気をなくしているのが現状です。対等合併と言われてきた中に、旧菊池市に吸収合併されたんじゃないかというような状況を旧町村の住民は感じておられるようです。そこで、立派な庁舎も以前の旧町の庁舎もございませぬし、活性化のためにもですね、今の菊池市役所を本庁に企画総務を置きながら、あとの旭志、泗水、七城の庁舎にですね、経済やら建設やら教育、それと窓口的な市民部を兼ねたそういうことをやることによって、地域が活性化するし、合併の効果が、逆に交流も深まっているんな形が出るんじゃないかと思うし、その辺を含めてこの件については提案という形でお考えもお聞きできればいいんですけれども、一応しながら時間もございませぬね。教育長の方からもご答弁いただきましたので、一つぐらいは質問せんとですね、失礼でしょうから。国においては、中教審の義務教育の構造改革と言われる新しい時代の義務教育制度が答申されて、動きだしておりますね。完全にもう教育界においても新たな動きが出てきておると。県下においては、16年の4月から教育特区として富合町が小・中一貫の新しい教育のあり方、小学1年生から4年生まで前期、それと中期を5年生から中学1年生まで、後期を中学の2、3年という新しいその取り組みの中で、いわゆる児童生徒の継続的な効果を上げるのと同時に、児童生徒の精神的、身体的発達に応じた新しい取り組みがなされております。新市においても、この基本構想の中で文教

菊池の時代が変わる中での、いわゆる小学校も複式学級が増える、児童生徒数は減ってくる。そういう中で、今から先、どういったものを文教菊池の学校教育、その中には取り組んでいくのか。本当に菊池に住みたい、そういう若い世代が来て子育てをしたい、教育は質と機会と言われますように、その辺をですね、新しい教育基本構想といいますか、市の基本構想の中に私は謳うべきである、そういった考えがあるのかないかの、どう今後対応するのか、お聞きをします。

以上です。2回目の質問です。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 新庁舎の位置につきましては、議員さんたちすべてご承知とおりに思います。アクセス道路につきましては、関係部署と協議をしながら、必要であればアクセス道路建設も考えたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の公用車のリースについてでございますけれども、台数を今後減らしていく中で、買い換えの必要があった場合にはリースを考えてみたいというふうにお答えいたします。例えば市庁車の場合を例にとりますと、新車で購入した場合と5年間のリースでした場合では約43万円程度のリースの方が安くなるという試算をいたしておりますので、今後そういう時期に考えていきたいというふうに思います。

次に、庁舎清掃についてでございますが、今後職員で対応できる部分につきましては、清掃内容、委託面積等の見直し、統一化を図っていきたいというふうに考えております。

次に、民営化についてでございますけれども、民間委託や民営化につきましては十分に検討を要する重要な問題であると認識していただいておりますけれども、既に県内の市町村におきましても、幼稚園や保育園並びに老人ホームなどの施設につきましては、民間委託や民営化への移行が実行されておりますことから、本市におきましても幅広い角度から検証と民意を中心とした多くのご意見を参考して調査検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、総合支所の活力を生かすための方策ということでございましたけれども、ただいまいろんなご提案をいただきましたが、市といたしましても現時点における基本的な考え方といたしましては、合併協議会における確認事項を尊重の上、検討していく必要がございます。同時に、市の活性化や住民サービスの向上に向けまし

て、ただいまご提案いただきました方策等を含め、いろんな角度から検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 富合町の小・中一貫のことは、小・中の連携がスムーズにこう移行できるということでされて、そういう目的でされていると認識しておりますけれども、本市としましての結論から申しますと、松本議員にもお答えしましたとおり、現在特区の申請の予定は考えておりませんが、本市の重要課題は豊かな心の教育と学力の向上と捉えております。この達成には提案の規制緩和による特区でなくても現行法で十分その対応できるという信念の下で努力しているところでございます。少し具体的に言いますと、指導者の指導力の向上を図る、それから学習の意欲度率、理解度率、図書の貸出数、学習時間数、家庭学習の時間数、睡眠時間、朝食の摂取率、不登校数、授業参観の出席率など、そういった十数目の数値目標を設定して学力向上対策を図っているところでございます。また、家庭教育の充実を図るための家庭学習の手引きの発行、さらに菊池万句の会にちなんだ万句の里づくりを推進して図りたいと思います。さらにゆとりある教育活動をするために、200日の課業日の確保を図り、とにかく県下や全国に発信できる文教菊池を実現したいと考えているところでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 松本隆幸君。

[登壇]

（松本隆幸君） 刻々と時間が過ぎて、なかなか慣れませんので、最後に市長、1回ぐらい登壇していただきたいと思います。国は小さな政府、そして道州制、そして我々に最も近い身近な市行政、三相制の時代は私はそう遠くないと思います。21世紀の自治体の姿を市長はどのように想像されておりますか。10年間の基本構想の考え方の中にも、将来を見据えた計画が大事だと思いますが、市長の考えをお聞きして最後の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 松本議員のご質問にお答えします。時間がございません。口早くなることをお許しをいただきたいと思います。社会情勢、経済情勢が大変この激変していく中におきまして、10年後どのように地方自治体に変化していくかということについては、大変想定が難しい時代背景ではないかと、このように思ってお

ります。10年後に安定した一つの地方自治体を確立するために、今後の本市の10年間がその基礎づくりになってくると、このように捉えております。議員ご指摘のとおり、市町村の合併が進められていきます中で、特にこの国におきましては分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域に形成するなどの観点をして、将来の広域自治体のあり方といたしまして道州制の論議が今スタートしたばかりでございます。今後検討がなされてくることだということで、それを視野に入れながら今後とも市民の皆さん方のご意見を十分にお聞きし、また議会とご相談を申し上げながら、ご助言をいただき、新市の新しいまちづくりに努めていきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

休憩 午前11時39分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） ただいまから昼の昼食後でございますけれども、どうかできる限り多くの方のこうお耳を貸していただきたいと思います。

合併でこう地域の格差を無くそうというのが私は合併の基本だと思いますけれども、何せ私たちの住んでおります河原と水源においては、大変こうよその地域と比べると遅れております。その点について質問したいと思います。また、昨日から松本議員、また隈部さんたちの質問の中にあつたように、菊池の文化を大切にしようということがありました。そのことにも少し触れたいと思います。

通告をしておきました順に質問をいたします。

経済委員会に関わる農業問題もありますので、委員長の許可を取っておりますことをまずご報告申し上げます。

1番、県道拡張・改良・改修について。菊池東部の県道二重峠菊池線、また県道の菊池線でありますけれども、県道日生野隈府線は、河原・水源の人口のこう3,274名の地域住民にとりましては、日常生活の主幹道路であります。通学通勤のときには道路幅が狭く、交通事故などの心配も多い状態であります。河原・水源の両地域には、若者の地域離れが著しく、急激な過疎化が進んでおります。若者の地域志向を促す上からも、この主幹道路たる二重峠菊池線、日生野隈府線の早急なる

改良工事を河原・水源の住民とともに願うものであります。現在まで藤田、中原、日向バイパス、松島内の改良、岩下内の改良、原・日生野間の改良と少しずつは改良は進んでおりますが、県の財政の状況により工事の遅れが心配されております。市から県当局への力強い働きかけをよろしく願いをいたします。

それでは、まず1番に県道二重峠菊池線の拡張改修箇所の進捗状況について。松島の改修の状況、神鶴神前間の改修の計画について、岩下の改修の状況、日生野までの改良計画について。2番に、県道日生野隈府線の拡張改修箇所の進捗状況について、下木庭・上木庭間の改修工事の計画について、原・日生野間の状況。2番目に、菊池川河川改良改修について。竜門ダムの建設で迫間川の梅雨時の洪水被害の心配はなくなりました。合志川においても改良改修が進み、安全性が保たれていると思われます。菊池川においては、山林の伐採後の植林の遅れ、上流の野山の開発、水田畑地等の整備が進み、河川の危険箇所の改良改修の遅れ等で悩まされているのが北宮より下木庭間であります。また河原川においても、日向、中原、藤田区においては、毎年梅雨時の洪水の被害の出ないように消防団、区民あげて警戒をしているのが現状であります。早い改良改修が必要であります。市より県当局に強い働きかけをよろしく願いをいたします。北宮・下木庭間の進捗状況について。新今橋から下木庭までの改修の状況、藤輪橋上下流の水辺公園の状況、河原川改修についての進捗の状況、藤田橋上下流の状況、宝永隧道取入堰の改修計画について、河原川最終地点の橋の新設計画について。

3番目に、土地改良事業についてお尋ねします。戦後農業の転換と呼ばれる新しい経営安定対策が具体化し、各地で支払い対象になる担い手づくり、集団営農組織化が始まっております。本市においても、経済部とJAと話し合いをやりながら対策をお願いしたいと思います。JAでは担当課の立ち上げが11月に行われております。認定農業者の農業者4ha以上、集落営農20ha以上と決めてあります。12月の農業新聞の発表では、条件が不利な中山間地域や複合経営などには経営規模の特例があり、ガイドライン案が不利地2.6haまで緩和とあります。今後は担い手、認定農業者、または一定の集落営農でなければ麦とか大豆についての助成金が受けられません。集落の再生は今、このときから新たな食料農業農林基本計画に集落営農が位置づけられたことから、今後の各種施策の動向を踏まえなければこれからの動きに遅れることなく対応していくことが重要と思われます。このような状況の中での事業であります、1番目に、菊池東部地区中山間総合整備事業の進捗状況について、これは6月議会で6月までの説明はあっておりますので、その以後をお願いいたします。花房北部地区ほ場整備事業促進でございますけれども、この進捗状況もお願いいたします。

4番目に、史跡について。菊池の歴史文化は市の宝であります。南北朝時代に中心的な働きをしたのが菊池の菊池一族であります。一時は九州南朝方の征西の宮懐良親王とともに置かれていました。明治・大正・昭和初期の教育の基本は、菊池精神であると思われまます。菊池の歴史を学び、理解し、提唱し、誇りを持ち、郷土愛を持って歴史・文化・伝統を受け継ぎ、守り、生かしてはじめて菊池の発展があると思われまます。まずは菊池の歴史の状況をお知らせ下さい。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） ご質問が多岐にわたっておりますので、要点だけかいつまんでお答えをさせていただきます。

まず、菊池松島の改修状況でございますけれども、平成13年度より事業着手し、計画延長600m、橋梁2橋、総事業費5億円として計画し、平成16年度までに250mを完了し、平成17年度において用地買収及び第2松島橋下部工を予定いたしております。

次に、神鶴・神前間の改修計画についてでございますが、ご意見のとおり狭く急カーブのため、改良の必要性を十分承知いたしているところでございますが、一部区間におきまして以前事業着手したものの用地買収が困難となり頓挫した経緯がございます。市といたしましても、地権者へのご理解をいただけるようお願いし、事業実施に向けて検討していただくよう要望していく方針でございます。

次に、岩下の改修の状況でございますが、岩下工区につきましても平成13年度より着手し、計画延長140m、総事業費2億円として計画され、平成16年度までに事業費ベースで34%の進捗率でございます。用地買収50mを完了し、平成17年度に残りの用地買収を計画いたしております。また日生野までの改修計画でございますが、現在松島工区、岩下工区、伊牟田工区で事業を実施中でありまして、事業実施に向けて要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、下木庭、上木庭間の改修工事の計画でございますが、平成15年度より工事着手し、計画延長600m、総事業費2億5,000万円として計画し、平成16年度までに事業費ベースで6%の進捗となっております。平成17年度は設計計画検討及び用地買収を予定いたしております。

次に、原・日生野間の状況でございますが、原工区として平成12年度より事業着手し、計画延長300m、道路幅員5.5m、歩道幅2.5mとして平成17年8月に完了したところでございます。

ちょっと多うございますので早口になりますが、ご了承願います。

北宮から下木庭間の改修状況でございますが、菊池川の河川改修は国の補助事業といたしまして昭和62年度から平成30年度まで計画されております。河道拡幅、築堤護岸工、堰や橋梁の改修を行い、流域住民の洪水被害の軽減を図るものであります。先ほど議員さんからもご意見ございましたように、河原川等の洪水等に随分心配をおかけいたしておるといような状況もございます。赤星堰の改築、第1、第3藤輪橋の改築は完了いたしております、現在新今橋の改築工事を実施中であり、平成17年度までに下部工事を完了し、平成17、18の2ヵ年間で上部工事を実施する計画となっており、築堤護岸工についても合わせて実施いたしております。またこれに伴いますところの菊池赤水線の改築事業経緯を申し上げますと、事業期間が平成12年度から平成15年度までの4ヵ年間に於いて延長380m、道路幅員6m、歩道幅3.5m、総事業費で7億5,000万円となっております。

次に、藤輪橋上下の水辺公園の状況でございますが、菊池川の中洲に位置する本公園は、ふるさとの川モデル河川に指定されている菊池川の整備と合わせ、親水性に富む市民の憩いの場として整備するものでございます。平成15年度に事業認可を受け、平成21年度完成を目指し、概ね7年間で整備する計画でございます。事業の進捗につきましては、平成15年度は事業地内に存在いたしました民有地の用地買収に着手し、16年度で用地買収を完了いたしております。さらに県道菊池赤水線からの進入路工事を行っております。現在、県では中洲の護岸工事の見直しを行っておられるところでございます。したがって、17年度は護岸工事に影響がない駐車場ゾーンの造成工事を行う予定でございますが、中洲内の一部に国・県の土地がございまして、その河川管理者である県とのその占用許可について協議を行っているところでございます。

最後に、河原川の改修でございますが、藤田橋上下流の状況につきましては、第3藤田橋を今年度新設し、旧橋を撤去いたしております。今後は護岸工、根継工などを継続して実施していくこととなっております。

次に、岩下堰通称、どちらが通称なんですかね、宝永隧道取入堰のことでございますが、の改修計画でございますが、平成18年度に詳細設計を行い、平成19年度から21年度までの3年間で堰の改修工事を実施する予定となっております。

最後に、菊池川との合流地点の橋梁計画でございますけれども、この橋梁は菊池川の管理橋として計画していくとのことでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 山瀬議員のお尋ねにお答えを申し上げたいと思います。

はじめの食料・農業・農村基本計画の経営安定対策につきましては、昨日の隈部議員さんのご質問にお答えをしたとおりでございます。重複を避けたいと思います。今後市としましては県・JAとの連携を図りながら積極的に推進にあたりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、菊池東部地区の中山間総合整備事業につきましては、県営事業として旧菊池市と旧旭志村による広域連携型で平成16年度から着手したものであります。本年度は原本村7.7haのほ場整備工事や菊池松島の南鶴井手工事、岩本の灌漑施設工事、平・小川地区の暗渠排水工事、そのほかほ場整備地区の換地設計、実施設計を行っているところであります。文化財調査につきましては、柿木平で試掘調査を終了し、今後本調査を行う予定でございます。なお、平成18年度からは柿木平のほ場整備工事に着手するほか、菊池佐野・伊野地区のほ場整備換地設計業務や工事を実施する予定でございます。また、九の峰及び菊池松島の用水路工事等を実施予定であります。平成19年度以降につきましては、上木庭区の上原地区、塚原の長田地区のほ場整備に向けた換地設計業務等を行うとともに、上原地区の文化財調査を行い、工事の着手に向けて準備を進めたいと考えております。また、順次各地区の堆肥製造施設の整備や農業用水路の整備を行い、平成22年度完成を目指すものであります。

次に、県営花房北部地区の経営体育成基盤整備事業につきましては、国営菊池台地農業水利事業の受益地であり、農振農用地でございます本地区は基盤整備事業を平成13年度より実施いたしております。この事業は、大区画のほ場を造成し、優良農地としての整備を行いながら、竜門ダム用水の有効利活用を図るとともに、担い手農業者への農地の集積を推進し、農家の経営安定と後継者が就農しやすい営農環境の構築を目指すものであります。これまで2工区、下河原地区約8.9haと3工区、森北地区約8.3haの区画整理を完了し、本年度は1工区の約20haの区画整理と2工区へ連絡する幹線道路並びに送水管の布設を行う計画であります。これにより2工区におきましては、平成18年度より竜門ダムの水利が可能と、水利用が可能となる予定であります。また今地区の文化財本調査が予定されております。合わせまして、2工区の権利者会議、3工区の確定測量を実施する予定でございます。18年度事業につきましては、1工区内約25haの区画整理と幹線道路、幹線排水路工事を行い、それと合わせまして3工区の換地処分を実施の予定であります。平成19年度以降は1工区の残りの区画を整理、約22.8ha及び完了整備工を実施し、権利者会議等を行いながら、平成21年度事業完了を目指しております。両事業とも県営事業であります。市としましては受益者、地元協

議会、県、関係機関と連携を常に保ちながら、事業の円滑な実施に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 菊池市の史跡の状況についてお答えしたいと思います。

議員ご説明のとおり、本市は中世の約500年間にわたりまして菊池一族の城下町として栄え、九州の政治・文化の中心的な位置を占めて繁栄していたところです。このようなことから、議員ご説明のとおり、多くの有形・無形の文化財等が残されていまして、国・県・市の各指定合わせて140余りの指定文化財があります。その中で、史跡につきましては49ヵ所が指定されております。旧市町村別では旧菊池市が33史跡、七城町は17史跡、旭志村は2史跡、泗水町は2史跡であります。内訳としまして、旧菊池市には菊池一族本城の守山城及び内裏尾 菊之城等の外城が11史跡、木柑子古墳、孔子堂跡、熊耳山正観寺等の寺が6史跡、菊池氏の墓所ですが、則隆公他14基、ほかに横穴墓墳群等があります。七城町には、その名の起こりであります亀尾城他7つの城跡があります。そのほか、県指定の長明寺坂等の古墳、菊池一族の墓所2基、横穴古墳群等がございます。旭志では、智者ヶ峰秋葉大権現がありまして、泗水町には古墳、塾跡が存在するところでございます。保存管理及び整備についてでございますけれども、全体的に所有者が区及び個人がほとんどでございまして、その清掃管理、維持修繕も所有者がされている現状であります。市有地につきましては市が清掃草刈りを委託しております。また、市としては標注や説明板、案内板等の整備を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 県道二重峠菊池線の拡張改修箇所の進捗状況は、今述べられたとおりですね。これは、確認でしませんから、時間がありませんから。

それではですね、再質問にいきたいと思います。まず、松島の状況でございますけれども、私が一番心配するのは、今、仮橋の架け替えということでございますけれども、その中で問題が生じて、今仕事ははかいつとらんというような話を聞いております。ですから、私たちは地元の区長さんたちとなるべく、また市の用地交渉係を含めながらですね、1件だけ残つとるなら一緒に行ってもこう1日も早い仮橋の完成ができるように努めていきたいと思っておりますから、その点もよろしく願いをしときます。

また、神鶴・神前間の改修計画でございますけれども、先ほど述べられましたように、神鶴・神前間は急カーブで道幅が狭いということでございまして、やっぱり水源、河原においては絶対こう拡張をやらんといかんという重要なところでございます。ですから、現在ですね、地元の区長さんと打ち合わせをしながらですね、道路両脇の地権者の確認を急いでおるところでございます。それですから、どうか市の方からもですね、できるだけアドバイスして、そのような道路の両脇の同意書が取れたならば、また市長さんを中心にしてお願いして県の方に要望したいと思えますから、この点もどうかよろしく願いをしときます。また、下木庭、上木庭間でございますけれども、これも計画の方があって、今17年度から設計の計画に入ることということでございます。この間もですね、かなり道路幅が狭うございますから、どうかここも区長さんをはじめ、東議員さんを伴いながら道路の両端の地権者の同意を取りながらまた陳情をしたいと。このこともどうかよろしく願いをしておきます。

藤輪橋上下流の現状も、今、駐車場造成をやっとするという、やる予定だということをお聞きしました。安心をしておりますけれども、やっぱり21年を目途に、完成の目途だという話でございますけれども、県の今の財政状況を見ておりますと少しは厳しいかなという思いがございましてけれども、老人会を含めたお年寄りの皆さん方は、あそこにグラウンドゴルフ場が6面できるということでございますから、早くできるのを楽しみにしておられますから、どうかこうこのこともですね、県の方は大変こうきつうございますけれども、市からの県に対しての強い要望をお願いをしておきます。

また藤田橋上下流の状況でございます。藤田橋の方が第3藤輪橋が架け替えできまして、一つこう心配なのが、上の方、上の方の従来の橋ですね、これがやっぱり大雨の洪水のとき、洪水あたりのときはですね、あそこに木が挟まったり、いろいろな問題でこう、いつもあそこから上にかけてが水上がりをする。ですから、このことはまた区民の皆さん方と相談をされてですね、橋を残すのか、撤去するのか、その点も十二分に検討されたいと思えます。

また、宝永隧道取入堰の改修の計画でございますけれども、18年に設計をやりながら21年を目途に3ヵ年で改築工事の予定だということでございます。ですから、その間ですね、ここはやっぱりまだ自動堰でございませぬから、特にあそこは土砂が溜まりますから、1年に1回梅雨前にはですね、必ず川をさらえてもらうように、このこともあわせてよろしく願いをしたいと思えます。

次、菊池東部中山間総合整備事業でございますけれども、この中での進捗、わかりました。この中で、堆肥施設の6ヵ所ということがありましたけれども、その用

地については市が購入するということですね。これは関係者の皆さん方が、それでは何年ぐらいして払い下げが可能かなということでございますから、このこともお聞かせを願いたいと思います。

それに、原本村の工事を行っているということでございますから、もう少しちょっと具体的に説明をお願いします。

それと、柿木平中園については、文化財の発掘は終わったということでございますけれども、今後来年から工事に取り組むということでございますから、このことも合わせてお知らせ願いたいと思います。

花房北部のほ場整備についてはわかりました。2工区の幹線道路、また送水管の工事をやっとならということでございますね。ですから、質問は2工区においては18年度は水田の作付けができるのか、皆さん方が大変こう心配をされております。この点をよろしく願いたいします。また1工区においては、文化財の発掘が今行われているということでございますけれども、文化財の発掘によって工事の遅れはないのか、その点もよろしく願いたいします。

史跡については、教育長の方から有形・無形合わせて文化財140ということをお聞きしました。また、史跡については49個と。特に菊池七城について重点的に文化財、そのような史跡があるようでございます。また、管理状況については、それぞれ所有者が、または市の用地については市がやっとならということでございますけれども、大変だなと思います。それでは、ここをですね、今から旧菊池市でございますけれども、ここについての今からこうちょっと一般質問に入るわけでございますけれども、一般質問の2回目の再質問でございますけれども、深川・赤星・北宮・片角・今・亘・藤田・上下木庭でございます。この状況を少し述べて質問に入ります。菊池の発祥は深川であります。菊池の初代藤原則隆公は菊池に下向し、深川に館を構えられ、側にあったわき出る池を見て、また周辺に菊の花が咲き乱れているのを見て菊の池と名を付けられます。藤原の姓を、そして菊池という形で改められます。則隆公は太宰府天満宮赤星荘園の荘官として、延久2年のこう1070年に肥沃で水運の便利の良い菊池平野の一角に、深川に居城を構えられる。菊池川に通じる交通のこう要所であったこの地を拠点に勢力を伸ばしたのが菊池一族であります。特に則隆公は、早鷹天神これは菊池の赤星でございます。老松天神、西合志の弘生、山崎天神熊本市、田口天神甲佐町、川崎、高瀬、津留の天神玉名市、これらは菊池氏が荘園の防備のための保全のために勤請をして、荘園の神といたします。菊池氏は東南アジアでの海外交易がありました。また、特に交易品を運ぶために発達したのが菊池川であります。船運で、その最上流域の船着き場が深川・赤星・北宮であります。北宮の船着き場近くに上市場、下市場という地名も残っており

ます。その場で交易品を売却をしたものと思われます。深川には菊池則隆公の墓、則隆公の馬周り役の墓延命山地蔵院、また菊の池城跡ですね、深川城、菊池古城、雲の上城とも呼ばれておりました。18外城の1つの数えられます。時代においては大変古うございますけれども、周辺の構造を見てみますと、やっぱり館に近い城だと思えます。この菊の池城から300年を経て、本城隈府の山城に移っております。山城がやっぱり防御のために便利がよかったと思われます。赤星は、10代武房の弟の赤星三郎有隆、文永の役で働いた武将でございました、文永の役では、元の武将と組み討ちをして捕虜にしたという有名な武将であります。また弘安の役にも大功績があったと言われております。赤星家の屋敷跡、また船着き場等があります。北宮には北宮神社、これは永和4年1378年以降、菊池家の16代肥後守武政公によって勤請されております征西將軍の宮懐良親王の軍配団を置き、これは筑後川の合戦のときに使った軍配であります。また下の菊池川には、合戦後の菊池一族の大刀洗の場もございます。また、寺院内には武朝公の木造の座像もあります。そしてまた、そこには地名がまた、上市場、下市場という地名もございます。片角には、菊栄山光善寺跡があります。19代持朝公の墓もあります。肥後守り、筑後守りの護職をされていた方です。文安3年1446年7月28日に死亡されております。上下木庭、藤田には、木庭の城林城、これは別命木庭城といえますけれども、山古城、止林城という呼び名があります。菊池家8代の能隆の四子の隆経が城越前守りを称し、その直系の子孫の城武顕が築城して居城したと。智謀に優れ、数度の合戦に菊池氏のため軍功をあげたと、雄将であります。武光公より皆朱の槍が許されております。3家老の筆頭家老であります。集落内には陣内、外園という地名もありました。陣内には菊池の居館跡と伝えられる屋敷跡もございます。城一族の菩提寺の峯泉寺跡もあります。城一族は後で熊本城主となって熊本に移ります。今の熊本第一高等学校の古城であります。上木庭には赤星氏と龍造寺との戦いの陣床という地名も残っております。また天草一族の大矢野の子孫が現在住んでおります。また、切支丹墓地の十字の墓もあります。藤田には城一族の菩提寺、松月山通屯寺跡もあります。城越前守隆経の墓もあります。これは1276年に死亡しております。前方100mのところの殿屋敷という場所もあります。また後ろの山の峯の山でございますけれども、これは峯の合戦場の跡で、今川一族と戦った場所です。また、今は戸崎城跡、大原合戦で菊池武光に従って功績を挙げた鹿島刑部大輔をはじめ、鹿島氏代々の居城としてあったところでもあります。丘の形が茶臼に似ているところから茶臼山城とも呼ばれております。江戸から明治、大正にかけての儒学者木下韓村・梅里・武藤虎太の誕生の地でもあります。亘には、輪足山東福寺があります。管内には、12代武時公の末の弟、覚勝公の墓もあります。

これは元弘3年1333年に亡くなっております。3月に。菊池武村公の墓もあります。建武3年1336年正月死んでおります。また、赤星遠基の墓もあります。また千手観音の像もあります。近くに菊池13代菊池武重公の墓があります。1338年に亡くなっております。菊池の家憲をつくった方でありまして。足利尊氏と箱根の戦いで小刀を竹にくびり槍を生み出した、そしてまた進撃をしたと、これが今に残る菊池千本槍であります。建武の中皇に大功績があったと聞いております。また明治の五箇条の御誓文の中に菊池家憲が参考にされて取り入れられております。今述べたような旧地区でも大変多くの史跡があります。そこで質問でございますけれども、旧地区合わせて菊池川を遡りますと約3kmですね、ですからその川の右岸、左岸にそれだけの文化遺産があるわけですから、どうかこれを生かしながら今後やっぱり菊池の発展につなげればと思います。ですから、まずは菊池の発祥の地は深川であると。ですから、まずはそれを生かしながら、現道の市道や農道ですね、これを生かしてその史跡につなぐと。そうしていけばですね、ちょうど往復し4時間足らずで往復ができますね。ですから、これもやっぱり歴史道探索やって、をつくりながら、探索やりながら、やっぱり観光につなげれば幸いかと思います。この考えもよろしく願いたいと思います。

そしてまた、今の菊の池城跡、これは本当にビニールハウスの鉄骨等が重なっている程度でございますから、やっぱり菊池家の初代の城でございますから、どうかここも少し整備をされたいと思います。そして、その案内板、その歴史を物語るものがやっぱり入り組んだところのその場所に立っているわけなんですね。ですから、市道寄りに立てて、みんなが気楽に行けるようにやってもらいたいと思います。そして、1つお願いしたいことはですね、9月の議会に地域づくり推進補助金というのが付きました。認められました。ですから、どうかですね、みんなでこういう文化財とか史跡を守りながら、やっぱり各区がですね、やっぱり管理をやりながら、そしてその区が自分たちの子孫はこうなんだと誇りを持ってですね、その地域に住んでよかったなと言われるような、そのようなことをつくらなければ、やっぱり安らぎの里があると思います。そして、菊池に生まれて誇りにして、これを生かしてやっぱり菊池市の発展につなぐと、そのことが夢かと思います。そのようなことで、どうか時間の許す限りの答弁をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 県道改良につきましては、用地買収が最も重要なポイントだと思います。議員さん方も日頃から用地買収にご尽力いただいていることに対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。今後におきましても、ご意見あり

ましたように、県道改良のネックとなっております用地買収に区長以下役員の方々、それに議員さん方のご尽力を、さらなる協力をお願いいたしておきます。

それから、水辺公園につきましては21年度完成を目指しておりますが、国・県・財政の状況が非常に厳しい状況の中で予算がついておりません。なかなか護岸工事が進まないというのが現状でございますが、強く要望してまいります。

藤田橋の上流にあります橋の撤去につきましては、災害の危険もございますので、地域の方々と十分協議をし、撤去した方がいいのか、しない方がいいのか、検討してまいりたいと思います。

また河床ざらえにつきましては、本年度完了いたしておりますので、今後災害のないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。堆肥舎の払い下げについては、施設の償却期間等がございますので、現時点では事業完了、即払い下げというのは不可能ではないかと思っております。

松島区用の廃水路工事につきましては、12月に約455㎡を発注の予定でございます。

原本村の区画整理につきましては、既に工事を発注しておりまして、2業者が面工事を行っている状況にあります。

柿木平の文化財調査につきましては、試掘を終えまして本調査に移りますけれども、道路水路部分については本調査が必要でありますけれども、その他の部分につきましては極力切り土、盛り土工法等によりまして面積を減らしていきたいと考えております。

花房北部地区の2工区につきましては、ほ場整備が完了後、用水確保ができておりませんでした。遅れておりましたけれども、平成17年度に1工区内の幹線道路と送水管の布設を行いますので、18年度以降は竜門ダムの用水の利活用が可能になっております。

また一工区内の文化財調査につきましては、現在1640㎡を実施をいたしております。

最後に、事業推進上の遅れ等の問題はないかということでございますけれども、現在のところ事業推進に支障のあるような問題等は生じておりませんので、仮に生じるようなことがございましたら、地元協議会等を通じまして県関係機関と調整を図りながら円満に解決と円滑な事業推進に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 先ほどの詳しいご説明でございましたけれども、菊池発祥の地である菊之池から菊之城跡、木庭城址までのいわゆる史跡の整備や散策道路等の整備はということでしたけれども、本当に議員のご提案は大変素晴らしい提案だと拝聴いたしました。菊池の先人たちが育んできました貴重な歴史・文化・伝統というものを大切に守り、次の時代に引き継ぐという大きな使命を持ってまいりたいと思います。そこで、整備、散策道路の整備等でございますけれども、史跡の所有が区や個人、あるいは神社や寺の所有だったりしますので、用地確保等が非常に難しい状況にありますけれども、議員のご提案を尊重しながら、当面は現状の史跡をできる範囲で整備を行い、保存保護に努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 時間が2分不足でございますから、どうか今質問した点、どうか執行部におかれましても生かされて活用されますことをよろしく願いして、終わりたいと思います。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午後1時45分

開議 午後1時54分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告にしがいまして、菊池市老人福祉センター建設について一般質問をいたします。

まずですね、私の質問は非常に小さいことの積み上げでなっておりますので、しっかり聞いていただきたいと思います。それから、市執行部におかれましても、私の説明がどこと、説明を求めるところのですね、問いをしっかり聞いていただきましてですね、お答えをいただきたいと思います。

まずですね、私がこの老人福祉センター建設について、一般質問する動機でございますけれども、偏にですね、現計画の老人福祉センター建設場所の選定がです

ね、建設検討委員会での検討を最初から度外されていること。それから、市民の反対の要望者がありますけれども、それも無視されていること。さらには、多くの反対議員がおるにもかかわらず、議会に対する説明責任が果たされていないこと。さらには、強引にも場所が決定していないにもかかわらず、有田物産への土地鑑定がですね、予算化され、通過していること。このままだと、本当に市民のよく議論もなく、有田物産跡地へですね、建設が現実となりますので一般質問をする動機に至ったわけでございます。さて、市民はですね、この老人福祉センター建設計画をどのようなまなざしで見ているのか、私なりに要約いたしますと、何でわざわざ有田物産に移転するのか、何で現在の高野瀬をそこでの建て替えをしないのか、どういう根拠で有田物産に決まったのかなど、いろんな噂、風評が静かに広がっているのも事実のようでございます。そして、このような噂が流れる背景には、一つには改築の事業費が7億8,000万円と余りにも大きいこと。さらには、有田物産への移転の根拠と選定の方法が議会をはじめ一般市民の皆さん方にも届いていないこと。そこで主に新たな老人福祉センター建設の移転先が有田物産跡地へ内定した経緯、それから改築の事業費がなぜ7億8,000万円もかかるのか、その根拠。さらには、この計画には旧菊池市の当初計画では保健福祉センターの計画がなされておりましたけれども、それが途中で保健センターと菊池市の老人センター、2つに分かれましたので、その弊害についても質問したいと思います。

そこで、第1の質問ですが、重複をいたしますけれどもお許しをいただきますよう、議会の中で先ほど申しましたように、議会の中には多くの反対者、市民の声もあります。多くの市民が反対しているのもかわりませず、市執行部においてはそのような声を、耳を貸すような気配もございませんし、我々に対する説明責任も果たしておりません。また検討委員会にもですね、このような大事なことを検討をされずがむしゃらに現在の有田物産地の土地鑑定をですね、までしてあそこですね、あそこ有田物産にですね、固執される理由ですね、その根拠について第1の質問といたします。

それから次はですね、面積が、有田物産の面積が4,500㎡、建物が1,160㎡ですが、この根拠の決定について質問いたしますが、次に私が納得のいかないのはですね、有田物産跡地に建設する老人福祉センター建設事業費が7億7,200万円、途方もなく高い事業費でございます。その根拠はですね、候補地の1坪当たりの単価が17万6,000円、面積はこの前甲斐議員も言われましたように10万円高い。さらにそういう高い土地が4,500㎡もですね、広く確保されておることであると思います。それから、現老人福祉センターの建物が550㎡でございますけれども、今回建設されております、計画されております建物の面積は1,1

60㎡、現在の倍以上の面積がですね、確保されまして、またこの坪当たりの単価も業者の方に、建築業者の方にしますと坪当たり大体60万円から70万円あればできはしませんかと、それはただ直感ですが、しかしですね、このたびの現在の建坪面積を事業費で割りますと1坪の単価がですね、113万円、113万円ですよ、我々の仮定の倍の建設費がかかるわけです。こういう豪華な施設に比べましてですね、現在の老人福祉センターの利用者の数は2万人でございます。今回の計画におきましては、それが2万5,000人、5,000人上回るような計画、伸び率にいたしまして25%ですけれども、このようなですね、厳しい財政状況の中で、何で必要な面積もない土地を4,500㎡も買いながら、また建坪面積もですね、今言いましたように倍になっておりますので、この4,500㎡の必要性と建物の面積1,160㎡になった積算根拠について、数字を使って説明をしていただきたいと思っております。

それから第3点の問題は、今さっき申しましたように、今回の菊池市老人福祉センターの建設計画は、元々老人会から出されました要望書に基づきまして、それに基づきまして菊池市では14年に老人会から出てきましたのは平成13年の12月30日ぐらいでございましたけれども、それを動機といたしまして、それに保健機能を付けました保健福祉センターとして計画がされましたが、それが途中で合併協議会の中で保健福祉センターの事業は新市の共通事業で実施する。老人福祉センター事業は、旧菊池市の事業で実施する、このような経過の中で2つに分かれております。この2つの分かれたと申しますが、問題点がですね、今申しましたように共通事業の保健福祉センターの建設事業費は12億2,800万円、それから菊池市で今されております事業が7億8,000万円、合計すれば20億8,000万円の福祉の予算でございます。もしこれが、この2つを1つにすれば、私の考えですけれども3割以上、金額にして6割、4割ぐらいのですね、3割ぐらいで6億円ですね、一緒につくれば経済効果ができはしないかなと思っておりますし、あと1つは老人福祉センターは今年から来年にできます。保健福祉センターは12億円、保健センターは20年に事業着工するようになっております。もし現在、老人福祉センターを菊池市でつくった場合、この保健福祉センターが菊池市でできるのか。私はこれは非常に重要な問題と思っておりますので、合併協議会で審議がなされたとき、今のような事業を1つですることと2つにすることについての議論が当然なされたと思っておりますけれども、なされたなら、その根拠について答弁をいただきたいと思っております。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

質問の趣旨が通告と多少異なっておりますけれども、通告の内容を踏まえて答弁させていただければと思います。これまでの議会の答弁と重複するところもありますけれども、菊池老人福祉センターの用地の選定にあたりましては、平成13年12月、菊池市の老人クラブ連合会の市老人福祉センター改築願いについての要望書の提出を受け、菊池市交流拠点施設整備構想について、公募した市民と市職員とのワークショップを開催し、図書館を中心とした生涯学習センターと高齢者の福祉サービス、健診、健康指導、相談、食生活改善等を行う保健福祉センターの複合施設整備について施設の内容等が検討されてまいりましたけれども、財政上の問題から緊急性の高い保健福祉センターの建設事業を進めていく計画に変更され、平成15年10月、菊池市保健福祉センター建設検討委員会が発足されております。その後、ご承知のとおり、平成15年8月、北部合併任意協議会が設置されまして、11月25日に法定協議会の設置後の合併協議における新市建設計画において、保健福祉センターは新市において1カ所で新たな建設地や施設内容を検討する共通事業として位置づけられたことから、旧菊池市としては平成16年度より地域密着型の施設として、老人福祉センター単体の施設として計画されてきたものでございます。現施設の拡充等につきましては、要望書によりゆとりある施設、利用しやすい施設、明るく近代的な施設はもとより、利用価値に一番関係の深い交通の便について検討を強く要望されてきたことや、平成13年の要望書から相当の期間も経過しており、早期着工を図るため委員会で確認し、用地選定にあたっては旧菊池市の福祉課において建物面積と駐車スペースを合わせた必要な面積が確保できること、市街地の活性化に寄与する位置であること、老人会の要望に添い、交通便利性に配慮すること、民業を圧迫しないよう温泉掘削の同意が得られる箇所とすること、新市建設計画予算計上7億8,039万3千円を上回らないことを前提として選定され、庁議を経て、平成17年2月に候補地を絞り込み、平成17年2月及び3月に旧菊池市議会に説明されてきたところでございます。新市におきましてもこれらの計画を基に合併後5月の文教厚生常任委員会で老人福祉センターの事業説明とあわせて候補地の説明を行い、6月の同常任委員会で候補地の現地調査を踏まえて、7月及び9月の同常任委員会で第一候補地の確認を得たところでございます。ご承知のとおり、老人福祉センターの利用者は60歳以上の高齢者であり、これらの方々の交通便利に資する事が第一条件と考えられ、交通弱者と言われる皆さんが真に利用しやすい候補地であるとともに、旧菊池市の皆さんの利用が一番でありながら、新市の利用者にも交流、出会いの場を提供することが生きがいづくりにつながりま

すし、併せて身近な地域密着型の施設とすることにより、国民健康保険、老人医療及び介護保険の軽減にもつながることが期待できるというふうに考えております。また、隣接行政区の集会場並びに近隣に少ない防災拠点としての役割も果たせるということから、第一の候補地として検討されたところでございます。老人福祉センターは、なぜ有田物産の跡地に移転する理由はというふうなお尋ねもございましたが、用地選定につきましては、5つの要件をできる限り満たすことが必要になることから、旧市の福祉課において複数の候補地を選定し、庁議の意見や旧菊池市の皆さんの意見をいただきながら、利用者の皆さんが真に利用しやすい候補地ということから総合的に勘案し、検討したものであります。

次に、敷地面積及び施設面積の根拠ということでございますが、これも先に申し上げましたとおり、老人クラブ連合会の要望書においてゆとりある施設、利用しやすい施設を考えてほしいということから、平成16年度に新たに立ち上げられた菊池市老人福祉センター建設検討委員会において6回の会議が行われ、その中で現老人福祉センターを利用されている団体や個人から聞き取り調査をはじめ、建設検討委員による現地視察、玉名市、大津町、合志町及び旧泗水町や旧七城町の類似施設訪問、その訪問研修後に各施設の部屋の作り方、大きさ、配置、構造等を協議するとともに、旧菊池市の老人福祉センターの各部屋の広さや設備等と比較検討を行いながら、部屋ごとの面積を算出し、それぞれの組み合わせを行い、モデルプランとして作成されたものであります。その結果、菊池市老人福祉センター建設基本計画において建築面積の1,160㎡が検討委員の皆様の見解の集約として示されております。また土地面積につきましては、老人クラブ連合会の理事会をはじめとする各種イベントの開催もあり、できる限り広い駐車スペースを確保してほしいとの要望がっており、そのことを踏まえて建設検討委員会において視察研修を行った市町村の中から人口規模の近い大津町、合志町のセンターの敷地面積等を参考に建物以外の土地として約3,000㎡程度が必要と想定しております。基本計画策定時において、現老人福祉センター利用者の聞き取り調査や建設検討委員会の意見を基に、広く駐車スペースの確保や温泉機械室、駐輪場、また屋外でもくつろげる空間の確保が必要という意見があり、想定する4,200㎡程度の土地面積であればいろいろな要望に対応でき、施設としてより一層の高齢者の健康増進を図れるものというところで考えております。

次に、老人福祉センターと保健福祉センターの問題でございますが、保健福祉センターにつきましては、合併前は複数の市町でそれぞれの計画があり、平成15年11月の菊池北部合併協議会の設置後の合併協議における新市建設計画において、保健福祉センターは新市になって1カ所で新たな建設地や施設内容を検討するとい

うことで共通事業になったものであります。一方、旧菊池市の老人福祉センターはご承知のとおり老朽化が進み、平成13年の要望書以降数年が経過し、市老人クラブ联合会等の皆さんが早期着工を望まれていることから、旧菊池市からの継続事業として旧菊池市議会にも説明がなされ、新市建設計画に掲げられ、合併協議会での経過を経たところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再質問にいきます。

今、私、1つ言っておきますことはですね、そのここに去年の12月の10日にですね、その席で初めて今の経緯を知ったわけですが、12月10日に。そのとき私は、なぜ検討委員会に場所の選定についてのその調査を頼まないかと言ったところが、これにつきましては辞令を渡すときから場所の選定につきましてはお願いしておりません。そのような答えが書いてございます。これは議事録にございます。それから、そのとき山瀬議員も大事な問題だから多くの人から聞くべきであるということ、そのような発言がありまして、当時の部長は多くの皆さん方の話しを聞きながら、議会においても適宜説明をしていくというようなことでございましたけれども、今思いますとそれは真っ赤な嘘でございます。そこで、候補地の、有田物産にあたった、候補地の決定した、もう有田物産には決定しておりますから候補地といたしましては。私の話を聞いてから質問いたします。新しい老人福祉センターの建設場所はどこにするのか。この建設場所の検討は資料からいたしますと16年の8月より行われております。そして、明くる月の9月には、ヨーカドーは財源上問題があるとして新たに6カ所追加し、計7カ所を選び出されております、去年の9月ですよ。それを担当課において内部調査をされ、7カ所の候補地からヨーカドーと有田物産跡地の2カ所を候補地として選定をされております。それを担当課で内部を調査され、7カ所の候補の候補地からヨーカドーと有田物産の2カ所を候補地として選定されております。そしてこの2カ所を翌年の17年の1月11日、庁議メンバーで面積や経費等について検討され、ヨーカドーは事業費がオーバーするからということで失格され、有田物産候補地1つにされております。ここでのですね、問題点でございますけれども、1つは候補地7カ所を2カ所にしたときの選定判断でございますけれども、7カ所を2カ所にしたときの選定判断は担当課でされておりますが、明確な選定基準もなく、現場現地で目視だけによる、私に言わせれば自由裁量で決定されております。2つ目のヨーカドーと有田物産との比較検討でヨーカドーを落とされておりますけれども、このときの要因はヨーカドーの事業費

が高いということで落とされております。しかしながら私のいろんな流れから経緯いたしますと、比較検討に最も大事なヨーカドー事業費の試算は行われてはいないと思っております。そして、要は最も大事なことは、5ヵ月間足らずで有田物産跡地をですね、ただ1つの候補地に決定されております。第2点目ですが、その日にですよ、その日に有田物産跡地と老人福祉センターが比較検討され、有田物産跡地に決定されております。その根拠について質問しますけれども、有田物産跡地を有利とした比較検討の判断資料を精査してみますと、その評価の判定に恣意的な判断が見られることは大変問題である、私はそのように感じております。具体的に申し上げますと、現センターの隣には有田物産跡地よりも安い土地がございまして、この買収も可能でございますけれども、この安い土地を1,500㎡買収すれば安い価格で立派な施設ができるメリットを低く評価されまして、逆に坪当たり16万9,000円、2億2,800万円も出さなければならない候補地を高く評価されている、この根拠について私はわかりません。

2点目、温泉が出るか出ないかわからないところを6,000万円もかけて掘る危険性の評価がされておらず、なおかつ良質の温源が確保されているという事実、現センターの有利性、堅実性にですね、評価の時点で難癖を付けまして低く評価をしている事実でございます。そしてさらに大事なことは、今申し上げましたようにですね、具体的な評価しやすいようなその評価を軽視しながら、評価の判断が、今部長が言われました、地域の活性化が基本ということで決めたと、そういうですね、そういうその評価の判断の困難な利用者の交通アクセスとかですね、施設の位置とか、経済効果等のもですね、評価に重点を置き、これらを重点に決定されております。私から言わせれば、現センターのこれらに対する評価も有田物産に対する評価も、甲乙付けがたい。それぞれの言い分がある。このような判断で決定されております。このような判断評価をしますとですね、市の幹部の方々にはコスト意識のどういう認識を持っておられるのか。私は大げさに言うならば、市の幹部の方々にはこのような大事な審査を任せることはできないかと、そのように思っております。この2点についても判断基準についてお答えいただきたいと思っております。

それから、第3番目は、事業費の縮小についてでございますけれども、何でその、今なんでこんな過大な設計になったのかですね、想像をいたしますと、できるならば事業費のですね、縮小をすべきである、私はそのような考えを持っておりますので、事業縮小についての可能性について聞きます。まずですね、まず施設の建物の規模でありますけれども、市がいろいろ言われましたけれども、550㎡を1,160、倍以上にする。それも利用者はたった5,000人の増加でございます。利用客の伸びが25%しか伸びていないのに、そら施設は当時の昭和47年に

あそこができたわけですから、大変厳しい状況の中で施設ができたと思いますけれども、現在は昔よりもなお一層財政は厳しい事情があるわけでございます。その辺からいたしますと、問題。そこで私は、大体その25%ぐらい増えたならどしこぐらいよかですか、いろいろな事業者に聞いたところが、大体わからんばってん、1.6倍ぐらい、800㎡ぐらいするならばよかつじゃなからうかな。例えば老人福祉センターには、A型と特Aがありますけれども、A型は495㎡以上でございます。特Aは800㎡以上。この800㎡以上の根拠は、保健施設をつくる、検査室をつくる、栄養相談室をつくる、健康相談室をつくる、そのような施設ができるのが特A型ですけれども、私に言わせれば、これが保健センターですけど、この事業の最低限度も800㎡以上でございます。そういうことで、この建物の面積を1.6倍に縮小するならば1億2,000万円から3,000万円の事業費減ができるということでございます。

次に、駐車場の広さでございますけれども、駐車場の広さはですね、車80台分の面積が確保されております。80台。2万5,000人の1日当たりの平均利用者は、なみ差がありますけれども71人。この中には、老人会の団体やいろんなグループの方々や複数でやってくる、そのようなことが多いそうでございます。このような方々がバス利用や自家用車の乗り合わせ等を考慮いたしますと、駐車場の広さも40台分あれば私は十分ではないかなと思っております。もし、先ほど私が部長に申しあげましたのは、規模決定の根拠を数字で教えてくれ、私は言いました。何で80台になるのか。実際、現在の2万5,000人についてこの方がどのような方で、個人で来られるとか、そのような調査も一切してないと僕は思います。このようなことで、バスの広さ等をですね、駐車場の広さをですね、40台分にさせていただくならですね、用地の面積も3分の1、1,000㎡以上はですね、買えば買収がその1,000㎡以上のですね、土地の買収が不要になります。金額にいたしますと5,000万円ぐらいのですね、駐車場を、現在の駐車場80台を半分の40台に減らすならば、それだけ面積が少なくなりますので、土地が5,000万円ぐらい減少になります。そこでお尋ねですが、今一度施設の規模や駐車場の面積等を見直し、経費節減に尽力される考えはないのか伺います。

それから、私は今さっきの質問でもですね、その保健福祉センターと老人福祉センターは同時に菊池市では計画されたわけですがけれども、これが合併協議会の検討会の中で、課長クラスの審議を終え、市町村長の審議を終え、2つに分かれております。そこであえてお尋ねしますけれども、事業も平成20年に保健福祉センターができるようになっております。もし現実にこの老人福祉センター、7億8,000万円をかけて菊池市につくった場合、そして平成20年に保健福祉センターが1

2億2,800万円をかけて建設されるとなった場合、保健福祉センターの施設が菊池市に建てられる可能性があるのか、ないのか。その辺についても、当然これは検討すべき事項でございます。この2つについて、お願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） まず、用地選定の要件と申しますか、要件でございますが、建物面積と駐車スペースを合わせた必要な面積が確保できることと、市街地の活性化に寄与できる位置であること、老人会の要望に伴い、交通利便性に配慮すること、民業を圧迫しないよう温泉掘削の同意が得られる箇所とすること、新市建設計画予算上の7億8,039万3千円を上回らないことをできる限り満たすことが必要な要因ということでございますので、ことを考えまして、旧市におきましては、旧市の福祉課におきましては複数の候補地を選定し、庁議の意見、旧市議の皆さんの意見をいただきながら利用者の皆さんが真に利用しやすい候補地ということから総合的に勘案し、検討してきたものであります。先ほど議員のおっしゃるとおり、7カ所が2カ所に絞られてきたということでございます。現在第一候補地としております有田物産跡地を想定しての検討をしたということではありません。繰り返しになりますが、建設予定地の選考につきましては、旧市の福祉課において協議が進められ、庁議を経て平成17年2月に候補地を絞り込み、同年2月及び3月に旧市議会に説明がなされてきておるというところでございます。

次に、用地及び施設の設計、事業費が過大ではないかということでございますが、老人クラブの要望書から建設検討委員会に諮りながら規模等の検討をしてきたものでございます。施設につきましては、今後とも建設検討委員会を開催し、土地の形状等に合わせた実施設計を委員会に諮りながら意見を集約してまいりたいというふうに考えております。バリアフリーやユニバーサルデザインなど、社会ニーズの変化や建設検討委員会の意見に基づいた施設構造などにより、より高齢者の皆様に親しまれる施設として計画していくところでありますし、コストや経費節減に努めることは当然であるというふうに考えております。

それから、敷地面積についての想定ということでございましたが、先ほども申し上げましたとおり、大津町あるいは合志町のセンターの敷地面積等を参考にしながら、建物以外の土地として約3,000㎡程度が必要というふうに想定いたしましたわけでございます。これも繰り返しになりますが、建設計画策定時におきまして、現老人福祉センターの利用者や聞き取り調査や検討委員会での意見を基に、広く駐車スペースを確保し、また機械温泉施設、駐輪場、屋外でもくつろげる空間の確保が必要との意見があり、想定する4,200㎡程度の土地があればいろいろな要望に

も対応でき、施設としてより一層の高齢者の健康増進を図れるものということで面積を考えたわけでございます。また、計画地は立町と地域の集会場としても利用できますので、そういったことで3,000㎡を目安としたということでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再々質問をいたしますけれども、私が今日質問しましたのは、老人福祉センター建設の改築の事業費が7億8,000万円は余りにも高い。有田物産跡地への移転の根拠と選定方法が不明確であるということを中心に質問してきましたけれども、納得のいく説明は全然ございませんでした。それよりも、現計画の候補地であります有田物産が選定されたものは、最初から有田物産ありきで出発して、そのような認識をさらに深めております。それから、市が申しましたように7億8,000万円の根拠でございますけれども、現在の菊池市の老人福祉センターはこの7億8,000万円、今新市の素案の中で7億8,000万円ありますけれども、どう見てもこの7億8,000万円の中で限定の中で事業費が7億7,200万円の事業費は、この中で、こういう構想の中で決定された、私はそのようなことをどうしてもめぐい去れません。さらにはですね、新市建設計画の素案であります7億8,000万円はですね、根拠は見てみられましたか。いかにこの7億8,000万円が、今してあります根拠が不正確な根拠なのか。もしあのような素案の中の7億8,000万円を上限としたならば問題です。私は、本当にもっと責任のある仕事をしていただかないと困る、私は思っております、当初は。当初の保健福祉センター建設であればですね、保健機能が備わっておりますので、赤ちゃんからお年寄りまで。

議長（北田 彰君） 奈田議員、要点を絞って質問して下さい。

[登壇]

（奈田臣也君） それは、いいですか。いいですか。私はそれならば、大事なことですよ、よかですか。赤ちゃんから年寄りまで介護保険者とかそういう人が来るならば保健福祉センターを菊池市につくった場合、そのような人が来るならば市街地の真ん中であって活性化できますけれども、何で老人福祉センターをつくったからといって、2万5,000人ぐらいで活性化になりますか。私はそのように思っている。

（「はっきり、せい」と呼ぶ者あり）

（奈田臣也君） 何をですか。

(「要点を」と呼ぶ者あり)

(奈田臣也君) 要点を言います。よかですか。

以上のような理由で、私は有田物産への移転にはですね、反対でございます。ましてですね、私たちは去年の12月10日、山瀬議員と、私も言いました、場所はみんなに諮れ、一般に諮れ、検討委員会に諮れ、そのようなことも諮っておられません。ましてや、菊池市老人福祉センターの概算の事業費3億6,400万円については、建設検討委員会の中で工事費の内訳として検討すべきでございますけれども、よかですか、3億6,400万円は委託事業として建物事業費としてコンサルが出した数字でございますけれども、この数字につきましては、当然検討委員会の中で工事金額の内訳をすべきでございますけれども、そのようなこともされていない。私はそのように、そのお話の中で、またその検討委員会の人と話してそのような結論を得ております。そこで最後の質問ですけれども、事業費についても、場所についても、もう一度白紙にして検討をしていただきたいと思います。答弁を求めます。

議長(北田 彰君) 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長(木下儀郎君) 旧市からの合併協議会で引き継ぎ事業を受けておりますのを今回の新市になりましてからの事業として引き継いでおりますので、そういうことで今後とも進めさせていただきたいというふうに考えております。

議長(北田 彰君) 次に、三池健治君。

[登壇]

(三池健治君) こんにちは。議長の許可をいただきましたので、通告どおり順次質問いたします。今から質問することは、奈田議員と気合いは一緒なのでよくご理解していただきたいと思います。

はじめに、放課後児童クラブの向上対策を事項といたしまして、3項目についてお尋ねします。子育て支援の一貫ではないかと確信している放課後児童クラブは、学校が終わった子どもさんを働くお母さん、お父さんが仕事を終え、迎えに来るまでの間をお父さんやお母さんの代わりとなり、子どもの面倒をみようというクラブです。クラブができたことにより、お母さんやお父さんは安心して働けるし、子どもさんも安心・安全で勉強したり遊んだりして成長していきます。現在、菊池市には11のクラブがあります。その運営方法は様々で、社会福祉法人や父母会、あるいは個人の方が携わっており、児童の月会費と補助金で運営されているようです。1つ目の質問は、放課後児童クラブに入会する児童が年を追うごとに増加していることです。泗水町にある東小学校区、ピノキオクラブを例にとりますと、平成7年

に小学校の片隅に町からプレハブで家を建ててもらい、そこを児童の遊び場にしたり、宿題をしたりしてお父さんやお母さんの帰りを待つといった施設がつくられました。設立した当時のクラブ会員数は26名だったようです。当時設立に携わった先輩議員の話によりますと、児童クラブの生徒数に対してだいぶ反対があったとおっしゃっていました。当時は子どもは自分で育てるもので、人に頼るものではないとか、部屋に隔離みたいなことをするのはかわいそうだとか、人と違うことをすればいじめられるとって反対されたようです。反対を押し切った勇氣ある父母、またそれに携わった先輩議員のおかげで、今では倍近い47名の児童が会員として登録されています。ピノキオクラブは、10年間で倍児童が放課後児童クラブを利用していますが、菊池市全体では平成7年では40名、平成17年では416名の児童が入会しています。なんと10倍の増えようです。もはや父母会では対処できない事態まで来ているのではないのでしょうか。増え続ける現状を行政として把握しているのか。把握しているのであれば、その内容を教えて下さい。また、労働条件が悪化している今日、どうしても企業優先である以上、自分の都合が主張できない現実、我が子のため、企業のため、身を粉にして働く父母さんたちが増えています。このままでは、ますますクラブを利用する人が増えるのは目に見えて明らかです。増えるであろう放課後児童クラブの今後の対策を行っているか、お聞かせ下さい。

2つ目は先ほどお話ししたとおり、増え続ける児童に対して設備が追いついていないということでもあります。児童1人当たりが使用する床面積、遊んだり勉強したりするところですが、1.7㎡しかありません。わかりやすく言うと、縦と横の長さが1.3×1.3です。これはピノキオクラブの例です。菊池市にあるクラブの中で一番狭いのは1.3㎡です。1m×1mぐらいの中に子どもさんが遊んだり勉強したりしているということなんです。このような狭い場所で遊んだり勉強したりしなければなりません。東小学校ピノキオクラブにおじゃましたときは晴れていたせいとか外で遊んでいる児童が多く、さほど狭いとは感じませんでした。でも勉強している隣で騒いでいる児童がいて、とても賑やかで、やかましいぐらいでした。この環境の中で勉強ができるとは驚きもしました。これが雨の日は外で遊ばなく、全員が部屋にいるため、狭い場所で児童がひしめきあっていると聞かされ、想像を絶するものがあるとも言っておられました。雨の日もぜひおじゃましたいとは思っていますが、雨が降っている時間帯が折り合わず、今のところまだ行きそびれています。比較するのはおかしいとは思いますが、参考のために申しますと、今度建て替える菊池市特別養護老人ホームのつまごめ荘の1人当たりの床面積は介護保険法により10.65㎡にするとあります。縦と横の長さに直すと3.3×3.3となります。寝たきりの高齢者の方も10.65㎡です。法の下ではゆったりとした空間が

約束されているのに対し、法もなく基準もない放課後児童クラブは、本当に狭い部屋で頑張っています。同じように、1人当たりの床面積を増やして下さいとは言いません。せめてもう一部屋を増やし、二部屋にできないか。そうすれば、遊ぶ部屋と勉強する部屋ができて、将来は菊池市を担う若者が今以上に増えると思われる。圧迫した空間を行政として打開する考えはないか、お尋ねします。

3つ目は、そこに働く指導員の保障問題です。父母会が運営しているクラブが菊池市では6ヵ所あります。ここで働く指導員の方は、時間給で働いているようです。学校が終わってから父母者が迎えにくるまでの間の1日に2時間から4時間程度の就業時間ですが、非常に重圧を感じる時間帯ではなかろうかと思えます。それは、児童が絶対事故に遭ってはならないからであります。自由に遊ぶ児童一人一人から目を離せません。それと敷地内は自由開放です。変質者の侵入等も考えなければなりません。このように指導員の方はものすごく負担がかかる仕事だと思えます。指導員の方で少し年を召されて体力に付いていけなくなり引退したいが、若い人が跡を継ぎたがらないとも聞いております。そうかといって、父母会が運営しているクラブです。月会費と補助金で賄われております。おいそれと時間給は上げられないと思えます。また父母会の負担増は、絶対に避けなければなりません。ピノキオクラブには若い男性の指導員の方がいます。児童と接する時間は1日に4時間程度ですが、接する時間のほかに児童を見守るための安全点検や行政とのパイプ役、それと横との連絡協議等でほとんどこの仕事に携わっております。この思い責任を背負い込んでも時間給で働いています。そこで、父母会が運営しているクラブには責任的指導員を行政から派遣する考えはないか。また、専従している指導員を嘱託職員として迎える考えはないか、お尋ねします。

次に、行政事務の取り組みについて、これも3項目についてお尋ねします。1つ目は巡回バス運行についてです。6月の定例会で泗水町が行った試験運転は新市になっても引き続き検討されるのかを尋ねました。9月定例会では、旭志の中山議員からと菊池の怒留湯議員から、それに10月に開催された菊池こども議会の議員からも運行バス関係を尋ねています。また、住民の高齢者からも泗水は試験運転ばしなっただってんどぎゃんなつとるとだろつかと聞いてこられます。このように、子どもから高齢者まで幅広い年齢層がそれぞれの理由、それぞれの心配事に関心を持っております。全市民が関心を持っていると言っても過言ではないと思えます。交通弱者を切り捨て新市の発展を阻害するのか、交通弱者を救済し新市の発展に貢献するのか、ここはまさに市長の手腕にかかると思えます。結果よければすべてよしでなければ、後々まで語り継がれることになると思います。私が質問したのは6月27日の月曜日でした。このときは、企画部長から交通コミュニティ検討委員

会を発足させ、早急に検討作業に着手したいと考えておりますとの回答でした。あれから163日が経過しております。9月の定例会では10月ごろは検討委員会を開く予定と言われております。時期尚早とは思いますが、検討して結果が出ているのであれば教えて下さい。また検討中であれば、検討の内容とこれから何回検討委員会を開く予定であるかと、結果が出るまであとどれくらい待てばよいかを教えて下さい。現時点で今聞いたことぐらいの見通しは付けてないと163日が泣くと思います。

2つ目は、6月の定例会で市が発注する小規模工事等を業者登録制にする考えはないかを尋ねました。これの回答は、総務部長が検討して前向きに努力していくと言われております。これは前向きの検討ですので、もう結果は出ていると思います。業者登録制の検討結果は現在どのようになっているかをお尋ねします。

3つ目は全般的なことですが、一般質問すると必ずといっていいほど「検討します」の答えが返ってきます。検討します、この言葉、実に響きがよく、心地よく聞こえます。誰も傷つけることなく、丸く収まる言葉です。執行部にとってとっても便利な言葉です。本当に検討されているのか、疑問に思うことがあります。それは検討結果の報告がどこにも示されないからであります。何事も結果が大事です。野球を見ていると結果は必ず見ます。結果よければすべてよしと言われるように、途中の経過は我々住民には必要ありません。どうなったか、検討の結果が大事です。また、知る権利もあるはずですが。一般質問するにもかなりのエネルギーを使います。でも住民の皆さんが疑問に思うことは我々が質問して聞かなければなりません。それは、皆さんも知ってもらうためであります。回答する執行部は我々以上にエネルギーを使うと思います。エネルギーを使い、時間を掛けた答えが「検討します」じゃ余りにも情けないものがあります。そうかといって、検討も必要です。時間を掛け、労働力を費やし、あらゆる方面から資料を取り寄せ、あらゆる角度で検討されると思います。また、重要案件は検討委員会も必要だと思います。このように、努力されているのに検討した結果がどこにも示されていません。検討をした結果は、いつ、どのような方法で住民の皆さんに知らせられるのかをお尋ねします。

1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

市民部長（木下儀郎君） 放課後児童クラブにつきましてお答えいたします。

放課後児童クラブは、主に小学校の低学年を対象として、保育所、学校の余裕教室、集会所などの身近な施設を利用して昼間保護者のいない家庭の児童の育成、指導、遊びによる発達の助長など、児童の健全育成の向上を図るものでございます。

議員ご指摘のように、どこの放課後児童クラブでも利用者は年を追って増加の傾向にあります。今後も利用児童が増加して育成クラブの運営に支障をきたすようであれば、検討してまいりたいというふうに考えております。なお、現在菊池市内には11のクラブ、416名の児童を預かっております。

次に、利用する児童の増加によりまして、1クラブの部屋が狭く、児童1人当たりの床面積は以前と比べますと確かに狭うございます。今後利用する児童数の推移や既存の施設が利用できないかなどを検討してまいりたいというふうに考えております。現在、検討中のものもございしますが、今後検討してまいりたいと思います。

それから、児童育成クラブは人員、育成実施の日数、実施時間等で助成額が決められております。その範囲内で実施している事業でございます。菊池市には、ただいま申し上げましたように11の施設の育成クラブがございまして、保護者会、保育所等でそれぞれ運営されており、各々でその地域にあった特色のある教育が実施されております。県下の他の育成クラブも運営は多岐にわたっております。先般、県に対して自治体によってまちまちになっている学童保育運営の統一基準をつくるため協議の場を設置するよう要望書も提出されております。その中に、指導員の労働条件の改善なども含まれておりますので、今後国・県の動向を見守りたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 巡回バス運行についての検討内容の報告とその運航時期関係ですけれども、本年6月市議会におきまして旧泗水町における巡回バス運行についての質問がございましたが、そのエリアを運行している乗り合いバス事業者であります熊本電鉄株式会社及び九州運輸局熊本運輸支局など関係機関と協議を行いついて、調整を図ってまいったところでございます。補助金を受けずに自主運行している乗り合いバスがあれば、新たな路線バス、巡回バス及び相乗りタクシー等につきましては、路線の競合と見なされまして、運行を行うことが難しいことから、熊本電鉄株式会社におきましては旧泗水町内エリアを運行しますところの既存バス路線を再編し、補助金なしの自主運行路線バスとして運行する旨の計画を策定されまして、本年11月16日に本市の方へ計画の概要説明がなされたものでございます。説明におきましては、旧旭志村内から旧泗水町へ運行している熊本電鉄株式会社の通称泗水旭志線を田島方面へ延伸することを柱に、前回の旧泗水町における巡回バスの試験運行結果をもとに、主要な地区を回したいとのことございまして、運行ルートの詳細については現在調整中でございます。また、運行便数ですけれども、旧泗水町中心部から桜山地区、旧旭志村方面へは現行どおりの4往復、旧泗水

町中心部から田島方面へは新設で2.5往復となっているようでございます。現在、平成18年4月の運行開始を想定し、関係機関との調整がなされているものでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 小規模工事登録制度につきましては、本年6月定例会で三池議員の質問を受けまして、本市でもその実現に向け、実施に向け既に実施しております熊本市、玉名市での研修を行い、検討を進めております。制度はほぼ両市とも同じで、建設業法に定めます28業種につきましては、入札の必要のない小規模な工事、または修繕につきまして競争入札指名願い申請者を除いた、いわゆる小規模業者からの申請により業種ごとの業者登録を行い、見積もり入札により工事の発注を行うものでございます。この制度の目的につきましては、6月の議会で答弁いたしておりますのでここでは省略させていただきますが、本市もこれと同じ内容で実施を考えております。菊池市では現在、新市での競争入札参加資格申請者の格付けに向け準備を行っております。この小規模工事等の登録制度も、その実施時期に合わせて実施しようと考えております。この競争入札参加資格申請者の格付けが終了しませんと業者の二重登録にしてしまうことも考えられますし、何より公共工事は性格上、金額の大小にかかわらず、この競争入札指名願い登録業者で行うのが一番望ましいわけでございますので、競争入札指名願業者の申請業者への説明と協力は不可欠だと考えております。いずれにいたしましても、今後できるだけ早い時期に実施できるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目でございますけれども、一般質問の結果はいつどのような方法で住民に知らせるかということでございますけれども、定例会の一般質問で検討課題となったものについては、担当課を中心にできることから取り組んでおりますが、予算や用地物件が関係するものについては、すぐに実行できないことがございます。案件によっては、研修や準備期間を要するもの、他の業務との関連で調整が必要なもの等がございます。また、答弁の際は検討します、だけで終わらせることのないよう具体的に、いつごろまでに、とできるだけ答えるようにいたしております。住民の皆様は議会でどのような質問がされ、それに対し執行部がどのように考えているかということを議会だより等で知り得ることができると思いますが、検討事項について、その後の経過報告をするということはこれまでなかなかできないのが現状と思われれます。しかし、定例会の答弁で検討しますと答えた、回答いたしました案件につきましては、庁議においてその後の状況について関係各課より文章で報告を

いただいているところでございます。今後どのような方法で周知するかということ
を庁内で議論しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） 子育て支援の方から。前向きに検討していただくということなんです
が、本当に現地に行かれたんでしょうか、部長さん。ものすごい狭い部屋で、本
当に子どもさんが遊んだり勉強したりしているところを見られたんでしょうか。そ
れを伺いたいんですか。それで、もし見られてですね、やっぱりこれはどぎゃんし
てもいかんというような結果になると思うんですよ。ぜひ見て、もう1回返答、見
られたら返答をお願いしたいと思います。

それとですね、バスの方なんですけれども、巡回バスの方。これ従来のバス利用
して、田島の方へ延ばすということと言われたんですけれども、これは今、桜山を
通っている従来線を通るわけですね。それと、ほかの地域の方、北住吉あたりの方
たちはどういうふうに考えられているのか。それとですね、やはり老人の方がご高
齢の方なんですけど、やっぱり乳母車を引いて歩いて方がいらっしゃるんですよ。そ
ういう本当にこういう方が交通弱者なんです。それを救わないとやっぱり発展に
つながらないと思うんですよ。それで、本当にゆっくりゆっくり歩きながら乳母車
を押していられるんですけれども、こういう方は女性の方が多いと思われるん
ですけども、男性の方はあんまり見らんですけれども、そういうやっぱり弱者なん
ですね。こういう人たちを救うということを考えていっていただきたいと思いま
す。

それと、小規模工事等の登録制ですけれども、この方は前向きに検討するという
ことを言われたんで、早急にやってもらいたいと思います。

それから、一般質問の結果等なんですけれども、やはり検討されるということが
多いようなんですけれども、私たちが泗水の議員のときにですね、ちょっと例を申し上
げますけれども、視察研修に行ったんですよ。そこに帰りに手土産としてですね、
議会だよりをいただきました。余りいいものじゃないなと思いながら、チラチラと
めくっていたら、その中には絶対検討するという言葉が載ってないんですよ。こ
この福岡の町なんですけれども。例をちょっと2、3挙げてみたいと思います。住民
参加による図書館づくりへシンポジウムなどの開催をと質問されています。学習課
長が答えは、全然考えておりません。このようなお答えです。それとですね、あと
は49年に建設された老朽化建設です。福祉憩いの家のことを言われているんです
けれども、古くなったので余りにもお粗末で、今後は具体的な計画を立てる考えは
ないのかと尋ねています。そうすると、これは町長が答えていますけれども、今年

は大型事業があるので、現時点では計画は立てていません、このようなこと。わかりやすいですよ。タクシー乗り場に屋根を付けてほしいとの声が多いと。そうしたら建設課長答えるのには、タクシー業者がするべき。このようにですね、これはもう必ず、私もこの答えでいいと思うんですよ。住民の方はこういう期待をしとるわけです。というのは、これは検討した結果を言われていると思います。こうやって住民の方来ていらっしゃいますけれども、こういった結果をですね、ずばずばと言われると、我々は質問してもこんなかと言われたら、もう住民の皆さんに説明がつくわけです。そのように、今からはなるべくですね、その場で決定していただければ、住民の皆さんにわかりやすく説明する必要もないんじゃないかなと思っておりますので、これを参考にさせていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（北田 彰君） 答弁は要りませんか。

[登壇]

（三池健治君） 答弁は要りません。

議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午後3時07分

開議 午後3時16分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） それでは、本日の一般質問は私で最後かと思いますが、私も本当は病み上がりでですね、いつも2時ごろから寝ととですよ。眠りがぶって言うかもしれませんが、どうぞよろしくお聞き下さい。

私は今回は通告書にありますとおりに入札制度の改善についてということで、1つには入札制度の現状について、それから現在の入札の制度をどのように改善をしていくおつもりなのか。3点目に、私の入札制度に対する改善点ということで質問を申し上げたいというふうに思っております。実は、この問題は私の所管委員会の総務委員会に関わる問題でありますので、総務委員長にもご了解をいただいて、快くご了解いただきました。そのことを申し添えておきます。さらに、この入札を巡る問題については、私のほかにあと2名の議員の方がこの一般質問を行うという通告をなされております。なぜ今入札制度の問題か、私は合併によって合併特例債、多額の合併特例債がですね、市長の手の中に入ったと。これをどう料理するか

と、今大変喜んでいらっしゃる。そういう時期にですね、やっぱり入札制度を本当に公正に、公平に、透明性を持ってですね、しかも効率的にどのように進めていくのかと、このことが非常に大事だと思うからであります。先ほど奈田議員の福祉センターの問題を合併特例債があるから簡単にできるんです、7億8,000万円、ご心配なくと、こういう状況なんです。

それで、まず私は第1番目に、入札制度の現状についてですね、執行部からお伺いをしたい。現在の指名願い提出業者の数、これは土木、建設、建築その他、業種別にですね、しかも旧市町村別にどういう状況になっておるのか。それから、今は指名入札制度を採用しておるといふふうに思いますが、工事高によって指名業者のランクが変わってくるというふうに思いますが、それはどういうふうな基準で、どういうふうに指名業者をですね、決められておるのか。現状では、合併したとはいえ、まだですね、旧市町村の入札のあり方、これが残っておるとそのまま継続しておるといふふうに思います。そういう点で、旧市町村別にどういうふうな状況なのか。これについてもご報告を願いたいと思います。

それから、本年度工事で契約をされておりますが、落札率はどういう状況なのか。これは最高、最低、平均について、個別に言うとかくさんありますのでとても45分では終わりませんので、最高、最低、平均ということでご報告をお願いしたい。

そしてさらに、一度最初に申し述べましたように、これからその合併特例債を使って、あるいはそのほかの既存の事業、これもあわせて今から仕事を進めていくわけですから、当然に一つ一つの工事が契約を行うと、こういうことになるわけですから、これから予定される工事高、これが新市全体で総額何十億、何百億のですね、工事高が予定されておるのか。それらについて、まずお伺いをしたいと思いません。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

合併後の指名業者につきましては、本年4月工事入札参加資格者申請の受付を行いました。その結果、菊池市内の工事関係は128者、委託業務関係は22者となっております。市内市外すべてを含めると平成17年度の受付総数は1,672者となっております。市内のみの業種のみ業者数ですが、1業者が複数の業種の営業許可を持っており、1つの業種に絞って答えることはできませんので、業者数のみでお答えいたします。それで申しますと旧菊池市が92者、旧七城町は16者、旧旭志村15者、旧泗水町27者となっております。

次に、合併後の指名審査会につきましては、助役をはじめ本庁の各部長の5名、各総合支所長4名と教育次長の計11名で構成をいたしております。この中には、旧4市町村の職員がそれぞれ2名以上は参加しており、新菊池市全体での公平な業者選定ができていると確信いたしております。また、合併後はより迅速な対応ができるよう指名審査会を原則月2回開催いたしております。

続きまして、業者選定の方法でございますけれども、合併後新菊池市の統一的な格付け基準の制定に向け現在努力を重ねておりますけれども、しかしながら旧市町村の格付け基準が違っている部分も多く、早急な格付けの設定はかえって業者間の不公平を招くとの判断から、現在のところ発注場所の属する旧4市町村の発注方法を基本として実施いたしております。しかしながら旧4市町村単位では業種によっては指名願い提出業者がいなかったり、極端に少なかったりする場合がございます。その場合は、旧市町村によっては市外の業者を指名する場合がありますが、合併後は新市全体の中から適切な業者を選定し、できるだけ地元を優先した選定を、方法を探っております。落札率についてでございますが、4月から11月22日までの入札分で申し上げますと、建設工事関係は最高が99.7%、最低が50.7%、平均が97.2%となっております。委託業務関係は最高が99.8%、最低が48.7%、平均が93.6%となっております。先ほど最後に申されました今後の建設事業高ということでございますが、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後でご報告させていただきたいと思っております。

失礼しました。最後に申されました今後の建設工事予定額と申しますか、新市建設計画から見ますと共通事業を含めまして430億円、平成17年度40億円、平成18年度以降430億円から40億円を引きました390億円が18年度以降の工事高と、建設予定高というふうなことで考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） ただいまご答弁のとおりですね、430億円、バブル時代に匹敵するような工事がですね、これからどんどん行われる。土建業者にはうれしいことです。今、土建業者は仕事がなくてびーびー言いよる。これだけ仕事をどんどん出すならばですね、そら潤って、また御殿も建つ、こういう状況にもなるかと思うんですけれども、それはさておきですね、今そのせっかく4市町村合併をした。ところがまだ格付けがいろいろ格差があったりですね、条件が相整わないと、こういうことで新市一本でのですね、入札制度と申しますか、指名業者の指定というのが非常に困難な状況にある。これはどういうふうに改善をなさっていくおつもりです

か。いつごろまでに統一的なですね、状況を創り出すのか。今までは、例えば旭志なら旭志で工事を出した場合に、旭志に該当業者がない場合は市外からということであったわけですがけれども、今度は4市町村合併した菊池市全体で見るとですね、お互いに融通し合って菊池市内の業者ですね、賄えるわけですから、それらについてですね、やっぱり早急に新市内の統一的なですね、指名のあり方、入札のあり方、これを決めるべきではないかというふうに思いますが、それについてはどういふうなご見解で、どういう段取りで、いつまでにやるというふうなご計画なのか明らかにしていただきたいと思います。

2点目は以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 2点目でございますけれども、今後の業者の格付けの方法でございますけれども、これにつきましては先ほど申しましたように、旧市町村ごとの今までの取り扱い方法で実施しているというようなことでございますけれども、合併後8ヵ月を経過し、新市全体の業者の施工能力や地域性など、その全体像が見えてきたわけでございます。また、各業者におきましても相互の技術交流も進み、新格付けに向かつての準備は整いつつあると考えております。いつごろまでに新格付けをするかということでございますが、現時点では来年の、平成18年4月を目標に新市の統一的な格付けを行いたいというふうに思っております。公共事業という市民の税金を使つての事業で、市としても精度の高いものをつくる義務を負っておりますので、業者の技術力や経営規模、さらには地域性を考慮しながら適切な格付け、指名を行っていききたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 格付けの問題ですけれども、これは共通した問題としてはですね、県の能力審査、経営審査があるわけですね。これに基づいてやっぱり4市町村業者をですね、平等に評価をするということにならざるを得ないと思うんですけれども、その点はどういふうにお考えでしょうか。まずお伺いをしたいというふうに思います。

それから、先ほどのご答弁ですね、今年の入札は最高の落札率が99.7%、平均97.5%、大体80%、85%以上ならば、これは大体談合だと。この係数から見ると、ほとんどが談合ではないかと、こつういふうにも思われるわけです。いろいろ私も業者の方からお話を伺います。特定の有力業者が采配をふるって

落札業者を決めておると、こういう風評もですね、伺うところであります。また、その裏には設計業者が暗躍をするということもですね、ちょいちょい耳にするわけです。したがって、このようなですね、談合を防ぐと、透明性のある契約をですね、やっていくという点で、私は次の問題を提起して、ご見解を承りたいというふうに思います。

まず、今、予定価格を公表していると思うんですけども、これは何のために予定価格を要するのかと。予定価格を基準にして談合すれば、すっといくわけですよ。だから予定価格の公表をやめたらどうですか。そしてそれぞれの業者がですね、自分の自力でやっぱり積算をします。そのことがやっぱりそれぞれの業者のですね、育成にもつながるわけで、与えられた予定価格でですね、その何歩引きという関係でですね、入札をするということではですね、一向にその発展がない、進歩がないというふうに思うわけです。したがって、予定価格の公表を取りやめたらどうかと。そして業者自らが積算をして、自分の責任においてですね、入札をするということが求められるのではなからうかというふうに思います。

それから、もう1つはやっぱり指名のあり方、これはなかなかですね、難しいわけですよ。やっぱり行政側で業者をピックアップして、この事業には、この契約にはA・B・C・D、この業者を指名すると。どうしてもですね、そこにその完全なですね、透明性、平等性というものがあるのかないのか。これはなかなかわからんわけですよ。また、その指名委員会の議論の中身というのは公表されないということですね、透明性に欠けるわけで、私はやっぱり一般競争入札というものを原則にしてですね、一般競争入札で行うべきだと、このように思います。それで、一般競争入札した場合にその小さな業者がですね、こめやられるという問題がある。これをどうするのかと。ここではやっぱり条件付きの一般競争入札と。業者は菊池市内に限定をすると、あるいはこの工事についてはランクを付けて、Cランク、Dランクを入札の対象にすると、こういうふうなですね、条件付一般競争入札という方法を採用したらどうかというふうに考えておるわけです。だからこの場合に、やっぱりランク付けがその平等性を求める上で県が行っておる経審のランク、経営審査のランク、これを基準にしてですね、ランク別にAクラス、Bクラス、Cクラスというふうなランクを付けたらどうかと。最近経営審査も、県の方も大変やかましいんですよ。行政書士は参加できますけど、書類は私たち税理士が書いて、私たちが全部書いて持って行くけれども、税理士は入れんと、行政書士でないとかだめと言われるほど厳格ですけど、中身はどうか知りません。いろいろなことがあるようですけども、そういうことで、しかし県ですね、やはり権威あるランクですから、点数ですから、これを基準にして指名のランクを決めたらどうかとい

うことを考えておるわけです。それからもう1点、契約金額を議会が承認をするわけですが、今まで町村においては5,000万円を基準にしてですね、議会承認を求めておったということだと思っんです。市の方は1億5,000万円なんですね。ですから、今までその郡部と言ったらおかいしいけど、町村の場合ですね、5,000万円以上は全部その議会の審査、議決が要ると。したがって、わざわざ5,000万円以下にすな、分割して契約するという、そういうのもちょっと耳に入るわけですけど。しかしですね、せっかく今まで町村は5,000万円で議会の議決を求めておったと。手間暇ちょっと要るけども、執行部は。今後ですね、旧菊池市を含めて5,000万円以上は全部議会の承認を得ると、こういうふうにしたらどうかと。そしたら、議会もそれを承認しておれば、もしも万々いろいろな問題が、事件が発生した場合は議会も応分の責任を負わにやいかん。執行部の責任が軽減されるわけで、大変いい制度だというふうにも思うわけですけども、いかがでございましょうか。

それから、これは小さな問題ですけども、建設協会が各地にありますね。建設協会に加入しておるかどうかが、これによってですね、指名を与えるかどうかと、こういう事例も時々あるようですけども、本来的にはそういう区別、差別があってはならんと。お互いに経営審査の能力審査を受けて点数をもらっておる以上はですね、その点数に応じてやっぱり契約能力があるわけですから、そういう協会加入の有無ということも指名の条件にしてはならないと、こういうふうに思いますがいかがでございましょうか。

それから、今すぐとは申しませんが、近い将来にはですね、電子入札制度に切り替えたらどうか。全くもうそれぞれがですね、コンピュータを使って電子入札で入札をしていくと。談合する余地もないと、こういうふうな状況をつくれればですね、かなり透明性がある。そして、それぞれがやっぱりそれぞれの資格において、自分の責任において入札をするならばですね、当然に落札金額というのも97%とか、98%でなくてですね、70%とか80%、こういうふうになってくるわけですよ。そうするとやっぱり、今、すべてのこの議会でも議論になっておるように、経費節減という点でもですね、大いに貢献できる、こういうふう思うわけで、経費節減してその姉歯みたいなすな、ああいうボロなビルを建ててもらっちゃ困るわけですけども、これはやっぱり私は国の責任と、民営化、民営化と言って何でんかんでん民営化と。人間の命に関わる問題まで民営化すると、これはけしからんと私は思うわけですけども、私はそれを防ぐ意味ではですね、やっぱり行政側に計算能力のある職員をですね、十分に配置すると。そして、できあがった工事については、検査の段階で、あるいは中間検査の段階でですね、それらをチェックし

て、不正腐敗、あるいは手抜き、これを防止していくと。そして、立派なですね、安く立派な工事をしていくと。しかもそういうことで業者も儲かって、地域経済に貢献できると、こういうふうなシステムをですね、創り上げていただきたいと。こういう点で、私の見解を述べておきますので、それらについて、それぞれ執行部のご見解があればご答弁をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、第1点目の県の経営能力審査を採用してはということでございますけれども、先ほど申しましたのは発注方法を旧4市町村の発注の仕方で行っているということでございますので、ランク付けにつきましては県の経営能力審査と市の独自のランクを付けておりまして、それを合わせたものでランク付けをいたしております。

次に、予定価格の公表につきましては、旧4市町村とも平成13年度前後に事前公表制度に移行しております。この予定価格の事前公表は、確かに仰せのとおり落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があるということも指摘されております。しかし、現在ではほとんどの県や市町村がこの予定価格の公表に踏み切っています。この背景には、発注元として予定価格を探ろうとする不正な働きを防止し、入札の公平を示すためにそういった負の要因にも勝っているとの判断からと考えております。今後も予定価格の取り扱いに関しましては、国・県の公共工事の指針を見ながら適切に対処をしていきたいというふうに考えております。また、一般競争入札についてでございますが、業者指名を巡る疑惑を生む余地がないということの利点がございしますが、入札までの事務の繁雑などもあり、現在では特殊な工事や特定額以外での入札はほとんど指名競争入札が行われております。指名競争入札でも適正な数を指名すること、指名入札過程での適切な監視体制の強化、さらには指名・入札結果の公表など、様々な工夫により業者の競争力を高め、適正な入札の実施は可能だと考えております。

次に、議会承認の契約金額を5,000万円に引き下げることにつきましては、現在市が工事の契約にいて議会の承認を得る必要があるのは、先ほど議員申されたとおり、地方自治法によりまして1億5,000万円となっており、本市にもこれに基づき実施いたしております。工事の予算そのものは緊急性を要する突発的な災害等を除き、大半が議会の承認を得て実施いたしております。この議会の承認を受けている工事を担当課が発注し、入札を行い、契約を締結するわけですので、あとは指名業者の選定が問題になってくるかと思っております。しかしその選定のために指名

審査会が設置され、入札の結果及び過程につきましてはすべて公表事項でございますので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の法規制に沿った行政サイドの適切な運用により、現在のままで何ら問題はないと考えております。また、協会に入っている、いないということで指名する条件に入るかということでございますが、指名の条件には、いたしておりません。

次に、電子入札の運用についてでございますが、現在県と熊本市が一部の入札で実施いたしております。現在、県の音頭で県下ほぼすべての市町村が来年度から共同開発費を負担することで話が進んでおります。本市でも早ければ2、3年後には実施したいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問になっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時44分

第 5 号

1 2 月 8 日

平成17年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成17年12月8日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(56名)

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君

24番	山	瀬	義	也	君
25番	本	田	憲	一	君
26番	栗	原	康	敏	君
27番	渡	邊	康	雄	君
29番	青	木		積	君
30番	坂	田	公	弘	君
31番	野	口	和	夫	君
32番	牧	野	洋	一	君
33番	松	本		登	君
34番	森		俊	二	君
35番	中	原		泉	君
36番	松	本	隆	幸	君
37番	坂	本	正	弘	君
38番	石	本	利	治	君
39番	上	田		巖	君
40番	水	元	征	雄	君
41番	東		政	孝	君
42番	中	山	和	幸	君
43番	工	藤	恭	一	君
44番	木	村	末	弘	君
45番	岩	下	満州子	さん	
46番	笠		愛一郎	君	
47番	中	原		繁	君
48番	出	口	サチコ	さん	
49番	荒	木	建	令	君
50番	境		和	則	君
51番	森	田	精	一	君
52番	福	島	利	徳	君
53番	工	藤	道	昭	君
54番	甲	斐	健	彦	君
55番	北	田		彰	君
56番	外	村	國	敏	君
57番	久	川	知	一	君
58番	徳	永	隆	義	君

59番 横田輝雄君

欠席議員（3名）

2番 倉本義雄君

4番 二ノ文伸元君

28番 栃原茂樹君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事係 長	城 主 一 君
議事係 参事	吉野 幸子 さん

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
助 役	村上 建二 君
収 入 役	高本 信男 君
総務部 長	緒方 希八郎 君
企画部 長	村山 隆 君
市民部 長	木下 儀郎 君
経済部 長	岡崎 俊裕 君
建設部 長	石原 公久 君
菊池総合支所 長	城 直輝 君
七城総合支所 長	平野 國臣 君
旭志総合支所 長	稲葉 公博 君
泗水総合支所 長	井手 政寛 君
建設部総括審議員	松岡 隆 君
企画部首席審議員	友田 豊和 君
財政課 長	川上 憲誠 君
教 育 長	田中 忠彦 君
教 育 次 長	北村 榮一郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局 長	中村 鉄男 君
水道局 長	後藤 定 君

監査委員事務局長
農業委員会事務局長

山 口 正 司 君
五 島 千 秋 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

河島秀逸君。

[登壇]

（河島秀逸君） 皆さん、おはようございます。今日は12月定例議会一般質問の最後の日でございます。最後の日のトップバッターとして質問の機会を得ましたことは、北田議長に深く感謝しております。

では、質問の許可を得ましたので、先に通告しておりましたとおり一般質問をさせていただきますが、今日まで各議員の先生方からご質問がありましたので重複する点多々あるかと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。執行部の答弁は、適切・明確にお願いいたします。質問に入る前に一言述べさせていただきます。今年の3月22日に4市町村が合併して9ヵ月が過ぎました。約1年になるうとしております。福村市長におかれましては、日々市民の幸せと発展のため頑張っておられることを高く評価するとともに、深く敬意を表します。今後はますます福村色を出して、成果の上がる施策をもって福村市政を進めていきたいものであります。どなたが市長をやられても問題はあります。福村市長、自分の与えられた任期を信念を持って頑張ってもらいたい。また、合併した市政においては、各町村からの問題を引きずった多くの問題と新たな問題が多く山積していると思われませんが、できる限り早急に問題を解決していくことが市民への信頼につながっていくものと思っております。合併には市民の意見に賛否はありましたが、一応スタートを切ったわけです。素晴らしい市になるよう4市町村の市議員がお互いに協力をしていきたいものであります。来年の5月には市議員の選挙が控えておりますが、その選挙の結果で新の菊池市の方向性が見えてくるものと思われれます。私は、市議員

となり改めて市議の重さを感じました。旧菊池市におかれましては、政争の激しい地域であったことを肌で感じ、今日の今日を政治が市民を抱き込み発展を妨げてきたのも事実でございます。今後は小異を捨て大同を取る考えで、過去の政争を引きずらず合併した旧4市町村が発展することを考えていくことが市会議員の使命ではないでしょうか。使命と責任の違いを申しますと、使命とは自分が果たさなければならぬ役目であり、責任とは自分が引き受けてしなければならない努めと述べてあります。このことでわかるように、議員は当然ながら使命を持って努めなければならないと思っております。また、来年政治倫理条例が施行される予定になっておりますが、倫理とは人として守るべき道、道徳と述べてあります。この精神を守ることが当たり前であり、当たり前のことができない議員や職員が増えてきた証でもあろう。旧市町村では政治倫理条例はあったようですが、旧泗水町においては倫理委員会が一度も行われなかったようです。何のための政治倫理条例か、疑いたくなるようです。政治の倫理もあるが、職員の倫理も欠如しているようだ。いずれにせよ前に述べたように、来年5月の市会議員の選挙において、将来の進むべき菊池市の方向性が見えてくるものと思われまふ。そのためにも、金のかからない選挙で政策論争のできる議員の選出をする市民に期待したいものです。議員は4年に一度市民に審判が下されるが、職員は市民から審判されることはないが、職員も危機感を持ちながらいついかなるときもリストラされるかわからない状態であることを肝に銘じて、市の発展に努めていただきたいものであります。

ここで一般質問に入らせていただきます。職員の評価と削減の取り組みについて質問いたします。今回の市町村合併は、行財政の効率性と将来への地方自治体の基本となる合併にするのが目的ではなかったか。そういう意味で、職員の削減はある程度の実施をしなければならなかったのではないかと思います。一般的に職員を減らすことは難しいが、減らすための政策を考えてもよかつたのではないだろうか。合併することは言うまでもなく、国からの交付税削減と財政確保のために、職員はもとより各市町村長や三役等の数を減らすとともに、市の職員を減らす、また市の職員を減らすことに取り組むことではなかったか。いわゆる行財政改革のチャンスであり、行財政運営の見通しを立てるのが本来の姿ではなかったでしょうか。

11月30日から本会議が始まり、代表監査から一般会計への報告によりますと、主な財政指数では減税補てん債及び臨時財政対策債を經常一般財源などから除いた經常収支比率が95.8%と90%を超えているとの報告がありました。この比率については議員皆様にご存知のとおりでございますので割愛させていただきます。この数字が高くなることは財政の硬直化が進んでいる証でもあります。このことから、歳出においては今後旧市町村の慣例にしたがい、合併のスタイルのまま歳出サ

ービスの水準を続けた場合には、経常収支比率の改善は不可能であるということが明らかになりました。このことから、組織改革と合わせた効果的な人員配置と職員の削減を含めた人件費の抑制、施設の統廃合、各種補助金及び分担金などの大幅な一律による早急な見直しが必要であります。決算に付された各種会計全般でも、一般会計繰入の減額や使用料等の改定など、歳入歳出を通じた構造の見直し、収支未済済の減収や滞納防止のための組織の見直しを含めた収納業務の効率化が求められているようであります。以上のことを検討すれば、新市建設計画策定や行政改革の実行にあたっては、将来に向けたビジョンが必要であります。そのためにも、事業評価や政策評価を行うことが大事であります。また経費についても予算編成の段階から今一度原点に戻り、真に必要性があるかどうか、また同時に費用対効果についても検討することが大事ではないでしょうか。国の三位一体の財政改革が一段と進展すれば、財政状態が毎年厳しくなり、地方自治体にとってもその存亡が問われる事態も生じてきます。合併した4市町村が創意工夫し、新市計画に基づき精力的な市政運営に取り組みなければならないと思っております。合併した時期であるからこそ、容易に改革できる行財政改革を行い、市民の立場に立ち、効率的かつ有益な市政運営と執行を具現化し、合併したからこそできる新市、菊池市づくりになるようにしていただきたいものであります。このようなことから、職員の削減についても執行部の答弁は10年での職員の削減計画や新市計画ではすべて合併後に徐々に検討していくとの答弁であったようですが、職員の削減も定年退職を待つことで職員を減らすことは誰にもできることではないか。合併して10年の特例債による行財政運営では10年持たない合併ではないだろうか。道州制の論議はあるが、この合併が100年の体系にふさわしい思い切った行財政改革を行うことが大事ではなかったかと思うわけでございます。今、市の職員を見渡すと活気、活力の差が伝わっております。一部は頑張っておられる職員もおられますが、せっかく能力のある職員や発想のある職員がいるにもかかわらず、それを引き出すリーダーがいないのか、また職員が遠慮しているかのように見える。役職の昇級も基準がないため、合併という名の下に進級した職員がおり、一部不満の声があったようです。全国のある市町村では、積極的な取り組みが見られ、職員の能力や実績を評価し、職員同士お互いに切磋琢磨することで、職員の能力にあった適材適所の配置や個々の能力を引き出すことが、引いては行政サービスや市の発展につながっている自治体もあるようでございます。岩手県滝沢村では、村長が課長昇級に対し、職員の投票で課長を決めるユニークな昇給制度が採用されているようでございます。裏を返せば職員の信頼関係が強くなり、部下が上司を見ての評価であり、部下から尊敬される上司であり、働きがいのある職場との裏付けでもあります。また、埼玉県志木

市では2004年4月1日、人口6万7,000人に登録した市民公益団体、いわゆる行政パートナーと呼び、これらの団体に対し専門性・地域性等に鑑み、その団体の特性を生かすことができる分野に市の業務を委託することとしている。そして、志木市地域自立計画2003年2月、職員の行っている業務行政パートナーに委託することで、2002年4月1日付けの職員620人を20年後に約半分の310人まで削減するとしています。将来は職員を100人以内で自治体運営をするという目標でございます。これは、地方自治法及び地方公共団体の一般職の任期付けの職員採用に関する法律の一部改正する法律が平成16年6月9日、法律第85号が成立し、平成16年8月1日から施行されております。この改革の趣旨は、任期付けの採用の拡大等及び任期勤務体系の多様化、2、計画的な人材の育成、3、人事行政運営における公正性・透明性の確保、4、人事委員会、公平性の起用などの充実とされております。このような取り組みにより、職員の削減にもつながっていくのではないのでしょうか。このようなことから、職員は自ら何をすべきか、また職員を取り巻く環境の変化は何を意味しているか、このことを職員自身の立場から考えると、キーワードは自立と責任であると思われます。また、改革派の職員、いわゆる反対派といえますかね、菊池市では、生かしたエンパワーをすることが自治体の活性化につながるものと思われます。職員のエンパワーとは、職員自ら意識を高めることであり、職員自ら努力しなければその効果は欠如する。職員のエンパワーに対しては組織的な取り組みが必要であり、市長を中心とする自治体が何をすべきかを論議することが重要でもあります。職員のエンパワーは、最終的には市民サービスの質を作用することにもつながります。このようなことから、市職員が市長を補佐する存在であることは変わりはありません。補佐のあり方は上司から与えられた任務を受動的に処理することではなく、むしろ積極的に市民の意向を捉えた上司に問題を提言していく能動的なものに変化しなければならないものと思われます。このような変化がない限り、市の発展はあり得ないと思います。先般2005年の10月27日に国家公務員の能力や実績に基づく新たな人事評価制度が明らかになりましたが、評価基準は能力にあたる職務行動、実績にあたる役割達成度の2種類でございます。評価シートで上司が摘記する仕組みですが、政府は来年の1月から半年間、中央省庁の課長補佐を対象に施行する。数年後には、全職員に広げた本格導入する方針です。直接給料や昇級には反映しないようだが、効果のある評価制度に向けようやく第一歩を踏み出したが、評価結果を本人に開示することはないが、省庁の判断に任されるなどと課題は残っているが、このような取り組む姿勢が大事ではないだろうか。国や県が行うからではなく、市独自で行っていただきたいものであります。また先般、新聞で賑わせた耐震強度偽造問題で建築基準法容疑で

姉齒一級建築士の告発によるマンションやビジネスホテルを設計施工した木村建設が倒産に追い込まれているようでございます。購入した住民は住まいを追われるなど、ホテル経営は解体をせざるを得ない状況になっているようです。幾重にも検査体制があったにもかかわらず、このように大事件になったわけでございます。このため、政府は被害者住民の拠点住宅の確保、転居費用や危険な建物の早期解体・撤去を支援するようでございます。このように、民間検査確認機関の不手際とともに、国と自治体の危機管理意識とチェック機能体制の不十分さが浮き彫りになったようです。このことから、チェック機能の強化の専門職の採用は必要に思われます。そこで、市長にお伺いいたします。従来の年功序列型による昇級ではなく、個々の能力、職員の能力を引き出し、活力のある職員を育成する秘策、また市独自の昇級制度や人事評価制度を導入する考えはないのか。それとまた、建築土木のチェック機能の強化のために、専門職の嘱託職員を採用する考えはないか、お尋ねいたします。

2番目、地域活性化についてでございます。市町村合併が進む中、各市町村を見ましても、今ひとつの商店街が元気でない、活力がない商店街に見受けられます。商店街が活力、元気があればあるほど、各自治体は活力ある元気あるまちになるのと同じでございます。そのため、各市町村もあらゆる手段を考え、地域活性化のため試行錯誤されているとは思われますが、菊池市においてはどのように取り組んでおられるでしょうか。新聞では政府の見解は少し景気が回復の基調にあるとの発表であったが、まだまだ地方経済は厳しいものがあるようです。菊池市も今年3月22日、合併してよちよちのスタートをしましたが、地域から見て足を引っ張るのではなく、小異を捨て大同を取る由縁から、人が住みたい、人が集まる魅力あるまちにするのが大切ではないか。しかし、菊池市の商店街を見ましても、シャッターが下りている店舗が多いようでございます。また、合併された旧各市町村の商店街も厳しい状況であるようでございます。市の活性化のため、島根県雲南市吉田町では、たまごかけご飯の発想から、醤油とご飯とたまごの三点セットで全国に発売するなど、インターネットを駆使した事業展開もなされております。全国たまごかけご飯、またシンポジウムなども開催し、全国から2,500から3,000の愛好者が参加するなど、画期的なまちおこしをやっているようでございます。またスポーツ拠点づくりとして、地域再生を推進するものでございます。全国大会の規模を開催し、地域活性のために事業に取り組んでいる都道府県もあるようです。例えば青森県青森市がカーリング高校選手権、富山県では、富山県氷見市では全国中学生ハンドボール大会、静岡県袋井市では全日本ジュニアエアロビクス選手権、兵庫県伊丹市では全国高校長刀選抜などを実施し、地域の活性化のために行っているよう

でございます。地域の人たちや商店街の人たちもまちに活気が戻ってきたと好評のようでございます。この事業は、財団法人地域活性化センターからの依頼でございます。スポーツ拠点づくり推進事業の一環として、地域再生を目的とした事業でもあります。事業内容としては、助成金は原則として毎年1件につき500万円、承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入については、初年度費用の負担が含まれる。場合によっては1,000万円以内であるとしてあります。また、助成機関としては、開催継続として10年間を限度とする。ただし、必要とされた場合は更新できるとあります。その他、支援事業の補助金としては、日本財団笹川スポーツ財団での事業制度があるようです。このように活用する助成金制度はいくつもあります。このようなことから、菊池市は武道の盛んな市でもあります。剣道日本一を多く輩出し、学校では過去に泗水中学、菊池南中学、最近では総務部長の娘さんであります緒方有希さんなど、剣道日本一になっております。また、空手の方も泗水中で日本一になっているようでございます。その他、過去にも数多くの個人で日本一になった剣道の名選手が多く輩出している市でもあります。このような点から、剣道を中心とした全国規模の大会の開催を考えることが必要ではないでしょうか。さらに国際都市菊池を目指す観点から、国際大会の誘致をすることも考えることが地域活性化になるのではないのでしょうか。人吉の錦町では丸目蔵人の剣道7段の全国大会が行われております。全国でもメジャーになった大会になっています。錦町もこの大会を機に活性化したようでございます。このような観点から、春の武道フェスティバル、秋のスポーツフェスティバルを菊池市で開催することで人気が集まり、商店街や旅館組合も潤い、ひいては菊池の名声上がるのではないのでしょうか。開催する会場も合併と同時に旧市町村の体育館や運動場、サッカー場等、素晴らしい施設を利用することができると思います。また、市総合体育館も剣道大会を年間数多く行っておりますが、夏の開催時は暑いためクーラー設置も必要だと思われる。体育館施設充実を図っていただきたいものでございます。これはクーラー設置することで、大会のみならず多目的会議にも利用される付加価値が付いてくると思われ。そのことで外部の誘致も増えてくるのではないのでしょうか。このことを実施することで、文教のまちにふさわしいまちづくりとか、環境のよいまちづくり、スポーツ武道の盛んなまちづくり、また国際交流を基本とした国際大会の誘致のできるまちづくりなどの発想が考えられます。地域の活性化のために施策はたくさんあると思われ。執行部におかれましては、このような重要な取り組みについて課長決裁止まりになっておりますが、執行部のやる気のなさが疑われます。地域の活性のためにあらゆる方法を考えて取り組んでほしいものです。ここで教育長にお伺いします。このような重要な文書が来ているにもかかわらず、どのような

取り扱いで決裁されるのか。また地域活性化対策として今後どのように取り組み、意気込みが感じられないが、どのように考えておられるか、お伺いいたします。また、商店街の活性化対策として、スポーツ拠点づくりとした地域活性化のため、全国大会規模のスポーツ武道大会を開催する考えはないか、お伺いします。

3番目、国際交流の取り組みについてでございます。今年の4月から国際交流が発足しました。合併前の4市町村での国際交流を引き継ぎ、国際交流が行われている状況でもあります。菊池市におかれましては、韓国・中国との交流が盛んに行われているようでございます。韓国につきましては、ノービザの取り扱いで観光客も増え、韓国では評判もよく、ノービザの期間延長の声も聞かれます。私は数年前、ハンガリー、ブルガリアに空手の指導で行ってまいりました。日本の武道は文化であり、日本武道の愛好者が多く、日本にあこがれている子どもたちが多いようです。会場にはブルガリアの日本大使の福井大使もおいでになり、激励をいただいた次第でございます。旧ソ連からの配下で十数年前に独立し、自力で復興のため頑張っている国でもあります。大使の話によりますと、国土も広く人間性もいいとのこと。現在はEUに加盟し、今後は国際的にも経済発展が期待される国でもあり、ますます発展が望める国であるとのことで、交流を進めた経緯があります。また一方、イギリスでは日本の政治の原点で、議会制民主主義の発祥の地でもあります。教育の原点でもあり、環境もヨーロッパの中でも進んでいる国でもあります。イギリスの法案が決定後、数年後にして日本の国の法案になるなど、政治の先進国でもあります。政治的にも勉強になる国と思われ。このように先進国との交流が今後は必要になってくるのではないのでしょうか。現在行われている中国もそれなりによいと思いますが、欧州との国際交流も視野に入れ今後取り組むことが国際都市を目指す菊池にとっては重要に思われます。私なりに国際交流とはどんなものか、今までどんな事業をしてきたのか疑問に思い、自分なりに考えてみると、今までやってきた国際交流は政府や行政の名ばかりで、あまり成果が上がらない国際交流ではなかったか。表向きの補助金代の交流ではなかったかと思えます。ただ一部の交流が成功した例もあるが、幾ら交流しても真の交流にはならなかったのも事実であります。その例に、旧市町村での韓国との姉妹都市を結び交流したが、教科書問題や韓国問題等で交流が解消になり、交流がとぎれたケースがあるようでございます。国際交流も政府間同士の解釈の違いでトラブルはあるが、それを乗り越えていくためにも民間からの交流が一番ではないだろうか。民間からの盛り上がりで行政と一緒に取り組むためにも、早期に国際交流協会が必要に思われます。また、世界情勢が変わり国際交流のあり方も考えなければならない時期ではないでしょうか。国際交流においてメリット・デメリットはあると思うが、将来的な国益

につながるような交流をしなければならないと思っております。そのためにも、民間同士の交流で子や孫につながる次世代への交流をするとともに、お互いの国の歴史を学ぶことで真の交流につなげることが大事ではないか。歴史を学ぶことで、その中からどうすれば真の交流ができるか、おのずと答えが出てくる。このことから、国際交流から国際貢献につながっていくことを期待するものでもあります。また国際交流をベースに実用的な英会話を推進するためにも、独自の外国人英語教員を採用することで、その国とのつながりが強くなり、相手国の内情を把握できることも考えられる。なぜなら、現在行っているALT外国人教諭も助成金付きの県が斡旋する外国人教員は期限付きであり、行政からの斡旋のためその場限りの教員で、その後交流は全くなく、その教員の生まれ育った祖国の伝統の文化など教えることさえせず、与えられた期間任務を遂行するのみになってしまうためでもあります。そのようなことから、維持的な交流に留まってしまい、大変残念に思います。芦北町では、助成金に頼らないまち一般財源からの持ち出しで独自の外国人、ALTを採用し、素晴らしい教員が来てくれるとのことでございます。まち独自で採用しているため、その教員は英会話の事業のみならず、地域に密着する気持ちが強く、住民との交流も盛んに行い、日本文化にもとけ込もうとする姿勢があり、好評のようでございます。また、本人が生まれ育った芸術文化を日本の子どもたちに日曜・祭日を利用し指導しているようでございます。現在、国際交流が設置されておりますが、よちよち歩きのスタートではございますが、全国の町村にない菊池市独自の国際交流を推進することで、世界に開かれた菊池を目指していただきたいものがございます。そこで市長にお尋ねいたします。国際交流の意義と国際交流の今後の取り組みをどのように考えておられるか。また、国際交流の基本は民間の活力と行政の協力が大事であると思われるが、そのため国際交流の交流協会の設立を早期に立ち上げる必要があると思うが、いつ設立するのか。それと、外国人観光客の宿泊に対する助成は考えておられるか、お伺いいたします。

4番目になります。公共工事に伴う入札指名についてでございます。合併して1年が過ぎようとしております。合併に伴い、新市建設計画の下、社会資本整備の充実から道路や生活排水や公共下水道工事が合併特例債や国・県の補助事業で進められ、素晴らしいまちづくりへ一步一步前進しているようでございます。しかし、新庁舎の建設についてはまだまだ時間がかかるようございますが、新庁舎の建設についても十分論議をし、メリット・デメリットを市民に十分に説明できるようにし、将来の菊池市の発展につながるよう考えていただきたいと思います。そこで、合併前の市町村では各公共工事に伴う指名入札制度がありました。電気工事、建設工事、公共下水道工事、道路改良工事など幾つもありますが、例えば建設

業界の中も業種があり、土木を専門とする業者が土木と建築業の登録をし、土木業社が建築をする仕事を取り、また土木と建築と両方にわたり指名を受け業務を行ってきたのが現状でもあります。旧市町村でもこのような公共工事の指名に対し、市民からの反発の声が強かったのも頷けます。なぜなせ、書類上の手続きにより、現場での業務実態は把握せず事業を行ってきたのではないか。例えばあるまちの住宅建設に伴い建築を請け負った業者が、専門業務が土木の上、書類上の手続きにより、ある業者に事業を丸投げという形を取り建設したのではないか。また、専門業は土木なのに、それ以外の指名を受けるのはおかしいのではないかと住民の反発の声もあったようです。また、能力審査に伴いA・B・Cランク付けというのがあるようです。ある工事を発注するとAランクの中にBランクを数社入れたり、Bランクの中にAランクを数社入れたり、Cランクの中にBランクを数社入れたりするなど、何のためにランクを付けたのか全くわからない状態でもあります。能力に合わせたランク付けであり、ここに従業員を雇用した会社を営んでいると思われま。一部の会社では従業員を持たず、指名され、年間数千万円の工事を行っている業者もいるとの噂も聞いております。私は各会社は従業員と年度年度による能力審査による裏付けがあるのだから、トラブルのないよう行政がしっかりとした公正平等を頭に入れ、お互いの生計が成り立つよう指名しなければならないと思っております。来年度2006年4月1日付けで政治倫理条例が施行されますが、これは本来なくてもいいのであります。しかし倫理観の欠如により、つくらなければならない現状に至っているためであります。誠に悲しいことでもあります。本来は国会議員や県会議員にあってしかるべきであり、今回の定例議会で提案され施行されるのが不思議なぐらいであります。上のレベルが低いと、地方議会がもっと悪くなるのは当然でしょう。子が親を見て育つのと一緒ではないだろうか。考えてみれば、県内や旧市町村でも町長や県議職に就いておられた兄弟・親戚が直接工事を携わっている業者が多かったようです。それをみすみす見過ごしてきた住民のモラルの低さにあったのではないか。最近になり、やっと住民が目覚めたようでございます。住民の目がレベルアップすることにより、よい自治体をつくることにつながっていくものと思われま。またある情報によりますと、公共工事の指名で指名されていない業者があるとか、またされていない業者があったようでございます。さらには、同じ業者が何本も指名されているとの声があったのも事実でございます。ある指名に対してこの情報によれば、職員に親戚がいるとのことで入札指名に便宜を図ってもらえると業者が自慢げに言ったことも事実であるようです。このように政治の倫理観はもとより、職員の倫理観もしなければならない。疑えばきりはないが、中立公平の立場に立ち、まともな業務遂行することが本分ではないでしょうか。現

在考えてみると、公共工事が減少するため、地元業者が倒産することも考えられます。地元企業の育成面から、市以外の業者指名を見直す必要があると思われる。また指名については、公平に指名することが必要と思われるが、どのように指名をしているか疑問でもあります。合併して公共工事による入札指名が各町村ばらばらなため、いろんな問題が生じているのも事実でございます。できることなら、合併時に整理し、公平な入札指名制度にすべきではなかったかと思うわけでございます。そこで建設部長にお尋ねいたします。現在の指名制度を業務分別にし、1種1業、代表者は重複を認めないとし、入札制度を改める考えはないか。また、地元企業の育成面から市以外からの業者指名を業種別に指名する考えはないのか、お聞きします。

さらに、ランク付けに見合った指名はどのように考えているか。また、政治倫理に伴う議員の倫理観もさることながら、職員の倫理観に対してどのように考えておられるか。それと、今後発注される建築、菊池東中学校改築工事の部分発注はどのように考えておられるか、お伺いします。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、まず1点目でございますけれども、行政ニーズが複雑・高度化・多様化している中で、公務員が住民の期待に応え、真に市民本位の良質で効率的な行政サービスを提供するためには、それにふさわしい任用、給与等の人事制度を構築し、運用していくことが重要な課題となっております。そのような中で、国の国家公務員制度の改革に伴い、新たな人事評価システムの導入が求められております。その人事制度の見直しの中で、大きな流れとなっておりますのが年功から能力、実績主義への転換でございます。これまでのような在職年数を基準とした昇任昇格に替わり、能力や業績の適正評価に基づく人事配置や能力・職責・業績を適切に反映した給与制度の構築が必要となってきております。本市におきましても、そのような現状を踏まえるとともに、地方自治を担う多様な人材の育成・確保のため、新たな人事制度の構築を目指していきたいと考えております。

次に2点目でございますけれども、専門職の採用という形の質問がございましたが、今回の合併効果のスケールメリットの大きな1つといたしまして、専門職の採用が挙げられると考えます。今後、将来的には職員採用にあたって専門職の採用を考えていかなければならないというふうに考えておりますし、先ほど議員仰せのとおり、建築確認の業務につきましても、現在本市におきましては一級建築士が2名

おります。しかしながら、建築確認の業務におきましては県の業務でございますので、本市では現在行っておりません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 時間がないようですので、簡単に申し上げます。

武道の祭典をすることはということですが、していきたいと考えておりますし、議員ご質問のような武道が一堂に会しておこなうというのは他のところに例がありませんので、ぜひそういうことを協議、関係協会に協議しまして考えていきたいと思っております。現在でも剣道、あるいはママさんバレー等は全国的な、あるいは九州規模の大会をしておりますので可能性はあると思っておりますが、ただ武道が一堂に会して行うとなりますと、非常に大会運営経費にも、試合会場も競技役員も、スタッフも非常に確保が難しくなるかと思っておりますので、その点今後協議してまいりたいと思っております。

それから海外のスポーツ団体や国際大会の誘致につきましては、来年3月に2006国際親善テコンドー熊本オープン大会があります。8月には日本空手道連合会、空手道空心会60周年国際親善大会が当市で行われます。市といたしましても、会場設備の充実、備品の確保及び大会の成功に向けて協力してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

[登壇]

（河島秀逸君） 議長、ちょっとよかですかね。教育長、課長決裁で止まっとるわけですね。これについては、ちょっとお答えいただきたい。それとですね、市長さん、石原都知事が2007年にニューヨークマラソンに習い、東京国際マラソンとかシティマラソンを一緒に開催するとありますが、そういうような国際的にことは市長は考えてない。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） スポーツ拠点づくり推進事業のことだろうと思っておりますけれども、やっぱり各課の連携が必要だなということを感じております。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 国際交流の意義につきましては、地域経済の活性化によりますところの経済効果の拡大、あるいは地域づくりへの貢献、また諸外国との人的

交流によりますところの国際相互理解の増進につながるものと考えているものでございます。今後の市の取り組みにつきましては、現在菊池市が力を入れております韓国人ノービザ運動推進でございまして、このことにつきましては国内外に大きなうねりをつくり上げたと考えております。この運動を提唱し推進している菊池市におきましては、主に韓国や東アジアとの交流を考えています。国・県と連携しながら、ビジット・ジャパン・キャンペーン、いわゆるVJC、九州観光推進機構への事業に参入を図りながら、国際会議・イベント等の誘致、韓国・中国で開催されます国際旅行・観光展等へ積極的に参加しまして、菊池市をアピールし、1人でも多くの外国人観光客が訪れるよう誘致活動を推進してまいりたいと思っております。また国際交流協会の設立する関係ということですが、これにつきましては早急にできますならば平成17年度内に設立したいというふうなことで考えているものでございます。

3点目の観光客への助成ですが、現在菊池市が結んでおります姉妹都市・友好都市等の交流につきましては、一部公費負担をしておりますけれども、一般観光客への助成につきましては、現在のところ考えてない状況でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 答弁者は建設部長ということでございますけれども、指名審査の業務は総務で行っておりますので、総務部長の方からお答えし、旧泗水町におきましては。

[登壇]

（河島秀逸君） 総務部長、的確にさっと言って下さい。もういっちょありますけん。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 説明されたということですので、私の方から説明いたしたいと思えます。今まで何人かの議員さんから入札制度についてご質疑ありましたので、その中で1つだけランク付けの必要性についてでございますが、今までも何回もご答弁申し上げておりますように、適正に審査会の方で行うということでご理解をいただきたいと思えますし、あと1点だけ。職員の倫理観についてでございますけれども、地方公務員法13条平等の原則及び第34条で職務上知り得た秘密を守る義務が規定されております。これは、業者の選定についても当てはまることでありまして、職員に対する法の遵守は日ごろから厳しく指導いたしております。このようなことは絶対ないということをお願いしたいというふうに思えます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 河島秀逸君。

[登壇]

（河島秀逸君） 最後に建設部長にお伺いします。七城町のウォーキングトレイル事業で国土交通省の山鹿工事事務所の職員2人がウォーキングトレイル事業で異動されている事実を知っておられますか。先般から中原議員も指摘があると思いますけれども。

議長（北田 彰君） はい、質問時間が45分過ぎましたので、発言を中止します。終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時47分

開議 午前10時57分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 河島議員が大変熱弁されましたので、大変やりにくうございますけれども、おつきあいよろしく願いたいします。

毎年年末の忙しい中、大変寒くなりました。本日は菊池市民を思う心、そしてまた将来の菊池を思う心を持たれた59の方が座っておられます。それにですね、それにあと1人、一番菊池を思う方を加えれば60人になります。そのお一人福村市長に私の菊池に対する思いを申し上げ、質問したいと思います。通告にしたがひまして、市の活性化について、そしてまた児童の安全について、農業の振興について、あと1つあったですね、すいません、通告では出してありますのでよろしくお願いしたいと思います。

現在、日本の現状はと言いますと、大手銀行も不良債権処理が進み、大変な利益を上げるようになりました。また、自動車産業を中心に大手企業も業績が大変アップし、大きなこれもまた利益を上げるようになりました。株価も8,000円台から1万5,000円を超えるまで上昇してまいりました。都市部におきましては、地価も上昇に転じております。景気も都市部から徐々に上昇している状況でございます。つまりは日本の企業は高収益を基に今後設備投資が盛んになると思われまます。一方、地方におきましては県の財政など最悪でございまして、公債負担比率25%という、いわば県財政は火の車でありますし、まだまだ不景気から脱しない状

況にあります。各市町村は三位一体の改革によりますところの交付税の削減、また不景気等で税収が減り、大変苦しい財政になっていることは皆さんご承知のとおりでございます。しかし、各市町村においては、財政が悪いところと、また良いところに分別できます。財政がそれなりに良いところはどこかと言いますと、これ皆さんご存じのとおり、優良企業が進出し、人口が増えている。この近所で言いますと大津・菊陽などが挙げられると思います。また、若いサラリーマンが多く住んでいる分譲住宅などがあるという大津・菊陽・西合志などが挙げられると思います。特に大津などは、本田技研等の好景気により、税収が増え、不交付団体になりました。隣の町ですけども、本当にうらやましい限りでございますし、また素晴らしい見本にしなければならないと私は思います。やはりこのような状況の中で、私また考えますに、やはり優良企業の誘致は絶対必要だと思っているところです。そんな中で、菊池市は合併して人口は増えましたものの、財政等だんだん厳しくなっていくような気がしてなりません。11月に発行されました財政白書によりますと、これは皆さん何遍でも聞いておられるかもしれませんが、地方債残高は11億円増えました。273億円、基金残高は15億円減りまして54億円、また経常収支比率は前年の86.8%から88.3%に増えております。このような状況の中で、人口は合併して増えましたものの、高齢化率は高くなっていくと思われそうですし、若者の定住増もなかなか望めない状況でございます。工業・商業・観光・農業・労働所得等、好転はなかなか望めない状況にあると思います。そんな中で、我が菊池市の10年先、20年先、発展的要素があるかと考えてみれば、将来の菊池市が大変私は心配になります。また合併特例債でいろんな事業をやるのもこれはいいけれども、10年後合併特例債の返済のピークが来たとき、税収不足、歳入不足により、財政は悪化し、返済が重くのしかかってくるものと思います。現在の市政は、合併協議会を遵守し、市長さんが遵守をされ、一生懸命舵取りをやられております。そのような予算配分も組まれておりますと思いますけれども、何のために合併したのか、市民の皆さんの10年先、20年先の将来の豊かさ、幸せを求めての合併だと私は思っております。このまま行けば、現在は良くても10年先の活性化は見えない。市長の考えによって将来の菊池の姿が決まると思います。合併特例債は将来の活力ある菊池市をつくるための貴重な財源です。合併特例債を、これ皆さんしっかり聞いて下さい、各市町村の網引き的な施設、道路等、社会資本の整備に使うのも、これは必要でしょう。しかしここはひとつ百年の計ではございませんけれども、10年先、20年先を見つめ、みんな多少我慢してでも若者の定住増につながり、活性化にもつながり、税収増にもつながるような優良企業の誘致、これは企業誘致ではございません、優良企業の誘致が絶対的に必要だと私は思

っております。私は思っております。先の川口議員の将来の税収について、また松本議員の自主財源増について、緒方総務部長は歳入増を図るためには、人口増と企業誘致で経済の活性化が必要と申されました。誰でもわかっているんです。要は10年先の菊池を見据えてやるかやらないかだと私は思います。先行投資でございますので大変なことはわかっておりますけれども、前向きなるお考えをお願いしたいと思います。

さて、本題に入りますけれども、先日企業誘致戦略の勉強会に参加をいたしました。熊本県商工観光労働部次長の渡辺昇治さんの話だったですけれども、私は感動をいたしました。まだ道はある、県が出した3つのフォレスト構想と企業誘致戦略ということでございます。1つは、セミコンダクターフォレスト構想とはIT産業、半導体工場のことでございます。2つ目、ものづくりフォレスト構想とは、自動車産業のことだそうでございます。3つ目、バイオフィオレスト構想とは、バイオテクノロジー、旭志に化血研がありますけれども、そういったものでございます。これちょっと説明をさせていただきます。最近の誘致実績、大変不景気で誘致企業の進出は減っておりますけれども、2000年、2001年、2002年、2004年まで申しますけれども、県内の誘致企業2000年は14件、年を追うごとに10件、7件、7件と減っておりますけれども、2004年は17件と増えております。最近3カ年の地域別誘致件数は県の中央に集中しているということでございます。

次に、県の産業は製造業への依存度が高まる。製造業の依存度が実に4割、農林水産業の落ち込みに懸念を持っているということでございました。誘致企業の貢献度が大きい、大事なんだということです。全県下の生産額と出荷額と誘致企業と申したいと思っております。1985年1兆8,771億円、これは全県です。誘致企業が8,202億円、比率として43.6%でございました。これが2003年になりますと2兆3,867億円、全県で。誘致企業が1兆4,527億円、60.9%に増えております。伸び率にいたしましても、全県で127%、誘致企業で177%と増えております。従業員数はもうこれに似たようなものでございます。

次に、デジタル家電を中心に投資が堅調である、これは皆さんご存じのとおり、三菱電機、富士フイルム、NEC、ソニー、東京エレクトロニクスが進出しているところでございます。

次に、九州における自動車産業の台頭、これは皆様ご存じのとおり、福岡に日産が進出しまして、またトヨタが進出しております。そして新たに大分にダイハツが進出しております。熊本には本田技研が進出しております。この売り上げの予想と申しますと、自動車産業で1兆5,190億円、部品合わせれば2兆2,000億円

ぐらいあると思います。それが予想では、自動車部品合わせて3兆4億円、1兆2,000億円ぐらい伸びる予想になっております。日産自動車は41万台から52万台、トヨタ自動車九州が27万台から43万台となっております。

次に、熊本のバイオテクノロジーの優位性、これは皆さんご存じのとおり化血研などでございます。これはびっくりしたのでございますけれども、現在は1.3兆円の出荷額でございますが、2010年の予想出荷額はなんと25兆円と書いてあります。その次に、これは一番大事だと思っておりますけれども、県及び県関係の工業団地の状況、大規模な工業団地は残っていない。最低でも10haの土地は必要だと言われております。その10ha以上の造成をしている企業、団地を持っている箇所は1カ所、八代外港工業用地、これが10.3町を持っております。あとは小さく2町、3町、6町とか、そういう小さい工業団地があるそうでございます。1カ所しかない。

次に、これからの企業誘致戦略、最近の進出事例から何が必要か。緑や水に恵まれた熊本に立地しているというだけで企業の環境イメージがよくなる。今年進出しました富士フィルムは、阿蘇の外輪山のその自然環境のイメージがいいということで菊陽に進出したそうでございます。熊本への進出と同時に、熊本の大学と提携関係を構築、熊本の進出と同時に地元企業、大学、県庁、産学官連携グループの設置を計画、このように学校との連携が必要というふうなことを謳っております。また、これは私余り知りませんが、書いてありますから言いますけれども、補助制度の拡大、これはですね、すべての分野、投資額500億円以上、かつ新規雇用100人以上に関しては、最大20億円の補助をやると県が言っているそうでございます。

以上が、あと1つですね、それでその渡辺先生がおっしゃいましたことは、熊本県の北部は福岡でトヨタ、日産などがやるから部品とか何かの下請け工場はかなり増えるのではないかと。それから、県中央部はIC関係、半導体の企業はかなりまた進出するのではないかと。それからバイオもおもしろいよというようなことを言っておられました。

以上が3つのフォレスト構想と企業誘致戦略でございます。1つの質問でございますが、この3つのフォレスト構想と企業誘致戦略と、また優良企業の誘致について市長はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

続きまして、菊池は文教の里であります。市長は文教教育にはなかなか熱心でございます。将来の菊池を背負ってくれるであろう子どもたち、少子高齢化等、子どもたちは日本の宝であり、この菊池においても宝物であります。そのような子どもたちの身体と生命を市としても守っていく義務と責任があると私は思います。そん

な中、坂本議員が質問されましたが、広島、栃木の少女他殺事件もあります。両事件とも下校中の事件でございます。市として不審者、変質者等の危険箇所の点検と1人で下校させない学校側の対応と通学路付近の地域住民挙げての取り組みが必要になると思いますが、市としての対応をお伺いいたします。また、通学路に関しましてももう1点、私どもの家から学校に行くには、元村地区と高村橋を下りた高島の交差点2カ所が大変危険な通学路であります。七城地区にもほかに危険箇所がありますが、他市町村にもこういった危険通学路が多々あると思います。大事な子どもを守るという観点からしましても、変質者対策と危険通学路対策の2点に対して点検調査をされ、市としてどのように対処されるか質問をいたします。アスベストや学校施設のことに関しては、省かせていただきます。

第3点目に、農業所得安定対策大綱が10月27日に決まりましたが、地域の農業を担う集落営農に関しましては、将来の菊池の農業振興において大変大事になってくると思います。地域営農に関しましては限部議員が詳しく質問されましたので、視点を変えて質問いたします。まず、集落営農は幾つかの集落を1つの地域、1つの組織にし、その組織を協働で作業し収穫をするというわけでございますが、その地域をまとめること自体が非常に大変だと思います。その集落営農を、何十という集落営農を組織していかなければならず、しかも減反・転作・大豆・裏作・麦の作付け、また中山間地等の補助金絡みも生じてまいります。市として早急な対応が必要と思いますが大丈夫なのか、期限内に体制が整うのか、心配でございます。これを質問いたします。またそのためにも、この市においていち早く見本となる組織をつくり、その組織をモデルに進めていった方がよいと思いますけれどもいかがですか。質問いたします。

最後に、これまで各市町村の境界線は、町の中心地は整備されても町村の境界線は垣根のごとくお互いに整備がなかなか進んでいない状態だと私は思います。さすがに国道においては垣根はありませんが、私の七城を例に取りますと、県道におきましては、本田議員も質問されましたけれども、県道植木インター線を考えますと、菊池市から野間口までは歩道が、立派な歩道が付いています。また七城も中心地は歩道が付いていますが、間所から野間口、七城と菊池の境界線は整備ができておりません。また、県道菊池菊鹿線では、七城の工場団地から隣の泗水・田島の町境が極端に狭くなっております。これはほんの一例だと思います。各市町村境にはほかにもこういった箇所は多々あるのではないのでしょうか。合併して垣根がなくなった今、各市町村の境界線の道路を市として調査対応が必要だと思いますが、お伺いをいたします。

最後に、極端な例を出しますと、七城と泗水の町境で蘇崎地区と田島地区がござ

います。その一本の路線で、元七城の町道125号線ですけれども、七城地区の方が大半を利用されております。途中までは七城の道ですので、今では町道が市道になっております。しかし、泗水地区では七城の利用者がありませんので農道のままでございます。そしてまた、未だに未整備で、かなり荒れております。七城の中での一本の路線なら、もう立派な市道のはずでございますけれども、こういった例は他市町村にも多々あるはずでございます。このような理由で、農道のままある路線は市道に格上げして整備すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。質問をいたします。合併をした今だからこそ垣根を取り払い、他市町村との交流、そして産業の活性化を整える市道・農道の整備が急務と思われれますが、質問をいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず、1点目の市の活性化についてでございますけれども、議員ご承知のとおり、本県の工業振興ビジョンとしまして先ほど申されました3つのフォレスト構想がございます。その1つ目としましては、2003年3月に策定されまして本年7月に改訂されましたセミコンダクタ・フォレスト構想で、本策の半導体産業の振興策を定めたものでございます。その目標達成に向けての戦略として、1点目が人材育成、2点目が地場企業の高度化、3点目に新産業の創出、4点目に研究開発、最後に誘致企業に対するアフターサービスと企業誘致の5つの戦略が計画されているものでございます。2つ目としまして、バイオフォレスト構想がございます。この構想につきましては、本年6月に策定されたもので、本県の高い研究開発力を活かし、医療・食品・環境の各分野におきましてバイオテクノロジーのより一層の振興を図ることによって、関連産業の高度化と集積を促進し、経済の活性化と安心・元気・快適な暮らしの実現を図るもので、本構想におきましては、医療・食品・環境を支える産業が主要な対象分野となっておりまして、医療と工業の連携、農業と工業の連携等が重要であると考えられているものでございます。各大学、各研究機関等から生まれます研究成果が構想の推進によりまして新事業の創出をさらに促進するものでございます。3つ目としまして、ものづくりフォレスト構想でございます。この構想につきましても本年6月に策定されたもので、製造業の基盤的な技術を高度化させて、自動車産業などの九州の機械工業の拡大への対応をはじめ、本県のポテンシャルを活かした事業展開によりまして、競争優位性を確保し、活力ある熊本を実現するものでございます。目標達成の戦略としまして、1点目が人材の強化、2点目が技術力の強化、3点目が経営基盤の強化、4点目が

ものづくり産業の集積の4つの戦略が立てられているものでございます。県の工業振興ビジョンに基づく本市の対応ですけれども、セミコンダクタ・フォレスト構想では、企業誘致戦略として情報発信と情報収集、既存の工業団地への企業誘致と大規模工業用地の確保が掲げられています。半導体関連企業の誘致にあたりましては水を多く必要とすることや、空港への交通アクセス、大規模の工業用地が必要なことから、市におきましては川辺地区が適していると考えています。現在、県が進めています半導体関連の大規模工場の誘致のための工業団地の整備についても、引き続き川辺地区をアピール、要望してまいりたいと思っています。また、バイオフォレスト構想につきましても、本市川辺工業団地に立地しています財団法人化学及血清療法研究所、いわゆる化血研ですが、製造工場増設工事を実施しまして、第一期工事が去る10月7日に竣工したところでございます。同研究所においては、今後増設工事が予定されているものでございます。また同研究所の近隣地が工業立地法によりますところの工場適地とも指定されています。最後に、ものづくりフォレスト構想につきましても、その戦略の中で輸送機器関連企業を中心とした企業誘致の強化が掲げられていまして、輸送機器関連企業の誘致にあたりましては、先ほど議員おっしゃったとおり、九州北部に自動車産業が生産拠点を増やしていまして、工場の立地条件として、道路輸送に適した地域が求められています。本市におきましては、植木インターチェンジから近い林原・蘇崎工業団地、あるいは田島工業団地が適地と考えられます。以上のように、本市におきましては県が進める各フォレスト構想に対応した誘致のための候補地が存在してまして、今後とも県との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいりたいと考えています。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 児童の安全についてでございますけれども、広島、栃木の事件を受けまして、登下校の安全については最大限努力を続けているところでございますが、お尋ねの通学路につきまして早速先日再点検を指示しまして、確認をしたところでございます。このように常時情報を入れながら危険箇所の把握に努めておりますし、また危ない場合には道路管理者及び関係機関との連携を図りながら改善をする計画であります。防犯灯につきましても、既に防犯灯の設置の要望が数件ありますが、設置費や電気使用料、維持管理費の問題がありますが、地元地区や関係課と相談しながら設置に向け努めてまいりたいと思います。この問題につきましても、もはや学校だけでは限界がございますので、保護者・地域を巻き込んだ対策が必要と思われれます。現在行っています防犯パトロール及び子ども110番等の充実

を図りながら、今後は登下校中の監視役として散歩をされている方や農作業をされている方、あるいは商店主等に協力を得ながら安全対策を考えていきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。坂井議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。集落営農組織につきましては、先日来隈部議員さん、山瀬議員さんにもお答えを申し上げておりますので、重複する部分については割愛をさせていただきます。

集落営農のメリットとしましては、機械の共同利用による低コスト化が見込まれます。また高齢農業者や兼業農家を含めた構成員による十分な話し合いの中で、意欲・体力・気力、個々の役割に応じた参加ができ、集落内の活性化にもつながるものと考えております。市といたしましても、生産コストの低減や効果的な土地利用を図るため、地域や集落での話し合い活動を進めながら、これまで取り組んでまいりました中山間地域等直接支払制度の活用や圃場整備実施地区内での組織的な活動がなされている先進的組織を旧市町村ごとにモデル組織として選定し、地域の実情に即した多様な生産組織の育成を推進する必要があると考えております。今回の品目横断的な経営安定対策の対象品目であります麦・大豆は転作作物でもあり、集落単位における転作の推進と共同機械利用等の事業の推進も合わせながら、本市としましても県・JA等との関係機関と連携を密にし、より積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 旧市町村境の市町村道の整備につきましては、市町村合併によりまして市の区域が拡大するとともに、それまで旧市町村がそれぞれ管理している道路を一括して管理する必要が出てきております。ただいま議員さんからご指摘いただきましたように、幹線市町村道が新市全体で見ると蘇崎・田島地区の境の件も含めまして不整合が発生いたしております。十分認識いたしております。このため、菊池市内の市道につきましては、新市全体の視点から見直すことを目的として、幹線市道見直しを本年度コンサルに委託しているところでございます。それによりまして、市道要件に照らしまして不整合の修正等を行い、広域的な視点に立ったアクセスルートとしての路線の整備に努めてまいりたいというふうに思っ

おります。また県道の改良につきましては、今後、菊池振興局と十分協議しながら、地域の皆様のご要望に添った形での改良を県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 最近は、誘致件数も増えております。また先ほども申しましたとおり、大規模な工場団地は余り残っていないと。以上の点を考えられ、旭志の川辺地区は大変素晴らしい条件が整っていると私は思っております。先ほども企画部長おっしゃられましたけれども、空港が近い、33haの広大な土地がある、イメージが阿蘇山麓、菊池山麓、菊池溪谷といったようなイメージが大変いい、また水質もよく、量も豊富だ、国道325号線4車線の道路もある、土地も安価である、高速も近い、高校も近くにたくさんの労働者の高校もたくさんございます。このように、このような条件面から考えますと、川辺地区などは最適だと私は思っておりますが、市長、いかがでございますか。魚が来たから、企業話が来たから、魚が来たから魚を追っても逃げられると私は思います。ここはまず、最適地に網を張り、魚が来るのを待つのも一つの手段かと思えます。今の状況下ですね。

それから、県へ菊池市の職員さんがまめに足を運ぶことも大事だと先生はおっしゃっておられました。そのとおりだと思います。一番大事なのは、首長であります福村市長がなるべく足を運ばれて、企業誘致の挨拶回りをしてもらうが一番素晴らしいと思えますけれども、市長も多忙でございますので、職員の方に頑張ってもらわなければなりません。そういう意味からいたしまして、将来の菊池を考えますに、企業誘致係だそうでございます。私は、県庁に、私は企業誘致係と言って名刺を持っていてもですね、いまいち相手にされない。私は企業誘致部をつくるべきだと思います。人員はそんなに要らないんです。肩書きが必要だと思います。私は菊池市の企業誘致部の何々ですというような肩書きが絶対必要だと思います。県に足を運ぶにも、企業に足を運ぶにも、部長の名刺が必要だと思います。それから、将来の菊池を考えるに、優良企業の誘致が私は一番大事と思っております観点上、企業誘致部長は職員の方で一番優秀な方になるべきと私は思います。そういった考えがあられるのか、市長にお伺いをいたします。

それから、渡邊議員もおっしゃいましたように、やはり法人税ですね、法人税が高いから日本から中国に企業が逃げたというような話もあります。やはり企業が入ったの物種でございますので、法人税を下げるというものの検討してはいかがでしょうか。

以上、よければもう最後かもしれませんが、市長にお伺いをいたします。
よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 坂井正次議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

優良企業を誘致をするための一つの素地を準備しときなさいということでございます。またその係については、相当の人を配置すべきではないかということですが、本市の企業誘致につきましては、旧菊池市において初めて企業誘致係というのを設けまして約3年余、しっかりと頑張っており、本当によく菊池市の企業誘致係は回ってくるということで、県庁の中でも、また県議会の方でもそういった議員の方々の評価も受けたところであります。しかしながら周囲の状況はそれを許さず、今日まで実績らしい実績としてなっておりませんが、言われたように人的な一つの網を張って今日まで努力をしてきているということの上に立ちまして、合併に基づき引き続き企業誘致係というものを6月1日付けで企画部の企画振興課内に企業誘致係を新設をいたしまして、合併でとぎれていたこの誘致係に職員2人を配置をしたところでございます。ご指摘がございましたように、その課、あるいは部の設置につきましては、現在のところはこの誘致係の状況をひとつ的確に捉えながらどうしていくかということでこの努力を待ちたいと、このように思っております。大規模な工場、あるいはまた企業の誘致というものは、ご指摘のとおり非常に雇用の確保になりますとともに、そのことが直接、間接的に市民の所得の向上につながってくるという面からいたしましても、本市の税財源の確保につながるものだと、このように評価をいたしたいと思えます。しかしながら、既に今申し上げますように、魚は待たずして網を張れということでございましたが、もう3年か4年ぐらい七城町でも蘇崎に網を張っておられた、網が、魚が一匹もかかりません。また、田島工業団地という網を張りましたけれども、これもなかなか魚がかかってくれません。そこで、このようにして市として川辺地区、それから工業団地としては田島地区ということで2団地を抱えていることはご案内のとおりでございますが、この2団地というものが20haほどございますものですから、このことについて非常にこのこれを早くなんとかこの自動車産業、ものづくり産業が活発になってきているということで、ぜひこのことをひとつ工業団地の販売の促進、企業の誘致に努めたいと、そのようなことによって、財政の状況が何とか回復ができるということでございますが、経済状況が厳しい、その中でも株価が上がってきたぞということと幾分か経済の好転が見られるけれども、県行政が大変厳しい状況にあるというような将来の予測についても厳しさをご指摘をいただいておりますが、そういうような

状況の厳しい中で新たなるまた投資を持っていくと、網を張るということは、大変このリスクが高いということもございまして、県の方が直接工業団地をつくるということの中で、最終決定はまだなっておりませんが、第2の候補地として川辺地区が指定を受けているということで、候補地になっているということでございますので、このことについて、特にIT関係については、川辺について第2の候補が第1に浮上しますように、あるいはまた第1候補が早く決着が付けば第2の候補地に、さらに第2の企業誘致団地をつくるというのが県の姿勢でございますので、この件について川辺の地域の皆さん方、また地元議員の皆さん方にご協力をいただきながら、そのことがいつでも受け皿になれるような状況として環境の整備を進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 今までなかなか不景気ですね、企業もなかなか進出もして来なかったけれども、状況は大分変わっていると思います。話も大分増えていると思います。菊池市の将来の活性化は、福村市長の企業誘致施策に係っていると私は思います。どうぞ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。お疲れでした。

休憩 午前 11時39分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 気合いを入れていきたいと思っております。

商店街の活性化、観光客の倍増を公約に挙げておられる市長の公約に関することでもありますので、よろしくお願いいたします。また、本日の新聞に載っております三池議員の記事で、考えておりませんと言われれば私の質問はそこで終わります。私の場合は、検討いただく項目ですので、そのところはよろしくお願いいたします。

それでは、1問目の質問に入りたいと思っております。大型店対策について質問いたし

ます。県内において大型店の相次ぐ出店により、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。私を感じますところ、現在の状況はオーバーストア、もう店があふれている状態です。地場の中小企業者が悲鳴を上げているのも事実ではないでしょうか。人口が多く多様な消費者を抱えている大都市と違い、私たちのまちにおいては1つの出店でまちが変わり、それまでのまちづくりのソフトやインフラを含めたハード面が意味を無くすほどの力を持っています。現に他では現実となっています。また、採算が合わなければさっさと撤退するのも周知のとおりです。また、私たちの地域に進出して周辺を衰退させ、都合が悪くなると撤退するのではたまりません。一度壊された地域の再生は難しいのではないのでしょうか。現在、必要十分以上の店頭があり、これ以上必要ないのでしょうか。地域の消費者の方々にとっても、どれだけのメリットがあるのでしょうか。地域が衰退し、住む魅力がなくなるようであれば、何にもならないと私は思います。このことについて、市は危機感を、危機意識を持っておられるのでしょうか。市にお伺いします。大店立地法がある以上、法律を超えた条例等ができないのは十分理解をしていますが、私たちでできる限りの対策は必要ではないのでしょうか。このことについて、市にお考えを聞きたいと思えます。

次に、下水道事業について質問いたします。先日、川口議員からも触れていただきましたが、旭志地域の下水道事業についてお尋ねします。旭志総合支所管内においては、平成17年度から合併浄化槽の導入に取り組み、毎年45基分について補助金を交付し、本年3月の合併までに補助した数は260基になり、全戸数に占める割合は18%となっております。特にホテルの生息する周域においては、水質浄化に対する理解も深く、設置数は33%と3戸に1戸の割合で整備されているのは周知のとおりです。このことは、旭志総合支所管内において合併浄化槽に対する理解も深まり、同時に住民の生活排水の適正処理及び水質浄化に対する意識が高まっていることが伺えると思えます。北部4市町村合併に伴い、新市建設事業計画の中で農業集落排水事業の構想があると聞いております。現在、旭志総合支所の人口動態を見た場合、微減ではありますが人口は減り続けており、そのほとんどは若者であります。つまり、少子高齢化率を加速させる結果にもなっているところです。少子高齢化に歯止めをし、熊本空港に近いことや工業団地には36の企業が活動していることなど、地理的条件が整っている管内の人口が流入するためにも、この事業はぜひ必要であります。地域の活性化にもつながるとも思えます。しかし、合併浄化槽の導入については、執行部はもとより議会としても賛同し積極的に取り組んでおり、先ほど述べたように住民の理解がやっと得られたところです。そこで質問いたします。現在まで取り組み、実施した住民に対する対応がどのように考えておら

れるのか。具体的に言えば、浄化槽の取り壊しに係る経費は誰が、どのように支払っていくのかお尋ねします。また、合併浄化槽の現在までの申請件数はどれくらいになっているのか。その申請者に対する事業はすぐに実施されるのか。その場合、下水道事業が計画されているので、その対応について質問いたします。

次に、交通網の整備について質問いたします。旭志総合支所管内での熊本市までの公共交通機関は、旭志泗水線、旭志熊本線、旭志合志線の3路線があります。このうち、特に利用している路線は旭志泗水線がほとんどであります。泗水で一時下車したあと、菊池熊本線に乗り換えていくことになります。行き先によっては、西合志町御代志で下車し、そこで熊本電鉄に乗り換えていくことになります。また、旧菊池市、旧泗水町の住民も、直接は熊本までのバスに乗車できますが、御代志から熊本市内までは毎日渋滞しているところでもあり、快適な通勤通学と言えない状況にあります。今、熊本電鉄では、熊本市電と連携し直接市内の中心地に乗り入れるLRT計画もあると聞いております。LRTとは、直訳すれば軽鉄道交通です。鉄道を使った新しい交通システムです。走行システムは市電と同じで、速度が速く、輸送力はバスや路面電車と地下鉄の中間程度で、低床式で老人にも優しく、環境にも優しい新しい交通です。このLRTの先進地は広島です。海外では、ドイツが先進国であります。このLRTは、より早く、渋滞することなく目的地に着くという本来の公共交通の基本に立ち返ることです。このLRTが実現されれば、菊池市民が渋滞に巻き込まれることなくスムーズに目的地に着くという利点があり、ひいては環境汚染防止にも貢献することができます。そこでお尋ねですが、以前は熊本電鉄は熊本市内までの路線がありました。昨今の経済事情で路線が短縮され、現在に至っております。この合併に伴い、新庁舎建設が花房台に計画されておりますので、将来を見据え、できるなら熊本電鉄のLRT計画と合わせて菊池市まで延長する考えはないか、お尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 中山議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

郊外部において大型店の出店は、市民の消費生活における利便性の向上、あるいは新たな雇用の場の創出などの側面もございますが、周辺の中小商店や商店街には大きな影響を及ぼし、単に商業分野だけの問題に留まらず、高齢者、障害者を含む地域で暮らす人々の生活に関わる重大な事柄であると認識をいたしております。また、近年は外資系を含め市以外の資本によります小・中規模店舗やコンビニ、ドラッグストア等の進出も相次いでおり、地場資本のスーパー、専門小売店の閉店、

衰退に拍車をかけている状況でございます。大型店の立地につきましては、国の規制緩和の流れの中で、従来の大規模小売店舗法、俗に言う大店法によるものですが、大型店と周辺商店との商業上の利害調整から、大規模小売店舗立地法による出店に伴う周辺生活環境への保持へと大きく政策が緩和されたところでございます。先にNHKの12月6日でしたけれども、NHKのクローズアップ現代で大型店進出についてということで特集があっておりまして、その中でその理由の1つとして、今言いましたような国の規制緩和の問題や土地余りの問題、あるいは不動産投資ファンドの進出といったものが上げられております。この不動産投資ファンドにつきましては、資本家が不動産ファンドを通じまして大型スーパーに出資するという形になっておりまして、大型スーパーがその利益を通じて投資家に配当金を出さず、投資ファンドが中に入って配当金を出すという仕組みだそうでございます。水戸市の例が挙げられておりましたけれども、先ほど議員がおっしゃっておられましたように、スクラップアンドビルドという方式でどんどん売れないところはこう閉鎖し、次の新しい店舗に移っていくという方法が採られるということで、非常に大きな問題であると考えております。現行のまちづくり三法、都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法の下では、経済の原則に則った形で大型店の出店規制は難しくなってきております。このような中で、国におきましてはまちづくり三法の見直しも視野に入れた大型店問題が議論をされておりました。熊本県でも大型店に対する立地の段階から地域の信頼関係を構築するよう、また開店後も持続的に地域貢献を果たしていくよう要請する旨のガイドラインを作成中であると聞いております。このように、大型店に対抗する活性化策がなかなか見あたらない状況であります。本市としましては、現在新市合併を記念しまして地域通貨「一会」を発行しております。市民の一体感、連帯感の創出と地元での買い物運動や地産地消を進め、地域外への消費者の流出防止を図り、地域経済の活性化を願っているものであります。この地域通貨が地域活性化の一つの起爆剤となるようPRに努めていきたいと考えておりますし、いずれにしましても地元商店街が大型店とは異なる魅力とイベント等の開催によりまして、地域の賑わいを創出し、地域文化を伝承するなど、地域コミュニティの核としての機能を高めていくよう支援してまいりたいと考えております。また、本市の自然・文化・歴史・観光施設など、本市を訪れてくださる観光客をいかに商店街に回遊していただくか、関係機関と協議を進めながら、共に安全で快適な買い物の場としての商店街づくりを様々なまちづくり事業等を含めながら、連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 旧旭志村におきましては、生活排水処理対策の検討がなされまして、村全域を個人設置型合併浄化槽で整備する方針を決定し、平成12年度から補助制度を設置し、その推進が行われてまいりました。現在、管内1,540戸のうち約300基が設置済でございます。しかしこの制度で推進した場合、個人の負担も大きく、また個人の申請に基づくものであり、事業がなかなか進まないことから、合併後におきましては他市町と同様に地理的条件に合わせて農業集落排水事業と市町村型個別合併処理浄化槽を併用して事業を推進することとなっております。ご質問の農業集落排水事業の区域内でこれまで設置された浄化槽の取り壊し費用及び接続費用は誰が負担するかということですが、原則としては個人が設置された浄化槽の取り壊し費用及び接続費用また加入分担金については個人負担でございます。しかし、ご指摘のように、既に旧旭志村の補助制度を活用して多額の個人負担をして設置された方が多数おられます。この方々にさらに負担をお願いして加入を促しましても、なかなか加入が難しいのではないかと推進上の問題もございますし、加入率が低くなりますと独立会計としての健全経営が難しい状況となっておりますので、その点につきましては今後十分に協議し、方針の決定をしてまいりたいというふうに考えております。また、現在までは年間45基を受付し、補助金を支出いたしてまいりましたが、どの区域を農集でするのか、またどの区域を市町村型の設置型でするのか、できるだけ早く判断をして、農業集落排水施設以外の地区におきましては、市全域を泗水・七城も含めまして、市全域を市町村設置型合併処理浄化槽で整備し、市民に不公平感がないようにしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） 3点目の熊本市へのアクセス関係についての質問ですけれども、熊本市中心部への交通アクセスの充実につきましては、通勤・通学者のほか、菊池市を訪れる皆様の交通手段の確保の観点からして大変重要であるということは認識しているところです。議員ご承知のとおり、本市と熊本市間の公共交通機関としましては、昭和61年2月16日に熊本電鉄株式会社の通称菊池電車ですが、菊池市隈府から西合志町御代志間が廃止されまして、現在は熊本電鉄株式会社の路線バス、熊本線のみが運行されていまして、先ほど議員の説明のとおり、主に富の原、七城、田島経由の3系統により本市と熊本市を結んでいるものでございます。現在、熊本電鉄株式会社におきましては、鉄道残存区間の西合志町、熊本市、

また熊本県、国及び沿線住民と協議を重ねながら、地域とともに地域住民のために、を基本的な考え方とし、鉄道事業のLRT化計画を進められておられるようです。ここで若干LRTという言葉につきましてご説明を申し上げますと、LRTとはライト・レール・トランジットと申しまして、軽い鉄道交通としまして軽鉄道交通と略される新しい交通システムでございます。現在のLRT化計画では、熊本市電の線路へ乗り入れることによりまして、JR熊本駅への直通運転が計画され、あわせまして西合志町御代志駅から菊池方面へ大池または辻久保まで延伸する計画も進められています。これによりまして、本市発着の同社のバスは、辻久保から御代志間の本市に一番近い電車接続駅まで運行し、その駅と熊本市との間は電車を利用することになるようです。乗り換えが発生しまして不便な面もございますけれども、本市はISO14001に取り組んでいまして、これからはこうした環境面に配慮した事業を推奨していくことも必要があると思っているものでございます。また具体的なサービス改善策としましては、辻久保から水道町までの所要時間がバスと比較しまして約20分間短縮されるほか、電車の運行時刻が現行の6時30分から21時15分までから、5時台前半から24時までへ拡大、運行本数につきましては現行の1日81本から1日当たり200本程度に増発、バスからLRTへの乗り換えについては、乗り継いでも初乗り運賃を発生させないなど計画されているようです。本市としましては、熊本市中心部への交通アクセスの充実を図る観点から、こうした熊本電鉄株式会社のLRT化計画の実現は望ましいものでありまして、その検討と合わせて菊池市から電車接続駅までのバスの運行便数が現行の熊本市方面行きと比較し減らないように要望するなど、利便性が損なわれないようお願いしたいと考えているものでございます。また本計画の中では、県北への観光ルートの創出ということも位置づけられていまして、観光アクセスについても期待を寄せているところでございます。あわせまして、熊本電鉄株式会社からは熊本市から菊池溪谷など菊池市の観光拠点を結ぶ定期観光バスを運行させたい旨相談もあっていまして、LRT化計画を含めまして菊池市の観光振興の一役を担っていただけるものと考えております。また、御代志駅から菊池方面への電車の延伸につきましては、現行の計画では大池、また辻久保となっておりますけれども、できる限り菊池市へ近づけた形で整備計画が出されるよう働きかけていく必要もあると考えております。いずれにしましても、熊本市への交通アクセスの充実は本市としましても重要な課題でありまして、熊本電鉄株式会社のLRT化計画について、その実現のためにこういった取り組みが可能であるかも含めまして、熊本電鉄株式会社また関係機関とも協議をしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今、お答えいただきましたけど、まちづくり三法が県議会でも話題になっております。現在商工会で夏祭りや花火大会など、市民のコミュニケーションの場となっています。大型店ができてイベントなどほとんど関係しません。市民の集う場所もなくなり、今でも空洞化しているまちがますます空洞化します。今、想定で話していますが、明日のことはわかりせん。県議会でガイドラインが議論されております。これも法的効力はありません。市におかれましては、あくまで想定ですので対応も考えていただきたいと思えます。流行語ではありませんが、あくまでもよい方向で、想定内ということになりますようお願いいたします。これはお答え要りません。

下水道事業について再質問させていただきます。構想ということで、計画年度はまだ定まっていらないようですが、先ほどの質問でも触れましたが、村あげて進めてきた合併浄化事業でもあります。地域住民については、共倒れが生じることが想定されます。いつごろから住民に説明していくのか、またそのタイムスケジュールは考えておられるか、お伺いいたします。また、実施にあたっては、地区割をされるのか、その場合当然同意率が高いところから実施というのは当然と思えますが、同意率の基準はあるのか。その基準を達成した場合には、すぐに取り組まれるのか質問いたします。

それと、L R Tについてちょっと要望ですが、L R T化ができ、富の原まで延長されれば、新庁舎と、またその周りにベッドタウン化というダブルの効果があると思います。新幹線ができ、新幹線から市電に乗り、L R Tに乗り、富の原まで延長されれば市長が掲げております観光客増が考えられます。西合志町では、町でもこの間住民との会議があったと聞いております。このL R Tの後押しを菊池市もする考えと先ほど聞きましたので、よろしくこのことに対してはお願いしておきます。

下水道のことだけ再質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 再質問にお答えさせていただきます。

ご意見いただきましたように、地域住民の方々に戸惑いも多いと予想されますので、農業集落排水処理施設がいいのか、それとも市町村型個別合併浄化槽がいいのかも含めて、事業効果が見込まれる小原、津留、伊萩、妻越、高永、伊坂地区の住民説明会を来年明けまして1月下旬からまず実施したいというふうに考えております。そして、住民の方々のご意見を十分に踏まえた形で、費用対効果も考慮し、ま

た議会議員の皆さん方のご意見も拝聴しながら、早急に方針を決定してまいりたいというふう考えております。同意率は申請事業のために計画区域内での100%の同意が原則でございますので、同意がいただけたところからできるだけ早く事業に着手したいというふうに考えております。なお、タイムスケジュールでございますが、まず地元説明会、それから同意徴集、調査設集、実施許可申請、そして工事着手というような形で、少なくとも3年の期間を要しますので、3年のタイムスケジュールを立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 最後に、市長に大型店と、下水道も答えれば結構ですが、LRTについて少しご意見をお聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 中山議員の方から私の方にご指名いただきましたが、大型店の問題というのは、本当に長年にわたりまして地域の中小商店の悩みの種としてありした。現実問題として、先ほど部長の答弁がありましたように、大店法ということの中において、なかなかこの地方自治体、行政としてこれに歯止めをかけるという状況には至っておりません。いずれにいたしましても、大型店もやはりこの市民の一人になっておられると、あるいはまた市民の多くの方々がまたその雇用の場になっていると。また利用者からすれば利便性も高いという側面もあるという観点からいたしまして、地元商店街とのひとつの共存共栄的な道をなんとか図っていくような調整をしていかなければならないと、このように思っております。

それから、旭志旧村地域におきますところの下水道の計画であります。この排水計画については旧村においては単独浄化槽でいくということで決定が見られ、そして今、中山議員のご指摘のように30%を超える方々が加入をされているということで、その方々について今、今度は農業集落排水に制度を変えて、システムを変えてやっていくということについて出戻りになってくるんじゃないかという不安を持っておられると思います。あとは、ただいま部長答弁にありましたように、年明けましてから説明会をして、果たしてこの農業集落排水が財政投資的に投資効果があるのかどうなのか、あるいはまたその個別浄化槽ということで旧村で行ってきたものよりも、さらに旧菊池市で行ってまいりました公設の個別浄化槽ということで、個人個人の負担が軽減される公共施設における個別浄化槽方式、この選択の中でこの選択肢は広がってきていると思いますので、そういうことを総合的に考え

て、住民説明の中で住民の皆さん方のご意見を受けながら方向を定めていければと、このように思います。

それから、熊本都市圏とのこの道路の整備の問題を絡めた一つの熊本電鉄さんのLRTのことでありますけれども、国道387号線、特に菊池熊本間については、私たちの幹線道路でございます。もちろん325号線もでございます。このような総合的な要にあります旧菊池市としての考え方として、平成13年私は就任をいたしまして、これは今道路財源の一般化の問題がありますけれども、この道路財源をなんとかこのうまく引き出すことによって、325号線の整備、また387号につきましても今のLRTと、さらにパークアンドライド方式という、そこまでいって、そこで車を置いて、そしてLRTに乗り換えていくという、そういう方向を考えていくと。願わくば、この道路特定財源をもって菊池まで延伸するという遠大な思いを抱いておりました。それについては、国と県の大変な政治的な判断と決断が必要になってまいりますし、それを仰ぐためのまた私たち行政としてのプランを持たなければならないということございまして、確か14年に国交省の方から人材の派遣をお願いいたしまして、今、松岡審議員がおられますけれども、2代目ということになります。このように国の方から人材を仰ぎまして、この道路の問題、アクセス問題等々について考えていきたいと、政策を立てていきたいという思いでやってきたところであります。しかし政治の状況というのは刻一刻変わっておりまして、熊本市の方がLRTの現実的な動きを見せ、また熊本電鉄さんとの連携が深まっておりますし、加えて西合志町が非常に近接する自治体としての人口というものから考え合わせまして、こちらの方が一番経済効率が高い地域であるということで、それを延伸する形で辻久保まではといった話が今出ているのかなと思っておりますが、これに加わって菊池市が何とかやるべきではないかというご指摘だろうと思えます。十二分にこのことにつきましては、また我々菊池市としてどうあるべきかということを考えていかなければなりません。それには応分のこの地方自治体としての負担が伴うということで、今申し上げますようにこの国の方の道路特定財源が一般財源化するということにおいて、大変厳しいものを感じながら、何とかいい方法はないかなという考えを今巡らせているところであります。今後におきましてもぜひまた議員の方から、中山議員のご提言なり、また議員の皆様方の方からご意見を承りながらこの問題について対処していきたいと、このように思っております。また、国道387号につきましても道路そのものについての利便性を高めなければ、到底今の国の財政状況等々から勘案いたしまして、これを4車化するとかといった方向は非常にこの長期的な次元においては考えられますが、中期的な次元においては考えづらい問題であると。今あるものをどう利用していくかという中での

この電車とバスによって乗り継ぎという形にはなりませんけれども、パークアンドライドという方式が一番いいのかなといったことを考えているということをお願いして、ご答弁に代えさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

議長（北田 彰君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよあと1人となりましたけれども、お疲れの中でありまして、ご清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

通告をしておきました順に従いまして質問をさせていただきたいと思っておりますが、その前に先般6月の定例会での一般質問時に竜門ダム等の関連ということで、湯水時のポンプのレンタル代等の補助の要望をさせていただきましたが、執行部におかれましては岡崎部長の指揮の下、今回初めて小災害復旧事業補助金として取り組んでいただきました。旧菊池市の平野地区、金峰地区、また旧七城町の甲佐町の3地区において、九州農政局等からのポンプのレンタル等も長期間になっておりましたので、地元の方も大変感謝されておられます。私からも心からお礼を申し上げ、今後ともこのような現実的な対応をさらにお願申し上げます。

それでは、まず合併後の農業関係の各補助金の状況についてお尋ねいたします。今回は、特に新菊池市の重要な基幹産業である農林関係事業の状況についてですが、この取り扱いについては合併協議会で十分協議され、国・県補助事業に対する新市の上乗せ率につきましては現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整するとなっておりますので、市としても合併後の補助事業の推進が図られていると思っておりますが、現在の状況を具体的にお示し下さい。

次に、西迫間寺小野線道路改築工事の進捗状況について質問させていただきます。この件につきましては、旧菊池市の平成12年6月の定例会、平成13年9月の定例会で質問、また要望を続けてまいりました。この校区は、特に小木地区に位置する一般廃棄物処理場の搬入路として車両通行の増により、地域住民に対して今まで29年間も迷惑を掛けております。市としても現在まで、まだ十分とは言えませんが部分的には改良が進み、住民の方々も大変喜んでおられます。特に西迫間校区につきましては、県営ほ場整備事業等の実施に伴い、地権者の協力により市道拡張が進んでおり、いよいよ西迫間集落内に着手する計画となっていくと思われませんが、現在の進捗状況をお示し下さい。また、寺小野集落内にも着手されておりますが、この校区の進捗状況につきましても合わせてお示し下さい。

次に、公共事業入札については通告をしておりましたが、甲斐議員、河島議員より適切な質問、また鋭い質問がなされましたので、何も言うことはありません。今

回、しかしながら今回3人も通告があったということは、それだけ今後の新菊池市にとって重要な問題であり、地域活性化のカギを握っています。執行部におかれましては、そのことを再認識し、地場産業育成に結びつけていただくことを強く要望いたしておきます。なお、公共事業入札については答弁は要りませんが、その分しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 木下議員のご質問にお答えを申し上げます。

農業関係の各種補助金についてということで、特に施設関係と機械関係のことにについてお答え申し上げたいと思います。合併前の旧市町村において、国・県補助事業への市町村単独の上乗せの補助の例は、各補助事業ごと、また施設整備、機械導入の事業内容ごとにそれぞれ単独の上乗せ補助のあり、なしがありまして、また単独の上乗せ補助がある場合においても、その補助率は様々でありました。合併後の国・県補助事業に対する市単独上乗せ補助につきましても、合併時の事務調整の中で合併前に事務事業手続きがなされ、本年度事業実施するものについては合併前の旧市町村の補助制度を適用することとされており、このような事業に限って市単独の上乗せ補助を行っております。本年度、この対象となる事業は国庫補助事業によりまして旧七城町において七城町特産品センターが施設整備する経営構造対策事業のハウスリース事業、総事業費が3億170万円でございまして、うち国費2分の1以内ということで1億4,366万5,000円、市費が4分の1以内で7,183万1,000円がこの対象となり、旧七城町の例によりまして4分の1以内の、先ほど言いました市単独の上乗せ補助を実施することになった次第でございます。そのほか、旧旭志村において、旭志農業機械利用組合による生産総合対策事業の防除用無人ヘリコプター導入、総事業費が1,058万8,967円、うち国費3分の1以内352万9,000円、及び旧泗水町において泗水富不耕起組合による畜産振興総合対策事業の飼料作用機械導入、総事業費が672万円、うち国費3分の1以内224万円がありますが、この2つの機械導入につきましては旧町村に単独の上乗せ補助の制度がありませんでしたので、単独の上乗せ補助は行っていない状況です。合併後に申請をされました新規事業につきましては、合併時の事務調整の中で合併後調整することとされており、本年度、平成17年度県補助事業の園芸産地活力強化対策事業により、JA菊池ゴボウ部会のマルチ張り機械導入、総事業費が1,504万4,400円、うち県費3分の1以内501万4,000円。次に、JA菊池旭志中央支所ニンニク部会の貯蔵用冷蔵庫導入、総事業費が172万6,2

00円、うち県費3分の1以内57万5,000円。同じく県補助事業、地域水田農業条件整備事業により、泗水永営農組合のコンバイン導入、総事業費が792万7,500円、うち県費2分の1以内364万1,000円。旭志農業機械利用組合において、田植機、コンバイン等の導入、総事業費が1,525万3,000円、うち県費2分の1以内、694万1,000円が新規事業として申請されたものであります。これらの事業において、機械導入に係る単独の上乗せ補助につきましては、旧菊池市において6分の1以内の単独の上乗せ補助の例がありましたが、他の旧町村においては旧七城町において過去にJA菊池が実施した飼料作機械導入についてのみ単独の上乗せ補助の例がありましたが、他の単独の上乗せ補助の例はありませんでした。このようなことから、ただいま申し上げました合併後の新規事業については、旧市町村間の均衡を図る上からも、市の単独上乗せ補助は行わないこととしたところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 西迫間地区につきましては、平成11年度から用地買収に着手いたしまして、平成12年度から工事に着手、今年度は95mを施工中でございます。また、集落内340mにつきましては24筆、16名、うち家屋移転補償が3件となっております、を予定しておりますが、平成16年度におきまして木下議員さんからも側面からのご支援をいただきまして、おかげさまで6筆1名の家屋移転を含む契約を行い、現在移転先での新築工事も行われているところでございます。平成17年度におきましては、9筆8名の契約に向け、現在交渉中でございます。今後平成18、19年度までに残りの用地買収及び家屋移転補償等を行い、平成20年度から工事に着手する計画であります。また、寺小野地区につきましては、平成15年度より工事に着手し、全体延長550mのうち平成16年度において160mを完了し、平成17年度で218mを施工中であります。残り172mを順次整備する計画であります。本市といたしましても改良に向け努力いたしてまいりますので、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

岡崎部長の答弁によりますと、農業関係の補助については、合併後新たに事業申請する事業については、旧市町村の均衡を図るため、市の単独補助は付けていない

ということではありますが、合併は私たちの住む地域をこれまで以上に将来に向かって明るく豊かなものにするために行われたものであり、先日も松本議員も触れられましたが、負担は低い方に、サービスは高い方に調整しますと住民説明会等でも何度も言われてきたことでもあります。特に合併協議会の中で、国・県補助事業に対する新市の上乗せ率については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整すると確認されており、本来であれば合併後も旧菊池市の上乗せ率を補助する必要があるのではないのでしょうか。今回、菊池地域ゴボウ部会 8 1 戸、マルチ張り機導入 2 7 台の申請において、園芸産地活力強化対策事業の市の単独補助はついておりませんが、旧菊池市の中には園芸新産地育成対策事業として平成 1 4 年度にゴボウ収穫機 1 4 台、受益者 4 2 戸、平成 1 5 年度にゴボウ収穫機 3 3 台、受益者 9 9 戸の事業申請を行い、県が 3 分の 1、市が 6 分の 1 の補助をしており、ゴボウの収穫作業効率の向上と労力軽減が図られ、市の基幹作物として、また日本一の産地としての存続が守られているのであります。今回は、合併後の農業関係の各補助金の状況について質問させていただいておりますが、合併は住民の不利益にならないことを基本として調整を図られなければならないのであります。合併前は補助があったのに合併後は補助がないということに対して、農家の方が理解できるはずがありません。私の地元もたくさんの方がゴボウを菊池市の基幹作物として生産販売に努力をされております。特に 1 7 年度は価格の低迷によって苦しい状況下であり、このようなときに市の補助が打ち切られるということがどんなに大変なことか、理解をしていただきたいと思えます。そこでお尋ねですが、市としての合併後の国・県補助事業に対する市の上乗せ率については、合併の基本理念に基づき負担は低く、サービスは高い方に調整する考えが今後あるか、お示しいただきたいと思えます。

次に、石原建設部長の答弁によりますと、それぞれの校区の進捗状況は大体理解はできました。現在、西迫間集落内の用地交渉済の部分の地権者については、石原部長からも言っていただきましたように、私も何回もお尋ねしてお願いをしておりますが、旧菊池市の用地担当の方が誠心誠意対応していただいておりますとのことであります。おかげで、先ほど説明がありましたように事業が推進しているのだと思われまます。しかしながら、担当者によっては地権者の方が不愉快な思いをしたとの意見も聞きましたので今後の心配をしておりましたが、1 0 月 1 日付けで建設部に用地課ができましたので安心をしたところであります。用地交渉は相手の立場になって行うことが基本であり、担当者の人生経験等も必要となってくると思われまますので、特に人家連立区域については今後の進捗にも大きな影響が出てきますので、慎重に対応をお願いいたしておきます。

次に、先ほども触れましたが、西迫間寺小野線につきましては、小木地区に一般廃棄物処分場が位置しており、西迫間から七坪を関係車両が頻繁に通行し、特に集落内は道路幅員が狭く、車の離合にも地域住民の方々は大変迷惑をされておられます。旧菊池市のときの建設部長の答弁では、地域住民の生活道路としての支障が生じているということで、現地調査を早急にやるとの答弁をいただいておりますが、現状はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 木下議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員が申されておりますように、負担は軽く、サービスは高くをキャッチフレーズとして併が進められてきたことと受け止めております。お尋ねの個々の事務事業につきましては、公平公正受益者負担の原則等も含めて対処し、旧市町村間の均衡を図る上からも、また新市に移行した今日において事業を取り組む上からも市単独の上乗せ補助は困難であると考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

建設部長（石原公久君） 用地交渉につきまして失礼なことがあったということのご指摘をいただいております。今後相手の立場に立って失礼のないように職員の指導を徹底してまいりたいというふうに思います。

それから、七坪の現地調査につきましては、早速現地調査を行っております。ご意見のように非常に狭い部分がございますので、今後七坪小楠野線の七坪地内の道路改良につきましては、西迫間寺小野線の道路工事が完了次第、計画に入りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 岡崎部長の方が、旧市町村の均等を図るためにもできないとはっきり言われましたけれども、本当に残念なことであります。特にですね、ゴボウ部会の皆さんが今非常にやる気を出していらっしゃる時に補助金をカットすることになっております。高齢化、後継者不足の問題解決のためにもですね、機械化一貫体系の確立を進めていかなければならない時期であります。昨日の中原議員の質問によって確認されました事業の工法を変更しただけで4,000万円程度の減

額になるとの建設部長の報告もありましたように、改めて各事業の精査をする必要があるのではないのでしょうか。今回の質問のゴボウ部会、その他の事業合わせて1,000万円程度であります。費用対効果、対象受益者、広域性、経済波及効果から見ても必要不可欠な補助であり、補正も含め再検討をお願いしたいところでございます。今後はさらに高齢化の進む中、機械化は特にゴボウについては日本一の産地を守るために積極的に取り組む必要があります、またこのような特殊な機械はほとんどが産地地域使用となるために高額となり、補助がなければ個人導入は難しい状況であります。いずれにしましても、今後は生産者の現状を十分把握し、説明責任を果たし、合併の基本理念に基づき負担を低く、サービスは高くを守っていただき、将来の農業に夢が持てるような対策をJAともさらなる連携を図りながら、国・県補助事業に対する上乘せ補助の実施を強く要望しておきます。

西迫間寺小野線は、七坪区集落内については、十分改良の必要性を認識していただいたと確信いたしました。いずれにしましても、市道西迫間寺小野線、七坪陣内線については、特に何度も申し上げましたけれども、一般廃棄物処理場が位置しているが故に、長い間迷惑をされておりますので、早急に改善する必要があります。市としても改めて再認識をしていただき、本格的な全面改良を強く要望いたしまして質問を終わりますが、農業関係の各補助金につきましては市長に対してゴボウ部会より要望書が提出されているとのことでありますので、市長の考えをお示しいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ゴボウ部会の方からの要望書ということでございますが、要望をいただきます前にもちょっとそのようなお話がございまして、本当に残念なことながらちょっと取り組めないということをお願いしておったんですが、要望書を改めていただきまして、関係者の方々にご理解をいただいたところでございます。先ほど部長の答弁にもありましたように、やはりこの菊池市が14年と15年の2カ年にわたって機械の導入に対する6分の1の上乗せがあったということでございまして、他の町村の中にはないところもあったと。それだけ菊池市の水田ゴボウに対して旧菊池市が産地化を進めてきたために14年、15年は他にないものをやはりこの上乗せをしてきたということでございます。しかし他にないことを今度は1年間、16年度が空いておりまして、新規にまた取り組むという形に捉えられて、そのことによって中断をせざるを得なかったということで、これがこの後につきましては、先ほど来ご指摘のとおり、各部門について、またいろんな議員の皆様方からもご指摘ありましたように、施策の全体的なひとつのチェックをして入れていくべ

きではないかというお話でございましたので、そういうものも十分考えていきたいと思いますが、今回につきましては要望に添うことができないということでお答えしたいと思います。

議長（北田 彰君） 次に、福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 皆様、大変お疲れだと思いますけれども、私がもう最後のトリですので、どうぞ端的に質問してまいりますので、今しばらくおつきあい下さいますようよろしくお願いいたします。

初めに、国外観光客の誘致のため現在行われている事業とその成果についてお尋ねいたしたいと思います。福村市長は、旧菊池市市長時代から修学旅行生のビザ免除制度を取り入れられ、韓国より修学旅行生が菊池市に宿泊し、菊池市観光の一躍を担われておられますが、その経過と効果、修学旅行で訪問した学校はリピーターになっているのか、お答え願いたいと思います。また、外国観光客に対してゆかたキャンペーンを行い、プレゼントされていると市民の間で話題になっておりますけれども、このゆかたキャンペーンを行うようになった経過と、このキャンペーンが菊池の旅館、ホテル、地域経済に与える効果はどのように現れているのか、お答え願います。

次に、国内観光誘致についてでございますけれども、9月議会の一般質問において坂井正次議員の質問に対しても答弁してございますが、再確認のため今までどのような工夫をされてきたのか、これからどのようにして観光客を増やしたいとお考えが、ご答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） まず第1点目の国外観光客の誘致についてでございますけれども、本市の取り組みとしましては観光客倍增計画、九州地区における韓国人ノービザ運動、また韓国人修学旅行生ノービザ運動、ビジット・ジャパン・キャンペーン、いわゆるVJICの展開等によりまして、外国人観光客誘致のため韓国・中国を中心に積極的に取り組んでまいったところでございます。特に平成14年の九州地域における韓国人のビザ免除を県の市長会、あるいは九州市長会に提唱するとともに、国の構造改革特区に提案してまいったところでございます。平成15年6月に日韓首脳会談におきまして、韓国人修学旅行生に対するビザ免除を合意、共同声明に盛り込まれたところでもございます。国は平成16年3月から韓国人修学旅行生限定のビザ免除措置を実施、7月にはビザ免除第1号としまして韓国慶州市の仏

国中学校から26名の生徒が菊池市を訪問して、交流会やホームステイを行い、交流を深めたところでございます。その後も忠清南道の大川、大きな川ですけれども、大川中学校から9名、本年度は11月に金堤市、旧泗水町の姉妹都市ですけれども、から22名の中学生が菊池市を訪問しております。また、来年ですけれども、平成18年1月には清原郡、きよはら郡と書きますけれども、より40名程度の中学生が本市を訪問したいと連絡がありまして、現在調整中でございます。このように、菊池市が提唱してまいりましたビザ免除に関しましては、韓国でも大きくメディア等で取り上げられており、知名度も上がりまして、今後は九州の菊池市、あるいは日本の菊池市として韓国からの観光客や修学旅行生の入り込み客が増加するものと考えているものでございます。また、国土交通省が平成16年度のビジット・ジャパン・キャンペーンの中核事業の1つとしまして、2005年2月によろこソジャパン・ウィークを設定しまして、集中的なキャンペーンを実施しております。目的につきましては、旧正月休みを迎える韓国と中国等からの訪日旅行者の増加と日本国内におけますところのビジット・ジャパン・キャンペーンの周知でございました。菊池市におきましても、ビジット・ジャパン・キャンペーンの一貫としまして観光協会、観光温泉旅館組合と連携しまして、浴衣の制作と菊池米400gを旅館・ホテルに宿泊されました外国人観光客を対象に抽選によるプレゼントを実施したものでございます。また、韓国・中国の都市から菊池市を表敬訪問されました皆様にも菊池温泉をアピールするためにお土産として贈ったところ、日本的で美しいと大変喜んでいただいております。2004年11月には菊池市におきまして中国広東省より旅遊、旅と遊ぶという字ですけど、旅遊局長を初めとする人民政府、市民交流団等を招待し、九州温泉交流シンポジウムを開催しまして、菊池温泉を大いにアピールしております。本年9月に開催されました釜山国際観光展には、昨年に引き続きまして参加をしまして、ノービザ運動の根元地菊池市として広くアピールを行いまして、観光賞という賞をいただいたところでもございます。また11月末には中国広東省広州市におきまして、第1回広東国際旅遊文化祭に県の要請もありまして熊本市、荒尾市とともに参加しまして、菊池市並びに菊池温泉を広くアピールしたところであります。今後の取り組みにつきましても、国・県と連携をしながらビジット・ジャパン・キャンペーン、九州観光推進機構等への事業に参入を図りながら、韓国のソウル、釜山、中国の広東省で開催されます国際旅行観光展等へ積極的に参加をし、新聞・雑誌への広告掲載と九州の中心でありますところの菊池市、菊池温泉をアピールし、1人でも多くの外国人観光客の誘致活動を推進してまいりたいと思っております。なおリピーター等につきましては、今後学校等とも相談しながら、また菊池国際協会ですか、そういったものも立ち上げ

ながら順次整備していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 福川議員のご質問にお答えを申し上げます。

菊池市の観光の特徴は、福岡都市圏からの観光客が多く、入り込み客数は増加の傾向にあります。宿泊客は横ばい状態となっているのが現状でございます。菊池観光を支えるものは、合併によりましてそれぞれの地域には四季を通じて美しい自然や歴史を活かした様々なイベントがあります。最近開催されたものをご紹介しますと、10月23日には七城町のふるさとコスモスまつり、コスモスウォークラリー、七城町の農業祭「米まつりなど」、屋形船遊覧やまた同日には泗水孔子まつりやコスモスマラソンなど、また祭孔大典などが行われ、多くの観光客や市民が訪れ、交流を育んだところでございます。また11月の1日から15日までのロングランで開催されました菊人形・菊まつりは、今年初めて夜間のライトアップを行い、秋の風物として定着をいたしてきております。菊池渓谷の紅葉には、10月末から11月の下旬まで福岡北九州を中心に九州全域、あるいは四国・関西・関東から約10万人の観光客が訪れ、そのうち80%は県外の観光客でございます。紅葉とコバルトブルーの溪流との絶妙なコントラストを多くの観光客の皆様にご体感して楽しんでいただいたところでございます。このような「菊池秋めぐり」企画と合わせて、菊池観光のイメージづくりなどを、またあわせましてソフト面の充実に向けた取り組みとしておしどり夫婦の里きくちワイフ物語をコンセプトに、夫から妻へ、妻から夫へ、「夫婦の手紙・絵手紙」を九州郵政まちづくり協議会との連携のもとで九州エリア内を中心に募集をいたしました。560通に余る応募をいただきまして、11月22日、いい夫婦の日でございますけれども、そのときの表彰では大変な好評を得たところでございます。また、来る12月11日は、九州エリアを中心とした「よさこい祭り」の開催や23日には市民有志によります万華灯がクリスマス・イブイブに贈るということで、2万本のろうそくの灯りで描く地上絵が市営中央グラウンドで計画をされているところでございます。このように、観光客の誘致には天然で良質の泉質を誇る温泉、菊池渓谷に代表される豊かな自然・歴史・水と緑・農林業、個性あふれる物産館、道の駅、あるいは温泉施設などの第3セクターの施設が合併によりまして新たな観光資源として生まれています。それらを商品化することで多くの観光客が訪れていただけるように、地域間の連携をさらに高め、各種のイベント等を通して人と人、物と物とが交流するストーリー性の高い新しい観光ルートの形成を関係機関と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えて

おります。そのような中で、新しい菊池観光のイメージアップづくりやソフト面での充実を図り、菊池らしさを出すことで今後の国内観光客の誘客で注目をされております。2007年度から始まる団塊の世代や2010年全線開業の九州新幹線利用の観光客を受け入れる新しい旅の形につながればと思っております。さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 再質問をいたします。

ビザ免除制度は、大変国内外の交流、また経済に役立っていることですので、評価をいたしたいと思えます。私がなぜ浴衣キャンペーンについてお尋ねしたかと申しますと、住民の中から外国人観光客だけにプレゼントしている、また国内観光客にもプレゼントしていいんじゃないかとか、それからいやいや税金の無駄遣いだ、地元特産の茶や干しシイタケなどを利用していいんじゃないかなどという意見があったからでございます。経緯をよく知らない住民は、1つの情報で鵜呑みされてしまいますし、このことから情報をもっと公開することが大切だと思ったからでございます。浴衣キャンペーンを継続されるならば、宿泊観光客すべてを対象とすべてだと考えております。また、今後ほかのキャンペーンもいろいろ考えてあるようではございますけれども、特産品などは考えておられないのか、答弁をお願いします。皆様ご存じのとおり、菊池市は良い泉質と水量に恵まれた温泉施設が豊富なおところでございます。また、四季折々いろんな表情を見せてくれる美しい菊池渓谷、竜門ダムの偉大さ、七城町のひまわり・コスモスも咲く河川公園、登山も気軽にできる鞍岳、それから農業も観光の資源でございます。観光客誘致により条件が揃っています。いろいろ今の答弁で聞きまして工夫はしてあるようではございますけれども、端的なものばかりでちょっとまだまだだと思えますので質問をさせていただいております。特にですね、今後3年を目途に新庁舎が花房台地に建設される予定ですので、これは合併協議会で合意確認事項でお約束ですから、必ず守らなければならないと思えます。しかしですね、本庁移動後の隈府地域の方のことを考えますと、その心配もわかります。だからこそ、本庁移動前にですね、隈府地区を衰退させないための工夫が必要となってくるのではないかと思います。隈府拠点の集客、その点から考えますと、地元の人や私たち女性、それから家族連れがですね、気軽に利用したり散策することが少ないと思えますし、必要となってくると思えます。女性客や家族など、日帰り客や宿泊客を増やすためどのように考えていらっしゃるのか、お答え下さい。

それから、また国内外の観光客誘致を進めるために国際交流課も商工観光課も菊池観光、地域活性化のためにいろいろ努力をされておられるようですけれども、課を統一してお互いの英知を出し合い協力していくべきじゃないかと私は考えております。財政難のあり、なぜこのような組織編成をされたのか、また統一するお考えはないのか、お尋ねをいたします。

これで2回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

企画部長（村山 隆君） すべての宿泊者に浴衣をとということですがけれども、現在のところ考えておりません。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

経済部長（岡崎俊裕君） 福川議員の再質問にお答えをします。

女性や家族連れがリピーターとなるような観光地づくりについてでございますけれども、菊池市の財産でもあり市民の誇りでもあります菊池渓谷には、ほかには類を見ないような多様な自然景観が多くの皆様に愛され、脈々と保存され息づいています。先の答弁で申し上げましたように、8割は県外のからの観光客で気軽に散策を楽しんでおられる状況でございます。春から初夏の新緑のころには若い人たちが賑わい、夏休みの期間中には子どもたちとの家族連れ、秋の行楽シーズンには少し年配の女性客を中心とした団体客が訪れ、自然を満喫しておられます。また年間を通じまして、プロ・アマチュアを問わずカメラマンがシャッターチャンスを求めて全国から足を運んでいます。その中で、秋の紅葉シーズンの見頃については、旅行会社をはじめ、女性客からの問い合わせが殺到して、もう一度訪ねてみたいなどのリピーターの多さが伺えるところでございます。これらを受け止めまして、昨年からは環境省、森林管理署のご理解の下に夏と秋の2回、菊池渓谷観光物産フェアを開催して、マイナスイオンコンサートを通しまして菊池渓谷を核とした観光資源と温泉をはじめ、合併により誕生しました魅力いっぱいの新しい菊池市を訪れる旅人に広くPRをしているところでございます。あわせまして、女性客に対するソフト面の取り組みとしましては、菊池夢美術館では常設の愛子と節子展をはじめ、市民ギャラリーを中心としまして展示を行っておりますし、絵手紙教室などに年間3万人以上の方々が訪れています。また地域の魅力を磨き、地域の光を創り出す観光振興になる食への取り組みが評価をされまして、今年第4回の熊本観光賞を地産地消の部門で受賞しましたヤーコンは、健康食のダイエット野菜として好評でございます。現在では、旧菊池市、熊本市などの学校給食にも取り入れられております。そ

の他、七城メロンドームのメロン、米、泗水町のエコファーマーの生産する野菜、九州道の駅弁売り上げナンバーワンの道の駅弁当、道の駅旭志の旭志牛や各施設で販売されています地域の特徴をふんだんに取り入れた菊池アイスなども女性や家族連れに人気の商品であります。平成14年には菊池市商工会が特産品開発で菊池温泉のいで湯を98.87%使って開発しました、現在旅館組合で取り扱っております化粧水「菊のしずく」もその1つであります。そのような中で、夢美術館の前には温泉旅館協同組合によりまして足湯がつくれ、商店の後継者有志による菊池人力車がスタートしたりして、観光への取り組みが変わりつつあり、リピーターも生むような新たなストーリー性を創り出すことをできつつあります。国内の女性客に対する浴衣キャンペーンにつきましては、先ほど企画部長が申しあげましたとおり、現在のところ考えていないということでしたが、女性も男性も普段着で訪れていただけるような観光地菊池を関係団体と連携を図りながら、国内外にもPR効果を活用した誘客活動を展開してまいりたいと考えております。

それから、商工観光課と国際交流課を一緒に統一して国内外の観光に力を入れるというご指摘でございますが、それぞれのイベントをはじめ各課で進めていますすべてのハード・ソフトの事業が場合によっては、それぞれが観光商品であり、観光資源と認識しておりますので、関係各課と常に連携を図りながら、国・県の政策とも歩調を合わせながら観光振興による地域活性化を図っていかれたらと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[登壇]

（福川幸子さん） 最後になりますが、課の統一の方はちょっと今のところ無理だということですよ。連携を保ちながらやっていくということですが、後で市長のその辺の回答をしていただきたいと思います。最後ですので、私は自分の考え方を提案していきたいと思っております。私自身はですね、今、全体的なことの観光は大まかなので両方の課とも努力されていることを評価いたしたいと思っておりますけれども、何しろ菊池のですね、隈府商店街とそれから温泉街をですね、活性化させていくことがですね、今後の菊池市の課題とっているんですよ。菊池温泉のお湯は私たち女性にとっても大変良い泉質で、化粧品の開発はもうしてありますようですので私も利用させていただきたいと思っております。そして、口コミで宣伝していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それからですね、捨てられるお湯の利用法ですね、それから空き店舗の増えた商店街の利用など、組み合わせすれば隈府活性化へと導けるのではないかとということ

でございます。隈府の町も道路等が整備されてきていますので、その一部の一筋の通りを土産物屋や小物が買える通りや展示場通りにしていけばいかがだろうかと考えます。私が湯布院を訪問したときにですね、湯布院はほんの一部分しか観光客が来るところはないんですよ。ところがですね、その散策するところです。ただそこをですね、お店の商品を見たり、それから買ったりとか、それから食事をしたりして、何か違う観光地なんですよ、同じ観光地でも。だからそういう何か別世界を感じさせるようなね、隈府の商店街、地域ですね、観光地づくりをしていただきたいなと思います。例えば、春はですね、桜やさつきがとても菊池神社を中心にきれいなので、それに関しましてひな祭りや五月人形展とか、そういうのを開いていただいて、市民に借りたり寄付していただければ準備できると思いますし、寄付などのものは合併しましたので施設がたくさんありますので、倉庫代わりになるところはたくさんあると思いますので、保管場所には困らないと思います。夏は骨董店やフリーマーケット、秋は古本屋とかそれから絵画展や書店などを開いたり、それから冬は長崎のランタン祭りのような灯りをテーマに温かさを感じてもらえるようなクリスマスイルミネーション通りなど、一定期間催せばですね、観光業者やそれから地元のもちろん観光協会とタイアップして、日帰り観光バスや宿泊キャンペーンなどに取り組むことができるのではないかと思います。もちろん、その通りに住む方の協力が必要となりますし、イルミネーションの購入などは最初資金が要りますけれども、一度購入すればずっと使用できますので、その期間の電気料も私自身も自宅にしておりますけれども、それほどかからないです。私などは、寒い中イルミネーションのきれいなところがあると聞きますと訪問いたしまして見てきます。そしてそれを友人に話すと、もう女性は本当に口コミがすごいんですよ、力が。その口コミで、ずっとそこにだんだんお客が増えていくというふうに、それほど女性の口コミはすごい威力がございますので、なにしろ考えていただきたいと思います。今はですね、皆さんの家庭はどうかわかりませんが、女性が家計を預かる家庭が多いわけですよ。だから、女性客の集客に成功すればピーターは増えてくると思います。そうすると、男性客も自然とついてくるんですよ。菊池市でもですね、数年前から先ほど答弁にありましたように、よさこい祭りとか、万華灯など、家族で参加できるイベントを工夫されていることはよいことだと思いますけれども、一定期間を設けないとですね、やっぱり観光としての効果は少ないと思うんですよ。それが大事だと思います。

次にですね、料理なんですよけれども、今先ほど言われたように健康ブームでヤコンがとても人気となっておりますけれども、女性は何しろですね、何種類もの料理をですね、少しずつ食べて、そして家庭料理にですね、取り入れていきたいと思

っておりますので、ホテルや旅館など手頃でおしゃれなランチがあるといいなと考えています。地元民は宿泊することは少ないでしょうけれども、食事に行くことはできますし、予約制にするなら無駄にもなりません。私たち、私は市内にはこのごろ行かないんですけども、私の友達なんかは市内にわざわざそういう料理を食べに行くんですよ。1,500円から3,000円ぐらい払ってですね、お父さんには内緒ですけどね。だから、本当に女性客を集めることが大事なんです。予約制にすればですね、無駄にならないんですよ、予約制にすることが大事です。ぜひですね、ホテルや旅館に指導していただけないかと思います。

そして、最後に流し放しになっているお湯の利用ですけれども、私はフラワーハウスをですね、建設したらどうかなというのを提案したいと思います。それはですね、すいません、これなぜかと言いますと、合併前の菊池広域行政事務組合議員の研修のときにですね、市長もご一緒だったんですけども、三重県桑名市の植物園とビール園と、それから結婚式場などが一体化したですね、菜花の里というところを視察させていただきました。議員さんの中にもそれを経験しておられると思いますが、そのときですね、ハウスを利用したですね、ペゴニア展が本当に私は花好きですけども、今まで見たことのないような本当に、まるでここは天国じゃるかですね、思うようなですね、本当にハウスだったんです。市長もそうだと思いますけど。

議長（北田 彰君） 福川議員、質問をやって下さい。

[登壇]

（福川幸子さん） すいません。だけん言ったじゃないですか、さっき提案をします。このことをですね、菊池観光に利用できないかと考えておりましたので、菊池には民間の菊池フラワーヒルがありますけれども、少し遠いんですよ、私たち行くには。だから買い物 がてらに寄れる、また宿泊地の側にフラワーハウス展示場があれば気軽に見に行けます。美しいものは、何しろ心を和ませてくれます。花の育成管理には、菊池農業高校の園芸科に協力依頼する。卒業生の就職先としても働ける場が増えると思います。隈府周辺には市買上の土地もあるのではありませんか。その利用方法の1つとして考えることもできると思います。先月ですね、菊まつりを見せていただきましたけれども、菊育成者の方もですね、後継者づくりに大変困っておられました。このハウスを拠点に後継者づくりに役立つと思いますし、また私が質問しましたファーム菊池でもですね、現在現地調査の折に花の苗などをつくっておりますので、そういうのをですね、タイアップして利用してあげたり、それから花卉農家なども参加できるんじゃないかと思います。住民を中心に、行政、商工会、農協などいろいろな組織にもご協力をいただき、隈府のまちを訪れる人を

増やす英知を出し合い、菊池観光の拠点となるよう市民全体で盛り上げていかなければならないと私は考えております。9月議会で坂井正次議員が提案されました菊池溪谷から竜門ダムまでの紅葉街道のことですけれどもですね、これはオーナー制度を取り入れればですね、苗木代も行政から出す必要はないですし、オーナーに植栽を依頼すればですね、保険をかけなくちゃいけませんけど、数年で完成すると思いますよ。そして、何しろそれから河島議員が今日質問されたように、空手家の立場からスポーツイベントを提案されましたけど、そういうのも入れていくととてもいい観光地となるのではないかと思います。要はどれだけですね、本気になって皆さんが取り組むかでございます。そのほか、住民の中では菊池市活性化についていろいろ考えておられる方がたくさんおられます。市長は市長室訪問、対話日を設けてあるようだけれども、なかなか足の運べない住民もおられます。住民との校区別懇談会など開催していただき、市長の思い、職員の思い、それから住民の思いをお互いに知ることが必要だと思います。ぜひ市長懇談会を開催していただき、菊池市発展のため公平に住民の声を聞いていただきたいことをお願いいたします。私の提案といたしますけれども、最後に時間ありますか、ありますね、じゃ市長に、市長の思いを市民に向けてよろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 組織機構の件で商工観光課と国際交流課の件がございましたけれども、行財政改革を今進める中で、当然全庁的な組織機構のあり方を見直しておる途中でございますので、各課のあり方についても今後協議してまいりたいというふうに考えております。また、リピーター増につきましては、提言として受け止めたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 大変長きにわたりましてですね、ご質問がございまして、国際課とこの観光課の統一の問題をお尋ねなのかなと思っておったかですが、またあと幾つかの問題点があったようでございます。いずれにいたしましても、ご提案と最後に締めくくられましたけど、この提案を十二分に真摯に受け止めながら、今総務部長が申し上げますように国際課、それからこの観光課につきましては、これはもう長年のひとつの私の政策的な課題として国際課というものを合併の中にも申し上げますけれども取り上げをいただけませんでした。私が首長に就任いたしまして、政策の一つとして取り上げて課を設置したところでございます。時代に逆行す

ると言われればそうかもしれませんが、総体的には今の日韓関係、あるいはまた河島議員の欧州にも目を向けよということからすれば、これは皆さん方の心の中にその国際交流というのが大きな一つの時代の潮流であるということをおっしゃっているのではないかなと、時期を得た国際課の設置であると、このように思っております。地域の活性化等につきましても、今おっしゃってありましたように、まずはやっぱりおもてなしの心を住民一人一人が持つことだと。それがまた観光行政、あるいはまた観光に関わり合いがある方々のお気持ちの中に定着したときに、菊池に対するリピーターということになってくるのではないかと思っ、参考にさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は12月15日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後2時31分

第 6 号

1 2 月 1 5 日

平成17年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成17年12月15日(木曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程(第6号の追加1)

- 第1 議案第176号 菊池環境保全組規約の一部変更について
議案第177号 菊池環境保全組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第7号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 意見書案第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
 - 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
 - 日程第3 議案第176号 菊池環境保全組規約の一部変更について
議案第177号 菊池環境保全組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
 - 日程第4 意見書案第7号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
 - 日程第5 意見書案第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
-

出席議員（58名）

1番	山田健二君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
25番	本田憲一君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
29番	青木積君
30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君
34番	森俊二君
35番	中原泉君

36番 松本隆幸君
 37番 坂本正弘君
 38番 石本利治君
 39番 上田巖君
 40番 水元征雄君
 41番 東政孝君
 42番 中山和幸君
 43番 工藤恭一君
 44番 木村末弘君
 45番 岩下満州子さん
 46番 笠愛一郎君
 47番 中原繁君
 48番 出口サチコさん
 49番 荒木建令君
 50番 境和則君
 51番 森田精一君
 52番 福島利徳君
 53番 工藤道昭君
 54番 甲斐健彦君
 55番 北田彰君
 56番 外村國敏君
 57番 久川知一君
 58番 徳永隆義君
 59番 横田輝雄君

欠席議員（1名）

2番 倉本義雄君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事係 長	城 主 一 君
議事係 参事	吉野 幸子 さん
議事係 主任主事	森 誠一郎 君

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
助 役	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	村 山 隆 君
市 民 部 長	木 下 儀 郎 君
経 済 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
菊池総合支所長	城 直 輝 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	井 手 政 寛 君
建設部総括審議員	松 岡 隆 君
企画部首席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	北 村 榮 一 郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員事務局長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。去る11月30日から12月1日まで、宮崎県西米良村の第50回菊池祭に副議長・各委員長と参加いたしました。その報告の概要につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承知お願いいたします。

午前10時02分 開議

議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 河島秀逸君。

[自席]

（河島秀逸君） 動議。私は、地方自治法第112条、会議規則第16条の規定に基づき、笠愛一郎議員に懲罰を与えるべき懲罰委員会の設置案を提出いたします。

議長（北田 彰君） ただいま、河島秀逸君から笠愛一郎君に対する懲罰の動議がございました。書面提出になっておりますので、書面提出をお願いします。

〔「その動議に賛成か反対かば問わにゃんたい」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 懲罰動議はですね、議員の8分の1の賛成があって、文書で提出となっております。

〔「口頭でできるもんだけん、口頭でもよかろうが」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 口頭ではだめでございます。

〔「休憩の動議を提出します」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

開議 午前10時27分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど河島秀逸君より動議の発言がありましたけれども、所定の要件を満たしておりませんので、これを撤回されました。

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月5日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第115号から議案第166号まで並びに陳情第3号及び要望までの54案件について、各常任委員長から審査の経過及び結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） おはようございます。ご報告いたします。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました議案は、議案第115号、菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第116号、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算、議案第130号、平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号、平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第143号、平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第148号、平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第154号、平成16年度旧菊池広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第156号、平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての以上9議案、及び陳情第3号、新庁舎建設の再検討を求める陳情書、新庁舎建設計画についての要望書であります。

去る9日、12日の2日間にわたり、現地調査をするなど慎重に審査いたしました結果、議案第116号、議案第130号、議案第143号については異議があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案どおり可決、認定すべきと決しました。その他の議案は、いずれも原案のとおり可決、また認定すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、新庁舎建設の再検討を求める陳情書につきましては、陳情者であられる方々3名を当委員会にご出席いただき、主旨説明を求めるなど、より慎重に審議いたしました。採決の結果、賛成少数により不採択と決しました。なお、新市庁舎建設計画についての要望書についても、採決の結果、不採択となりました。議員各位におかれましては慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、野口和夫君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（野口和夫君） それでは、文教厚生常任委員会報告を行います。議案が多ございますので、大変長うございますので、辛抱方よろしくお願いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました全29議案は、本庁各課長、各総合支所担当課長、教育委員会分室長より条例の一部改正、廃止、補正予算及び決算についての資料提出を求め、説明を受け審議をいたしました。経過並びに結果を報告いたします。

まず、議案第117号、菊池市立幼稚園条例一部を改正する条例の制定についてですが、本条例の保育料の減免の条項中、幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額表を用いていたため、条文を整理し条例の一部を改正するものです。国の定める基準の限度内において、保育料及び入園金を減免するものであり、国の基準とは所得3段階、3区分に分け規定されており、この国庫補助限度額表を用いるものであります。

次に、議案第118号、菊池市地区公民館条例の一部を改正する条例の制定について。新たに七城町大尺地区公民館が12月末に完成し、来年1月より使用開始するための改正であります。

次に、議案第119号、菊池市し尿処理場条例の廃止についてでございますが、菊池広域連合によりクリーンセンター花房投入開始に伴い、旧菊池市、旧七城町、旧旭志村で運営していた「菊池環境センター」が運転を停止し、施設を閉鎖したため条例を廃止するものであり、施設は現在解体中です。

次に、議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分の主なものでございます。人件費については、人事院勧告及び人事異動による補正の説明がありました。「民生費」「社会福祉費」「障害者福祉費」「委託料」460万6,000円は、「障害者自立支援法」制定による所要額の補正です。「民生費」「高齢者福祉費」「繰出金」3,058万7,000円は、介護保険制度改正に伴う電算システム構築等のため、介護保険特別会計への繰出金です。「民生費」「児童福祉費」「児童福祉総務費」「委託料」137万7,000円は、旧泗水中央公民館1階の一部を整備し、つどいの広場として社会福祉協議会に運営委託を行うものです。つどいの広場について、県より民間児童厚生施設等の補助金として事業費の4分の3が補助されるなどのメリットがあるため、七城・旭志地区についても積極的に導入してもらいたいとの意見がありました。「衛生費」「保健衛生費」「保健衛生総務費」「扶助費」2,542万円は、重度心身障害者及び乳幼児医療費の補正です。「環境衛生総務費」の「負担金補助及び交付金」5,000万円は、旧泗水町の上水道未処理欠損金処理のための支出であり、5年間で総額2億1,600万円であります。「清掃

費」「清掃総務費」「負担金補助及び交付金」460万円の減額補正は、「菊池環境保全組合」加入の旧泗水町において、し尿運搬業者に支払っていた、し尿運搬費補助金が、菊池広域連合のクリーンセンター花房で処理を始めるので不用となるものであります。「塵芥処理費」「需用費」950万9,000円は、ごみ袋作成費エコビレッジ旭の燃料及び修繕料です。「負担金補助及び交付金」50万円は家庭用電動式生ごみ処理機の補助で、1基当たり上限2万円の補助を行うものであります。要望が多かったため補正を行うものであります。次に「教育費」「小学校費」「学校管理費」「工事請負費」の900万円は、戸崎小学校の資料の倉庫を利用し、特殊学級及び放課後児童育成クラブの場所として内部の改修を行うものです。「中学校費」「学校管理費」「負担金補助及び交付金」335万5,000円は、南中の第33回マーチングバンド全国大会出場等に伴う各種競技会などへの出場生徒派遣費補助金です。「社会教育費」「文化振興費」「委託料」250万円の減額については、文化会館の音響・照明委託を常勤から非常勤へ計画変更したことによるものであります。委員から、減額になったことは喜ぶべきことであるが、利用者に対しサービス低下にならないようにとの意見がありました。「文化財保護費」191万3,000円の減額は、七城町赤北地区文化財発掘調査の事業減によるものです。

次に、議案第121号、平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算、1,288万7,000円については、精算のため一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第122号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算の主なもので、歳出、「総務費」「総務管理費」「一般管理費」「委託料」2,363万円は、介護保険法の制度改正による保険料賦課、給付管理、認定管理、受給者管理等を行う業務システム改修構築に伴う電算委託料であります。「介護保険認定審査会費」「認定調査費」「備品購入費」636万7,000円は、菊池広域連合の介護保険制度改正並びに機器導入に対応したシステムの構築費用で、菊池広域連合による認定の第2次判定を行うための費用であります。「保険給付費」「介護支援サービス等の諸費」「居宅介護サービスなど諸費」「負担金補助及び交付金」1,000万円の減額は、10月から介護保険法の改正で施設介護サービスの居住費、食費が個人負担になることにより、施設給付費の単価の減額で、それに伴い低所得者対策として負担限度額の見直しによる「高額介護サービス費」への予算組み替えであります。

次に、議案第128号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、つまごめ荘の人員費補正の減を「予備費」に組み替え増額したものであります。

次に、議案第130号、議案第137号、議案第143号、議案第148号、議案第156号の旧4市町村及び新市の一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳出決算総額を報告します。

まず、「戸籍住民台帳費」決算総額1億6,352万7,000円、「民生費」決算総額55億3,320万4,000円、「衛生費」決算総額18億2,366万9,000円、「民生費」「衛生費」合計の決算額及び割合は、特別会計への「繰出金」15億7,588万円で21.4%、扶助費が14億5,104万円で19.7%、旧菊池広域行政事務組合、菊池広域連合、菊池環境保全組合、菊池養生園の負担金等の負担金補助及び交付金21億2,606万円は28.9%、委託料6億7,005万円は9.1%となっており、投資的経費の「工事請負費」は1億7,990万1,000円で2.45%となっており、旧菊池市の「社会福祉施設費」ふじのわ荘の屋根改修等大規模改修工事費5,433万1,000円が主なものであります。次に、「教育費」34億8,893万9,000円、うち教育総務費2,億5,912万5,000円、「小学校費」3億8,857万円、中学校費15億1,956万7,000円、これは菊池北中学校改築事業12億5,252万3,000円が主要な決算であります。「幼稚園費」7,853万5,000円、社会教育費4億9,667万9,000円、「保健体育費」4億2,266万4,000円、「学校給食費」3億2,379万9,000円、泗水学校給食センター改築費等が主な決算です。「翌年度繰越額」「繰越明許費」は、「民生費」「衛生費」「教育費」いずれも平成17年度に繰り越した事業です。

次に、議案第131号、議案第138号、議案第144号、議案第149号、議案第157号の旧4市町村及び新市の国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について決算総額を報告します。歳入決算総額55億9,650万5,000円、歳出決算額53億7,484万5,000円、歳入歳出差引残額2億2,166万1,000円、歳入決算額のうち主なものは、「国民健康保険税」16億2,251万4,000円で29%、「国庫支出金」23億7,188万5,000円で42.4%、「療養給付費交付金」7億3,195万5,000円で12.6%、「繰入金」5億7,809万7,000円で10.4%であります。歳出決算額のうち主なものは、「保険給付費」33億9,358万7,000円で63.1%、「老人保健の拠出金」13億5,770万7,000円で25.3%、諸支出金9,098万2,000円、1.7%であります。

次に、議案第134号、議案第139号、議案第146号、議案第151号、議案第158号の旧4市町村及び新市の老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、会計総額を報告します。歳入決算総額66億9,947万7,000円、歳出決

算総額 66 億 8,658 万 9,000 円、歳入歳出差引の残額が 1,288 万 8,000 円となっております。歳入決算のうち主なものは、「支払基金交付金」40 億 2,776 万 6,000 円で 60%、「国庫支出金」16 億 4,137 万 8,000 円で 24.5%、「繰入金」「一般会計繰入金」ですが 5 億 56 万 8,000 円で 7.5% となっております。歳出決算額のうち主なものは、「医療諸費」65 億 8,644 万 5,000 円、98.5%、「諸支出金」7,165 万 8,000 円、1.1% であります。

次に、議案第 136 号、議案第 140 号、議案第 147 号、議案第 153 号、議案第 159 号の旧 4 市町村及び新市の介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、会計総額を報告します。歳入決算総額 37 億 1,423 万 2,000 円、歳出決算総額 35 億 7,792 万 8,000 円、歳入歳出差引残額が 1 億 3,630 万 3,000 円であります。歳入決算額のうち主なものは、「保険料」5 億 3,423 万 9,000 円、14.4%、「国庫支出金」9 億 7,824 万 5,000 円、26.3%、支払基金交付金 11 億 2,095 万 6,000 円で 30.2%、「繰入金」5 億 7,251 万 9,000 円で 15.4% であります。歳出決算額のうち主なもの、「保険給付費」34 億 3,714 万 4,000 円で 96%、諸支出金が 3,019 万円、0.8%、総務費 8,673 万 4,000 円で 2.4% となっております。

最後に、議案第 155 号、平成 16 年度旧菊池広域行政事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計及び議案第 165 号、菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、会計総額を報告します。これはつまごめ荘です。歳入決算総額 6 億 1,308 万 6,000 円、歳出決算総額 5 億 442 万 9,000 円、歳入歳出差引残額が 1 億 865 万 7,000 円。歳入決算額のうち主なもの、「介護サービス収入」5 億 2,085 万 7,000 円で 85%、「繰越金」7,308 万 9,000 円で 11.9%、「分担金及び負担金」1,704 万円で 2.8% であります。歳出決算額のうち主なもの、総務費 3 億 3,067 万 9,000 円、65.6%、「介護サービス事業費」1 億 2,171 万円は 24.1%、「基金積立金」3,500 万 6,000 円、6.9%、「公債費」が 1,703 万 5,000 円であります。また、決算認定の審議の中で、委員より平成 16 年度一般会計決算において不用額が多すぎるのではないかと質問がありました。新市の予算編成は旧市町村において 2 月 15 日を期限に暫定予算入力を行っており、2 月の段階で決算見込み及び繰越明許費に関連する執行見込みの額が不確定なため、支出負担行為額が不足しないように予算の計上をしたことと、また本来であれば年度末の 3 月において不用額が予測されるものは、3 月補正予算で対応していたが、合併より 10 日間の暫定予算であり、時間的に対応ができなかったため、それに加え各課が予算の節約を行ったためであると

のことでした。

以上が付託されました29議案の主な審査内容であります。審議の経過において委員より貴重な意見、要望が出されました。採決の結果、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、森 隆博君。

[登壇]

経済常任委員長（森 隆博君） おはようございます。

それでは、平成17年第3回菊池市議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議を行いましたので、その審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分、議案第130号、平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号、平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第143号、平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第148号、平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第156号、平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、以上の議案であります。

はじめに、議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分ですが、農業委員会費、農業総務費、農業振興費、農業振興施設費、農地費、林業総務費、林業振興費、商工総務費、林業施設災害復旧費に対しまして、執行部より詳細な説明を求め、慎重な審議を行いました。農業委員会費の需用費は、3月22日に合併により、新たに農業委員となられた方々のバッチ、手帳等の消耗品であります。農業振興費の報償費は、当初10名の予定の予算計上でありましたが、13名の方々が確定し、新規就農者への奨励金であります。委員からは、就農の内訳や年齢制限等についての質疑が出されました。負担金補助及び交付金の減額は、経営構造対策補助金ハウスリース事業で、総事業費額3億170万円の入札後の事業確定による更正減であります。農業経営基盤強化促進対策事業費の強い農業づくり交付金は、国庫補助事業の認定農業者等育成事業が認定農業者等担い手育成対策事業へ組み替え、新たに設立された菊池市担い手育成総合支援協議会へ交付金を交付して事業推進を行うものであります。エコファーマー等産地育成事業補助金は、泗水町養生市場出荷協議会に安心・安全な農作物生産化への補助金であります。熊日新聞等に泗水町のエコファーマーが掲載され、道の駅弁当、野菜、果物等に売り上

げが伸び、今後の生産者の取り組みを期待するものであります。農地費の中で節の需用費、修繕費は、泗水町永南地区内において、菊池台地用水配管修繕を行ったものであります。委託料の減額分は、花房中央区、花房中部地区、菊池東部地区、福本富地区の設計委託料の減額分であります。節の公有財産購入費は、七城町赤北地区県営圃場整備事業により創設換地を農村公園用地としてあてたものであります。負担金補助及び交付金で、県営花房中央地区経営体育成基盤整備事業、古川兵戸井手県営ため池等の整備事業、県営築地井手2期地区地域用水環境整備事業が完成し、負担金が確定したものであります。林業振興費の負担金補助及び交付金で、熊本の森間伐利用推進事業補助交付金及び「特用林産物施設化」推進事業補助交付金は、団体事務費の更正減額分であります。林業木材産業振興整備補助交付金は、平成17年度、18年度の2ヵ年事業を一部前倒しによるものでございます。

以上が、平成17年度菊池市一般会計補正予算付託分について、全員一致で可決したものであります。

次に、議案第130号、平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号、平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第143号、平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第148号、平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第156号、平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、以上の5議案の決算の認定については、(平成16年度分)合併前、合併後10日間分の各四市町村の特色を生かした事業に対しての一般会計歳入歳出であります。経済常任委員会の所管事務決算分で大きな事業は、市の基盤産業であります「1次産業への経営体育成基盤整備事業」福本富地区、赤北地区、花房中央地区、花房北部地区等の整備事業費で、担い手への農地集積を目的とした事業であります。また、新菊池市のビジョン、水と緑は、林業・農地整備事業を促進し、地下水の維持によって安定した自然の確保と林業・農業の発展、さらには裕福な地下水によります半導体等の企業誘致もつなぐとの意見も出されました。国が示す三位一体の改革によりまして、補助金等の削減は今後も進むと考え、力強い地域、菊池づくりを思い、当委員会では菊池市の地形を生かした林業・農業・商工観光への取り組みに対して質疑が出され、特に認定農業者の推進、集落営農への指導は、平成18年度の作付け分より麦等への補助制度が改正され、認定農業者で4町、集落営農で20町以上の作付けに対して補助との改正がなされました。中山間地域におきましては、面積の半分と緩和されておりますが、厳しい農業形態化が心配されます。早急に農家・農協・行政が一体となった取り組み、対策が必要で、各委員からは農地を守り担う後継者への指導、補助金等を行い、菊池市の特産品、安心・安全な農産物

の推進、新規作物等の開発が、新菊池市の1次産業の形態づくりにつながるという意見が出されました。昨年に続きまして2回目の開催で14名の方々が参加され、来年の3月を目途に野菜の収穫や堆肥づくりを学び農業の基礎をファームきくちが指導するとの記事が掲載されてありました。主催は当委員会の中であります経済部長の岡崎部長が担当というようなことで熊日に掲載してありましたが、就農希望者にとりまして力強い事業だと思います。今後とも範囲を広げて、地域活性化に向けた事業推進をお願いいたします。後継者、退職後の農業をしてみたいという人に10年間を目安としましても安心・安全な農作物を自ら育て、農業体験の場を推進していただきたい。と申しますのも、菊池市の中山間地域の現状では基盤整備事業をしないと大型機械が入らない、借り手がないという問題もあります。菊池市の農地面積に対して農業者及び農業者の平均年齢を考えたとき、かなりの休遊農地が出てくると考えられます。平成16年度は4市町村の地域と地理を生かし、特色を持った地域活性化への予算執行であります。経済常任委員会としましては龍門ダム、菊池川、合志川を持った豊かな田畑を利用した身近な農業から大型農業へと、またさらには世界一の畜産の市であります。三位一体改革の動向を見ながら財政計画も必要な時期と感じますが、平成17年度の財政白書で財政健全化に向けた補助金の見直し、廃止を考える現状とありますが、多くの委員から大型機械導入に伴う補助金の削減について、執行部のしっかりとした説明責任を果たし、段階的に削減していただきたいとの意見でありました。新市計画に基づき、農林業、商・工業の投資的経費を充ててこそ力強い事業の推進、地域の発展につながるものであり、地域の財源の源は経済であるという委員の意見であります。少子高齢化の時代を迎えておる中でありますが、新規就農者の育成補助及び認定農業者集落営農等の指導により、安定した農業基盤づくり、さらには商工業者への後継者への支援・補助をお願いし、平成16年度旧4市町村の決算認定については、現地調査を踏まえ全員一致で認定いたしました。さらなる菊池市の発展のため、経済常任委員会は取り組んでいくということでもとまったものであります。

以上であります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。経済常任委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任常任副委員長、河島秀逸君。

[登壇]

建設常任副委員長（河島秀逸君） まずもって、皆様方に私の不手際にてご迷惑かけましたことを深くお詫びいたします。

菊池市議会委員会条例第12条に従い、委員長の職務代行にて報告させていただきます。

きます。

12月の定例議会建設常任委員会におきまして、9日、12日、13日の3日間、付託議案を委員会で議員の使命と住民の代表、代弁者の立場から、手に汗を握るように審議し、また各委員からも積極的な質疑が行われました。よって、各所管外の委員会からは承認していただけるものと了解しております。また合併して3回の定例議会でありますけれども、建設常任委員会の審議でありましたが、今回は最高の審議となったと私自身自負しております。皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます、これより委員会の報告に入らせていただきます。

本定例議会で建設常任委員会に付託されました議案は、議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分、議案第123号、平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算、議案第124号、平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算、議案第125号、平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、議案第126号、平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算、議案第127号、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第129号、平成17年度菊池市水道事業会計補正予算、議案第130号、平成16年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての付託分、議案第132号、平成16年度旧菊池市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第133号、平成16年度旧菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第135号、平成16年度旧菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号、平成16年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定についての付託分、議案第141号、平成16年度旧七城町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第142号、平成16年度旧七城町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第143号、平成16年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定についての付託分、議案第145号、平成16年度旧旭志村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第148号、平成16年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定についての付託分、議案第150号、平成16年度旧泗水町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第152号、平成16年度旧泗水町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第156号、平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての付託分、議案第160号、平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第161号、平成16年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第162号、平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第163号、平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳

出決算の認定について、議案第164号、平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第166号、泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更についての26議案であります。以上の議案について審査の経緯と結果についてご報告いたします。

議案第120号、平成17年度菊池市一般会計補正予算の付託分についてでございますが、補正予算の主なものについてご報告いたします。款7土木費、項2道路橋梁費、目3道路橋梁新設改良費の補正額の財源の内訳、国庫支出金が1,650万円の増、地方債が1,570万円の減についてでございますが、護岸及び取付道路工事において、9月議会にて7,500万円の増額補正の承認を受けたところでもありますが、実施計画にあたり、国土交通省と再協議を行い、単独費施工分の必要性を再検討する中、職員の献身的なご努力により、堤防天端に構造物を設置せずに土羽で施工した場合、単独費施工分は必要なしとの結論に至ったとのことでした。再協議の詳細は、護岸工事において堤防天端の重力式擁壁を設置することにより、川表側に張ブロック等の護岸保護施設単独費を設置しなければならなかったが、土羽勾配をそのまま延長することで川表側の護岸保護施設が不要となった。川裏側は土羽部分（土砂ですが）増えるだけ工事費の影響は非常に少ない状況となり、川表側の約3,000万円がほとんど減額になるということでありました。

次に、款7土木費、項4都市計画費、目6まちづくり交付金事業費、節13委託料で1,319万円ですが、測量設計委託料1,119万円は、御所通りの650mと中町小学校線80m、立町北原線ヨーカ堂付近のオープン化の検討、土地建物鑑定委託料200万円は、大琳寺木庭橋線周辺の土地建物鑑定委託料ということでした。これにつきましては、委員から御所通りと中町小学校線の測量設計委託料につき、m当たりの単価の質疑があり、御所通りは1万1,200円、中町小学校線は2万4,000円ということでした。道路幅員が違うのではないかとの再質疑があり、幅員はほとんど変わらないが延長が長ければ単価が安くなり、短くなれば高くなるということでした。

次に、款7土木費、項4都市計画費、目6まちづくり交付金事業費、節17補償補てん及び賠償金で3,414万2,000円でございますが、隈府中央線の用地取得の建物等4件が見込めるということでした。

次に、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号についてでございますが、人事院の勧告に基づき、実施された給与改定に伴うものということでした。

次に、議案第127号、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございますが、歳出の款1事業費、項1事業費、目1事業費、節13委

託料、減額の490万円は実施設計委託料減額の547万円と不動産登記委託料57万円で、実施計画委託料につきましては永南地区の工事施工をするために本年5月起債の申請をいたしました。審査される中で、整備計画策定報告書の提出が求められ、それを作成するため本年度計画の実施ができなくなり来年に延期するもので、そのための減額ということをございました。なお、整備計画策定報告書は11月に提出しているということをございました。節15工事請負費、減額の4,279万7,000円も同様に永南地区の管渠工事の減額ということですが、これにつきましては委員会から、この計画策定報告書は当初から提出しなくてもよかったのか、また永南地区の戸数は何戸か、来年度は工事の着手確約がなされているのか等々の質疑がなされました。それに対し執行部から、平成16年度永南地区の要望をする中で、内容を県と協議したところ、経済的な問題から合併浄化槽が妥当ではないかとの指導がありました。が、地元から強い要望等話していく中で、文書の取り交わしがございませんでしたけれども、永南地区の事業を行うことになりました。新年度に入り、事業要望を行いましたところ、県の担当も変わり、5月起債申請する中、再度同様な問題があり、合併浄化槽が妥当ではないかという話が出て、整備計画策定報告書の提出が求められた次第でございます。現在11月に報告書を提出しており審査中ではございませすけれども、このようなことで本年度事業につきましては施工が困難となりましたので、本年度事業費については減額するものと説明がなされた次第でございます。

次に、議案第129号、平成17年度菊池市水道事業会計補正予算についてでございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節報酬40万2,000円についてでございますが、水道料金の滞納整理業務に係る非常勤職員の1名分の雇用に伴うものでございます。旧泗水町を対象とした滞納整理を図るものということをございました。これに対しましては、委員から旧泗水町の滞納状況、滞納期間、総額は幾らか。またメーターストップ、給水停止は実施しているかという質疑がなされました。執行部により、平成17年9月末現在の延べ件数で3年以上は122件、1年以上2年未満は960件、1年未満は1,471件の合計延べ件数2,553件との報告がございませました。また滞納総額は約824万5,000円になるということをございませました。給水停止につきましては、平成15年31件起こったそうでございます。また、平成16年は給水停止を行おうとしましたが、ちょうど9月の台風災害、それから市町村合併等業務に伴い、現在は泗水においては給水停止はしてないということをございませました。

次に、議案第163号、平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、旧菊池市が実施している市町村設置型の

合併浄化槽についてでございます。平成16年度設置基数は5人槽が10基、7人槽が45基で、合計55基設置されているそうでございます。委員から、合併浄化槽と公共下水道とでは維持管理がかからないかとの質疑がございました。それにつきましては、合併浄化槽の方が維持管理経費はかからないということでございました。また、市町村型の合併浄化槽につきましては、個人の申請に基づくものですから、後継者がいれば家を新築、改築等により申請増も考えられますが、後継者もない、お年寄りの一人暮らしでは、新築計画もないということになり、合併浄化槽設置の申請が次第に減少していくそうでございます。なお、経過95基予定しておりますが、16年度実績は55基となっております。今後はこのような中、市町村型を設置する地域は上流になり、個人の希望に任せると、いつ設置できるかわからない状態で、水洗化が進まないため、今後は強化年度の設定や優遇措置を検討して推進していかなければならないとの報告がございました。

次に、議案第166号、泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更についてでございますが、本事業については日本下水道事業団と委託契約を行っておりますが、その内容の変更です。1点目が金額の減額です。その内容につきましては、下水道事業団が土木建築工事の入札において指名業者が48.77%で落札、そのため入札差額が約8,000万円減額となりました。最低価格入札のため、事業団執行部でも検討委員会を開催し、落札の可否を検討されたようでございます。また、3年間で事業の予定が2年間で完了したため、その調整費が5,900万円不要となったそうでございます。また、積算する中で積算経費削減を行い、3,000万円の減でこれらの経費を減額するものでございます。2点目が、完成予定を平成18年度から17年度への変更するものでございます。ということで、以上説明がございました。それに対して委員からは、8,000万円も安くなるのはいいことであり、このような入札方法を今後も取っていくべきだと意見がございました。また、調整費とはどのようなものかと質疑があり、下水道事業団が長期にわたり、契約の場合は調整費で増減するという説明でございました。

次に、第1回の6月定例議会におきまして、委員会から用地の選定、取得価格について付帯決議されておりました大琳寺配水地用地につきまして、宅地地目面積が218.04㎡、㎡当たり1万8,300円で、坪当たり約6万390円の購入金額399万132円、田地目面積858.19㎡、㎡当たり1万5,300円で、坪当たり約5万490円の購入金額が1,313万307円、合計の面積が1,076.23㎡で、合計の購入金額は1,712万439円でありました。当初の予算で地目田と進入路の合計面積で1,565㎡、約2,750万円を計上しておりました

が、各委員さんからの用地取得につきましては現地状況や価格を考慮しての指摘があり、改めて用地選定を進めてきた次第でございます。その結果、約1,000万円の減額となるとの報告がございました。各委員さんからは、選定地もよく、価格も安くなったということで、今後もこのように取り組んでいただきたいということでもございました。

次に、議案第130号、132号、133号、135号につきましては、旧菊池市一般会計と各特別会計の決算認定について、次に議案第137号、141号、142号について、旧七城町の一般会計と各特別会計の決算認定について、次に議案第143号、145号について、旧旭志村一般会計と各特別会計の決算の認定について、次に議案第148号、150号、152号については、旧泗水町の一般会計と各特別会計の決算認定について、次に議案第156号、160号、161号、162号、163号、164号については、新菊池市の一般会計と各特別会計の決算認定についてでございます。

以上、建設常任委員会に付託されました議案第120号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127号、議案第129号、議案第166号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第130号、議案第132号、議案第133号、議案第135号、議案第137号、議案第141号、議案第142号、議案第143号、議案第145号、議案第148号、議案第150号、議案第152号、議案第156号、議案第160号、議案第161号、議案第162号、議案第163号、議案第164号につきましては、全会一致で認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 建設副委員長の河島議員におかれましては、委員長の大役を果たされております。大変ご苦労様でございます。それでは、ただいま河島副委員長の方から大変懇切丁寧な報告がありましたので、これより質疑をさせていただきます。

まずは、七城町のウォーキングトレイル事業に関してお尋ねをしたいと思えます。副委員長もご承知のように、この事業、当初の計画ではですね、いわゆる上内田川、迫間川のあれを通過して、鴨川河畔公園を通過して、七城町温泉ドームをつないで、さらには菊池川をずっと下って、いわゆる鹿本の水辺プラザまで道路を造ろう

と、いわゆる周遊道路、サイクリング、あるいは散策道路という計画であったかと思えます。そこでですね、そうするならば上内田川と迫間川に要するにもぐり橋をつくらにゃいかんと、もぐり橋といいですか、沈み橋といいですかね、これをつくらにゃいかん。しかしこれは国土交通省がですね、許可しなかったんです、不許可となったんです。ならばですよ、副委員長、そもそもこの計画自体がですね、いわゆる総崩れ、この時点で。そうですね。そうですね。頓挫した、挫折したというか。計画自体がこの時点でもう崩れたわけなんです。にも関わらずですね、その当初のいわゆる計画の変更も、あるいは抜本的な見直しもしていない。なぜしなかったか。その理由をまずお聞かせ願いたいと思えます。

それからですね、まだちょっと待って下さい、全部まとめて最初お尋ねしますから、ゆっくりしますから、メモでも取りながらですね、すれ違わんようにお願いしたいと思えます。

それでこの問題は、この人道橋がなぜあそこに必要だったのか、その必要性についてもお伺いしたいと思えますが、ご承知のように副委員長、あのすぐ上流、約300mしかないですよ、あれには立派な高島の橋が、高島橋というのがつくられております。まだこの間できたばかりです。しかもその橋にはですね、これまた立派な歩道橋がついているわけです。さらにその下流にもですね、橋田大橋というのが、これもまだできあがって間がない。それにも当然歩道橋が付いている。なのになぜあそこの必要だったのか。地元の人たちも、あるいは七城町民の人たちも、たった1人としてこれを要望した、陳情もないわけですから、その点についてもなぜ必要だったのか、その必要性をお伺いをしたいと思えます。

さらにですね、聞くところこの橋はですね、完成しても通れない橋なんです、わたれない橋なんです。よって、よってですね、何といいですか、渡り初めもできないわけです。誰が一体これを責任取るのか。その責任は誰がどのように取るのか、所在と、責任の所在を明確にさせていただきたい。

そしてですね、次にいいですか、これはもともとですね、SPC橋という、要するに2径間方式、橋脚を3つつくってSPC橋という橋をつくらうという計画だったんです。ところが、この2径間方式でもってSPC橋をつくるならですね、橋脚が3つ要る。しかもこの橋脚はとてつもなく大きな橋脚。ならばその堤防ば大きく掘ったくらにゃいかんから、これは国土交通省が認めない。どうしてもするとするなら、国土交通省が受託事業をして行う、ですね。そうしておったならばですね、約1億8,000万円程度であの橋はできあがるとるわけなんですね。それがいかんからと言いましてですね、なぜそのくらいで済むのにも関わらず国土交通省の受託事業としてさせなかったのか。その理由についてもお願いします。

それからですね、次に5点目ですけれども、約8,000万円ですね、追加、この工事による追加補正を確か昨年の12月の臨時議会だったと思いますけれども、このときに8,000万円の追加補正を臨時議会に提案してある。それはどういった理由かと言いますと、そのときの説明ではですね、建設省の指導によりまして、元々そのSPC橋をつくるつもりがPCワーゲン工法、つまり斜張橋に変わりましたからその変更分の8,000万円ですというふうな説明があつてですね、そのようなことがあつて、この8,000万円という追加補正をされておる。でですね、その元々の計画ではですね、SPC橋をつくるならば当然そこに足場ばつくらにゃいかんわけですよ、川底からこう柱をあげて、いわゆるこうこう私がちょっと絵を書いてみましたけどですね、要するにこれが川底ですよ、ここでいっぱいこう支柱を立てて、この上に作業の足場をつくらにゃいかん。この作業の足場でもですね、これは半端なもんじゃいかんわけです。なぜならですね、大型のダンプカーやら、あるいは生コン車やら、いろんな重機やら、そういった大物が行き来するようなどか、いわばもう道路ば2つつくると一緒になんです。そうするならばですね、この経費も当然含まれとらにゃいかんわけですよ。でしょう。それがワーゲン工法に変える、ワーゲン工法でご存じと思いますが、要するに作業台車が両方からこう行くわけです、少しずつ、少しずつ。そして真ん中でこうドッキングするという方法なんです。そぎゃんすつとしゃが、これが全然要らんごてなるわけです。副委員長、おわかりですか、でしょう。だけん、これには当初から、要するに経費として当初の予算に含まれとるはず。そしてそれが要らんごてなって、またさらに8,000万円というのはなぜなのか。その工事代が幾ら、経費が幾ら、その辺についてですね、示していただきたいと思います。

それから次に6点目ですけれどもですね、当初の設計金額はですね、2億9,500万円だった。ところがそれを見てびっくりした関係者はですね、これは高っか、もっと安くせよということで2億6,000万円まで落としておるわけ、設計金額。その3,000万円の差ですね。

議長（北田 彰君） 中原議員、議案の第何号についての質疑かを言って下さい。

[登壇]

（中原 繁君） 今度も補正が出てますね、減額補正が。それについてに関連しておりますからですね、そういうことです。

なら、次に回しましょうかね、一遍に言うてしもうてから全部答えてもらって、また聞いた方がよかかな。そやんしましょうかね。あとはなら向こうの方からお尋ねします。

議長（北田 彰君） 建設常任副委員長、河島秀逸君。

[登壇]

建設常任副委員長（河島秀逸君） 中原議員の熱のこもった質疑に対しましてお答えいたします。

3項目だったですかね、6だったですね、メモしましたけど、ちょっと忘れしました。私も非常に身に余る意見で心も痛みまして、大役を務めながら審議してきました。そこでお答えします。建設常任委員会に今質疑ありました案件につきましては、付託された議案についての質疑は各委員からございませんでした。ので、お答えできません。それと、9月の議会での8,000万円の件でございますが、これにつきましては、冒頭、今日の報告のとおりでございますので、この説明以上の内容はないと思っておりますので、どうかご理解していただくようよろしくお願い致します。

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 余りにも素晴らしい答弁で、私も驚いておりますが、聞いたところがほとんどお答えになっていないというふうに、これは大変深い深いですね、意味があるわけですよ。それはもう副委員長も無理だなと思います。あなたの8,000万円というのはちょっと食い違っとるわけです。私がお尋ねしたのは、要するに工法を変えたときの8,000万円で、護岸工事をする8,000万円じゃないんです。いいですか、そののところをお間違いなくしていただきたいと思えますね。

なら7番目から進みたいと思います。次はですね、いわゆるこの事業についてはですね、要するに基本設計から実施設計、そしてさらには施工管理設計という段階があるわけなんですよ。委員長、よくご存じ。そこでですね、この施工管理業務についてはですね、ほとんどこれは随意契約で行われている、いいですか、随契で。それでここはですね、私も一般質問で申し上げましたようにですね、当初の中央技術何とかコンサルタントはできないと、SPC橋の設計は。よって西日本SPC協会に委託をしたと、ほとんど丸投げで。その西日本SPC協会なるものにはですね、この工事を受注した緒方建設がメンバーとして入っているんですよ。とするならばですね、設計の金額から何もかも自由自在にできるということ。だから、施工管理業務、なぜ随契でしたのか、これもまずお答え願いたいと思います。そしてですね、さっきあなたがちょっと触れられたけど、ここでさっきのあなたの答えられる質問になるけど、さっき立派に報告の中で言われました。そこでですね、一つこれは問題だと思えますね。去る9月の議会において、我々もこの点については相当な議論をしたんです。そのときにですね、国土交通省と十分打ち合わせながらやってきましたと言って、その分どうしても必要ということですね、8,000

万円認めたんです。そのまだ舌の根も乾かないうちにですよ、実際国土交通省に行ってみればそぎゃんことは言ってないと、ここまいでよか、よって3,000万円ですか、3,000万円のお金が余分に、お金が要らんとてなったということですよ。一体全体この元々の設計はどぎゃんしたかと、過大設計じゃないかと、過大見積もりじゃないかというふうに思わざるを得んのですよ。その辺のことについて、副委員長の方からですね、詳しくご説明をいただきたいというふうに思います。

以上のようなことでですね、私の質問にしたいと思いますが、今、聞いたことについてご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 建設常任副委員長、河島秀逸君。

[登壇]

建設常任副委員長（河島秀逸君） 設計の質問でございますが、合併する以前の問題でございます。今回の委員会につきましてはそういう意見が出ておりませんでしたのでお答えできません。それと、先ほどの金額の変更でございますけれども、これはやはり職員のやはり献身的な努力によってですね、3,000万円も安くなったということでございますので、そのあたりを職員の努力というものをね、買っただけならば非常にありがたいということでございますので、以上でございます。

議長（北田 彰君） 委員長報告についての質疑をお願いします。

中原 繁君。

[登壇]

（中原 繁君） 関連なんのですね、全く違反しとることじゃなかつですよ。だからですね、もう今私のこの副委員長の議論の中でもですね、これまたますますわけくちゃわからんごとなつたと、疑惑はもうますます深まったという私は感じを持っております。だからこそ大変注目しとる、住民が注目しとる関心度の高いこの問題についてはね、議会の責任においてですよ、明らかに、市民に明らかにして報告するのが議会の義務だと思っております。以上で、これからですね、副委員長も大変ご苦労だからこれを何回議論してもですね、かみ合いませんので私はこれで終わります。副委員長、お疲れでした。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

笠愛一郎君。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 撤回されましたけれども、緊急動議まで出ましたので、あえて質疑と後ほど討論をさせていただきます。

私は総務常任委員長の報告について、まず質疑をいたします。案件は、議案の陳情第3号、新庁舎建設の再検討を求める陳情書並びに要望、新庁舎建設計画につい

てであります。先ほどの委員長の報告を聞いておりますと、賛成少数で不採択という報告だけございましたので、内容についての報告がございませんでしたので、2、3点お聞きしたいと思います。

1点は、議運の席上で私は、これは1時間ほどかかったんですけども、今回は陳情という形で正式な手続きを踏んで議会に提案をされた、提出をされたものであります。特にこの新庁舎建設問題については、新庁舎建設特別委員会が現在設置されております。それで審議をされているわけでありますので、本来でありますならば私たちの今までの旧菊池市議会の流れでいきますと特別委員会に付託されて審議をしていただくというのが私は筋だろうと思っておりましたけれども、どうしても総務委員会の方に付託ということになりましたので、総務常任委員会ではその問題についての意見や協議等があったかどうかということをもまず1つお聞きしたい。

それと、ただいま賛成少数で不採択というようなご意見でありましたので、それぞれ質疑や、また意見等が出されていると思いますので、賛成、不賛成についての委員さんの発言について少しまとめて報告をいただければありがたい。

以上、2点についてお聞きします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） この提出者の1人であります笠議員の方からの質問でございます。実はですね、笠議員、これは12日の10時からこの提出されております方々、御三名を我々の委員会に来ていただいて、その中で御三名の方にいろいろ意見を述べていただいて、その中で1つは何と申しますかね、質疑もしながら慎重に審議した結果でございます、そして一応終わってからお引き取りを願って、そして他の議案をずっと進めて、最後に実は陳情書を審議した。そのときにはほとんどの議員さんの意見も実際ありませんでした。それはなぜかということ、やはり12日の当初にですね、そこで議論をして聞いたからそれでよしということであったんでしょう。それで採決の結果、要するにこの原案にですね、少数の人が賛成で、いわゆる反対者が多かったということでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 笠愛一郎君。

[登壇]

（笠 愛一郎君） ただいま委員長の方から答弁がありましたけれども、内容についての報告が今ありませんでしたので、陳情者に対する質疑があっただけで、後ほどの委員会の審議の中でそれぞれの委員さんのご発言、賛成の方も反対の方もなかったということではございませんでしょうか。それとまたもう1点、確認は取っており

ませんけれども、何かお聞きしますと討論、採決で討論なしで、の部分がなしで採決になったというような話がありますけれども、それは事実でしょうか。その2点について、再度お聞きします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 委員会で採決のときに討論はなかったということでございますね。委員会に討論せにやんですかね。普通採決する場合、その中で皆さんが意見をずっと執行部に言うて、あるいは提案して、最終的にはそういった全会一致の場合はもうそれでいいんですけれども、異議がある場合に採決するわけです。そのときに討論な私は必要ないと思ひまして、討論はあっておりません。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 笠愛一郎君。

[登壇]

（笠 愛一郎君） 委員会の委員さんの発言等がなかったということならなかったでいいんですよ。しかしこれは質疑から離れますけれども、今委員長が委員長の採決の部分で討論がないというのは、これはちょっと由々しき話でありましてですね、どういう手続きでも議会規則上は質疑が終結をして、その後討論がありませんかということをお尋ねの上で採決にならなければ、討論を無視して採決することは成り立たないわけですから、それはちょっと委員長の判断間違いじゃないかなと。もしそういうことが総務委員会で行われているなら、委員会審議としては手続上問題じゃなかろうかなと思いますので、それはちょっと本件と違いますけど、本人がそうおっしゃいましたからですね、お聞きします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 私は委員会ではですね、委員長としてずっとやってきたんですが、最後にはですね、皆さんほかにはご意見ございませんかと言うわけですね。ないわけです。ないなら次に進まにやしょんなかですね。そしたなら、ないなら、また採決の場合は採決せにやしょんなかわけですよ。だから私は、あんたが言いよつとがどうもわからんです。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

横田輝雄君。

[登壇]

（横田輝雄君） ただいま笠議員の方からお尋ねがございましたが、陳情と請願のことについてですね、総務委員長にお尋ねしたいと思ひますのでお願いをしたい

と思いますが、委員長の報告は陳情に対してですね、多数決によって反対ということだということですが、やはりその内容についてですね、やはり反対意見がどんなものがあったのか、あるいは賛成意見がどんなものがあったのか、あるいはまた中間的に継続審査ではどうかというふうなご意見等があったやにも聞いておりますので、そういったそのご意見というのはなかったのか。その辺をお尋ねしたいということで立ったわけですが、菊池市も合併を経まして9ヵ月を過ぎております。先だっているような一般質問、24名の方がされましたけれども、それぞれがやはり将来の新しい菊池市の行く末を心配をされて、総合計画はどうなっているのか、あるいはまた財政的なものはどうなのか、そういった質問がいろいろと集中してきたのだとお聞きをいたしておたわけでございます。先だって財政的なことで代表監査員からも報告がございましたが、菊池市は特にですね、現在経常収支比率というのが通常75%を超えたら非常に危険だというふうに言われております。ところが先だっているような一般質問、あるいは皆さん方のことを聞いておりますと、やはり95.8%、とんでもない数字で上がっております。と同時に、昨年度、16年度の一般財源の総額を見ますと185億4,943万9,000円。

議長（北田 彰君） 横田議員、委員長の報告に対しましてのですね、質疑をやって下さい。

[登壇]

（横田輝雄君） はい、わかりました。そういったことですね、状況を踏まえながら、やはり審議がなされたどうかということをお尋ねしとるわけですから、その点はお許しをいただきたいと思いますが、特に臨時財政対策債、あるいはまた減税補てん債、これは借金と同じですが、これを入れても88.3%という非常に緊迫した財政であります。そんな情勢の中で、やはり庁舎建設等についても今少し慎重にすべきだというふうなご意見等があったやにも聞きましたので、そういったご意見というのはなかったかどうかということをお尋ねをしたいということでございます。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、中原 繁君。

[登壇]

総務常任委員長（中原 繁君） 横田議員の質問でございますからお答えいたしたいと思っております。確かにですね、いろんな財政上の問題とか、あるいは菊池市庁舎が向こうに行ったときのその後のこのまちの将来の疲弊した状態とか、いろいろ問題がありました、確かに。しかしこの庁舎の問題については合併法定協議会の中ですね、1年かそれ以上に渡って、特にこの問題は大きな問題として議論をされてきたことも事実であります。そういうことで、いろんな議論がありましたけれども、最

終的にはそれについてのほとんどの意見もなく採決したわけでございます。確かに市民の皆さんのその発言の中ではですね、将来の菊池市が疲弊してしまうのは大変心配だという意見、十分その合併協で決定しとることは十分承知しておりますが、要するに将来の菊池市を心配されとったという意見が多かったというふうに思います。しかしながらさっきも言いましたように、合併協の中で特に慎重にこの問題については議論がなされた経緯があるわけですから、我々議会としてもですね、それを100%満足とはいかないけれども、譲って認めてきとるわけですね。そういった現実、事実があるわけですから、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、陳情第3号及び要望を除き討論を行います。討論はありませんか。

甲斐健彦君。

〔登壇〕

（甲斐健彦君） 討論を行います。本来ならば大討論をすべきところ、時間がかなり経過しておりますので簡単に申し上げます。

私が反対をするのは、議案第130号、旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。さらには、議案第143号、旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。以上の2議案については、私は不認定といたすものであります。その理由ですが、同和事業としてですね、これまで住宅新築資金貸付金があったわけですが、もうこれは閉鎖をされて返ってくるだけということになっておるわけですが、例えば130号の認定で菊池市では収入未済額がですね、4,473万9,995円あるわけです。旭志もわずか29万円程度でございますが、菊池市は、去年は私は寝とって参加できませんでしたのでわかりませんが、一昨年の数でいきますとね、菊池市の未済額が4,019万2,683円なんです。本来ならね、もう新規貸し付けはないわけですからどんどん返済が行われて収入未済額が減っていかにかいにかんに増えていきよると。これはやっぱり執行部としてですね、これに対してどういう対応をするのかと。毎年聞くけども頑張ります、頑張りますといっちゃん頑張らんだったと、これがこの結果ですね。それで、同和関連で言いますとね、今なお同和団体への助成金が菊池で解放同盟に342万円、旭志で364万円、あるいは泗水も予算の中にも含まれておると。そしてですね、これは参考で申し上げますが、今回出された決算の成果で執行部はこう述べている、支

部の活動が衰退しないように活動費を助成しています。これは誠に正直にお書きになったかと、褒めてつかわさにやいかん。だんだんですね、やっぱり同和問題というのが解決の方向に向かっておると、こういう中ですね、やっぱりお金を借りたら返すという前提でですね、努力をする。借りた人も、執行部もそういう点で努力が不十分だという点で、両議案に不認定を表明するものであります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第3号及び要望の討論を行います。討論はありませんか。

樋口正博君。

〔登壇〕

（樋口正博君） 私は、陳情第3号、新庁舎建設の再検討を求める陳情書並びに要望、新庁舎建設計画について、不採択に反対の討論をさせていただきます。

今回の陳情・要望につきましては、新庁舎建設に関して大きく7つの問題点が挙げられていると思います。1点目は、合併特例債の使用を含めた財政問題、2点目、旧4市町村の都市計画の問題、3点目、地域振興局等公的機関の市外転居への危惧、4点目、市民全体の民意の再確認、5点目、新庁舎予定地への交通弱者への対策、6点目、本庁を含み5ヵ所の庁舎を持つことによる行政機構の複雑化、7点目、国営菊池台地水利事業、県営畑総事業など、国営事業との整合性が問われています。加えて、現時点では新庁舎建設における合併特例債の適用基準が明確ではなく、なおかつ旧市町村役場4ヵ所の有効利用及び地域づくりの計画・協議・決定がなされないことを考えれば、新庁舎建設の再検討を求める陳情書及び要望については、地域住民への不安を解決するためにも審議を重ね、市民協働の精神により、市民からの声を広く施策に生かすことで住民への説明責任を果たすためにも採択すべきであると考えます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

川口良郎君。

〔登壇〕

（川口良郎君） 私は、陳情第3号、新庁舎建設の再検討を求める陳情書及び新庁舎建設計画についての要望書につきまして、中原委員長の不採択の報告に対し賛成の立場、いわゆる原案に対し反対の立場から討論をさせていただきます。

実は文書を用意しておりますが、今日は市民の方もたくさんお見えになっているようでありますので、もう読むのは止めます。私の率直な気持ちを申し上げていきたいというふうに思っております。今回、提出をされました陳情書及び要望書の内

容は、合併協議会での3年を目途に花房台地に本庁舎を建設するとの決定事項を再検討し、現在の本庁舎を利用してほしいという旨の意向であったろうと思います。

3名の代表者の方が来られまして、3点ほど私質疑をさせていただきました。1点目は、財政の問題が危惧されるからというお話でありました。陳情書には7点ほど出ておりますが、そのときの話はそれが中心でありました。それに対し、財政の問題以外には、じゃ、ないんですかとお尋ねしたら、やはり今の商店街の停滞等々心配だというお話がありました。これは確かにあるかもしれません。それともう1点目は、もし仮に本庁舎をここに残すとして新築は必要ですかと。もう既に40年近く経っておりますよ、必要ですかとお尋ねしたら、それは建築してほしいというお話でした。もう1点目は、合併協議会を重ね、法定協議会を設立してから1年4ヵ月、いろんな問題について協議を実はしてまいりました。既にご承知のとおり、この法定協議会におきましては4市町村苦渋の選択の項目がたくさんあったはずであります。しかし、その決定にあたりましては、多数決という方法を採用せず、住民代表である協議会に出席された皆さん方の全員の同意が採れてから前に進んでいったというふうに記憶をしております。もしここでこの陳情書を再検討してほしいというそれだけの強い希望があるとするならば、私はなぜ旧菊池市のときに陳情書、要望書をお出しになって菊池の代表である協議会に出席された方々にお申し出をされなかったのかなという気持ちでいっぱいあります。そうすれば、当然これに対する協議会における審議というものがあったはずであります。それによって結果が変わったかもしれません。私は率直にそのように思っております。逆に、なぜ今、陳情書をお出しになったのか、これが疑問に思います。恐らく想像しますと、今後菊池市の財政状況非常に厳しいと危惧がある、そういう思いでお出しになったかと思っておりますが、私も一般質問で財政の問題、お聞きをしました。そのように考えております。ピークで363億円という公債残高が残る。公債費負担比率で18%ぐらいになるでしょう。ただこれは一般会計の公債だけであって、特別会計は入っていません。債務負担行為も入っておりません。私はもっと厳しい状況になるのではないかなと実は考えております。ただ、執行部の方で詳しい職員の方々がいろんな想定の下に出されたことですから、これを信頼しながら悪いところは一つずつ直していきたいというふうに考えているところであります。実は11月だったと思っておりますが、熊本の方で潮谷知事、幸山市長、それから現在の阪神百貨店の社長、それからテレビでおなじみの松原東洋大教授、それと北川元三重県知事だろうと思っておりますけれども、よくテレビに出ておられます、が新幹線開通に伴う熊本の活性化ということでフリートークがあったのが新聞に載っておりました。その中で冒頭、新幹線が開通することによって確かドーナツ現象と書いてあったと思っておりますが、熊本を全

部通り抜けて福岡へ行くのではないか、それが熊本の今の問題だという議題が出てまして、これに対し北川さん、あるいは松原さんはこういう回答をおっしゃっています。それは当然な話じゃないですか。そんなこと予想できた話でしょう。今ごろ何を言っているんですか。当然それは事前に協議をし、それに対して対策を既に打っておく、そんなことできなくて何がいい県ができますかというような答弁が載っておったのを記憶しております。今回出されましたこの陳情書においても、私は当然本庁舎が決定をすれば、この7項目の中で建設費の書いてある1項目は除いてすべて予見されたことであります。それであるとするならば、なぜもっと旧菊池市の住民の代表の方に陳情されたり、運動をされなかったのかな、気持ちがいっぱいあります。私ども泗水におきましては、いろんな苦渋の選択をしてまいりました。ただ最終的には、協議会に出られた皆さん方をお願いしたことは、いいでしょう、私たちも菊池市とつきあいましょう。ただ、本庁舎の問題だけは花房台地ですよ。それがもしできないとするなら合併は止めましょう、はっきりとそういう決議をしております。その上で3名の議員の代表の方が協議会に臨んでいただいたはずであります。それが結果として今出ているのではないかなと私は考えております。恐らく、この4市町村合併をなぜやったかと言えば、いろんな山があり谷があるものをいずれは一本にしていかななくてはいけません。そうなってくれば、当然我慢するところとお互いに譲り合う、そして地方分権にあった新生菊池市を誕生させるということが目的であったんではありませんか。あえて申し上げておきますが、私どもは旧菊池市だけを引き継いだつもりは全くありません。旧4市町村を完全に引き継いだものであります。ただ、陳情書、要望書に挙げておられるいろんな不安、財政の問題、十分わかっております。60億円という数字は、恐らく合併に伴う新市建設計画事業の中で58億円というものが出てきているのではないかなと思っております。ただこれは概算でありまして、今、執行部の方ではいろいろと知恵をこらしていただいています。また我々もこんな金額を容認するつもりはありません。人件費削減、あるいは事務機構の問題等々、今、行政改革でやっていただいていますので、必要最小限度の本庁でいいと私は考えております。事務機構の問題については少し触れますが、事務機構につきましてはぜひとも効率のいい事務機構で、効率的な菊池市運営をぜひともやらせていただきたいと、これから案として出てくるものと考えます。よって、ぜひともこの陳情書につきましては、旧菊池市の市民の方々のご不安は十分わかりますが、合併協議会で決定しましたことをぜひともご理解をいただきまして、ご承認を賜りますことをお願いを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

笠愛一郎君。

[登壇]

(笠 愛一郎君) 私は、陳情第3号、新庁舎建設の再検討を求める陳情書並びに要望、新庁舎建設計画についての総務常任委員会の採決が不採択ということになっております。それに対する反対ということで、陳情を通していただきたいという立場で討論をさせていただきます。

ただいま川口議員の方から縷々立場上と全体との流れ、お考え等もご表明がございました。確かにここは今、議会が59名の議会でございまして、各市町村を元々代表する方々の集まりであります。それぞれ元々の自治体の問題、また地理的な問題、いろんな問題を含めてのお考えがあるかと思えます。その中でのこの向こう10ヵ年の中での最大の事業の方向をどう決めるかということであります。私も合併協議会の一員でありました。商工業の代表として、私は市長から委嘱を受けまして、笠愛一郎としてあそこに参加をしております。確かに先ほど動議が提出されましたけれども、お聞きしますと、今回の陳情書の団体の代表として名前を連ねていることに対してというお話でありましたけれども、これは議会になじまないことでありますから取り消されました。今回の陳情書は、特に陳情第3号については、皆さん方のお手元にお配りされている議案には代表5名の方を陳情者代表とされておりますけれども、議運等に配付されました元々の陳情書自体は、旧菊池市内32団体の連名による陳情でございまして、私が預かっております菊池市商工会も理事会の決定に基づいて公印をうって提出したものであります。そういう立場で意見を述べさせていただきますけれども、ただいま合併協議会の問題ございました。今ほど川口議員の方から、発言の中に、この案件が認められなければ合併はならないという発言がありました。まさにそこで合併協議会の協議がスタートしているんじゃないかなという印象を私は持っております。菊池市の市議会並びに旧菊池市行政もこの問題に関しては大変悩み、苦しみ、持ってきました。ただ今回の合併は、今年の3月22日に向かってのもう時間との戦いでございまして、51の主要案件についての審議が進められました。その第1号になる案件が、この新庁舎建設問題であります。今おっしゃったような問題、菊池市としては合併を成就させるためにはどうするか。ここで菊池市の意見を提出した場合、合併が頓挫するんじゃないかと、そういう問題でずっと全協を開き、最終決定をしました。

議長(北田 彰君) 笠議員につきましては、提出者の一員でありますので、簡潔にお願いします。

[登壇]

(笠 愛一郎君) だからその経過が必要だから言っている。そういう場面がござい

まして、許されている案件として最終的に提出したのは、あの場所は先ほど質疑の中にもありましたように、国営菊池台地の共有地並びに県営団地として今準備中の問題であるので、今後3年以内にあそこに建設するのは非常に難しいというその部分だけを提出するしかないということで、私たちの旧市議会は取りまとめをして合併協議会に提出したものだと思っております。ただこの花房台地に新庁舎を建設するという問題が、小委員会もありました、その中で平たくその問題について白紙の状態から設置されたものであればいいんですけども、元々からあの部分に建設、3年以内に建設というのが旧菊池市としては突きつけられた問題、そういう中での流れでありますので、今、旧菊池市民の団体が揃って提示をされました。この近々の状況を見ますと、新聞報道等で新庁舎建設の問題が進展しつつある。また、先ほど行政が取られましたアンケート調査におきましては、旧菊池市からのその意見がなかったという報道等もございましたので、旧菊池市の市民の方々はこの時期を逃して私たちの意見を出さなければいけないと。ただここに引き戻せという強行意見ではなくて、きちっとした論議をしていただきたい。市民が納得できる論議の上に立って今後の事業を進めていただきたいと、そういう思いで提出されたものだと思っております。確かに先ほどおっしゃいました財政上の問題等もあります。確かに財政上の問題、新庁舎を建設する場合は今回の特例債という処置がなければ、一般的に建てれば100%一般財源から出さなければならぬ、そういうメリットもありますけれども、旧菊池市の状況から判断しますと、これは旧菊池市の立場になって申し上げますと、私はこの陳情書に特に書かれております財政問題、いろんな問題もそうでありますけれども、私個人として一番懸念をするのは、この菊池市隈府市街地は、ここに書いてありますように、昭和31年に都市計画法作りまして、順次都市計画道路を設定しました。警察署の通りであります正観寺東原線、そして文化会館の通りであります大琳寺木庭橋線、そして温泉地であります温泉通り線、順次都市計画道路をつくって市街地形成を図っておられました。昭和の時代におきましては、11市の中では最も都市計画が進んだところと評価をされております。その反面、旧市街地が衰退をしてきたのも事実でありまして、その流れの中でこのこの本庁舎が中央通りから移転をし、その関連でこの近隣につきましては市の建物だけでも中央公民館、文化会館、市営プール、そして隈府体育館は無くなりましたけれども今は武道館が建っております。また関連の公的施設、商工会館もそうでありますけれども、また県の振興局、菊池警察署、税務署、法務局の出張所、これは近々大津に移転をします。また森林管理所、農政関係の統計出張所、監督署、N T T、郵便局等の公的施設が配置をされ、この菊池地域の行政の中心としてやってきました。その流れの中に、今ここがあるわけでありまして、本庁舎が仮に他の場

所へ移転した場合、今からまさに行革が進みます。県の振興局等の統合等も出てきましょう、また国の機関等の統合も出てきましょう。その場合、私たち新市がこの菊池からここにいて下さいという意見を出せますか。私たちの本庁舎が他の地域に移転した場合、例えばなら花房に移転された場合に、他の移転先がその周辺に張りつくならいいですよ。恐らく、その次の段階ではこの新市外へ転出していく可能性があります。そういう問題も含めて、今後の財政上の問題、先ほど川口議員が言われました庁舎の組織の問題、総合支所、支所のあり方の問題等々平たくやっぱりテーブルに付けて、住民が納得できるような説明責任を私たちは果たさなければならぬ、そういう時期だろうと思います。そのため特別委員会等も設置されましたから、恐らく今日提出をされました旧市民の皆様方は継続審議でもしていただきまして、そのテーブルをつくってくれるものだろうと思って提出をされましたけれども、あにはからんや今回の総務常任委員会で否決という形になりました。先ほど私は質疑をしました。どういう意見が出ましたかと申し上げましたけれども、委員長からお答えがありません。それだけ軽々しい問題ではないと思います。ぜひ、それぞれの立場や今までの地域間の問題があるかと思えますけれども、一度はやっぱりテーブルに付けてきちとした判断をすべきじゃなかろうかなと思っております。していただきたいと思っております。そういう観点から、私は今回の陳情については慎重にやっぱり審議をしていただきまして、今後の大切な私たちの事業、また菊池の、新市菊池市の発展の将来というものを見極めるという意味でも一番大切な案件だろうかと思いますので、議員の方々には慎重な審議をしていただき陳情を取り上げていただき、そういうことをお願い申し上げまして討論とさせていただきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 私は、陳情書、原案に反対の立場で討論を行います。

今、笠議員が申されました庁舎の位置が、を言えば頓挫すると言われました。合併協議会で言われるべきではなかったでしょうか。そもそも北部4市町村が合併にいたった経緯をもう一度よく考えて直してほしいものであります。北部4市町村は、昭和の大合併以来五十数年、それぞれ発展してきたところですが、国の長引く景気低迷やバブルの崩壊、経済構造の急激な変動や少子高齢化などの理由で国の借金は膨れ上がり、このままでは地方公共団体は財政援助が期待できないとの理由で、国は平成の大合併を強力に進めてきました。これを受け、北部4市町村での合併案が浮上し、紆余曲折を経て合併協議会を立ち上げることができたところです。

合併となれば、住民不在で進めることはできません。このことから、合併協議会のメンバーは行政、議会、住民代表からなる委員を選出し、平成15年11月25日に設立し、実に16回の会合を重ねております。協議会での協議内容は、その都度各市町村に持ち帰り審議を決定し、その結果を協議会に報告し審議した後、正式に協議会決定として議事録に記載されているところであります。これを受け、旭志では全集落を対象に合併の協議結果を報告し、住民の理解を受けております。ほかの3市町においても同様になされると聞いております。つまり、新市庁舎の建設候補地については、協議第27号として提案され、花房の325号線と387号線間の菊池市道花房森北線沿い周辺と決定され、4市町村とも合意されているものであります。もしこの決定を覆すなら、合併そのものを否定することにもなりかねません。住民を騙すことにもなります。そのようなことは断じて許されることでもありません。これから協議された50項目について陳情書が出た場合、また協議するのでしょうか。

以上の理由から、原案に対し反対を表すものであります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 続行します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（「先ほど重大な発言があったからでもいかんですか」と呼ぶ者あり）

議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

休憩 午後零時30分

再開 午後零時40分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論を終結し、採決します。

議案第115号から議案第129号までについて一括して採決します。お諮りします。議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第129号、以上の15案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決です。各常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の15案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第130号から議案第165号までについて採決します。まず、議案についてただいま討論がありました議案第130号、議案第143号を除き一括採決します。お諮りします。議案第131号、議案第132号、議案第133号、議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号、議案第140号、議案第141号、議案第142号、議案第144号、議案第145号、議案第146号、議案第147号、議案第148号、議案第149号、議案第150号、議案第151号、議案第152号、議案第153号、議案第154号、議案第155号、議案第156号、議案第157号、議案第158号、議案第159号、議案第160号、議案第161号、議案第162号、議案第163号、議案第164号、議案第165号、以上の34案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり認定であります。各常任委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の34案件については、各常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第130号、議案第143号については、起立によって採決します。

議案第130号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第130号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第143号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第143号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第166号について採決します。お諮りします。議案第166号については、建設常任委員長の報告は原案のとおり可決です。建設常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第166号は、建設常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、陳情第3号を採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択です。

次に、新庁舎建設計画についての要望は、総務常任委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。新庁舎建設計画についての要望は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、新庁舎建設計画についての要望は不採択です。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長（北田 彰君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

1 小川会館建設に関すること
新庁舎建設検討特別委員会
1 新庁舎建設に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について議席に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第176号及び議案第177号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第176号及び議案第177号の2議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第176号及び議案第177号についてご説明申し上げます。なお、参考資料として規約改正の新旧対照表をご参照いただきたいというふうに思います。

それでは、議案の1ページをお願いします。議案第176号、菊池環境保全組合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。菊池環境保全組合の組合長及び収入役の職務の代理で地方自治法第170条の規定に準じて是正するもので、組合長及び収入役のそれぞれに「事故あるとき」の次に「欠けたとき」を加え、組合長の代理者の選任方法についても関係市町及び町長の協議により定めることを明確にするための組合規約の一部変更でございます。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためにお願ひするものでございます。中ほどが規約の一部を変更する規約でございます。5条の見出し、第7条第2項、第12条第3項及び第13条第1項第1号の変更に つきましては、文言の整理を行うものでございます。また、第9条第4項及び第10条第3項は、組合長及び収入役が欠けたときの職務の代理者を明確にするための 変更でございます。

附則で、この規約は知事の許可のあった日から施行するをいたしております。

次に、3ページをお願いします。議案第177号、菊池環境保全組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。菊池環境保全組合は、菊池市、大津町、菊陽町、合志町及び西合志町で構成されておりますが、平成18年、来年2月27日、合志町と西合志町の合併に伴い、組織する地方公共団体の数が減少することになり、旧市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、平成18年2月26日限りで菊池環境保全組合から合志町と西合志町を脱退させ、合併する平成18年2月27日から合志市を加入させるものでございます。一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためをお願いするものでございます。あけていただきまして4ページが規約の一部を改正する規約でございます。第2条が合併に伴い、合志町及び西合志町を合志市とする改正、第5条が組合議会の議員の定数を現行の菊池市、大津町、菊陽町、合志町、西合志町の各2人を菊池市、合志市、大津町、菊陽町それぞれ2人とする改正、第9条が組合の管理者の数で、副組合長を現行の4人から3人とする改正、第13条は経費の負担割合で、第2項に但し書きを追加し、施設の解体に要する負担金の割合は、施設を使用した期間中の利用割合100%とすると定めております。また、負担割合を別表のとおり改正するものでございます。

5ページの附則で、この規約は平成18年2月27日から施行することといたしておりますが、第13条第2項の規定及び別表の負担割合の改正の規定は、平成18年4月1日からの施行といたしております。

なお、議案第176号及び議案第177号の2議案につきましては、構成する関係市町村の同文議決でございます。

以上、議案第176号及び議案第177号の説明でございました。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第176号及び議案第177号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第176号及び議案第177号の2議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第176号及び議案第177号の2議案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 意見書案第7号、議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、意見書案第7号、議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。
中山和幸君。

[登壇]

（中山和幸君） このことにつきましては、全国市議会議長会からのお願いでございます。皆さん方のお手元に議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についてということで資料をお渡ししておりますが、これを読み上げて理由とさせていただきたいと思っておりましたが、もう時間も経っておりますし、大体おわかりだと思いますので、渡しとる資料でよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

（中山和幸君） そのようなことで、提案の理由とさせていただきます。

議会制度改革の早期実現に関する意見書

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえた全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

- 1 議会の召集権を議長に付与すること
- 2 地方自治法第96条2項の法廷受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
- 4 議会に附属機関の設置を可能とすること
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること
- 6 調査権・監視権を強化すること
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月15日

熊本県菊池市議会議長 北田 彰

衆議院議長 河野洋平 様

参議院議長 扇千景 様

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

総務大臣 竹中平蔵 様

議長（北田 彰君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、意見書案第7号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。従って、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 意見書案第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、意見書案第8号、「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

中山和幸君。

[登壇]

（中山和幸君） 意見書案第8号、「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について。その案につきましても、お渡ししております意見の内容でございます。意見書を見られたと思いますので、このような意見書を地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するという事で、よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

（中山和幸君） じゃ、そのようなことでお願いをいたします。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、去年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定さ

れ、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推

進すること。

5．義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6．施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7．法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8．地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9．「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月15日

熊本県菊池市議会議長 北田 彰

衆議院議長 河野洋平 様
参議院議長 扇千景 様
内閣総理大臣 小泉純一郎 様
内閣官房長官 安倍晋三 様
経済財政政策・
金融担当大臣 与謝野馨 様

総務大臣 竹中平蔵 様
財務大臣 谷垣禎一 様

議長（北田 彰君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、意見書案第8号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。従って、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 中原 繁君。

[自席]

（中原 繁君） 私はですね、動議を提出したいと思います。自治法の第112条、会議規則第16条の規定に基づきまして、先ほど建設副委員長の議論の中にもありましたように、ウォーキングトレイル事業及びその他公共工事関係の事務検査に関する調査特別委員会設置の動議を提出いたします。

議長（北田 彰君） ただいまの動議に賛成者の確認をしますので、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） この動議は、2人以上の賛成がありますので成立いたしました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。この本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。よって本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは否決されました。

〔「否決されても動議は生きとる。どやんすると。提案理由も言わせんじゃないかいた」と呼ぶ者あり〕

議長(北田 彰君) 議長の進め方じゃなくて、提出の時期が悪いわけですから。

〔「日程は今日で終わりでしょう」と呼ぶ者あり〕

議長(北田 彰君) だから、日程の追加が否決されたらそれで終わりということですよ。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。今定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これをもちまして、平成17年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れ様でした。

閉会 午後1時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 水 上 博 司

菊池市議会議員 岩 根 孝 明

付 録

平成 17 年第 3 回定例会付議事件一覧および審議結果表
(11 月 30 日・12 月 15 日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 113 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 17 年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第 114 号	菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 115 号	菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	原案可決
議案第 116 号	菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 117 号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 118 号	菊池市地区公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 119 号	菊池市し尿処理場条例の廃止について	原案可決
議案第 120 号	平成 17 年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第 121 号	平成 17 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 122 号	平成 17 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 123 号	平成 17 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算	原案可決
議案第 124 号	平成 17 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 125 号	平成 17 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 126 号	平成 17 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算	原案可決

議案第 1 2 7 号	平成 1 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第 1 2 8 号	平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算	原案可決
議案第 1 2 9 号	平成 1 7 年度菊池市水道事業会計補正予算	原案可決
議案第 1 3 0 号	平成 1 6 年度旧菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 1 号	平成 1 6 年度旧菊池市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 2 号	平成 1 6 年度旧菊池市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 3 号	平成 1 6 年度旧菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 4 号	平成 1 6 年度旧菊池市老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 5 号	平成 1 6 年度旧菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 6 号	平成 1 6 年度旧菊池市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 7 号	平成 1 6 年度旧七城町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 8 号	平成 1 6 年度旧七城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 3 9 号	平成 1 6 年度旧七城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 0 号	平成 1 6 年度旧七城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 1 号	平成 1 6 年度旧七城町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案第 1 4 2 号	平成 1 6 年度旧七城町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 3 号	平成 1 6 年度旧旭志村一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 4 号	平成 1 6 年度旧旭志村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 5 号	平成 1 6 年度旧旭志村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 6 号	平成 1 6 年度旧旭志村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 7 号	平成 1 6 年度旧旭志村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 8 号	平成 1 6 年度旧泗水町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 4 9 号	平成 1 6 年度旧泗水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 5 0 号	平成 1 6 年度泗水町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 5 1 号	平成 1 6 年度旧泗水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 5 2 号	平成 1 6 年度旧泗水町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 5 3 号	平成 1 6 年度旧泗水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 5 4 号	平成 1 6 年度旧菊池広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 1 5 5 号	平成 1 6 年度旧菊池広域行政事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案第156号	平成16年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第157号	平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第158号	平成16年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第159号	平成16年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第160号	平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第161号	平成16年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第162号	平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第163号	平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第164号	平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第165号	平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第166号	泗水町特定環境保全公共下水道事業泗水浄化センター建設工事委託に関する基本協定の変更について	原案可決
議案第167号	字の区域の変更について	原案可決
議案第168号	七城町土地開発公社の解散について	原案可決
議案第169号	泗水町土地開発公社の解散について	原案可決
議案第170号	菊池養生園保健組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決

議案第 171 号	菊池広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決
議案第 172 号	菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第 173 号	菊池市と菊池郡合志町及び同郡西合志町との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託の廃止について	原案可決
議案第 174 号	菊池市と合志市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務の事務委託について	原案可決
議案第 175 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 176 号	菊池環境保全組合格約の一部変更について	原案可決
議案第 177 号	菊池環境保全組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第 6 号	菊池市政治倫理条例の制定について	原案可決
報 告		
報告第 16 号	専決処分の報告について	原案報告
意見書案		
意見書案第 6 号	大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 7 号	議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について	原案可決
意見書案第 8 号	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について	原案可決

陳 情		
陳情第3号	新庁舎建設の再検討を求める陳情書	不採択
要 望		
要 望	新庁舎建設計画について	不採択

菊池市議会会議録
平成17年第3回12月定例会

平成18年2月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1041

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968)25-2325